
資料卷

資料1-1 二酸化窒素(NO₂)濃度経年変化

(単位: ppm)

年度 測定局		昭和62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8
一般環境測定局	北区天満中学校	*	0.039	*	0.036	0.034	*	0.033	*	0.034	*
	此花区	*	0.036	*	0.036	0.035	*	0.033	*	0.036	*
	此花区役所	*	0.036	*	0.036	0.035	*	0.033	*	0.037	*
	大正区平尾小学校	*	0.036	*	0.037	0.036	*	0.035	*	0.037	*
	西淀川区淀中学校	*	0.032	*	0.034	0.034	*	0.033	*	0.032	0.035
	淀川区淀川区役所	*	0.039	*	0.036	0.035	*	0.036	*	0.037	0.034
	生野区勝山中学校	*	0.034	*	0.034	0.034	*	0.033	*	0.031	0.033
	旭区大宮中学校	*	0.034	*	0.035	0.033	*	0.033	*	0.032	0.033
	城東区聖賢小学校	*	0.034	*	0.034	0.035	*	0.033	*	0.033	0.034
	住之江区旧住之江小学校	*	0.039	*	0.039	0.037	*	0.034	*	0.035	0.038
	平野区摂陽中学校	*	0.034	*	0.036	0.036	*	0.034	*	0.035	*
	西成区今宮中学校	*	0.038	*	0.040	0.038	*	0.037	*	0.036	*
	西区堀江小学校	*	0.041	*	0.040	0.037	*	0.036	*	0.037	*
	市内平均	0.036	0.036	0.035	0.034	0.034	0.034	0.035	0.034	0.035	0.036
自動車排出ガス測定局	北区梅田新道	*	0.048	*	0.049	0.046	*	0.045	*	0.045	*
	西淀川区出来島小学校	*	0.050	*	0.054	0.053	*	0.052	*	0.048	*
	住之江区北粉浜小学校	*	0.053	*	0.051	0.048	*	0.047	*	0.046	*
	東住吉区杭全町交差点	*	0.052	*	0.046	0.048	*	0.048	*	0.046	*
	旭区新森小路小学校	*	0.049	*	0.049	0.045	*	0.046	*	0.045	*
	福島区海老江西小学校	*	0.056	*	0.052	0.050	*	0.045	*	0.046	*
	東成区今里交差点	*	0.056	*	0.054	0.052	*	0.052	*	0.049	*
	東淀川区上新庄交差点	*	0.049	*	0.048	0.046	*	0.045	*	0.040	*
	住之江区住之江交差点	*	0.049	*	0.050	0.046	*	0.047	*	0.045	*
	鶴見区茨田中学校	*	0.052	*	0.050	0.048	*	0.044	*	0.044	*
	住吉区長居小学校	*	0.052	*	0.051	0.047	*	0.044	*	0.042	*
	市内平均	0.051	0.050	0.048	0.047	0.044	0.044	0.045	0.044	0.046	0.048

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。

2. ザルツマンは係数は0.84。

3. *印は、環境基準値(長期的評価)を超えた局。

平成7年4月1日から北区扇町中学校が北区天満中学校に名称変更。

平成7年9月1日に住之江区南稜中学校から住之江区旧住之江小学校に継続局として移転。

資料 1-2 二酸化窒素 (NO_2) 環境基準対比

(平成 8 年度)

測定局	年平均値 ppm	日平均値が0.06 ppmを超えた 日数とその割合 %		日平均値が0.04 ppm以上0.06 ppm以下の日 数とその割合 %		日平均 値の 年間 98%値 による日平均値 が0.06 ppm を超えた日数 ①日 ②日 ③日	※日平均値が0.02 ppmを超えた日数 とその割合 (ザルツ マン係数=0.72) %			
		日	%	日	%					
一般環境測定局	北区天満中学校	0.035	15	4.2	107	29.6	0.064	2 8 6	331	91.7
	此花区役所	0.038	22	6.0	144	39.6	0.065	4 15 8	338	92.9
	大正区平尾小学校	0.037	22	6.1	115	32.1	0.066	8 15 7	334	92.3
	西淀川区淀中学校	0.034	7	1.9	109	30.3	0.060	0 0 6	314	87.2
	淀川区淀川区役所	0.034	3	0.8	115	32.0	0.059	0 0 3	322	89.7
	生野区勝山中学校	0.032	5	1.4	100	27.4	0.060	0 0 3	317	86.8
	旭区大宮中学校	0.033	5	1.4	108	29.8	0.059	0 0 3	319	87.9
	城東区聖賢小学校	0.035	13	3.6	113	31.4	0.064	3 6 3	327	90.8
	住之江区旧住之江小学校	0.037	14	3.8	120	32.9	0.065	5 7 11	352	86.4
	平野区摄陽中学校	0.037	14	3.9	122	33.6	0.063	0 7 10	347	95.6
	西成区今宮中学校	0.040	24	6.6	159	44.0	0.067	2 17 12	351	97.2
	西堀江区堀江小学校	0.040	31	8.7	132	37.0	0.068	4 24 8	340	95.2
自動車排出ガス測定局	北区梅田新道	0.045	30	8.3	213	58.7	0.070	33 23 26	362	99.7
	西淀川区出来島小学校	0.048	61	16.8	200	54.9	0.075	29 54 39	361	99.2
	住之江区北粉浜小学校	0.045	25	6.9	237	65.7	0.067	7 18 30	359	99.4
	東住吉区杭全町交差点	0.048	58	16.2	202	56.3	0.072	58 51 47	354	98.6
	旭区新森小路小学校	0.049	69	18.9	195	53.4	0.077	33 62 51	364	99.7
	福島区海老江西小学校	0.045	45	12.3	195	53.4	0.071	22 38 22	363	99.5
	東成区今里交差点	0.052	95	26.0	196	53.7	0.078	71 88 87	364	99.7
	東淀川区上新庄交差点	0.046	52	14.6	197	55.2	0.074	7 45 34	354	99.2
	住之江区住之江交差点	0.049	70	19.2	198	54.4	0.078	18 63 41	363	99.7
	鶴見区茨田中学校	0.046	62	17.1	176	48.6	0.076	25 55 35	359	99.2
	住吉区長居小学校	0.050	74	20.5	222	61.5	0.077	10 67 44	361	100.0

(注) 1. ザルツマン係数=0.84。

2. [98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数] とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ0.06ppmを超えたものの日数である。

3. ※改定前環境基準(市クリーンエアプラン'73目標)対比。

平成7年4月1日から北区扇町中学校が北区天満中学校に名称変更。

平成7年9月1日に住之江区南稜中学校から住之江区旧住之江小学校に継続局として移転。

資料1-3 一酸化窒素及び窒素酸化物の測定結果

(平成8年度)

測定局	一酸化窒素(NO)			窒素酸化物($\text{NO} + \text{NO}_2$)				
	年平均値 ppm	1時間値 ppm	日平均値の 年間98%値 ppm	年平均値 ppm	1時間値 の最高値 ppm	日平均値の 年間98%値 ppm	NO_2 (年平均値) ($\text{NO} + \text{NO}_2$) %	
一般環境測定局	北天満中学校	0.027	0.326	0.111	0.062	0.404	0.167	56.7
	此花区役所	0.040	0.486	0.156	0.078	0.579	0.213	49.2
	大平尾小学校	0.032	0.478	0.144	0.069	0.572	0.204	53.3
	西淀川中学校	0.025	0.352	0.106	0.059	0.425	0.164	57.3
	淀川区役所	0.029	0.387	0.126	0.063	0.459	0.178	54.4
	生野区勝山中学校	0.026	0.355	0.116	0.058	0.433	0.177	55.7
	旭区大宮中学校	0.033	0.390	0.134	0.066	0.462	0.191	49.8
	城東区聖賢小学校	0.027	0.347	0.120	0.062	0.473	0.173	56.3
	住之江区旧住之江小学校	0.028	0.385	0.123	0.065	0.472	0.178	57.0
	平野区撮陽中学校	0.031	0.420	0.127	0.067	0.521	0.183	54.4
	西成区今宮中学校	0.033	0.390	0.142	0.074	0.455	0.197	54.6
	西堀江小学校	0.033	0.471	0.139	0.073	0.570	0.206	54.3
	市内平均	0.030	—	0.128	0.066	—	0.185	54.4
自動車排出力測定局	北梅田新道	0.059	0.446	0.159	0.104	0.488	0.211	42.9
	西淀川区出来島小学校	0.073	0.575	0.200	0.121	0.661	0.271	39.5
	住之江区北粉浜小学校	0.072	0.452	0.173	0.117	0.541	0.226	38.6
	東住吉区杭全町交差点	0.091	0.647	0.226	0.139	0.743	0.298	34.5
	旭区新森小路小学校	0.117	0.789	0.277	0.166	0.899	0.344	29.3
	福島区海老江西小学校	0.081	0.537	0.213	0.126	0.622	0.270	35.7
	東成区今里交差点	0.099	0.533	0.238	0.151	0.652	0.306	34.2
	東淀川区上新庄交差点	0.070	0.547	0.205	0.117	0.650	0.269	39.6
	住之江区住之江交差点	0.068	0.519	0.196	0.117	0.628	0.258	41.6
	鶴見区茨田中学校	0.069	0.622	0.229	0.115	0.714	0.293	40.1
	住吉区長居小学校	0.095	0.569	0.249	0.145	0.664	0.321	34.6
	市内平均	0.081	—	0.215	0.128	—	0.28	37.3

(注) 1. ザルツマン係数=0.84、酸化効率70%である。

2. [日平均値の年間98%値]とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の値である。

平成7年4月1日から北区扇町中学校が北区天満中学校に名称変更。

平成7年9月1日に住之江区南稜中学校から住之江区旧住之江区小学校に継続局として移転。

資料1-4 浮遊粒子状物質(SPM)濃度経年変化

(単位: mg/m³)

年度		昭和62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	
一般環境測定局	北区天満中学校	* ☆ 0.042	* ☆ 0.041	* ☆ 0.041	* 0.042	*	0.046	0.042	0.041	0.040	△ 0.035	0.037
	此花区	* ☆ 0.045	* ☆ 0.045	* ☆ 0.045	*	*	*	*	*	*	*	
	此花区役所	0.045	0.045	0.045	0.041	0.042	0.045	0.045	0.044	0.042	0.042	
	大正区平尾小学校	* ☆ 0.053	* ☆ 0.054	* ☆ 0.054	*	*	*	*	*	*	*	
	西淀川区淀中学校	* ☆ 0.050	☆ 0.039	☆ 0.036	0.037	0.039	0.048	0.046	0.046	0.046	0.047	
	淀川区淀川区役所	*	*	* ☆ 0.042	*	*	*	*	*	*	△ 0.034	0.033
	生野区勝山中学校	* ☆ 0.049	* ☆ 0.052	* ☆ 0.051	*	*	*	*	*	*	*	
	旭区大宮中学校	*	* ☆ 0.041	* ☆ 0.051	*	*	*	*	*	*	*	
	城東区聖賢小学校	*	* ☆ 0.041	* ☆ 0.048	*	*	*	*	*	*	*	
	住之江区旧住之江小学校	* ☆ 0.033	* ☆ 0.041	☆ 0.043	0.053	0.049	0.047	0.047	0.043	0.042	0.045	
	平野区摂陽中学校	*	*	* ☆ 0.045	*	*	*	*	*	*	*	
	西成区今宮中学校	* ☆ 0.035	* ☆ 0.042	* ☆ 0.044	*	*	*	*	*	△ 0.046	0.051	
	西区堀江小学校	* ☆ 0.036	☆ 0.035	☆ 0.036	*	*	*	*	*	*	*	
	鶴見区茨田北小学校	* ☆ 0.049	* ☆ 0.048	* ☆ 0.048	*	*	*	*	*	*	*	
	市内平均	* ☆ 0.043	* ☆ 0.044	* ☆ 0.046	*	*	*	*	*	*	*	
自動車排出力测定局	北区梅田新道	* ☆ 0.048	* ☆ 0.048	* ☆ 0.053	*	*	*	*	*	*	*	
	西淀川区出来島小学校	— —	* ☆ 0.073	* ☆ 0.078	*	*	*	*	*	*	*	
	住之江区北粉浜小学校	* ☆ 0.069	* ☆ 0.068	* ☆ 0.066	*	*	*	*	*	*	*	
	東住吉区杭全町交差点	— —	— —	— —	*	*	*	*	*	*	*	
	旭区新森小路小学校	— —	— —	— 0.067	*	*	*	*	*	*	*	
	福島区海老江西小学校	— —	— —	* ☆ 0.073	*	*	*	*	*	*	*	
	東成区今里交差点	* ☆ 0.055	* ☆ 0.051	* ☆ 0.054	*	*	*	*	*	*	*	
	市内平均	0.057	0.060	0.065	0.063	0.059	0.059	0.058	0.058	0.057	0.060	

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の値である。

2. () 内は測定時間数が6,000時間未満のため参考値とする。

3. ☆印は、β線吸収法、その他は従来の方法。但し平成2年度以降は全てβ線吸収法。

4. *印は、環境基準局(長期的評価)を超えた局。

5. △印は2日間連続の環境基準超過について判定不可の測定局。

平成7年4月1日から北区扇町中学校が北区天満中学校に名称変更。

平成7年9月1日に住之江区南稜中学校から住之江区旧住之江区小学校に継続局として移転。

資料1-5 浮遊粒子状物質(SPM)環境基準対比

(平成8年度)

測定局	年平均値 mg/m³	1時間値が 0.2mg/m³を超えた時 間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m³を超えた日 数とその割合		1時間 値の最高値	日平均 値の2% 除外値	日平均値0.10mg/ m³を超えた日 が2日以上連続したこと との有無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値 0.10mg/m³を 超えた日数	
		時間	%	日	%			有(×)無(○)		
一般環境測定局	北区天満中学校	0.037	0	0.0	2	0.6	0.183	0.082	○	0
	此花区此花区役所	0.042	3	0.0	3	0.8	0.206	0.093	○	0
	大正区平尾小学校	0.049	31	0.4	16	4.4	0.276	0.117	×	14
	西淀川区淀中学校	0.047	10	0.1	11	3.0	0.273	0.105	×	7
	淀川区淀川区役所	0.033	1	0.0	0	0.0	0.225	0.078	○	0
	生野区勝山中学校	0.048	16	0.2	13	3.6	0.251	0.107	×	11
	旭区大宮中学校	0.046	12	0.1	7	2.0	0.230	0.100	×	4
	城東区聖賢小学校	0.048	46	0.5	16	4.6	0.329	0.111	×	15
	住之江区旧住之江小学校	0.045	3	0.0	6	1.7	0.216	0.095	×	2
	平野区摂陽中学校	0.048	15	0.2	10	2.8	0.235	0.107	×	5
	西成区今宮中学校	0.051	16	0.2	13	3.6	0.308	0.107	×	12
	西堺江区堺江小学校	0.037	1	0.0	2	0.6	0.210	0.085	○	0
	鶴見区茨田北小学校	0.042	7	0.1	8	2.2	0.235	0.102	×	5
自動車排出ガス測定局	北区梅田新道	0.055	11	0.1	19	5.2	0.250	0.112	×	16
	西淀川区出来島小学校	0.058	24	0.3	21	5.8	0.287	0.118	×	17
	住之江区北粉浜小学校	0.058	37	0.4	24	6.6	0.395	0.124	×	21
	東住吉区杭全町交差点	0.065	71	0.8	39	11.0	0.302	0.130	×	38
	旭区新森小路小学校	0.066	70	0.8	39	10.8	0.348	0.130	×	39
	福島区海老江西小学校	0.063	61	0.7	42	11.6	0.306	0.127	×	40
	東成区今里交差点	0.056	13	0.2	25	7.0	0.234	0.114	×	23

(注) 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値（年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が0.10mg/m³を超える、かつ年間を通じて日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しない場合を適合とする。

※は2日間連続の環境基準超過について判定不可の測定局。

平成7年4月1日から北区扇町中学校が北区天満中学校に名称変更。

平成7年9月1日に住之江区南稟中学校から住之江区旧住之江区小学校に継続局として移転。

資料1-6 浮遊粉じん濃度及び重金属成分

測定局	測定地点	浮遊粉じん濃度(μg/m³)	Ni(ng/m³)	Mn(ng/m³)	Fe(μg/m³)	Pb(ng/m³)	Cd(ng/m³)	Cr(ng/m³)	V(ng/m³)	Cu(ng/m³)
一般環境測定局	北区天満中学校	59	7.38	47	1,422	60	1.29	10.2	9.5	58
	西淀川区淀中学校	75	14.6	93	2,511	120	2.68	16.5	14.1	211
	城東区聖賢小学校	60	7.3	47	1,556	61	1.70	8.8	10.9	85
	住之江区旧住之江小学校	59	11.3	63	2,174	65	1.44	9.5	14.8	80
	平野区摂陽小学校	67	8.5	49	2,406	65	1.82	7.8	11.4	101
	市内平均	64	9.82	60	2,018	74	1.79	10.6	12.1	107
自効局	西淀川区出来島小学校	94	15.0	106	3,105	148	2.43	17.8	14.4	261

(注) 1. 1 μg=0.001mg 1 ng=0.001μg

2. 市内平均は一般環境測定局各測定地点の年平均値の平均である。
3. 平成7年4月1日から北区扇町中学校が北区天満中学校に名称変更。
4. 平成7年9月1日に住之江区南稜中学校から住之江区旧住之江区小学校に継続局として移転。

資料1-7 光化学オキシダント(Ox)測定結果及び環境基準対比

測定局	昼間の年平均値(ppm)					1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数※(平成8年度)	
	平成4	5	6	7	8	日数	時間数(超過率%)
此花区此花区役所	0.025	0.025	0.026	0.025	0.026	65	258 (4.78)
西淀川区淀中学校	0.026	0.026	0.030	0.026	0.026	52	196 (3.64)
淀川区淀川区役所	0.023	0.024	0.028	0.025	0.026	52	160 (2.97)
生野区勝山中学校	0.027	0.026	0.028	0.026	0.027	59	206 (3.89)
旭区大宮中学校	0.027	0.027	0.031	0.028	0.028	65	254 (4.71)
城東区聖賢小学校	0.025	0.026	0.029	0.027	0.027	72	263 (4.89)
住之江区旧住之江小学校	0.025	0.024	0.026	0.023	0.025	50	217 (4.06)
平野区摂陽中学校	0.029	0.027	0.029	0.029	0.028	77	300 (5.56)
西成区今宮中学校	0.023	0.023	0.025	0.022	0.025	51	183 (3.40)
西区堀江小学校	0.024	0.023	0.026	0.024	0.025	55	204 (3.78)
鶴見区茨田北小学校	0.027	0.026	0.029	0.029	0.030	100	441 (8.18)
浪速区難波中学校	0.024	0.023	0.025	0.024	0.025	59	209 (3.87)
市内平均	0.025	0.025	0.028	0.026	0.027	—	—

1. ※環境基準との比較は昼間(6時~20時)のデータをもって行い、1時間値が0.06ppmを超える時間数が0であること。
2. 昼間とは、5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

資料1-8 年度別・地域別光化学スモッグ予報等発令状況

(単位:回数)

地 域	地 域 名	62年度		63年度		元年度		2年度		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度		8年度	
		予報	法規	予報	法規	予報	法規	予報	法規	予報	法規	予報	法規	予報	法規	予報	法規	予報	法規		
1	大阪市中心部	12	3	3	1	11	3	11	6	3	0	0	0	3	2	6	5	3	1	1	0
2	大阪市近郊とその周辺	12	6	3	0	6	1	13	8	2	1	4	2	3	3	12	10	7	6	3	1
3	東 大 阪	21	12	7	3	15	8	21	18	7	4	10	4	5	5	16	9	8	6	11	7
4	堺とその周辺	22	11	11	6	16	8	24	20	9	5	8	4	13	9	14	12	6	5	6	4
5	北 大 阪	16	10	4	2	10	3	19	11	2	1	11	5	1	1	11	4	6	4	3	1
6	南 河 内	22	16	5	2	13	7	15	9	2	0	12	6	12	8	17	11	5	3	7	3
7	泉 南	11	2	3	0	8	3	14	9	0	0	0	0	3	3	3	2	2	1	1	1
市内発令回数		25	18	11	6	17	10	27	24	10	8	14	6	13	9	18	14	9	8	14	9
府下発令回数		25	21	11	8	17	10	28	27	10	8	19	11	14	11	19	15	9	8	15	10

(注) 1. 警報、発令回数は0。

2. 市内発令回数とは市内を含む1~4の地域に発令された回数をいう。

資料1-9 年度別・地域別光化学スモッグ被害の訴え状況

地 域	地 域 名	62年度		63年度		元年度		2年度		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度		8年度	
		訴 え 件 数	訴 え 人 数																		
1	大阪市中心部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
2	大阪市近郊とその周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	22	0	0
3	東 大 阪	1	166	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0
4	堺とその周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市内合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	23	0	0	0
府下合計		1	166	0	0	1	5	0	0	0	0	0	1	1	0	0	7	45	0	0	0

資料 1-10 発令区分と発令基準

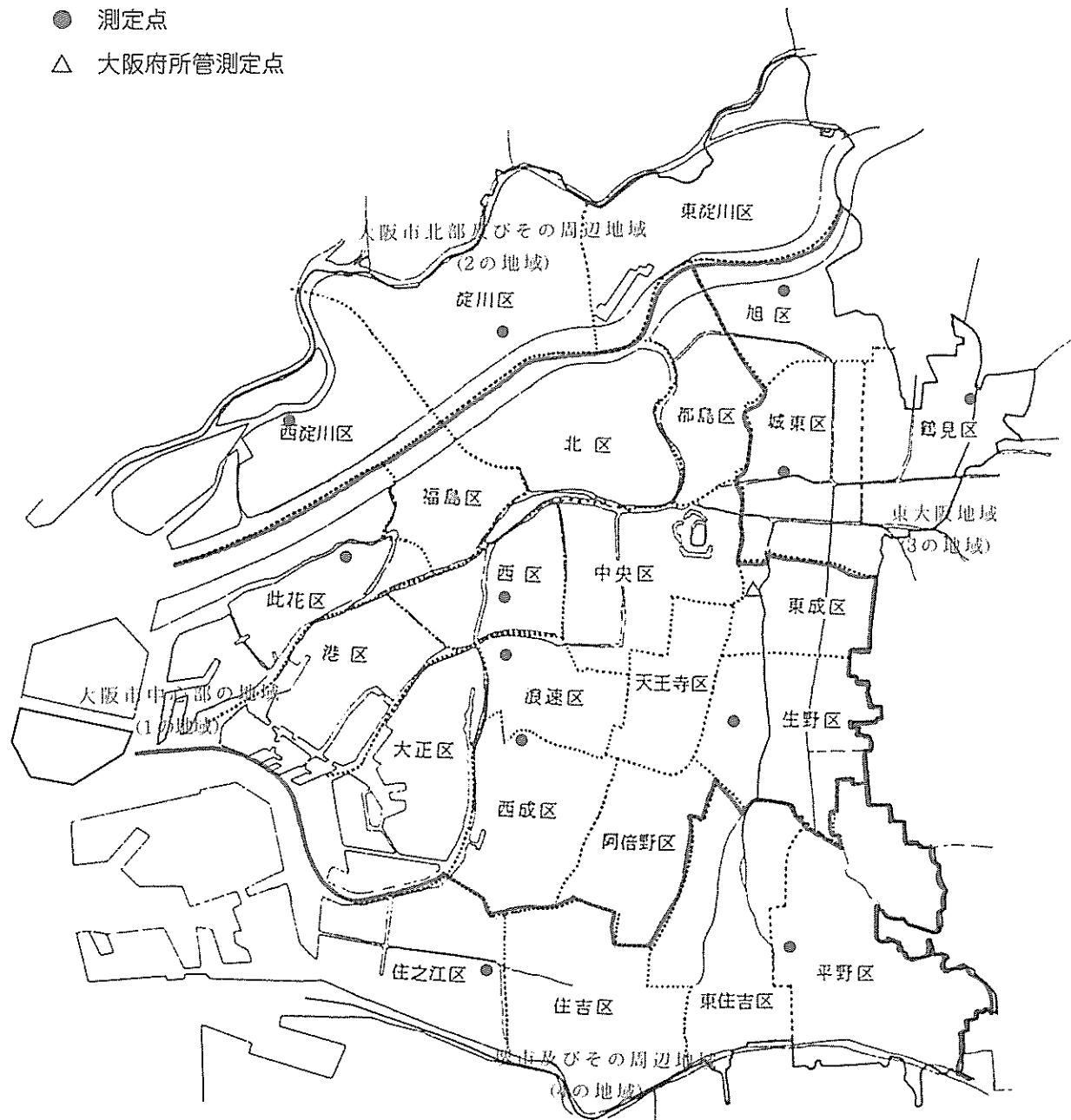
区分	オキシダント濃度 (ppm)
予 報	0.08
注 意 報	0.12
警 報	0.24
重 大 緊 急 警 報	0.40

資料 1-11 発令地域と測定点

地 域	名	測 定 点 数
1 の 地 域	大阪市中心部の地域	6
2 の 地 域	大阪市北部及びその周辺地域（西淀川、淀川、東淀川）	6
3 の 地 域	東大阪地域（旭、城東、鶴見）	10
4 の 地 域	堺市及びその周辺地域（住之江、住吉、平野、東住吉）	22
5 の 地 域	大 阪 地 域	6
6 の 地 域	南 河 内 地 域	2
7 の 地 域	泉 南 地 域	6
計		58

資料 1-12 光化学スモッグ発令地域（大阪市関係）及び測定点

- 測定点
 - △ 大阪府所管測定点



地域区分	測定点名(市内のみ)						地域区分	測定点名(市内のみ)					
(1) 大阪市中心部域	東成区 西淀川区 生野区 此花区 西区 此浪区						府堀勝今 セ江山宮花波	中学校 中学校 中学校 中学校 中学校	一校 タ学 ン小 学學 校校	校所	(3) 東大阪地域	旭城 東見 鶴見区 区	大聖茨 宮賢田北 中小学校 学小学
(2) 大阪市北部及びその周辺地域	淀川区 淀川区						淀川区	中学校 役学校	校所		(4) 堺市及びその周辺地域	住之江区 平野区 摄	旧住之江 陽中学校 小学

資料 1-13 ① 発令時の措置

	発生源における措置	学童・住民における措置	広報等の方法
予報	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急時対象工場（注）に対し、注意報に備えて注意報の措置が行える体制をとるよう要請する。 (2) 緊急時対象工場のうち特別対象工場（市内 5 工場）は排出ガス量（又は窒素酸化物排出量）を通常時の20%以上削減。 (3) 不要、不急の自動車を使用しないよう要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) テレビ、ラジオ等の報道に注意。 (2) 屋外での過激な運動をさける。 (3) 目やのどに刺激を感じたら、洗顔、うがいをして保健所に連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) テレビ、ラジオでの報道や保健所における提示。
注意報	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急時対象工場は、排出ガス量（又は窒素酸化物排出量）を通常時の20%以上削減。 (2) 特別対象工場は警報にそなえ一部操業停止などが行える体制。 (3) 不要、不急の自動車を使用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校等においては、できるだけ屋外の運動をさける。 (2) 目やのどに刺激を感じたら、洗顔、うがいをして保健所に連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 上記に加え、広報車が出動することもある。 (2) 工場パトロール
警報	<ul style="list-style-type: none"> (1) 上記の徹底。 (2) 重大緊急警報にそなえ一部操業停止などが行える体制。 (3) 特別対象工場は排出ガス量（又は窒素酸化物排出量）を通常時の40%以上削減。 (4) 自動車の使用をさける。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 屋外になるべく出ない。 (2) 学校等においては屋外の活動をやめる。 (3) 目やのどに刺激を感じたら、洗顔、うがいをして保健所に連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 上記に加え、消防広報車による広報も加わる。 (2) 工場パトロール
重急大警 緊報	<ul style="list-style-type: none"> (1) 排出ガス量（又は窒素酸化物排出量）を通常時の40%以上削減。 (1) 公安委員会へ交通規制要請。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 屋外に出ない。 (2) 目やのどに刺激を感じたら、洗顔、うがいをして保健所に連絡する。 	上に同じ

（注）緊急時対象工場とは、原料及び燃料の量を、窒素酸化物の排出特性等を勘案し、重油の量に換算して毎時 2 キロリットル以上使用する工場・事業場である。

② 被害の訴えがあったときの措置

保健所緊急調査	保健所において環境、健康調査
局緊急調査	必要に応じ、環境部、保健部、環境科学研究所が保健所緊急調査班と共同で実施

資料1-14 非メタン炭化水素(NMHC)測定結果

(平成8年度)

測定局	測定項目	年平均値 (ppmC)	6~9時 における 年平均値 (ppmC)	6~9時3時間 平均値 (ppmC)	6~9時3時間平均 値が0.20ppmCを超 えた日数とその割合 (日) (%)	6~9時3時間平均 値が0.31ppmCを超 えた日数とその割合 (日) (%)
			最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	(日)	(%)
一般環境 測定局	此花区此花区役所	0.30	0.38	1.38	0.05	269 74.9
	淀川区淀川区役所	0.38	0.42	1.42	0.06	301 84.3
	平野区摂陽中学校	0.40	0.46	1.86	0.06	298 82.8
	市内平均	0.36	0.42	1.55	0.06	289 80.7
自動車排出 ガス測定局	西淀川区出来島小学校	0.58	0.72	1.76	0.07	356 98.3
	住之江区北粉浜小学校	0.50	0.51	1.57	0.08	343 96.6
	市内平均	0.54	0.62	1.67	0.08	350 97.5
						318 88.5

資料1-15 炭化水素(HC)濃度経年変化

① 年平均値(非メタン炭化水素(NMHC))

(メタン換算) 単位: ppmC

測定局	年度	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8
一般環境 測定局	此花区此花区役所	0.46	0.47	(0.49)	0.44	0.39	0.32	0.33	0.30	0.28	0.30
	淀川区淀川区役所	0.56	0.47	0.47	0.43	0.42	0.38	0.36	0.35	0.38	0.38
	平野区摂陽中学校	0.79	0.79	(0.95)	0.74	0.77	0.71	0.67	0.40	0.37	0.40
	市内平均	0.60	0.58	0.64	0.54	0.53	0.47	0.45	0.35	0.34	0.36
自動車排出 ガス測定局	西淀川区出来島小学校	0.69	0.70	0.79	0.75	0.67	0.63	0.59	0.55	0.58	0.58
	住之江区北粉浜小学校	0.76	0.75	0.72	0.65	0.62	0.55	0.52	0.48	0.48	0.50
	市内平均	0.73	0.73	0.76	0.70	0.65	0.59	0.56	0.52	0.53	0.54

注()内は測定時間数が6,000時間未満。

② 3時間平均値(6~9時)の年平均値(非メタン炭化水素(NMHC))

(メタン換算) 単位: ppmC

測定局	年度	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8
一般環境 測定局	此花区此花区役所	0.55	0.56	(0.57)	0.52	0.46	0.40	0.40	0.39	0.35	0.38
	淀川区淀川区役所	0.59	0.51	0.51	0.46	0.44	0.42	0.39	0.39	0.42	0.42
	平野区摂陽中学校	0.89	0.88	(1.10)	0.81	0.83	0.76	0.72	0.45	0.42	0.46
	市内平均	0.68	0.65	0.73	0.60	0.58	0.53	0.50	0.41	0.40	0.42
自動車排出 ガス測定局	西淀川区出来島小学校	0.91	0.89	1.01	0.95	0.84	0.85	0.72	0.70	0.75	0.72
	住之江区北粉浜小学校	0.78	0.76	0.72	0.67	0.62	0.54	0.53	0.50	0.49	0.51
	市内平均	0.85	0.83	0.87	0.81	0.73	0.70	0.63	0.60	0.62	0.62

注()内は測定時間数不足

③ 年平均値(全炭化水素(THC))

(メタン換算) 単位: ppmC

測定局	年度	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8
一般環境 測定局	此花区此花区役所	2.33	2.37	(2.43)	2.38	2.18	2.10	2.12	2.07	2.06	2.07
	淀川区淀川区役所	2.30	2.19	2.21	2.16	2.18	2.16	2.14	2.12	2.19	2.20
	平野区摂陽中学校	2.56	2.51	(2.68)	2.45	2.47	2.41	2.46	2.14	2.14	2.16
	市内平均	2.40	2.36	2.44	2.33	2.28	2.22	2.24	2.11	2.13	2.14
自動車排出 ガス測定局	西淀川区出来島小学校	2.60	2.59	2.66	2.62	2.55	2.50	2.46	2.41	2.47	2.46
	住之江区北粉浜小学校	2.64	2.65	2.59	2.48	2.43	2.35	2.33	2.27	2.26	2.29
	市内平均	2.62	2.62	2.63	2.55	2.49	2.43	2.40	2.34	2.37	2.38

注()内は測定時間数が6,000時間未満。

資料 1-16 二酸化硫黄 (S O₂) 濃度経年変化

(単位: ppm)

年度 測定局		昭和62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8
一般 環境 測定 局	北区 天満中学校	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006
	此花区 此花区役所	0.013	0.013	0.013	0.011	0.011	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008
	大正区 平尾小学校	0.010	0.010	0.011	0.010	0.009	0.008	0.009	0.008	0.009	0.009
	西淀川区 淀中学校	0.011	0.010	0.011	0.010	0.010	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007
	淀川区 淀川区役所	0.012	0.011	0.010	0.010	0.010	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006
	生野区 勝山中学校	0.010	0.010	0.010	0.009	0.008	0.007	0.007	0.006	0.007	0.007
	旭区 大宮中学校	0.011	0.009	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006
	城東区 聖賢小学校	0.010	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.006	0.007	0.006	0.006
	住之江区 旧住之江小学校	0.011	0.012	0.012	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007
	平野区 撮陽中学校	0.009	0.009	0.010	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007
	西成区 今宮中学校	0.012	0.012	0.012	0.011	0.010	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007
	西区 堀江小学校	0.010	0.010	0.010	0.010	0.011	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006
	鶴見区 茨田北小学校	0.009	0.008	0.009	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006
	市内平均	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007
自動 車排 出力 ス測 定局	西淀川区 出来島小学校	0.020	*0.020	0.022	*0.021	0.012	0.014	0.011	0.010	0.010	0.009
	住之江区 北粉浜小学校	—	—	—	—	0.012	0.011	0.010	0.009	0.010	0.010
	福島区 海老江西小学校	0.018	0.017	0.017	0.012	0.012	0.009	0.011	0.011	0.012	0.011
	鶴見区 茨田中学校	—	—	—	—	0.010	0.008	0.007	0.008	0.008	0.007
	市内平均	0.019	0.019	0.020	0.017	0.012	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。

2. *印は、環境基準(長期的評価)を超えた局。

平成7年4月1日から北区扇町中学校が北区天満中学校に名称変更。

平成7年9月1日に住之江区南稜中学校から住之江区旧住之江区小学校に継続局として移転。

資料1-17 二酸化硫黄(SO₂)環境基準対比

(平成8年度)

測定局		年平均値 ppm	1時間値が 0.1ppmを 越えた 時間数と その割合 時間 %		日平均値が 0.40ppmを 超えた 日数と その割合 日 %		1時間 値の 最高値 ppm	日平均 除外値 ppm	日平均値 0.04ppmを超えた 日が2日以上 連続したこと の有無 ○(X)無(○) 日	環境基準の長 期的評価によ る日平均値を 0.04ppmを 超えた日数 日
			時 間 ppm	%	日 ppm	%				
一般 環境 測定 局	北区 天満中学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.029	0.012	○	0
	此花区 此花区役所	0.008	0	0.0	0	0.0	0.041	0.015	○	0
	大正区 平尾小学校	0.009	0	0.0	0	0.0	0.055	0.019	○	0
	西淀川区 淀中学校	0.007	0	0.0	0	0.0	0.054	0.015	○	0
	淀川区 淀川区役所	0.006	0	0.0	0	0.0	0.032	0.013	○	0
	生野区 勝山中学校	0.007	0	0.0	0	0.0	0.057	0.014	○	0
	旭区 大宮中学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.032	0.013	○	0
	城東区 聖賢小学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.032	0.013	○	0
	住之江区 旧住之江小学校	0.007	0	0.0	0	0.0	0.046	0.016	○	0
	平野区 摂陽中学校	0.007	0	0.0	0	0.0	0.036	0.014	○	0
	西成区 今宮中学校	0.007	0	0.0	0	0.0	0.052	0.015	○	0
	西区 堀江小学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.035	0.014	○	0
	鶴見区 茨田北小学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.030	0.012	○	0
自動 車 排定 出力 ス局	西淀川区 出来島小学校	0.009	0	0.0	0	0.0	0.058	0.019	○	0
	住之江区 北粉浜小学校	0.010	0	0.0	0	0.0	0.054	0.018	○	0
	福島区 海老江西小学校	0.011	0	0.0	0	0.0	0.055	0.020	○	0
	鶴見区 茨田中学校	0.007	0	0.0	0	0.0	0.033	0.014	○	0

(注) 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値（年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が0.04ppmを超えず、かつ年間を通じて、日平均値が0.04ppmをを超える日が2日以上連続しない場合を適合とする。

平成7年4月1日から北区扇町中学校が北区天満中学校に名称変更。

平成7年9月1日に住之江区南稜中学校から住之江区旧住之江区小学校に継続局として移転。

資料1-18 一酸化炭素(CO)濃度経年変化

一自動車排出ガス測定局一

(単位: ppm)

年度 測定局	昭和62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8
北区 梅田新道	1.9	1.7	1.6	1.5	1.5	1.3	1.4	1.4	1.3	1.5
西淀川区 出来島小学校	1.8	1.8	2.0	2.0	1.5	1.5	1.4	1.2	1.3	1.1
住之江区 北粉浜小学校	2.4	2.3	2.2	2.0	1.9	1.7	1.6	1.5	1.5	1.6
東住吉区 杭全町交差点	2.0	1.9	2.2	2.1	2.1	1.8	1.9	1.6	1.4	1.5
旭区 新森小路小学校	2.6	2.5	2.4	2.5	2.3	2.3	1.7	1.7	1.9	1.8
福島区 海老江西小学校	2.4	2.3	2.2	1.2	1.5	1.5	2.0	1.9	1.6	1.4
東成区 今里交差点	2.8	2.4	2.7	2.5	2.3	2.2	2.1	2.0	2.0	1.9
市内平均	2.3	2.1	2.2	2.0	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6	1.5

(注) 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。

資料1-19 一酸化炭素(CO)環境基準対比

一自動車排出ガス測定局一

(平成8年度)

測定局	年平均 均値 ppm	8時間値が 20ppmを 超えた 回数と その割合			日平均値が 10ppmを 超えた 日数と その割合	1時間 値の 最高値 ppm	日平均 値の 2% 除外値 ppm	日平均値が10 ppmを超えた 日が2日以上 連続したこと の有無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値 10ppmを超えた 延日数
		回	%	日					
北区 梅田新道	1.5	0	0.0	0	0.0	5.1	2.5	○	0
西淀川区 出来島小学校	1.1	0	0.0	0	0.0	5.3	2.1	○	0
住之江区 北粉浜小学校	1.6	0	0.0	0	0.0	5.7	2.5	○	0
東住吉区 杭全町交差点	1.5	0	0.0	0	0.0	6.5	2.9	○	0
旭区 新森小路小学校	1.8	0	0.0	0	0.0	7.8	3.3	○	0
福島区 海老江西小学校	1.4	0	0.0	0	0.0	5.1	2.5	○	0
東成区 今里交差点	1.9	0	0.0	0	0.0	6.3	3.1	○	0

(注) 1. 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値(年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が10ppmを超える、かつ年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しない場合を適合とする。

2. 8時間値とは、0~8時、8~16時、16~24時の1日3回の時間帯に区分した各平均値をいう。

資料1-20 区別届出対象工場・事業場数(大気汚染防止法)

(平成9年3月末)

項目 区名	ばい煙		粉じん		計
	工場	事業場	一般	特定	
北	23	308			331
都島	13	33			46
福島	15	24			39
此花	22	32	12	1	67
中央	3	475			478
西	2	123	1		126
港	9	28	11		48
大正	23	13	3		39
天王寺	3	45			48
浪速	6	42			48
西淀川	81	28	16	1	126
淀川	53	100	1		154
東淀川	35	40	3		78
東成	19	25			44
生野	28	11	1		40
旭	12	20			33
城東	38	39	1		78
鶴見	26	26		1	53
阿倍野	1	28			29
住之江	31	53	4		88
住吉	1	20			21
東住吉	7	14		1	22
平野	29	26	2	4	60
西成	24	24	2		50
総計	504	1,577	57	8	2,146
	2,081		65		

(注) 1. 電気、ガス事業法関係施設を含む。

2. 大気汚染防止法の総計及び行政区別の小計は「ばい煙」「粉じん」の延数

資料 1-21 ばい煙発生施設設置状況（大気汚染防止法）

項目番号	1	2	3			4		5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
施設名	ボイラー	ガス発生炉	焙燒炉	結燃炉	燃成炉	ペレット炉	溶鉱炉	転炉	平炉	金属性加熱炉	石油加熱炉	触媒再生炉	成形炉	焼直火炉	反応炉	乾燥炉	電気炉	廃棄物焼却炉	銅鉛溶解炉	乾燥炉	塩素化炉	活性炭炉	塩素反応炉	アルミ電解炉
区名		熱加熱炉	結燃炉	燃成炉		鉱																		
北	503(457)									3	5		6				1(1)	7						
都島	65(42)																1	1						
福島	65(40)															5	8	1(1)						
此花	113(51)	4								5	121	1	4		20	3	9						2	
中央	669(664)																							
西	134(133)									1														
港	58(38)											1					3(3)							
大正	41(15)	1	1			2	2		36	29	3		1		15	5	5(5)							9
天王寺	88(86)																2(2)							
浪速	59(56)									4														
西淀川	120(25)	3	1			1	2		16	89	1	8		30	5	6(6)								
淀川	256(144)									8	16	5	1		6		8(3)							
東淀川	130(48)										2		3		1		3(3)							
東成	54(29)									2	6			6	7		1(1)							
生野	45(11)															1								
旭	45(28)														3			1(1)						
城東	81(43)									6	1		8		4	1	9(9)							
鶴見	68(18)									15	14				4		6(5)							
阿倍野	59(55)																							
住之江	136(97)									14	20		1	3	10	5	9(7)							
住吉	32(31)																							
東住吉	31(24)														1									
平野	52(21)									6	5	1	1	1	2		7(7)							
西成	51(28)									2	18		3		6		4(3)							
計	2,955(2,184)	4	4	2		3	4		118	326	12	42	13	114	20	76(57)		7					11	

(注) 1. 電気・ガス事業法関係を含む。

2. () 内は事業場関係。

(平成9年3月末)

21	22	23	24	25	26	27	28	29		30		31		32		施設	工場	事業場	計	
								ガ	ガ	ディ	ガス	ガソ	ガソ	ガソ	リ	リ				
燃	酸	非	リ	精	鉛	蓄	電	顔	酸	コ	ガ	ス	イ	ス	ソ	リ	業	場	業	計
肥	用	ポ	リ	鍊	池	料	吸	吸	收	ク	ガ	ス	タ	エ	ソ	リ	業	場	業	計
料	成	凝	燒	酸	溶	乾	解	解	施	ス	ガ	ス	タ	エ	ソ	リ	業	場	業	計
成	施	施	燒	解	解	解	解	解	施	常	ガ	ス	タ	エ	ソ	リ	業	場	業	計
爐	設	爐	爐	爐	爐	爐	設	爐	設	用	ガ	ス	タ	エ	ソ	リ	業	場	業	計
設	爐	爐	爐	爐	爐	爐	設	爐	設	用	ガ	ス	タ	エ	ソ	リ	業	場	業	計
								7(5)	38(38)		175(173)	12(11)				757(686)	23	308	331	
								2	1(1)		25(25)	4(4)				99(72)	13	33	46	
								1	8(8)		18(18)					106(67)	15	24	39	
								2	2(1)		31(21)	8(2)				325(75)	22	32	54	
									47(47)	2(2)	218(218)	9(9)	1(1)			945(940)	3	475	478	
									10(10)		81(81)	9(9)				236(234)	2	123	125	
									5(5)	1	10(9)	8(8)				88(63)	9	28	37	
1					2	2					15(12)					170(32)	23	13	36	
					2				7(7)		26(26)					125(121)	3	45	48	
					8				7(7)		17(17)	4(4)				99(84)	6	42	48	
					16			2	2(1)	1	33(26)	5				341(58)	81	28	109	
								5	10(10)	1	65(63)	5(4)				386(224)	53	100	153	
								2	4(4)		20(20)	2				165(75)	35	40	75	
											9(8)					85(38)	19	25	44	
											5(5)					53(16)	28	11	39	
									1(1)		6(6)					56(36)	12	20	32	
									1	3(3)		37(36)	2(2)				153(93)	38	39	77
									2(2)		25(25)	2(1)				138(51)	26	26	52	
									2(2)		3(3)	1				65(60)	1	28	29	
								4(3)	4(3)	1	34(34)	9(7)				250(152)	31	53	84	
											5(5)					37(36)	1	20	21	
											1(1)					33(25)	7	14	21	
											14(14)	1(1)				90(43)	29	26	55	
											9(9)					93(40)	24	24	48	
1		32			2	28(9)	153(151)	6(2)	882(855)	81(62)						4,895(3,321)	504	1,577	2,081	

(注) 1. 電気・ガス事業法関係を含む。

2. () 内は事業場関係。

資料1-22 粉じん発生施設数（大気汚染防止法）

(平成9年3月末)

項目 区名	一般粉じん						特定粉じん 施設数
	コークス炉	堆積場	ベルト・バスケットコンベア	破碎機 摩碎機	ふるい	施設数合計	
北							
都島							
福島							
此花		18	127	6	5	156	1
中央							
西			2			2	
港		8	26	5		39	
大正	2	11	147	21	25	206	
天王寺							
浪速							
西淀川		14	76	20	6	116	1
淀川			2			2	
東淀川		3	11			14	
東成							
生野			3			3	
旭							
城東			1			1	
鶴見							13
阿倍野							
住之江		5	7	6	1	19	
住吉							
東住吉							6
平野			8	3	1	12	33
西成		4	17		1	22	3
計	2	63	427	61	39	592	57

(注) 電気・ガス事業法関係施設を含む。

資料1-23 届出工場・事業場数（大阪府生活環境の保全等に関する条例）

(平成9年3月末)

項目 区名	工 場 ・ 事 業 場	ばいじん	有害物質	炭化水素類	一般粉じん	特定粉じん ()は石綿の内数
北	40	3	16	24	7	1
都 島	15	4	3	7	6	3
福 島	23	2	2	18	6	1 (1)
此 花	48	7	5	26	14	1
中 央	16		6	15	0	
西	28	3	2	21	8	
港	40	7	2	12	21	
大 正	69	13	27	19	32	15
天 王 寺	23		9	14	1	2
浪 速	28	6	9	14	6	1 (1)
西 淀 川	107	18	37	35	44	3 (1)
淀 川	126	24	41	60	54	7 (1)
東 淀 川	56	3	12	35	23	
東 成	108	5	80	31	45	20
生 野	79	5	54	27	34	15
旭	18	1	2	11	5	
城 東	59	22	13	37	17	2
鶴 見	38	3	6	23	11	2 (1)
阿 倍 野	13		2	10	1	1 (1)
住 之 江	78	9	41	28	50	11 (2)
住 吉	8		1	9	0	1
東 住 吉	40	2	20	24	15	6 (1)
平 野	99	15	47	46	41	16 (3)
西 成	75	21	41	20	28	12
計	1,234	173	478	566	469	107(12)

(注) 工場・事業場数は、旧条例（大阪府公害防止条例）に係る届出書から読み替えしたもので、今後、工場立入等により精査する。

資料1-24 大気汚染防止法・大阪府生活環境の保全等に関する条例(大気)に基づく届出件数

(平成8年度)

種類 区分	設置届	使用届	構造 変更届	廃止届	氏名等 変更届	承継届	事故届	合計
大気汚染防止法	205	8	44	212	218	17	0	704
大阪府生活環境 の保全等に 関する条例	75	58	19	278	16	6	0	452
合計	280	66	63	490	234	23	0	1,156

資料1-25 窒素酸化物総量規制対象工場・事業場数

(平成9年3月末)

種別 区名	製造業													電気・ガス 熱供給業			事業場	合計
	食製品業	織維工業	木工材・木製品業	パルプ・木製品業	化粧工芸	石製石炭業	ゴム・皮革業	油・炭業	窯製土石業	鉄鋼業	非金属業	金製造業	機器製造業	その他製造業	電気業	ガス業	熱供給業	
北																	1 5 6	
都島				1													1 2	
福島				1				1									2	
此花					1				2	1				1 1			6	
中央																	4 4	
西																	1 1	
港	1															1 2 4		
大正									3								1 4	
天王寺																		
浪速																		
西淀川				2 2					4								1 9	
淀川				1 4													5	
東淀川		1	1														1 3	
東成																		
生野																		
旭																		
城東	1																2 3	
鶴見																	2 2	
阿倍野																		
住之江									2					2	1 4	9		
住吉																		
東住吉																		
平野																	2 2	
西成									1 1								1 3	
計	2	1		6 7				2	12	1				3 1 3	27	65		

(注) 電気・ガス事業法対象を含む。

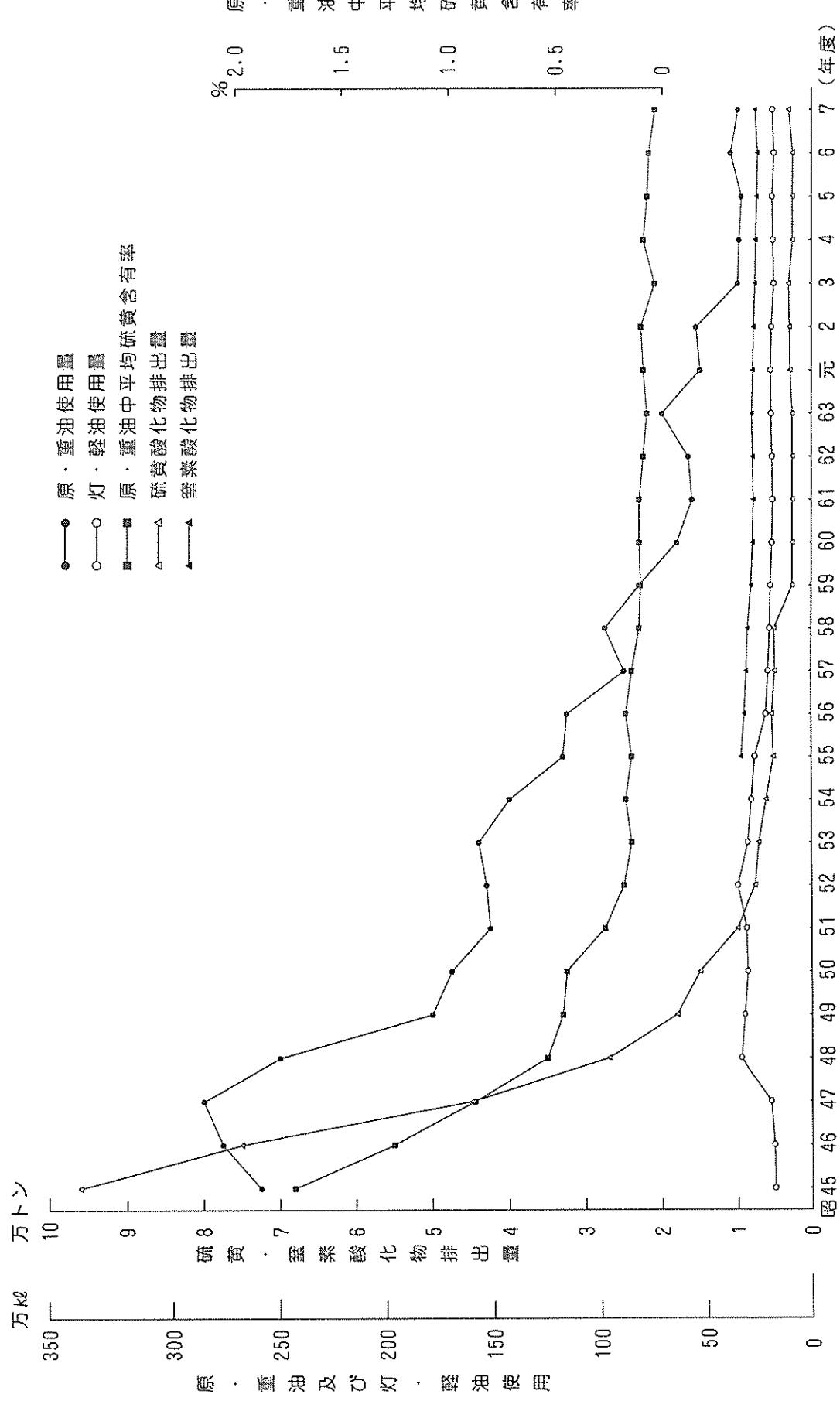
資料 1-26 硫黄酸化物総量規制対象工場・事業場数

(平成9年3月末)

種別 区分名	製造業													電気・ガス 熱供給業			事業場	合計
	食製品業	織維工業	木工材・木製品業	パルプ・紙工業	化学工業	石製油造石炭業	ゴム・皮革業	窯業・土石業	鉄鋼業	非金属業	金製品業	機器製造業	その他製造業	電気業	ガス業	熱供給業		
北				2	1											2	17 22	
都島		1		1													1 3	
福島				1			1										1 3	
此花					1			1	2	1		1		1	1		2 10	
中央																	14 14	
西																	2 2	
港	1														1	2	4	
大正					1			1	4								1 7	
天王寺																	5 5	
浪速																		
西淀川				2	2			1	3		1						2 11	
淀川				1	6												1 8	
東淀川		5		1	1												1 8	
東成																	1 1	
生野																		
旭																		
城東	1				3												2 6	
鶴見		1			2				1								2 6	
阿倍野																	4 4	
住之江								2					2		1	8	13	
住吉																	1 1	
東住吉																		
平野																	2 2	
西成								1	1	1							2 5	
計	2	7		8	17		1	5	12	2	1	1	1	3	1	4	69 135	

(注) 電気・ガス事業法対象を含む。

資料 1-27 燃料使用量等の推移



資料1-28 燃料使用量(年度推移)

年 度 燃 料	昭 和 60	61	62	63	平 成 元	2	3	4	5	6	7
原・重油(千㎘)	650	556	576	726	594	596	506	318	307	388	341
灯・軽油(千㎘)	147	141	152	150	156	143	125	128	115	108	107
燃料石炭(千トン)	15.5	10.6	13.9	17.8	20.3	21.8	23.2	26.3	20.3	18.7	20.7
コークス(千トン)	1,116	1,066	1,032	1,024	1,083	1,097	1,103	974	1,044	897	681
都市ガス(10^6Nm^3)	315 (176)	304 (190)	304 (197)	282 (240)	301 (291)	1,147 (378)	1,952 (390)	1,960 (479)	2,113 (488)	2,206 (556)	2,232 (581)

(注) 都市ガスとは13A、LNGの合計である。
ただし、()内は13Aの使用量を示す。

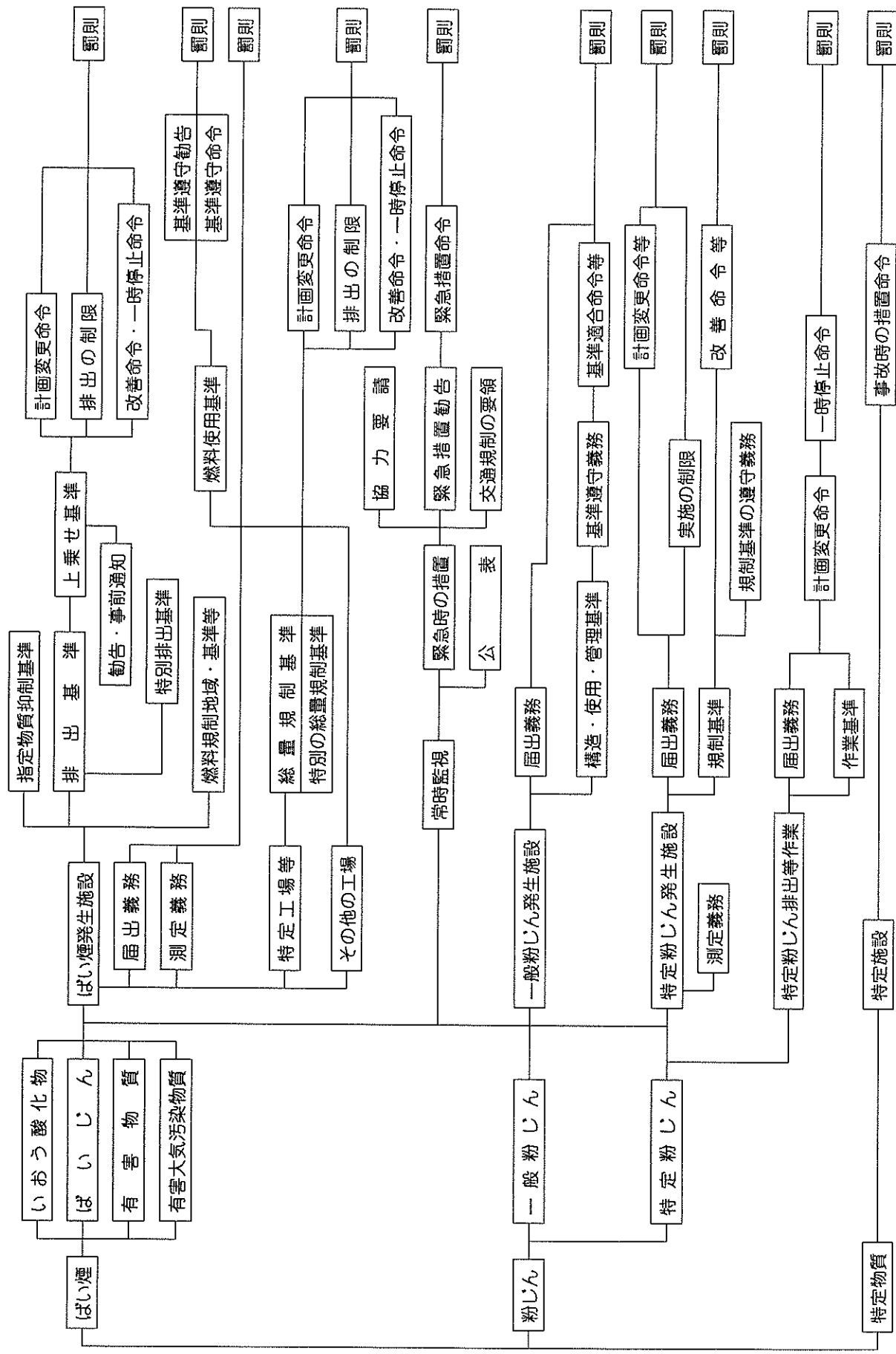
資料1-29 燃料使用量(区別)

(平成7年度)

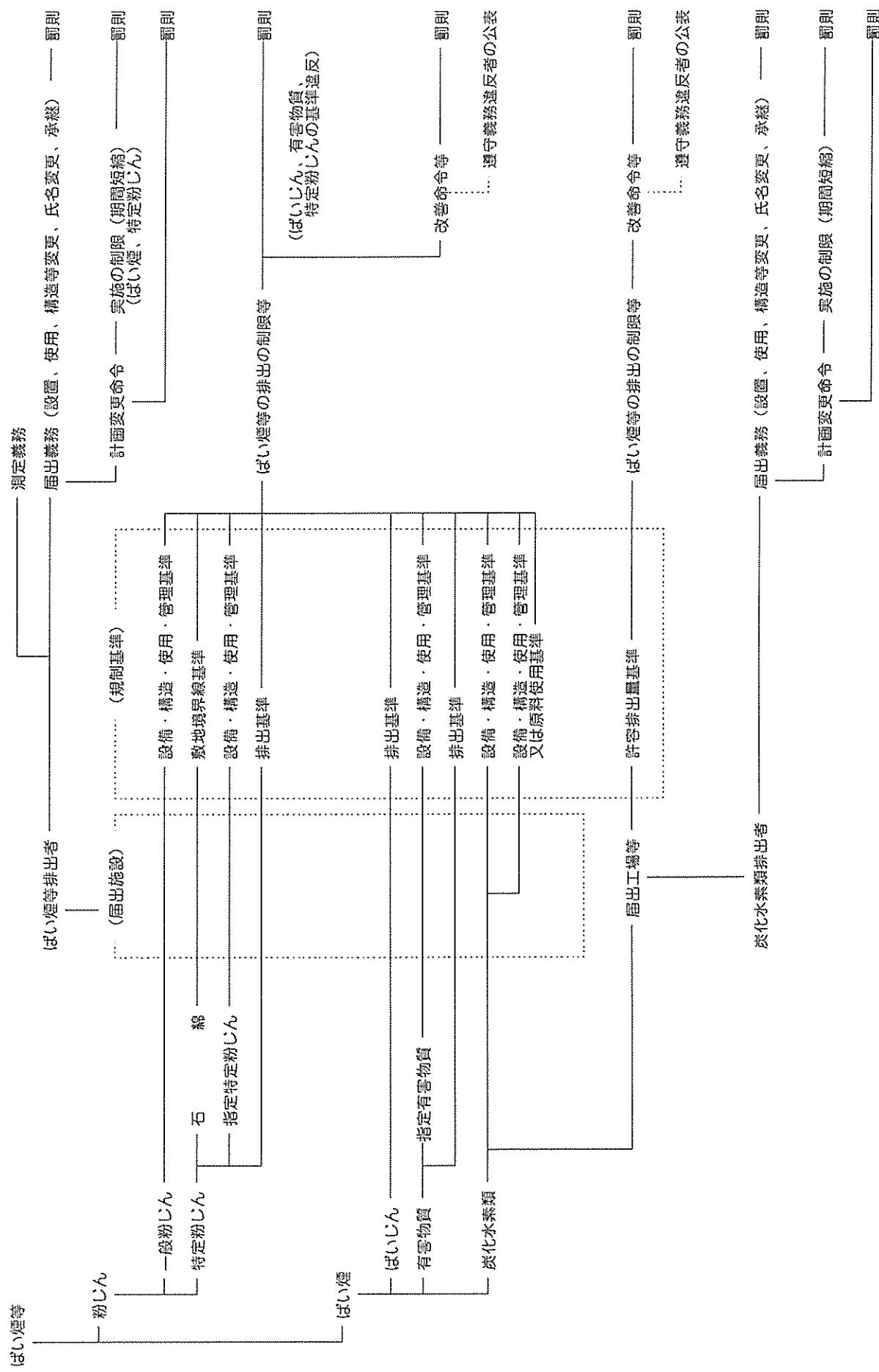
項目 区名	原・重油 (kℓ)	灯・軽油 (kℓ)	石炭 (トン)	コークス (トン)	都市ガス (10³Nm³)
北	16,133	6,822			59,344
都島	2,639	883			50,303
福島	7,685	839			21,151
此花	114,474	4,813			78,544
中央	8,586	5,649			38,342
西	1,891	2,419			10,106
港	1,000	3,544		14	13,382
大正	2,542	15,459		670,536	29,364
天王寺	1,344	3,588			5,779
浪速	1,912	328		30	1,165
西淀川	19,440	10,139		1,730	89,111
淀川	8,338	6,437			59,852
東淀川	14,919	5,141			41,697
東成	1,708	279			2,305
生野	2,169	637			795
旭	1,493	190			4,034
城東	5,399	5,955			11,122
鶴見	5,832	2,729			7,243
阿倍野	1,401	1,835			6,899
住之江	115,208	9,364		8,633	1,691,518
住吉	1,154	460			3,219
東住吉	880	189			1,427
平野	2,022	3,998			1,584
西成	2,502	15,559	20,667	40	4,150
合計	340,671	107,258	20,667	680,983	2,232,446

(注) 都市ガスとは、13A、LNGの合計である。

資料1-30 大気汚染防止法による規制の仕組み



資料 1-31 大阪府生活環境の保全等に関する規制の仕組み（大気関係）



資料 1-32 ばい煙処理施設の設置状況

(平成9年3月末)

ばい煙発生施設の種類		遠心力集じん装置	遠心力集じん装置	慣性力集じん装置	洗浄式集じん装置	洗ベスネット集じん装置	洗浄充集ブテジン装置	電気集じん装置	濾過集じん装置	バッグフイルタ	排煙脱硫装置	非煙脱硝装置	その他	合計
	處理装置の種類													
1	ボイラ一	12	37	1		1	4	14	2	25	15	3	114	
2	ガス発生炉・加熱炉											4		4
3	焙燒炉					2	2	2			3			9
	焼結炉	1					1	4			4			10
	煅燒炉													
4	ペレット焼成炉													
	溶鉱炉	2		1		3		2	5					13
	転炉					8		4	7					19
	平炉													
5	金属溶解炉	12				9	5		95	2		2	125	
6	金属加熱炉		1		4	3				3	2	1	14	
7	石油加熱炉											1	1	
8	触媒再生炉・燃焼炉													
9	焼成炉・溶融炉	1					1	5	2	6		2	17	
10	反応炉・直火炉						4							4
11	乾燥炉	7				4	15	4	29	3		44	106	
12	電気炉								31					31
13	廃棄物焼却炉	18	11		7	17	35	38	7	13	9	1	156	
14	銅・鉛・亜鉛精錬用溶解炉等													
15	カドミウム系顔料乾燥施設													
16	塩素冷却施設													
17	塩化鉄溶解槽						3							3
18	活性炭反応炉													
19	塩素反応・吸収施設						12							12
20	アルミニ電解炉													
21	磷酸肥料製造用反応施設等					1	2							3
22	弗酸製造用凝縮施設等													
23	磷酸カリウム製造用反応施設等													
24	鉛二次精錬用溶解炉	2				1	19		31			2	55	
25	鉛蓄電池製造用溶解炉													
26	鉛系顔料製造用溶解炉等													
27	硝酸製造用吸収施設等													
28	コーキス炉								2					2
29	ガスタービン常用											8		8
	ガスタービン非常用													
30	ディーゼル機関常用													
	ディーゼル機関非常用													
31	ガスエンジン常用										36		36	
	ガスエンジン非常用													
32	ガソリンエンジン常用													
	ガソリンエンジン非常用													
	合計	55	49	2	11	49	103	73	211	59	74	56	742	

(注) 集計にあたっては、例えば2基のはい煙発生施設の排煙を1基の処理装置で処理している場合、本表では処理装置2基として計算している。

資料1-33 「大阪府化学物質適正管理指針」に定める管理物質の使用量、製造量(平成7年度)

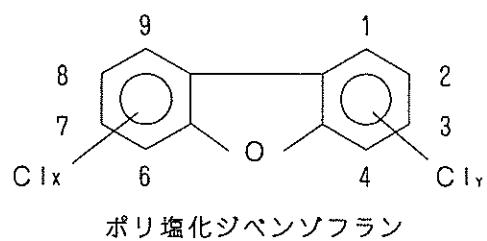
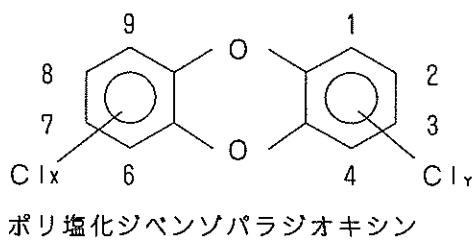
番号	管理物質名	使用量 (トン)	製造量 (トン)
001	亜鉛及びその化合物	16,729	910
002	アクリルアミド	3,768	0
003	アクリル酸	250	0
004	アクリル酸エステル類	849	0
005	アクリロニトリル	272	0
006	アセトアルデヒド	6	0
007	アセトン	1,446	273
008	2,2'-アリビスイソブチロニトリル	0	0
009	アニリン	179	0
010	3-アミノ-1,2,4-トリアリール	0	0
011	アミノピリジン	1	0
012	アリルアルコール	0	0
013	アントラセン	509	0
014	アンモニア	1,892	0
015	エタノールアミン	330	22
016	エチレングリコール	838	0
017	エチレングリコールモノエチルエーテル	164	0
018	エチレングリコールモノエチルエーテル エーテルアセテート	404	0
019	エチレングリコールモノオキシエーテル	1,128	0
020	エチレングリコールモノメチルエーテル	62	0
021	エチレングリコールモノメチルエーテル エーテルアセテート	193	0
022	エチレンジアミン	59	0
023	塩化アリル	0	0
024	塩化アンモニウム	404	0
025	塩化水素	9,782	78
026	塩化パラフィン	153	0
027	塩化ベンジル	165	0
028	塩化メチル	6	0
029	塩化メチレン	4,450	155
030	2-オクタノール	27	0
031	カルバミド酸エチル	0	0
032	キシレン	16,259	0
033	蟻酸	2,555	0
034	クレゾール	871	0
035	クロトンアルデヒド	0	0
036	クロム及びその化合物 (6価クロム化合物を除く)	553	0
037	クロロアニリン	19	0
038	1-クロロ-2,3-エキシプロパン	35	0
039	2-クロロ-1,3-ブタジエン	0	0
040	クロロホルム	42	0
041	五塩化りん	99	0
042	酢酸	424	3
043	酢酸エステル類	3,782	51
044	酢酸ビニル	751	0
045	三塩化りん	0	0

番号	管理物質名	使用量 (トン)	製造量 (トン)
046	酸化エチレン	79	0
047	酸化プロピレン	176	0
048	ジン化水素及びジン化物	19	0
049	四塩化炭素	1	0
050	シクロヘキサン	742	0
051	シクロヘキサン	106	0
052	シアニシン	3	0
053	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	0	0
054	4,4'-ジアミノフェニメタン	0	0
055	シアミノトルエン	0	0
056	ジエチレントリアミン	0	0
057	1,4-ジオキサン	261	0
058	1,2-ジクロロエタン	16	0
059	1,1-ジクロロエテン	0	0
060	1,2-ジクロロプロパン	0	0
061	1,3-ジクロロプロペン	0	0
062	3,3-ジクロロベンジン	0	0
063	ジクロロベンゼン	205	0
064	ジニトロトルエン	0	0
065	ジニトロナフタレン	0	0
066	2,4-ジニトロフェノール	0	0
067	ジフェニルアミン	10	0
068	2,4-ジメチルアニリン	4	0
069	N,N-ジメチルアニリン	12	0
070	N,N-ジメチルホルムアミド	489	0
071	スチレン	3,620	0
072	セレン及びその化合物	3	0
073	チオセミカルバジド	0	0
074	重金属酸化物(硝酸を含む)	1,680	0
075	テトラクロロエチレン	49	0
076	2,4,6-トリアミノ-1,3,5-トリアジン	520	0
077	トリエタノールアミン	276	0
078	1,1,1-トリクロロエタン	48	18
079	トリクロロエチレン	23	28
080	3,5,5-トリメチル-2-ジクロヘキセン-1-オン	100	0
081	トリレンジイソシアネート	7	0
082	トルイジン	12	0
083	トルエン	9,961	0
084	ナフタレン	1	0
085	α-ナフチルアミン	23	0
086	ニッケル	453	0
087	ニトロアニリン	8	0
088	N-ニトロソラフェニルアミン	0	0
089	ニトロトルエン	0	0
090	ニトロベンゼン	105	0
091	二硫化炭素	0	0

番号	管 理 物 質 名	使 用 量 (トン)	製 造 量 (トン)
092	2-ヒドロキシナフタレン	0	0
093	ピ リ ジ ン	18	0
094	フェニレンジアミン	8	0
095	フ エ ノ ー ル	1,661	0
096	フタル酸エステル類	1,632	0
097	フ ッ 化 水 素	3,647	0
098	フ ッ 素	1	0
099	フルフリルアルコール	41	0
100	1,3-ブ タ ジ エ ン	1	0
101	1-ブ タ ノ ー ル	4,193	0
102	2-ブ タ ノ ン	371	0
103	2-ブ ロ パ ノ ー ル	2,634	662
104	ヘ キ サ ン	277	0
105	ベンゾトリクロライド	2	0
106	ほう素及びその化合物	644	0
107	メタクリル酸	9	0
108	メタクリル酸エステル類	1,562	0

番号	管 理 物 質 名	使 用 量 (トン)	製 造 量 (トン)
109	メチルアルコール	25,709	46
110	メチルクロロメチルエーテル	0	0
111	メチルヒドラジン	0	0
112	4-メチル-2-ペントノン	1,674	0
113	4,4'-メチレンビス(2-クロロアニリン)	0	0
114	モノクロロ酢酸	0	0
115	モノクロロベンゼン	21	0
116	硫 化 水 素	0	0
117	硫 酸	62,897	74,793
118	硫酸ジエチル	201	0
119	硫酸ジメチル	64	0
120	リン酸、リン酸化物 及び水素化物	18,869	0
121	リン酸ジブチル	0	0
122	リン酸トリクレジル	82	0
123	リン酸トリブチル	1	0

資料 1-34 ダイオキシン類の構造式及び単位



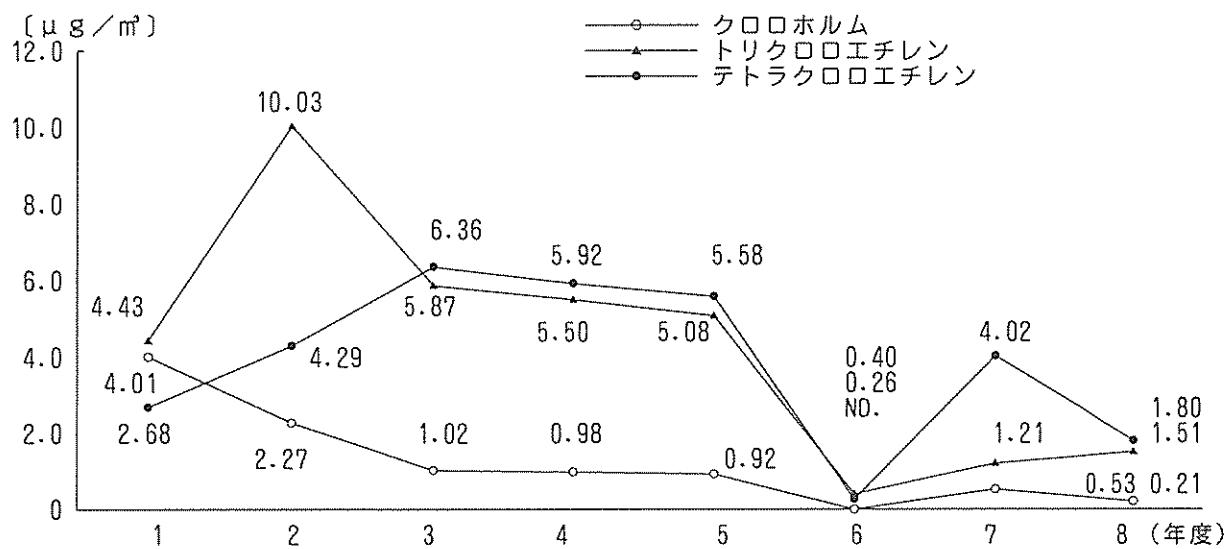
1 ng (ナノグラム) : 10億分の1g

1 pg (ピコグラム) : 1兆分の1g

TEQ : 毒性等量。ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最強の毒性を有する2, 3, 7, 8,-四塩化ジベンゾパラオキシンの量に換算した量として表していることを示す符号。

m³ N : 0℃ 1気圧の状態に換算した気体の体積

資料1-35 有機塩素系物質の経年変化（一般環境測定局市内平均）



注1. 測定箇所は以下のとおりである。①此花区役所 ②摂陽中学校 ③淀川区役所 ④今宮中学校（以上一般環境測定局）。平成8年度から①此花区役所 ②摂陽中学校の2地点の平均
2. N.D.は定量下限値($0.01\mu g/m^3$)未満している。

資料1-36 有機塩素系物質調査結果（平成8年度）

(単位： $\mu g/m^3$)

測定地点 /測定時期	物質名	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	クロロホルム
此花区役所 (此花区)	第1回 春	0.97~1.70 1.30	0.74~2.15 1.62	0.07~0.22 0.16
	第2回 夏	0.16~0.32 0.22	0.31~0.61 0.43	N.D~0.07 0.04
	第3回 秋	0.27~0.66 0.51	0.82~1.37 1.03	0.27~0.47 0.34
	第4回 冬	0.46~0.90 0.62	0.38~1.28 0.84	0.17~0.46 0.30
摂陽中学校 (平野区)	第1回 春	1.51~3.12 2.16	1.27~6.80 4.41	N.D~0.24 0.13
	第2回 夏	0.40~0.51 0.47	1.23~3.08 2.18	N.D~0.31 0.12
	第3回 秋	0.64~1.46 1.08	1.19~2.08 1.56	0.15~0.3 0.22
	第4回 冬	0.37~1.90 0.94	1.04~2.33 1.73	0.16~0.24 0.19
今里交差点 (東成区)	第1回 春	5.42~7.70 6.34	3.26~4.66 3.73	0.15~0.30 0.23
	第2回 夏	0.46~0.85 0.62	0.82~1.56 1.14	0.02~0.18 0.12
	第3回 秋	2.07~3.98 2.82	2.15~2.79 2.41	0.19~0.31 0.25
	第4回 冬	0.45~1.77 1.13	0.27~0.91 0.53	0.09~0.23 0.17

(注) 各時期2日間ずつ3回の測定

最小値～最大値
平均値

N.D = $0.01\mu g/m^3$ 未満

資料 1-37 環境保全課による立入指導等の状況

(平成 8 年度)

内 容 種 別	立 入 指 導						呼出指導件数	
	立 入 内 容					立 入 件 数 計		
	届 出	融 資	苦 情	規 制	そ の 他			
ばい煙	44	4	3	576	67	694	462	
有害物質	21	11	1	34	2	69	96	
粉じん	29	0	0	29	1	59	14	
炭化水素	10	3	2	26	2	43	36	
合 計	104	18	6	665	72	865	608	

資料 1-38 保健所における立入指導等の活動状況 (平成 8 年度)

内 容 種 別	立 入 指 導 件 数		測 定 檢 查 件 数
	法 律	条 例	
法 律	1,080		0
条 例	966		18
そ の 他	254		8
計	2,300		26

資料 1-39 環境月間に係る立入調査結果 (平成 8 年度)

立入工場・ 事 業 場 数	調査施設数	N O × 総量 規制対象	その他の工場 ・ 事 業 場	規制基準		重油抜取 件 数
				適	否	
63	385	47	16	357	28	0

資料 1-40 季節大気汚染防止対策に係る立入調査結果 (平成 8 年度)

① 硫素酸化物総量規制対象工場・事業場及びその他大規模工場

立入工場・ 事 業 場 数	調査施設数	N O × 総量 規制対象	その他の工場 ・ 事 業 場	規制基準		重重油抜取 件 数
				適	否	
52	360	29	23	350	10	0

② ピル暖房用ボイラー設置事業場

立 入 事 業 場 数	調査施設数	規制基準の遵守状況		測定なし	休 止 中 等	交 付		重油抜取 件 数
		適	否			指 示 書	勧 稗 文	
266	379	270	2	90	17	69	29	4

(注) 1: 指示書は排ガス測定の実施等を指示。
2: 勧奨文は適正な空気比での燃焼を奨美。

資料 1-41 悪臭に係る規制指導状況 (平成 8 年度)

環 境 保 全 課	保 健 所	合 計	検 察 件 数				合 計	
			機 器 分 析		官 能 試 験			
			発 生 源	環 境	発 生 源	環 境		
131	797	928	0	4	33	78	113	

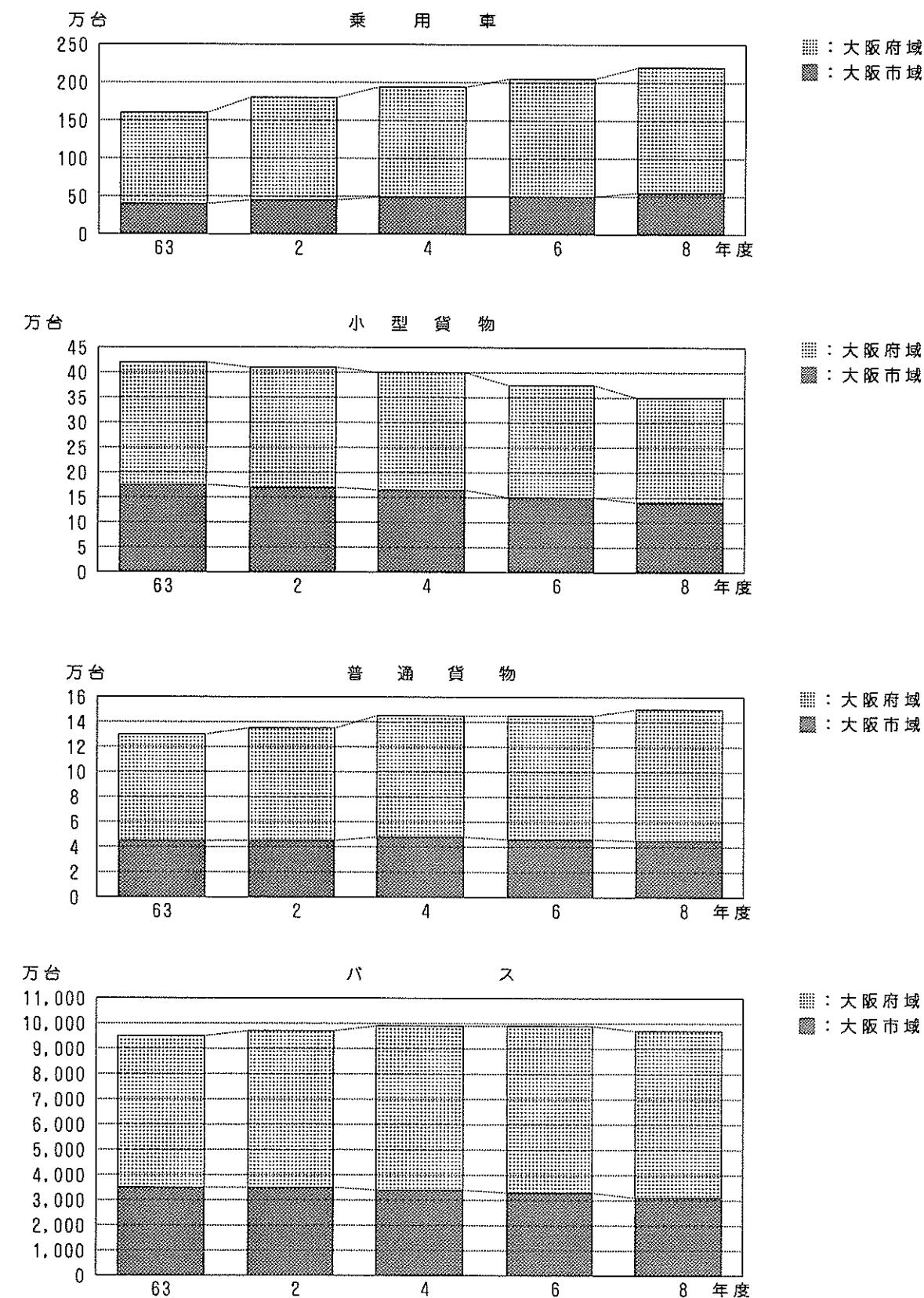
資料2－1 大阪市域内・大阪府域における車種別自動車保有台数

大 阪 市 域 内	平成8年3月末
大 阪 府 域	平成8年12月末

種類		大 阪 市 域 内		大 阪 府 域	
		台 数	車種構成比(%)	台 数	車種構成比(%)
乗用	普通車	149,597	16.0	625,949	16.7
	小型四輪車	379,671	40.5	1,566,720	41.7
	小計	529,268	56.5	2,192,669	58.4
貨物用	普通車	44,289	4.7	148,728	3.9
	小型四輪車	141,036	15.0	348,398	9.3
	小型三輪車			233	0.0
	小計	185,325	19.7	497,359	13.2
その他	特殊用途車	17,101	1.8	46,223	1.2
	大型特殊車	5,786	0.6	13,357	0.4
	小型特殊車	8,160	0.9	9,887	0.3
	小型二輪車	20,284	2.2	82,023	2.1
	軽自動車	163,636	17.5	900,633	23.9
	乗用車	3,133	0.3	9,579	0.3
	被けん引車	4,614	0.5	9,034	0.2
	小計	222,714	23.8	1,070,736	28.4
合計		937,307	100.0	3,760,754	100.0

(近畿運輸局・大阪市調)

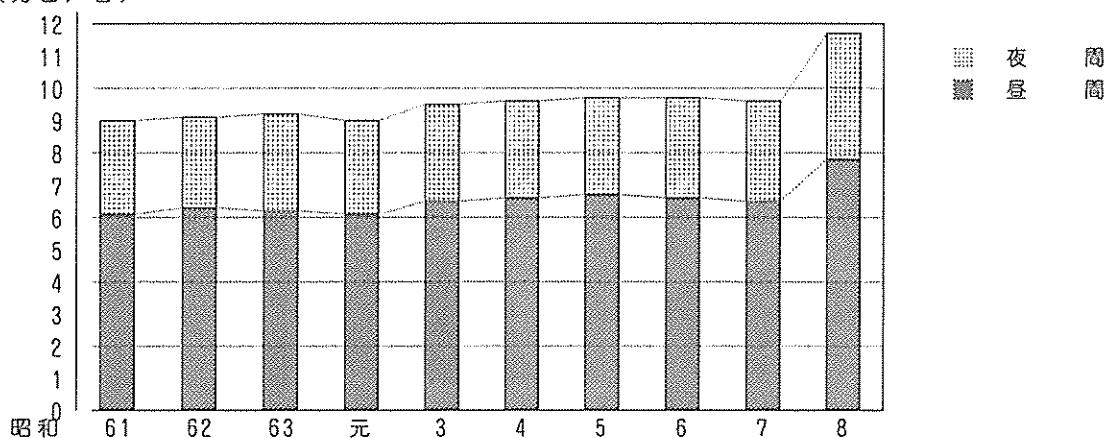
資料2－2 大阪市域内・大阪府域における車種別自動車保有台数の経年変化



資料2-3 自動車交通量及び渋滞時間の推移

① 大阪市内主要交差点における交通量（日交通量）

(万台／日)



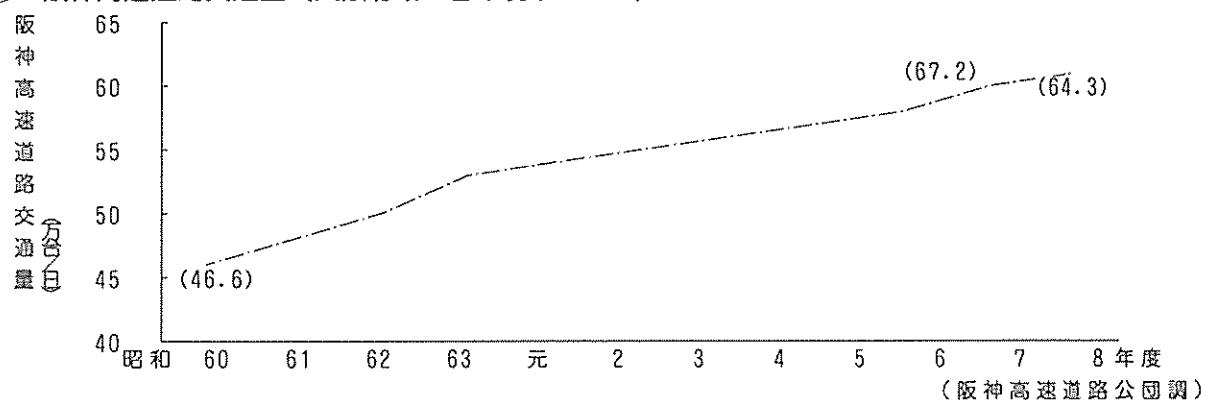
注1 調査時間 昼間：午前7時～午後7時 夜間：午後7時～翌日午前7時まで

2 調査箇所 1. 梅田新道 2. 大和田西 3. 蒲生4丁目 4. 杭全町 5. 玉出
6. 弁天町駅前

3 平成2年度分（平成3年2月）は夜間測定を行っていないため、グラフに表示しない。

出典：大阪府警本部調べ

② 阪神高速道路交通量（大阪府域の各年度末データ）



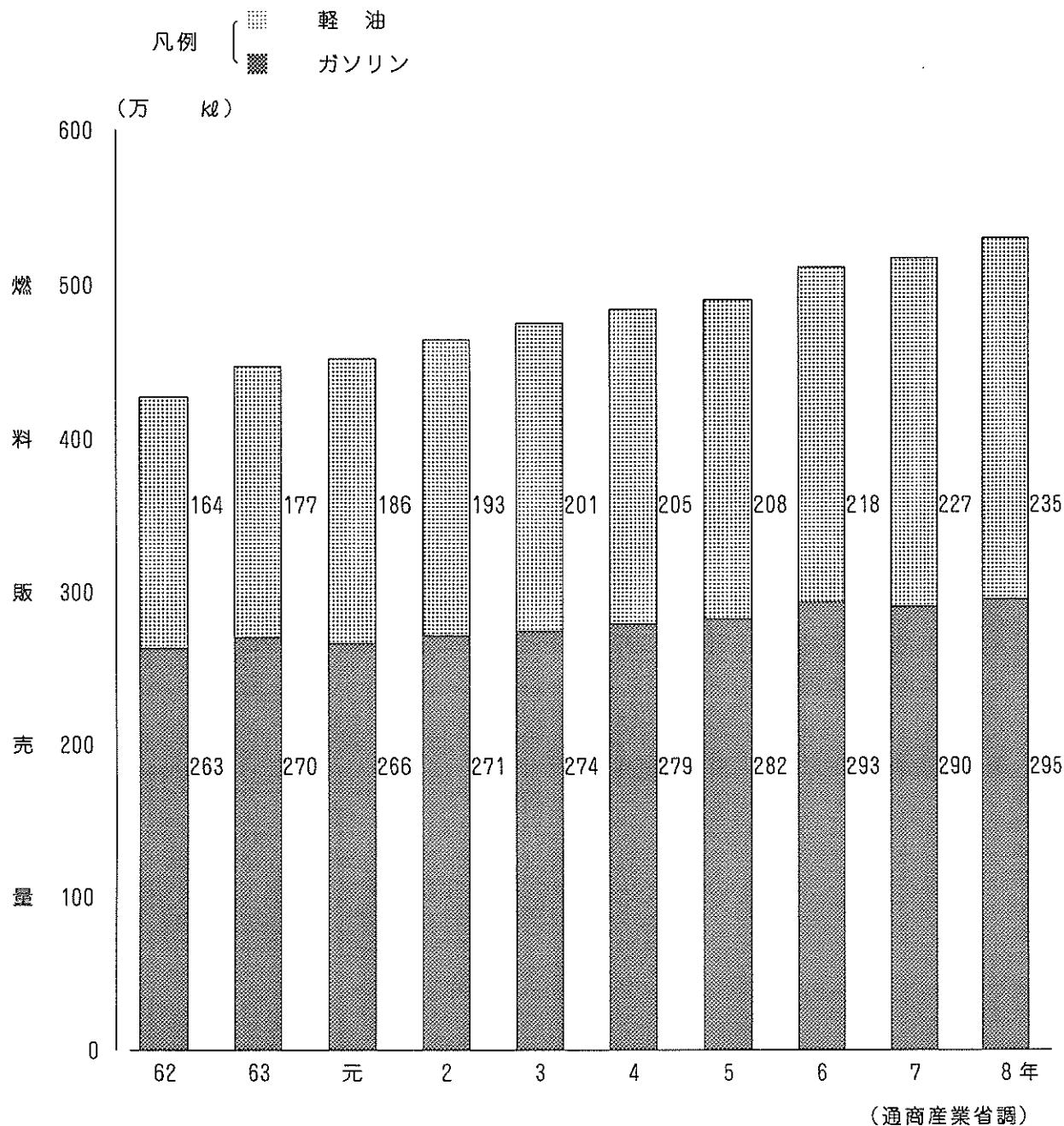
③ 大阪市内交差点における1交差点当たりの1日平均渋滞時間数

平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年
1.03時間	0.91時間	1.00時間	0.98時間	1.07時間	1.11時間

注1 上記の値は、市内115地点の1日平均渋滞数の合計を115で割って1交差点平均を算出したもの

2 交通渋滞とは 500m以上の車列が30分以上継続している状態

資料2-4 自動車用燃料の販売量の推移（大阪府域）



資料2-5 幹線道路沿道における平成8年度二酸化窒素濃度調査結果

(単位: ppm)

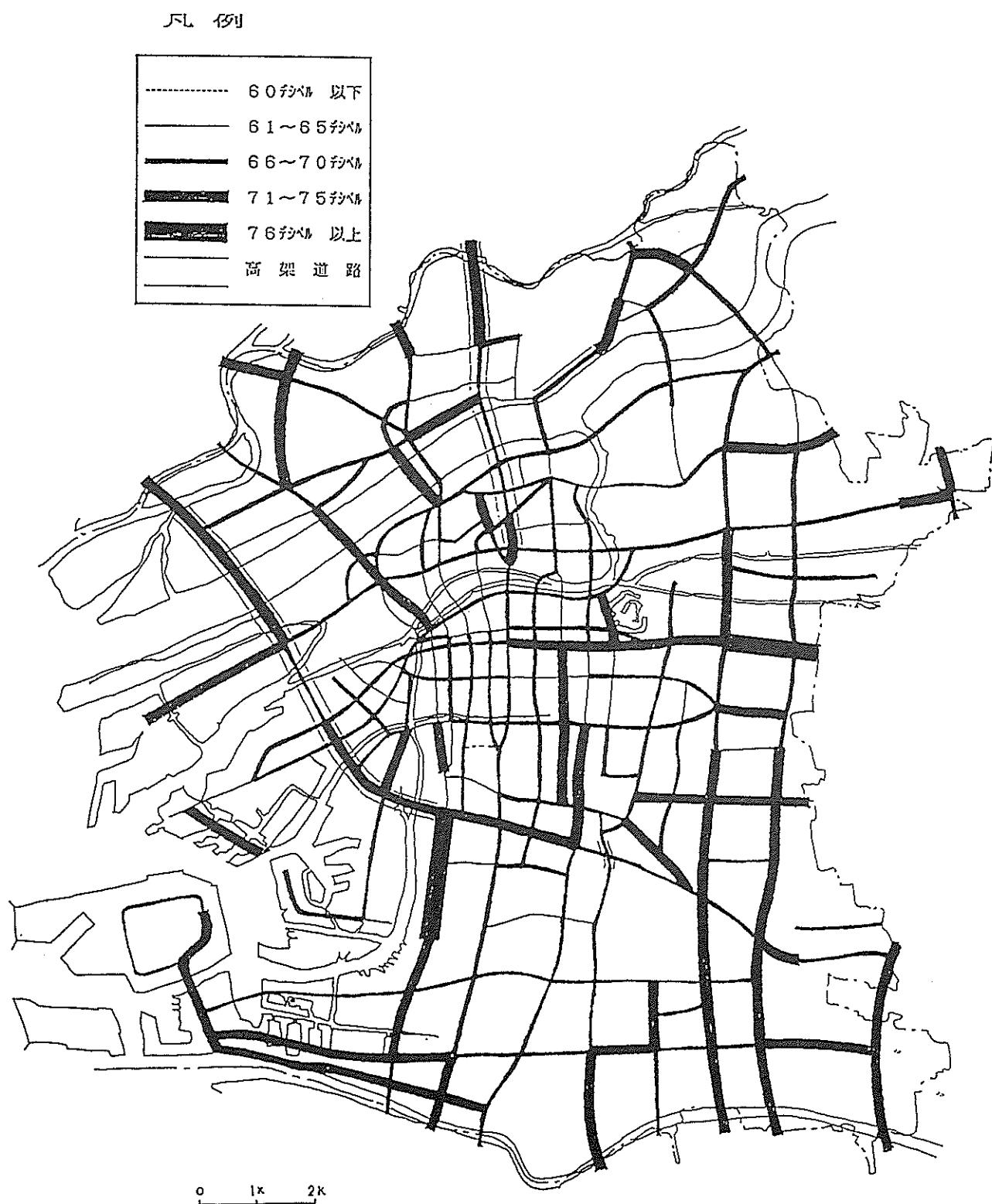
No	測定地點	二酸化窒素 期間平均値
1	恵美須城東線 (天王寺区)	0.037
2	国道43号 阪高西大阪線 (港区)	0.055
3	大阪和泉泉南線 (天王寺区)	0.052
4	大阪伊丹線 (浪速区)	0.047
5	大阪池田線 (西淀川区)	0.044
6	大阪生駒線 (鶴見区)	0.044
7	国道423号 (淀川区)	0.042
8	築港深江線 大阪東大阪線 (中央区)	0.062
9	阪高松原線 (東住吉区)	0.036
10	大阪中央環状線 近畿自動車道 (平野区)	0.047
11	大阪高槻京都線 (北区)	0.046
12	大阪伊丹線 (北区)	0.032
13	赤川天王寺線 (都島区)	0.047
14	福島桜島線 (福島区)	0.045
15	阪高大阪西宮線 (福島区)	0.022
16	福島桜島線 (此花区)	0.046
17	国道308号 (天王寺区)	0.044
18	大阪臨海線 (西区)	0.041
19	阪高大阪湾岸線 築港深江線 (港区)	0.041
20	大阪八尾線 (大正区)	0.051

No	測定地點	二酸化窒素 期間平均値
21	国道1号 (北区)	0.055
22	国道25号 (浪速区)	0.046
23	淀川北岸線 (西淀川区)	0.043
24	大阪伊丹線 (淀川区)	0.037
25	[新大阪 センイシティ] (淀川区)	0.043
26	大阪内環状線 (東淀川区)	0.034
27	大阪内環状線 (生野区)	0.045
28	阪高大阪守口線 (旭区)	0.038
29	中津太子橋線 (旭区)	0.028
30	大阪環状線 (城東区)	0.036
31	国道176号 (淀川区)	0.046
32	大阪高石線 (阿倍野区)	0.035
33	[ポートタウン 北外周] (住之江区)	0.033
34	阪高大阪湾岸線 大阪内環状線 (住之江区)	0.055
35	住吉大阪線 (住之江区)	0.047
36	大阪和泉泉南線 (住吉区)	0.042
37	大阪内環状線 (東住吉区)	0.049
38	加美旭町久宝寺線 (平野区)	0.049
39	国道26号 (西成区)	0.050
40	大阪臨海線 (西成区)	0.041

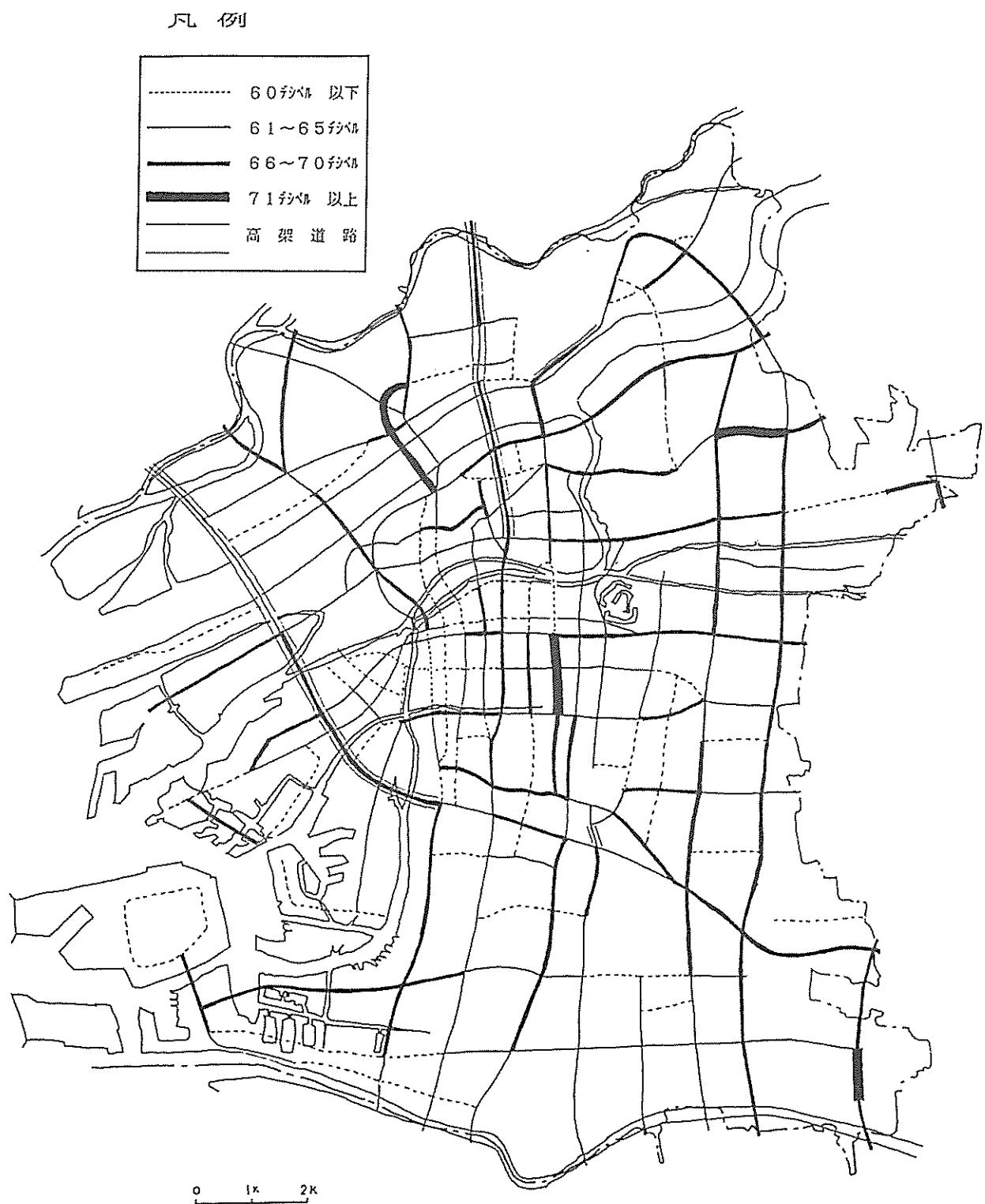
(40地点平均値は0.043ppmである)

資料 2-6 一般幹線道路の路線別騒音レベル

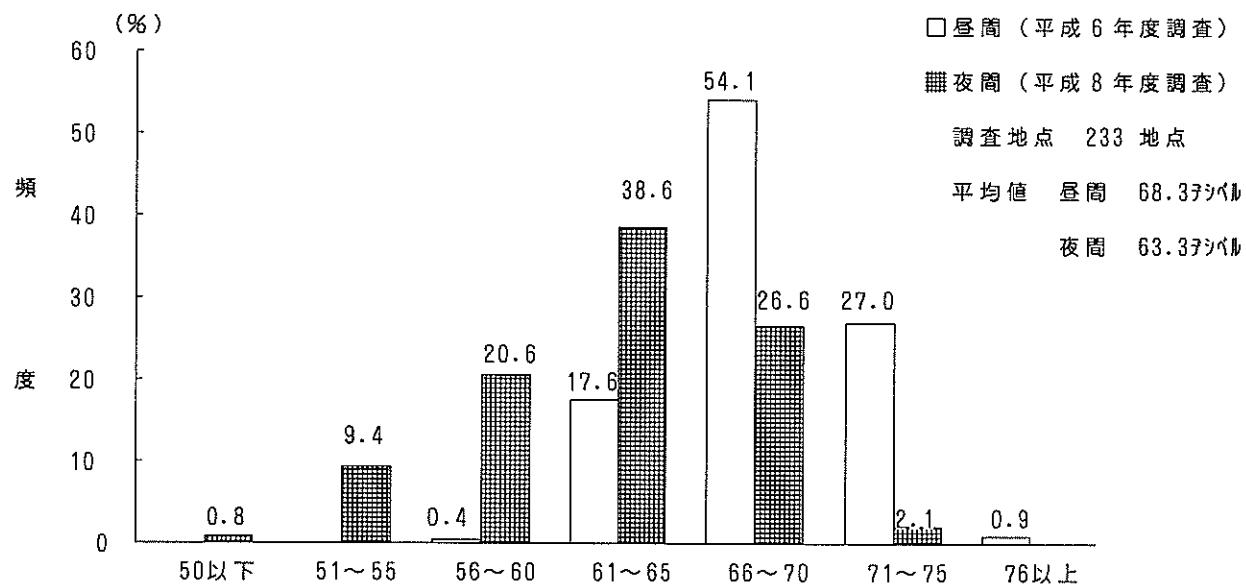
① 平成 6 年調査（昼間）



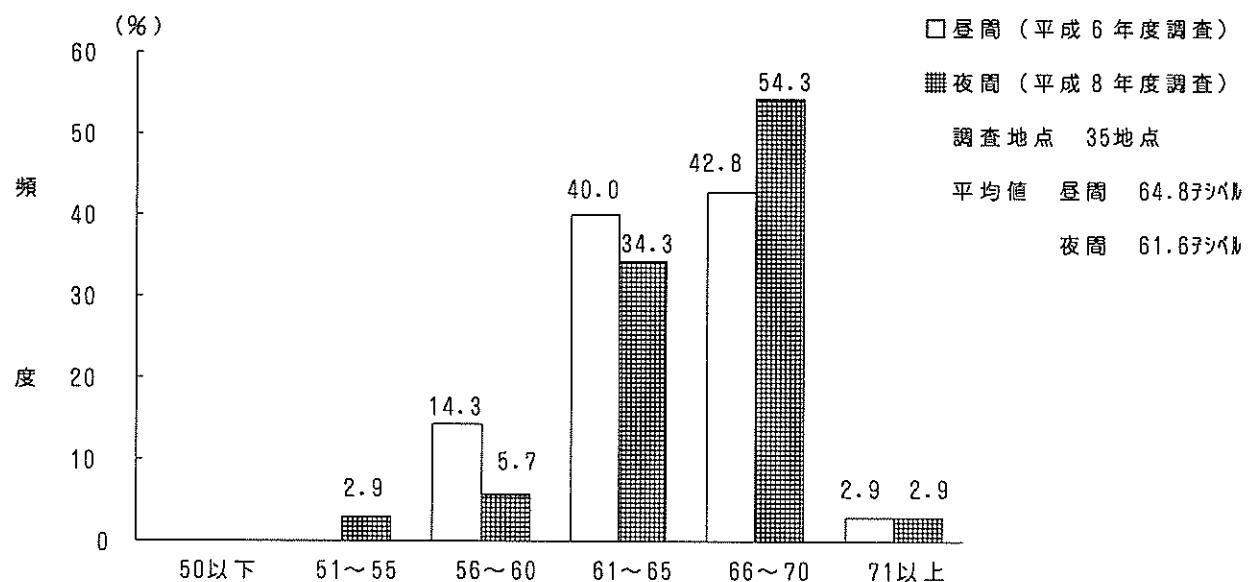
② 平成 8 年調査（夜間）



資料2-7 一般幹線道路の騒音レベル



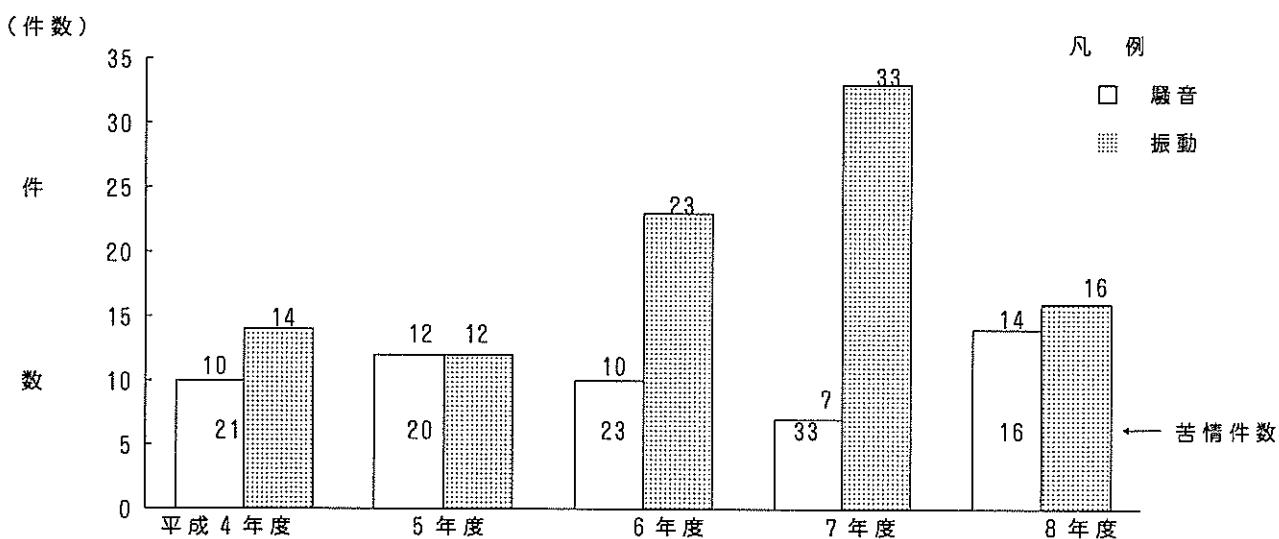
資料2-8 高速道路の騒音レベル（一般幹線道路との競合路線は除く）



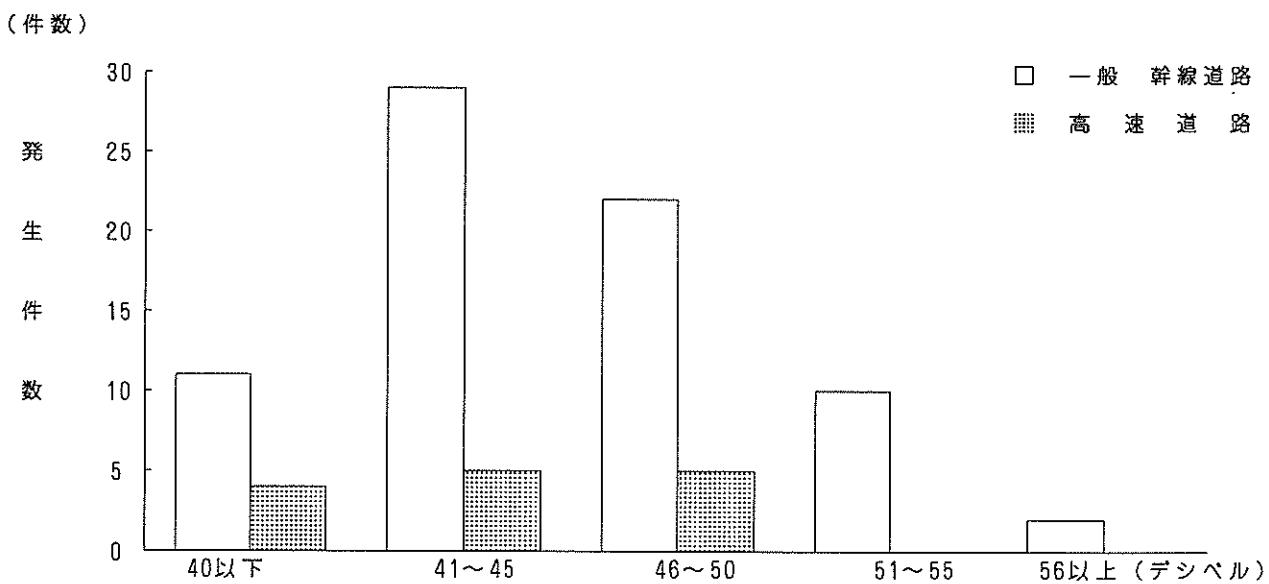
資料2-9 平成8年度自動車騒音の28地点測定調査結果

No	測定場所	対象路線名称	用途地域	車線数	測定期間	車道幅から離さ	地上からの高さ	区域区分S	区域区分V	平成8年L ₅₀								要請限度/透否		環境基準/透否	
										朝	昼	夕	夜	朝	昼	夕	夜	朝	昼	夕	夜
1	柴島中学校 (東淀川区柴島2-8)	府道大阪高槻線 (淀川北岸線)	第1種住居	6	6/24~7/1	6	6.0	2	1	68	69	68	64	70	75	70	60	55	60	55	50
2	住之江保健所 (住之江区浜口東3-5)	国道26号	商業	4	9/18~9/27	9	5.0	3	2	69	70	69	64	75	80	75	65	65	65	65	60
3	豊崎小学校 (北区豊崎4-5)	国道423号 (新御堂筋)	商業	11	11/1~11/11	5	12.0	3		73	71	71	71	75	80	75	65	65	65	65	60
4	茨田中学校 (鶴見区詫口3-4)	府道大阪生駒線 (茨野田茨田線)	商業	4	11/26~12/3	6	4.0	3	2	69	69	67	57	75	80	75	65	65	65	65	60
5	海老江西小学校 (福島区海老江8-1)	国道2号 (尼崎堺線)	準工業	4	10/25~11/1	6	3.0	3	2	70	72	71	64	75	80	75	65	65	65	65	60
6	住之江消防署 (住之江区御崎4-11)	市道浜口南港線	商業	4	12/10~12/17	8	6.0	3	2	68	71	69	61	75	80	75	65	65	65	65	60
7	出来島小学校 (西淀川区出来島2-2)	国道43号	準住居	10	12/2~12/9	7	4.0	2	1	69	71	68	61	70	75	70	60	55	60	55	50
8	清水小学校 (港区清水5-1)	国道479号	準住居	4	1/20~1/27	5	2.5	2	1	61	66	66	56	70	75	70	60	55	60	55	50
9	津守小学校 (西成区津守3-1)	府道大阪堺線	準工業	4	2/3~2/10	23	15.0	3	2	68	69	67	61	75	80	75	65	65	65	65	60
10	平野保健所 (平野区背戸口3-8)	府道大阪八尾線	近隣商業	4	11/18~11/25	9	4.0	3	2	67	69	68	59	75	80	75	65	65	65	65	60
11	東住吉消防署 桁全出張署 (東住吉区杭全8-1)	国道25号	準工業	4	2/12~2/24	7	5.5	3	2	71	72	71	68	75	80	75	65	65	65	65	60
12	北巽小学校 (生野区巽北1-30)	府道大阪八尾線	近隣商業	4	2/25~3/4	7	6.0	3	2	65	69	69	59	75	80	75	65	65	65	65	60
13	田辺小学校 (東住吉区田辺2-3)	府道大阪狭山線	第2種住居	4	3/5~3/12	5	2.5	2	1	61	64	63	54	70	75	70	60	55	60	55	50
14	港湾局機械工場 (大正区鶴町2-20-47)	府道大阪八尾線	工業専用	2	3/24~3/31	5	4.7			62	65	61	51	—	—	—	—	—	—	—	—
15	市立東洋陶磁美術館 (北区中之島1-1)	阪神高速環状線	商業	3	7/10~7/17	55	13.0	3		68	66	65	65	75	80	75	65	65	65	65	60
16	水上消防署 (港区篠港3-1)	阪神高速海岸線	準工業	6	9/18~9/27	80	7.0	3		61	61	57	54	75	80	75	65	65	65	65	60
17	八幡中学校 (福島区鷺洲6-1)	阪神高速池田線	準工業	4	7/18~7/25	43	13.0	3		65	63	62	61	75	80	75	65	65	65	65	60
18	大宮西小学校 (相山区中宮1-8)	阪神高速守口線	第1種住宅	4	8/19~8/26	10	13.0	2		64	62	61	59	70	75	70	60	55	60	55	50
19	住吉市民病院 (住之江区東加賀屋1-2)	阪神高速堺線	準工業	4	9/18~9/27	11	17.0	3		75	75	75	72	75	80	75	65	65	65	65	60
20	日東小学校 (浪速区日本橋3-1)	阪神高速環状線	商業	2	8/27~9/3	5	13.0	3		73	73	69	69	70	75	70	65	60	65	60	55
21	下水道局海老江下水処理場 (福島区大閘4-1)	阪神高速芦屋線	工業	4	7/2~7/9	11	20.0	4		70	68	68	65	75	80	75	65	65	65	65	60
22	中野ホームヘルプセンター (東住吉区中野1-2)	阪神高速松原線	準工業	4	3/5~3/12	24	20.0	3		70	70	70	67	75	80	75	65	65	65	65	60
23	市立中央青年センター (中央区法円坂1-1)	阪神高速東大阪 市道篠港深江線	商業	4	10/18~10/25	7	8.0	3	2	77	76	77	75	75	80	75	65	65	65	65	60
24	交通局長原変電所 (平野区長吉長曽東3-1)	近畿自動車道 府道中央環状線	第1種住居	6	10/2~10/17	29	16.0	2		74	73	72	69	70	75	70	60	55	60	55	50
25	下水道局 南港第2抽水所 (住之江区南港中1-1)	阪神高速海岸線 一般市道(鶴見)	準工業	6	9/18~9/27	51	15.0	3		69	69	67	64	75	80	75	65	65	65	65	60
26	市岡小学校 (港区市岡3-2)	阪神高速西 大阪環状線43号	準工業	4	8/2~8/9	14	13.0	3	2	70	69	67	65	75	80	75	65	65	65	65	60
27	N・K・P (港区弁天3-8)	阪神高速東大阪 市道篠港深江線	商業	4	9/6~9/13	18	31.0	3	2	77	74	74	73	75	80	75	65	65	65	65	60
28	大阪東職業安定所 (中央区法円坂1-6)	阪神高速東大阪 市道篠港深江線	商業	4	10/18~10/25	16	7.0	3		75	72	74	72	75	80	75	65	65	65	65	60

資料2-10 過去5年間の騒音・振動苦情発生件数経年変化



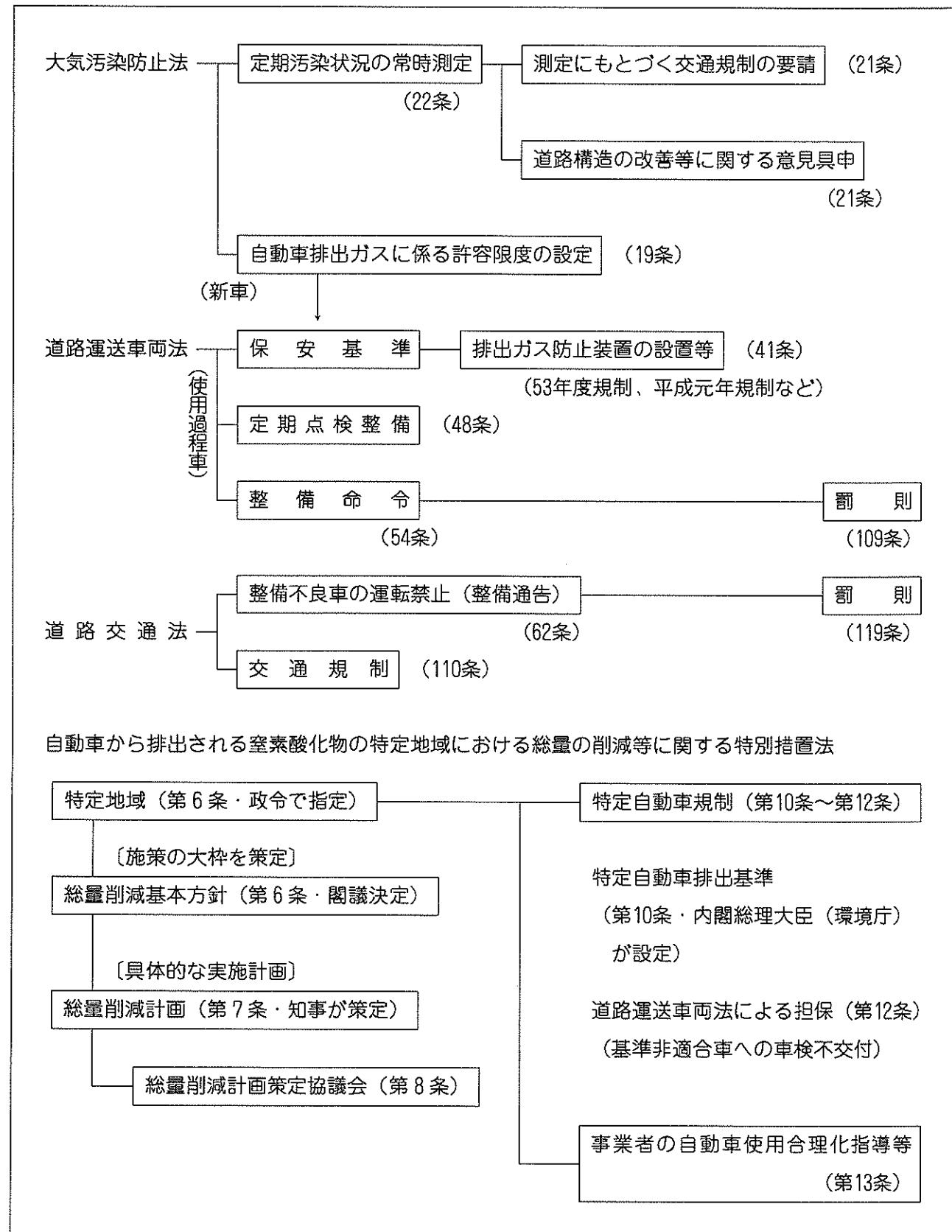
資料2-11 振動レベル別苦情発生件数（平成4～8年度）



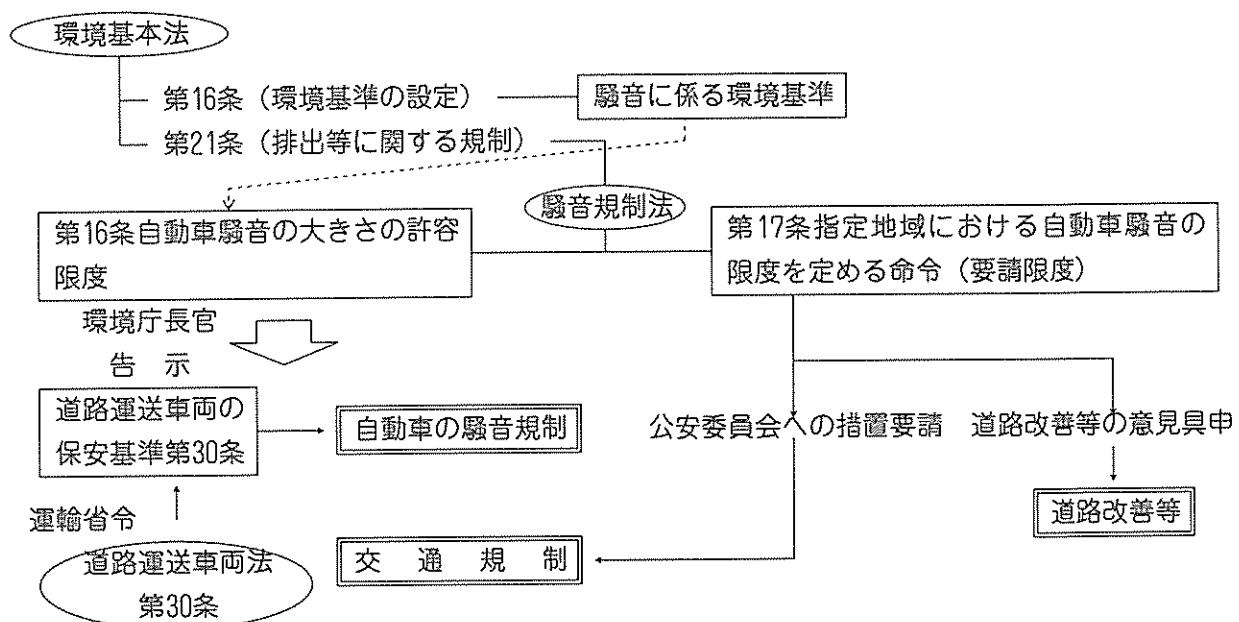
資料2-12 測定に基づく要請及び緊急時の措置（要請基準）

要請の種類	物質名	要請基準	手続き	関係法
測定に基づく要請	一酸化炭素	一時間値の月平均値 10ppm	都道府県知事（政令市長）は自動車排出ガスによる大気汚染を測定し、公安委員会に対し交通規制を要請	大気汚染防止法 第21条第1項 総理府令第1条
一般的協力要請 緊急時の措置	一酸化炭素	1時間値30ppm以上である大気の汚染の状態になった場合	都道府県知事は気象条件等により大気の汚染が著しくなり人の健康等に被害を生ずる恐れのある事態が発生したとき一般に周知させるとともにドライバー等に対し自動車運行自粛について協力を求める	大気汚染防止法 第23条第1項
	二酸化炭素	1時間値0.5ppm以上である大気の汚染の状態になった場合		大気汚染防止法 施行令第11条
	浮遊粒子状物質	大気中における量の1時間値が2.0mg/m ³ 以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合		
	オキシダント	1時間値0.12ppm以上である大気の汚染の状態になった場合		
公安委員会への要請	一酸化炭素	1時間値50ppm以上である大気の汚染の状態になった場合	都道府県知事は大気汚染が急激に悪化し、人の健康等に重大な被害を生ずる事態が発生したときは、それが自動車排出ガスに起因する場合は公安委員会に対し交通規制の措置をとることを要請	大気汚染防止法 第23条第1項
	二酸化炭素	1時間値1ppm以上である大気の汚染の状態になった場合		大気汚染防止法 施行令第11条
	浮遊粒子状物質	大気中における量の1時間値が3.0mg/m ³ 以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合		
	オキシダント	1時間値0.4ppm以上である大気の汚染の状態になった場合		

資料2-13 自動車排出ガス規制の法体系



資料2-14 道路交通騒音に関する法体系



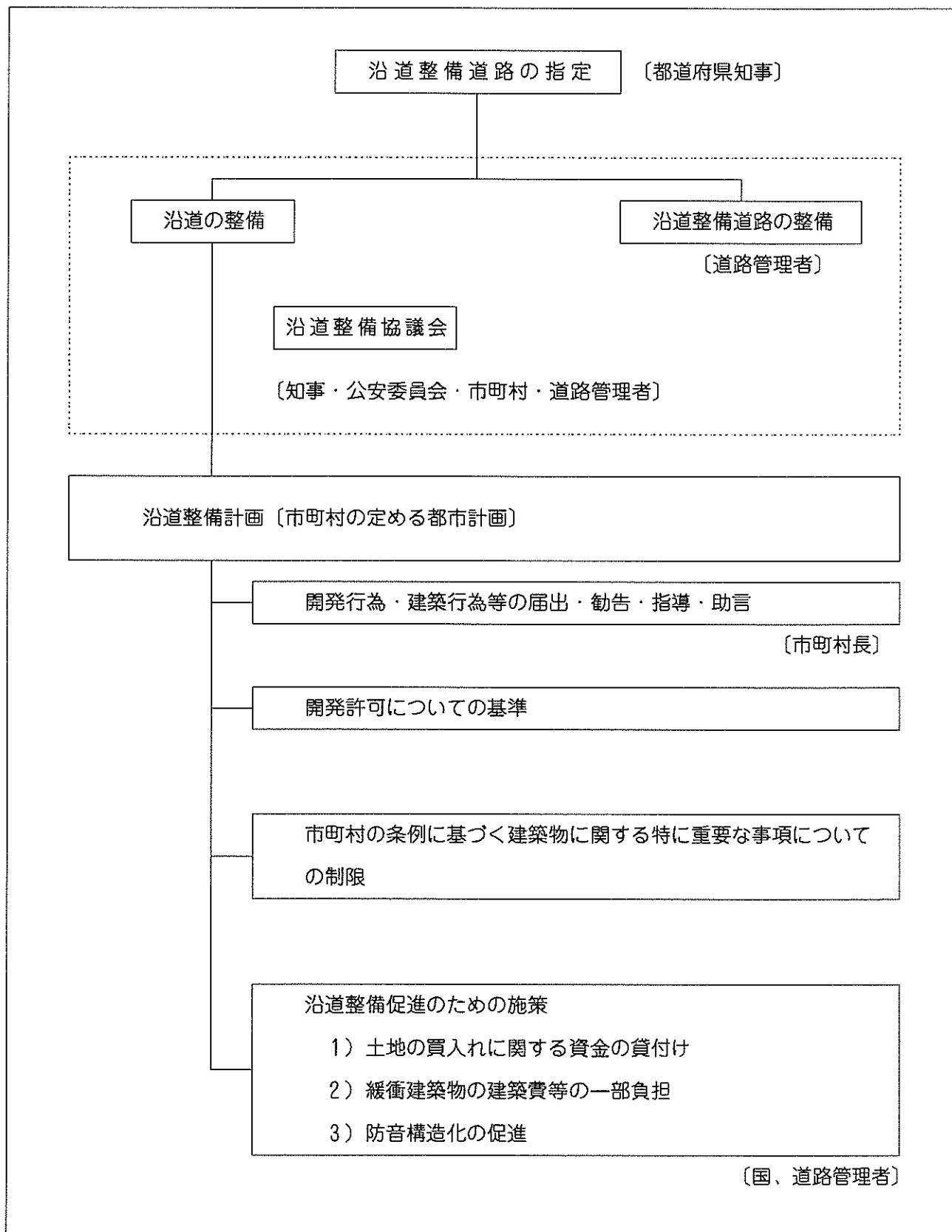
資料2-15 自動車騒音の限度（要請限度）

中央値（単位：デシベル）

区域の区分	用 途 地 域	車 線 数 の 別	朝	昼 間	夕	夜 間
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	1車線を有する道路	50	55	50	45
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 無指定地域	1車線を有する道路	55	60	55	50
第1種区域 及 び 第2種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 無指定地域	2車線を有する道路	65	70	65	55
第3種区域 及 び 第4種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	2車線を越える道路	70	75	70	60
		1車線を有する道路	65	70	65	60
		2車線を有する道路	70	75	70	65
		2車線を越える道路	75	80	75	65

(注) 1. 用途地域の指定のない地域は第2種区域。

資料2-16 幹線道路の沿道の整備に関する法律の概要



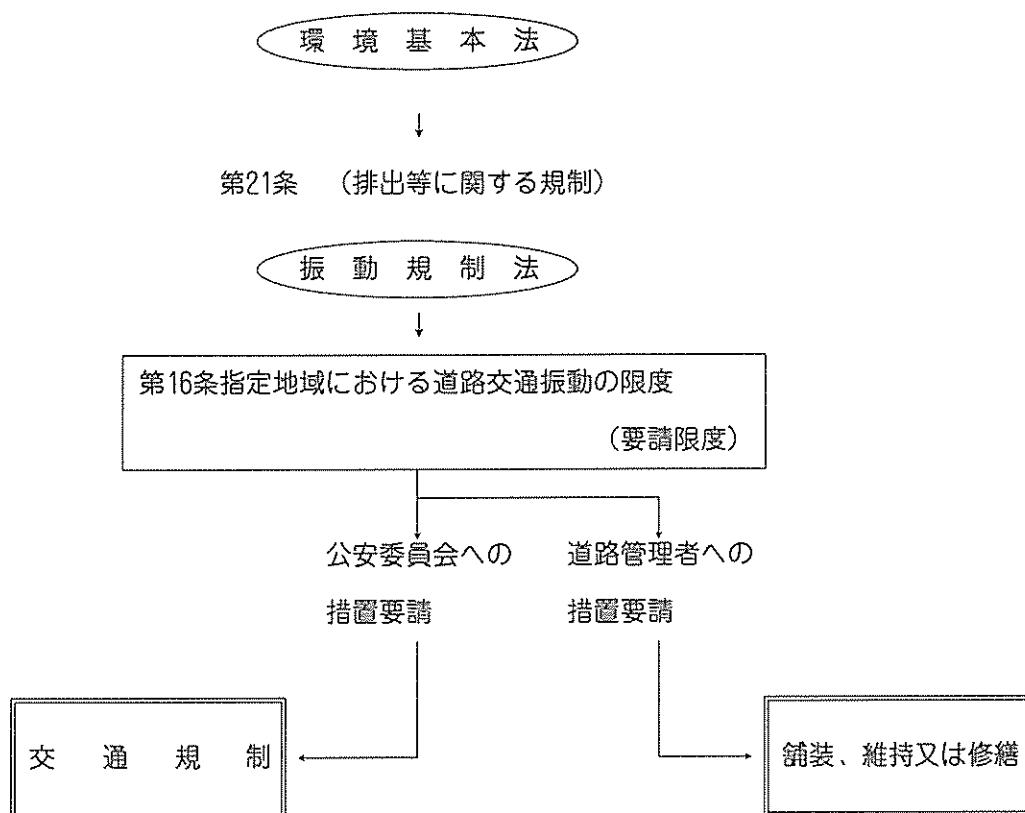
資料2-17 道路交通振動の限度（要請限度）

80%レンジの上端値（単位：デシベル）

区域の区分	用途地域	昼間	夜間
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、無指定地域	65	60
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70	65

(注) 1. 用途地域の指定のない地域は第1種区域。

資料2-18 道路交通振動に関する法体系



資料2-19 新車規制

(1) 窒素酸化物

排出ガスの種類	自動車の種類		単位	従来車の排出量	48年度規制	49年度規制	50年度規制	51年度規制	52年度規制	53年度規制	54年度規制	55年度規制
ガソリン車	乗用車 乗車定員 10人以下	ガソリン (4サイクル)	g/km	3.07	3.00(2.18) (29)		1.60(1.20) (61)	※1t以下 0.84(0.60) (80)		0.48(0.25) (92)		
		LPG		3.13	3.00(2.19) (30)		1.60(1.20) (62)					
		ガソリン (2サイクル)		0.33	0.50(0.30) (9)		0.50(0.30) (9)					
	貨物車 軽貨物車 の貨物車	ガソリン (4サイクル)	g/km	3.07	3.00(2.18) (29)		2.30(1.80) (41)	※1t超 1.20(0.85) (73)		1.60(1.20) (61)		
		LPG		3.13	3.00(2.19) (30)		2.30(1.80) (42)					
		ガソリン (2サイクル)		0.33	0.50(0.30) (9)							
	中型車 〔車両総重量 1.7t以下〕	ガソリン (4サイクル)	g/km	3.07	3.00(2.18) (29)		2.30(1.80) (41)	※1t超 1.40(1.00) (67)		1.40(1.00) (68)	0.84(0.60) (81)	
		LPG		3.17	3.00(2.19) (30)		2.30(1.80) (42)					
		ガソリン (2サイクル)		0.33	0.50(0.30) (9)							
	大型車 〔車両総重量 1.7t超 2.5t以下〕	ガソリン (4サイクル)	g/km	3.07	3.00(2.18) (29)		2.30(1.80) (41)	※1t超 1.60(1.20) (61)		1.60(1.20) (62)	1.26(0.90) (71)	
		LPG		3.17	3.00(2.19) (30)		2.30(1.80) (42)					
	重慶車 〔車両総重量 2.5t超〕	ガソリン (4サイクル)	ppm	2626	2200(1833) (30)				1850(1550) (41)		1390(1100) (58)	
NOx化物	乗用車 乗車定員 10人以下	(車両重量 1.265t以下)		562.5		590(450) (20)		500(380) (32)		450(340) (40)		
		(車両重量 1.255t以下)										
	貨物車 直噴射式	中型車 (車両総重量 1.7t超2.5t以下)	ppm	962.5		100(770) (20)		850(650) (32)		700(540) (44)		
		重型車1 (車両総重量 2.5t超3.5t以下)										
		重型車2 (車両総重量 3.5t超12t以下)										
		重型車3 (車両総重量 12t超)										
	NOx化物 車 バス	小型車 (車両総重量 1.7t以下)		562.5		590(450) (20)		500(380) (32)		450(340) (40)		
		中型車 (車両総重量 1.7t超2.5t以下)										
		重型車1 (車両総重量 2.5t超3.5t以下)										
		重型車2 (車両総重量 3.5t超12t以下)										
		重型車3 (車両総重量 12t超)										

- (注) 1. 従来車とは、昭和48年度規制以前の生産車である。
 2. 規制値の()内の数値は、平均値である。
 3. 規制値の〔 〕内の数値は、削減率(%)である。
 4. ※は、等価慣性重量である。
 5. 走行モードは、車種ごとに10・15モード、13モード、ディーゼル13モード(改正前は10モード、5モード、ディーゼル6モード)が定められている。
 6. g/kmは、決められた測定モードにしたがって走行した場合の1km走行当たりの排出重量の単位である。
 7. ppmは、測定モードによりエンジンを回転させた場合に排出させる自動車排ガスの濃度の単位(100万分の1)である。
 8. g/kwhは、測定モードによりエンジンを回転させた場合のエンジンが行った仕事量1kwh当たりの排出重量の単位である。
 9. 「MT」は主導変速機付車両、「AT」は自動変速機付車両を示す。

57 規 制	58 規 制	61・62 規 制	63 規 制	平成元年 規 制	2 年 規 制	4 年 規 制	5 年 規 制	6 年 規 制	7 年 規 制	9 年 規 制	10 年 規 制	11 年 規 制
1.25(0.90) (71)				0.74(0.50) (84)							0.48(0.25) (92)	
1.26(0.90) (71)				0.74(0.50) (84)								
			0.43(0.25) (92)									
				0.98(0.70) (77)								
				0.98(0.70) (78)								
990(750) (71)				850(650) (75)		g/km 7.2(5.5) (80)				g/km 5.9(4.50) (83)		
390(290) (48)			500(300) (60)		g/km 0.72(0.50) (79)					g/km 0.55(0.40) (84)		
				520(400) (58)		g/km 0.84(0.60) (74)				g/km 5.80(4.50) (74)		g/km 0.55(0.40) (84)
610(470) (51)			(大型トラ クタ、クレ ーン車除 <) 520(400) (58)			g/km 1.82(1.30) (74)				g/km 0.97(0.70) (MT) (86)	g/km 0.97(0.70) (AT) (86)	
										g/km 5.80(4.50) (74)		
				(大型トラ クタ、クレ ーン車の み) 520(400) (58)						g/km 5.80(4.50) (74)		g/km 5.80(4.50) (74)
390(290) (48)			1.25(0.90) (64)			g/km 0.84(0.60) (76)				g/km 0.55(0.40) (84)		
				350(260) (53)		g/km 1.82(1.30) (53)				g/km 0.97(0.70) (MT) (75)	g/km 0.97(0.70) (AT) (75)	
				(大型トラ クタ、クレ ーン車除 <) 350(260) (53)	(大型トラ クタ、クレ ーン車の み) 350(260) (53)					g/km 6.8(5.0) (53)	g/km 5.80(4.50) (59)	
											g/km 5.80(4.50) (59)	g/km 5.80(4.50) (59)

(2) 一酸化炭素、炭化水素

排出 物の 種類	自動車の種類			単位	従来車の 排出量 (平均値)	48年度	49年度	50年度	61・62年	63年	4年	6年	10年
	ガソリン	LP G	ガソリン			規制	規制	規制	規制	規制	規制	規制	規制
一 酸 化 素	ガソリン車 乗用車	乗車定員 10人以下	ガソリン (4リットル)	g/km	20.5	26.0(18.4) (10)		2.7(2.1) (90)					
			LP G		11.6	13.0(10.4) (10)		2.7(2.1) (82)					
			ガソリン (2リットル)		20.4	26.0(18.3) (10)		2.7(2.1) (90)					
	ガソリン車 貨物車	軽貨物車 の貨物車	ガソリン (4リットル)	g/km	20.5	26.0(18.4) (10)		17.0(13.0) (37)					8.42(6.50) (68)
			LP G		11.6	18.0(10.4) (10)		17.0(13.0) (12)					8.42(6.50) (44)
			ガソリン (2リットル)		20.4	26.0(18.3) (10)		17.0(13.0) (36)					
	ガソリン車 ・ LPG車	軽量車 [車両重量 1.7t以下]	ガソリン (4リットル)	g/km	20.5	26.0(18.4) (10)		17.0(13.0) (37)		2.7(2.1) (90)			
			LP G		11.6	18.0(10.4) (10)		17.0(13.0) (12)		2.7(2.1) (82)			
			ガソリン (2リットル)		20.4	26.0(18.3) (10)		17.0(13.0) (36)		2.7(2.1) (90)			
	ガソリン車 ・ LPG車	中量車 [車両重量 1.7t超 2.5t以下]	ガソリン	g/km	20.5	26.0(18.4) (10)		17.0(13.0) (37)					8.42(6.50) (68)
			LP G		11.6	18.0(10.4) (10)		17.0(13.0) (12)					8.42(6.50) (44)
			ガソリン (2リットル)		1.34	1.6(1.2) (10)							g/kWh
炭 化 水 (HC)	ガソリン車 乗用車	乗車定員 10人以下	ガソリン (4リットル)	g/km	3.74	3.8(2.94) (21)		0.39(0.25) (93)					
			LP G		2.94	3.2(2.3) (20)		0.39(0.25) (91)					
			ガソリン (2リットル)		13.9	22.5(16.6) (12)		0.39(0.25) (99)					
	ガソリン車 ・ LPG車	軽貨物車 の貨物車	ガソリン (4リットル)	g/km	3.74	3.8(2.94) (21)		2.7(2.1) (44)					0.39(0.25) (93)
			LP G		2.94	3.2(2.3) (20)		2.7(2.1) (28)					0.39(0.25) (91)
			ガソリン (2リットル)		13.9	22.5(16.6) (12)		15.0(12.0) (37)					
	ガソリン車 ・ LPG車	軽量車 [車両総重 量1.7t 以下]	ガソリン (4リットル)	g/km	3.74	3.8(2.94) (21)		2.7(2.1) (44)		0.39(0.25) (93)			
			LP G		2.94	3.2(2.3) (20)		2.7(2.1) (28)		0.39(0.25) (91)			
			ガソリン (2リットル)		13.9	22.5(16.6) (12)		15.0(12.0) (37)					
	ガソリン車 ・ LPG車	中量車 [車両総重 量1.7t超 2.5t以下]	ガソリン	g/km	3.74	3.8(2.94) (21)		2.7(2.1) (44)					0.39(0.25) (93)
			LP G		2.94	3.2(2.3) (20)		2.7(2.1) (28)					0.39(0.25) (91)
			ガソリン (2リットル)		13.9	22.5(16.6) (12)		15.0(12.0) (37)					
	ガソリン車 ・ LPG車	重量車 [車両総重 量2.5t超]	ガソリン	ppm	3.74	3.8(2.94) (21)		2.7(2.1) (44)					0.39(0.25) (93)
			LP G		2.94	3.2(2.3) (20)		2.7(2.1) (28)					0.39(0.25) (91)
			ガソリン (2リットル)		514	520(416) (19)							g/kWh
	ディーゼル車 〔乗用車 ・ 貨物車・バス〕	乗用車 〔貨物車・バス〕	LP G	ppm	435	440(352) (27)							2.29(1.80)
			ガソリン		567	670(510) (27)							2.29(1.80)
			LP G		514	520(416) (19)							g/kWh
			ガソリン	ppm	435	440(352) (27)							3.8(2.9)
			LP G		514	520(416) (19)							(重量車)

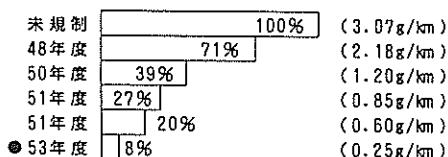
(3) 粒子状物質、ディーゼル黒煙

排出 段の 種類	自動車の種類		単位	従業車の 排出量 (平均値)	47年度 規制	5年 規制	6年 規制	9年 規制	10年 規制	11年 規制
	ディーゼル車	乗用車								
粒子 状 物 質 (PM)	重用車	車両重量 1.265t以下	g/km			0.34(0.2)	g/km 0.14(0.08)			
		車両重量 1.265t超								
	軽型車	車両総重量 1.7t以下			0.34(0.2)	g/km 0.14(0.08)				
		中型車 (車両総重量 1.7t超2.5t) 以下			0.43(0.26)	g/km 0.18(0.09)	(MT) g/km 0.18(0.09)	(AT) g/km 0.18(0.09)		
	重量車1	車両総重量 2.5t超3.5t 以下				0.95(0.7)	g/kWh 0.49(0.25)			
		重量車2 (車両総重量 3.5t超)					(車両総重量 12t) g/kWh 0.49(0.25)	(車両総重量 12t) g/kWh 0.49(0.25)		
ディ ーゼ ル 黑 煙	重用車	車両重量 1.265t以下	%			40%	25%			
		車両重量 1.265t超								
	軽型車	車両総重量 1.7t以下			40%		25%			
		中型車 (車両総重量 1.7t超2.5t) 以下			40%		(MT) 25%	(AT) 25%		
	重量車1	車両総重量 2.5t超3.5t 以下				40%	25%			
		重量車2 (車両総重量 3.5t超)					(車両総重量 12t以下) 25 %	(車両総重量 12t超) 25 %		

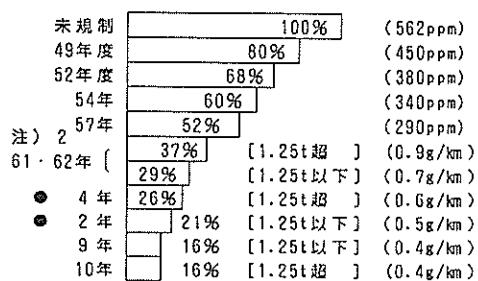
資料2-20 自動車排出ガス規制強化の推移（一台当たりのNO_x排出量平均値）

① 乗用車

ア. ガソリン・LPG車



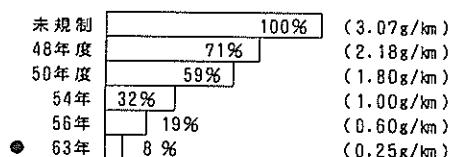
イ. ディーゼル車



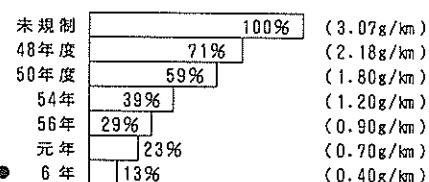
② 貨物車・バス

ア. ガソリン・LPG車

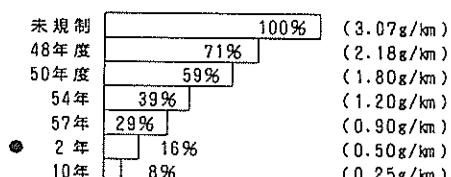
軽量車（車両総重量1.7t以下）



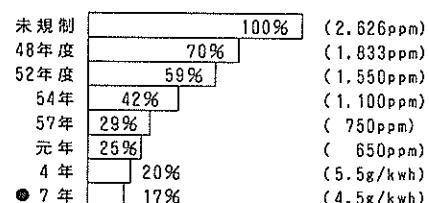
中量車（車両総重量1.7t超2.5t以下）



軽貨物車

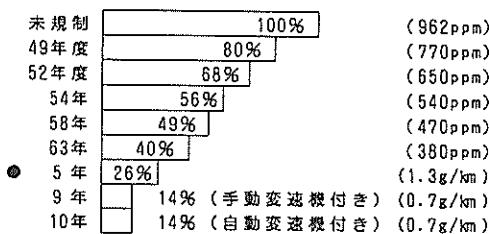


重量車（車両総重量2.5t超）

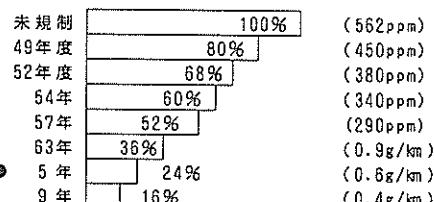


イ. ディーゼル車

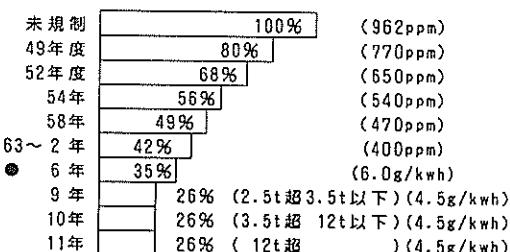
直接噴射式（車両総重量1.7t超2.5t以下）



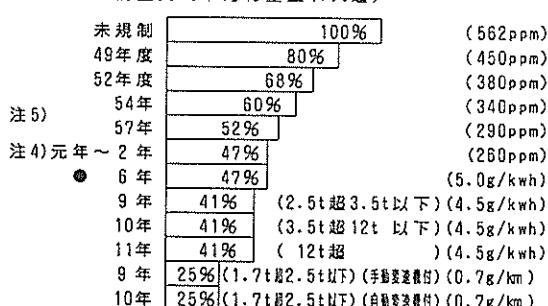
副室式（車両総重量1.7t以下）



直接噴射式（車両総重量2.5t超）



副室式（車両総重量1.7t超）



(注) 1 乗用車の〔 〕内は等価慣性重量を示す。

2 61年規制：手動変速機付きのもの。

3 62年規制：自動変速機付きのもの。

3 63年規制：車両総重量3.5t以下のもの。

3 元年規制：車両総重量3.5t超のもの。

3 (車両総重量8t超のトラクタ、クレーン車を除く。)

3 2年規制：車両総重量8t超のトラクタ、クレーン車。

4 規制値の単位のみ変更

5 元年規制：車両総重量8t超のトラクタ、クレーン車を除いたもの。

2年規制：車両総重量8t超のトラクタ、クレーン車。

() 内は平均値を示す。

●印は現時点での最新規制値

資料2-21 使用過程車規制

排出 ガス の 種類	自動車の 種類	認定 方法	実施時期期									
			45年 8月1日	47年 10月1日	48年 5月1日	48年 10月1日	50年 1月1日	50年 6月1日	平成5年 10月1日	6年 10月1日	9年 10月1日	10年 10月1日
一 酸 化 炭 素 (CO)	ガリソン・ LPG車	アイドリ ング	5.5%	(軽自動 車除く) 4.5%	48年度規 制以前の 車・排出 ガス減少 装置又は 点火時期 調整の義 務付け	(軽自動 車のみ) 4.5%						(4サイクル のみ) 軽自動車 2.0% その他 1.0%
炭 化 水 素 (HC)	ガリソン・ LPG車 4サイクル 特殊 エンジン 2サイクル						(乗用車 のみ) 1,200ppm 3,300ppm 7,800ppm	(乗用車 以外) 1,200ppm 3,300ppm 7,800ppm				(4サイクル のみ) 軽自動車 500ppm その他 300ppm
ディーゼル黒煙	ディーゼル車	無負荷 急速時				50%		軽・ 中量車	乗用車・ 重量車	車両総重 量3.5t以 下の貨物 車・バス 及び 車両重量 1.265t以 下の乗用 車	車両総重 量3.5t超 12t以 下の貨物 車・バス 及び 車両重量 1.265t超 の乗用車	車両総重 量12t 超の貨物 車・バス

資料2-22 二輪車の自動車排出ガス規制

(単位:g/km)

車種	燃料	新車				使用過程車		
		試験モード	一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)	窒素酸化物(NOx)	試験モード	一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)
4サイクルエンジン車	ガソリン	二輪車	20.0	2.93	0.51	アイドリング時	2.000ppm	
2サイクルエンジン車		モード	14.4	5.26	0.14		7.800ppm	

車種	適用時期
原二輪 原付一種	平成10年
小型二輪 原付二種	平成11年

資料2-23 自動車の燃料に関する許容限度

自動車燃料の種類	燃料の性状または燃料に含まれる物質	許容限度
ガソリン	鉛	検出されないこと
	硫黄	0.01質量% 以下
	ベンゼン	5体積%以下 (平成11年末までに1体積%: 8年中間答申)
	MTBE (メチルターシャリーブチルエーテル)	7体積%以下
軽油	硫黄	0.05質量%以下
	セタン指数	45以上
	90%留出温度	摂氏360度以下

資料2-24 自動車騒音規制の強化の経緯
 ① 加速走行騒音（新車）

（単位：デシベル）

規制内容	規制年	46年規制 規制	51・52年規制	54年規制	57年規制	58年規制	59年規制	60年規制	61年規制	62年規制	平成10年規制 規制	第2段階規制の 適用時期	第10年規制の 適用時期
環境庁告示		50.9.4 第53号	51.1.30 第4号	51.9.10 第41号	56.8.26 第74号	57.9.29 第90号	58.10.28 第63号	59.10.19 第50号	60.9.25 第50号	62.12.20 第79号	平成12.20 第79号	新規制	新規制
運輸省令	45.12.4	50.9.5 第35号	53.2.4 第5号	55.9.11 第27号	56.8.27 第39号	57.9.30 第31号	58.10.29 第46号	59.10.19 第34号	60.9.25 第31号	62.12.20 第66号	新規制	新規制	新規制
自動車の種類	45.9.1号												
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供するもの）	車両総重量が3.5トンを越え、原動機の最高出力が200馬力以上もの	大型バス	89	86			83				81	59.10	60.9
乗用定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）	車両総重量が3.5トンを越え、原動機の最高出力が200馬力以下もの	大型貨物	92					83				60.10	61.9
	車両総重量が3.5トンを越え、原動機の最高出力が200馬力以下もの	大型特殊											
	車両総重量が3.5トンを越え、原動機の最高出力が200馬力以下もの	中型車	89	87	86	83						61.12	62.11
	車両総重量が3.5トンを越え、原動機の最高出力が200馬力以下もの	小型車	85	83	81		78					58.10	59.9
	車両総重量が3.5トンを越え、原動機の最高出力が200馬力以下もの	小型全輪駆動車					78					59.10	60.9
	車両総重量が3.5トンを越え、原動機の最高出力が200馬力以下もの	以下のももの										60.10	61.9
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の車の音過自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	乗車定員7人～10人	6人以下	84	82	81	78						57.10	58.9
二輪の小型自動車及び軽自動車（総排気量が125ccを超えるもの）	小型	86	83	78								76	
原動機燃付自転車（総排気量が125cc以下のもの）	普通	84						75				62.10	63.9
全ての自動車（常時）		82	79	75				75				73	60.10
		80						72				71	61.10
												59.4	60.3
												10.10	11.9

【備考】 加速走行騒音：原動機の回転数が最高出力時の75%（または50km/h）で走行時の騒音（測定位置は、走行方向直角に車両中心から左方7.5m、高さ1.2m）

② 定常走行騒音（新車）

(使用過程車) (単位:デシベル)

(単位:デシベル)

規制 内容	定 常 走 行			平成10年規制の 適用時期		定常走行騒音 28年規制 29年規制 規制
	規 制 年	昭和26年	昭和46年	平成10年 規制	新 型 車	
	環境庁告示			H8.12.20 第79号	総 生 産 車	
自 動 車 の 種 類	運輸省令	26.7.28 第67号	45.12.4 第91号	H8.12.20 第66号	10.10 11.9	85
普通自動車、小型自動車及び整え、原動機の最高出力が200馬力を超えるもの	大型バス 大型貨物 大型特殊	(84) 80	82	10.10 11.9	85 85	85
自動車(専ら乗用の用に供する乗用定員10人以下以下の自動車及び二輪自動車を除く。)	車両総重量が3.5トン 車両総重量が3.5トン 車両総重量が3.5トン 車両総重量が3.5トン 以下のも)	中型車 中型車 中型車 小型全輪駆動車 乗用の用に供する乗車定員10人以下 の普通自動車、小型自動車及び整自動車 (二輪自動車を除く)	78 74 (74) 70 72	10.10 11.9	85 85 85 85	85
二輪の小型自動車及び整自動車 (総排気量が125ccを超えるもの)	小型車 整	小型車 (75.1) 74	10.10 11.9	85 85	85 85	85
原動機付自転車 (総排気量が125cc以下のもの)	排气量50cc以上 排气量50cc以下	(69.6) 70	10.10 11.9	85 85	85 85	85
全ての自動車(常時)		85				

[備考] 定常走行騒音：原動機の回転数が最高出力の60% (または35km/h) で走行時の騒音 (測定位置は、車両中心から左方7.0m、高さは1.2m) 、() 内は測定速度及び測定位置の変更による現行規制値の換算値を示す。平成8年12月改正で定常走行速度は四輪車(50km/h)、整二輪、原付第2種(45km/h)に変更〔測定距離は、マイクロボンの位置から車両中心線左側垂直方向7.5m、高さは1.2m〕

③ 排気騒音及び近隣排気騒音（新車）

（使用過程車）（単位：デシベル）

規制内容	規制年	排気騒音※	近接排気騒音	平成10年規制の適用時期	排気騒音		近隣排気騒音	
					26年規制 29年規制	60年規制 63年規制	60年規制 63年規制	60年規制 63年規制
環境庁告示	昭和26年 規制	昭和60年 規制	昭和63年 規制	平成10年 規制				
運輸省令	26.7.28 第67号	45.12.4 第91号	60.9.26 第31号	H8.12.20 第79号				
自 動 車 の 種 類				H8.12.20 第66号				
普通自動車、小型自動車及び轻型自動車（専ら乗用の用に供する車両を除く。）	車両総重量が3.5トンを超えるもの	大型バス	(84)	99	10.10	11.9	85	99
乗用定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。	車両総重量が3.5トンを超える、原動機の最高出力が200馬力以下のもの	大型貨物	80	107			107	107
	車両総重量が3.5トン以下を除く。	中型車	78	105			85	105
	車両総重量が3.5トン以下を除く。	小型車	74	103			85	103
	車両総重量が125ccを超えるもの	小型全輪駆動車						
	以下のもの							
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	乗用6人以下	7人～10人	(74)	103			85	103
	車		70					
二輪の小型自動車及び軽自動車（総排気量が125ccを超えるもの）	小 型	(71.1)	99				85	99
	軽	74	-					
原動機付自転車（総排気量が125cc以下のもの）	総排気量51cc以上	(69.6)	95				85	95
	総排気量50cc以下	70						
全ての自動車（常時）		85		84	10.10	11.9	84	84

【備考】 排気騒音：原動機の回転数が最高出力時の60%で無負荷運転時の騒音（測定位置は、排気管の後方20m、高さは1.2m）

近接排気騒音：原動機の回転数が最高出力時の75%（二輪自動車及び原動機付自転車のうち原動機の発生5千回転を越えるものは50%）で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に押し、又は放り弁を急速に閉じる場合における騒音（測定位置は、排気管の外側約5cm、排気管から0.5m、高さは排気管中心と同じ（排気管高さが0.2m未満は0.2m））、乗用車の近接排気騒音（平成8年12月）改正後〔〕内の数値は、リアエンジン車の許容限度を示す。

その他の自動車については、原動機の回転数が最高出力時の75%で一定に保った状態からスロットルが急速に閉じられる場合の最大騒音レベル（測定位置は、排気管の外側45度、排気管から0.5m、高さは排気管中心と同じ）

※近接排気騒音規制の適用を受ける車種については、排気騒音規制から近接排気騒音規制に移行。

資料3-1 神崎川水域におけるBODの経年変化

(単位:mg/l)

No	調査地点	河川・海域名	類型	S.62	63	H. 1	2	3	4	5	6	7	8
1	小松橋	神崎川	E	5.9	3.2	3.8	3.6	3.1	1.2	3.8	3.2	3.3	1.9
2	吹田橋	〃	E	6.0	5.8	6.3	4.9	5.1	5.6	6.5	6.7	6.2	5.1
3	新三國橋	〃	E	4.9	4.3	4.5	4.2	4.0	2.6	2.8	3.7	4.1	3.4
4	神崎橋	〃	E	3.7	4.3	3.8	3.8	2.3	2.0	2.4	4.1	3.6	2.6
5	千船橋	〃	E	3.6	3.1	2.9	2.8	2.3	1.9	1.7	3.2	2.6	2.3
6	辰巳橋 (左門殿川)	〃	E	3.5	2.9	3.0	3.0	2.6	2.0	2.2	3.2	2.6	2.2
7	新京阪橋	安威川	E	7.5	5.9	7.5	6.5	7.0	6.6	5.7	6.6	6.7	4.3

注1. 数字は年平均値である。

2. 環境基準不適合とは、年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%未満である場合をいう。

資料3-2 淀川水域におけるBODの経年変化

(単位:mg/l)

No	調査地点	河川・海域名	類型	S.62	63	H. 1	2	3	4	5	6	7	8
8	JR 赤川鉄橋	淀川	B	※3.0	2.5	※2.6	2.5	1.8	1.8	2.0	2.5	2.1	1.9
9	伝法大橋	〃	D	※7.1	5.0	3.1	3.7	2.5	3.1	3.1	5.4	2.7	2.8

注1. 数字は年平均値である。

2. ※印は、環境基準を超えたことを表している。

3. 環境基準不適合とは、年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%未満である場合をいう。

資料3-3 寝屋川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/l)

No	調査地点	河川・海域名	類型	S.62	63	H. 1	2	3	4	5	6	7	8
10	今津橋	寝屋川	E	16※	11※	11※	11	11※	11※	※9.7	11※	12※	9.3
11	新喜多大橋	〃	E	11※	12※	10	9.3	9.5	11※	14※	12※	9.6	11※
12	京橋	〃	E	5.9	5.8	5.5	5.7	5.1	4.4	4.7	5.8	6.8	5.3
13	徳栄橋	古川	E	19	13	17	10	11	11※	13※	14※	12※	9.3
14	阪東小橋	第2寝屋川	E	※9.7	11※	12※	11※	10※	13※	15※	13※	13※	13※
15	下城見橋	〃	E	7.7	7.3	7.5	7.0	6.5	7.2	12	10※	12※	14※
16	中竹淵橋	平野川	E	28※	30※	27※	23※	25※	23※	23※	29※	29※	28※
17	安泰橋	〃	E	28※	35※	29※	27※	34※	29※	31※	31※	28※	27※
18	睦橋	〃	E	17※	28※	21※	22※	21※	18※	19※	27※	14※	19※
19	南弁天橋	〃	E	16※	19※	18※	12※	18※	15※	14※	22※	16※	18※
20	城見橋	〃	E	8.3	8.8	9.8	※9.4	8.1	8.1	12※	11※	12※	14※
21	片一橋	平野川分水路	E	10	8.6	9.7	9.0	8.6	11	10※	8.0	9.0	10※
22	天王田大橋	〃	E	10	7.5	8.2	6.1	5.5	5.3	9.2	6.9	9.1	8.8
23	赤川橋	城北川	C	3.1	3.1	2.8	2.5	2.9	2.8	3.1	3.0	2.0	1.6

注1. 数字は年平均値である。

2. ※印は、環境基準を超えたことを表している。

3. 環境基準不適合とは、年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%未満である場合をいう。

4. 古川、平野川分水路は平成4年2月、新たに類型指定されたものである。

資料3-4 大阪市内河川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/ℓ)

No	調査地点	河川・海域名	類型	S.62	63	H.1	2	3	4	5	6	7	8
24	毛馬橋	大川	C	3.0	2.4	2.1	2.3	1.8	2.0	2.0	2.8	1.9	1.8
25	桜宮橋	△	C	3.1	2.8	2.3	2.5	2.1	1.9	1.8	2.5	2.1	2.1
26	天神橋(右)	堂島川	C	4.8	3.7	3.1	2.7	2.5	2.9	4.0	4.2	※4.4	3.6
27	天神橋(左)	土佐堀川	C	5.8	5.2	5.4	4.5	4.0	※5.6	※5.2	※5.4	※5.3	※6.6
28	天保山渡	安治川	C	2.1	1.8	1.7	2.0	1.8	1.7	2.0	2.1	1.8	1.7
29	北港大橋下流700m	正蓮寺川	C	4.3	3.1	2.5	3.2	2.2	2.2	2.8	3.3	3.2	3.4
30	春日出橋	六軒家川	C	3.2	2.7	2.8	2.6	2.1	2.2	3.1	※4.0	3.1	2.6
31	本町橋	東横堀川	—	4.7	3.8	3.8	3.6	3.2	3.8	4.1	5.2	4.3	4.4
32	大黒橋	道頓堀川	C	3.5	2.6	2.7	3.4	2.9	3.0	2.4	3.1	2.7	2.4
33	甚兵衛渡	尻無川	C	3.5	2.5	2.8	2.8	2.2	2.5	3.1	3.5	2.5	2.8
34	千本松渡	木津川	C	3.8	3.5	3.5	3.1	2.6	2.7	3.1	2.7	2.5	2.7
35	船町渡	木津川運河	C	2.9	2.8	2.9	2.7	2.3	2.2	2.1	2.5	2.3	2.3
36	住之江大橋	住吉川	C	7.3	6.5	6.2	4.2	6.2	※5.0	5.9	※6.5	※4.3	※6.9

注1. 数字は年平均値である。

2. ※印は、環境基準を超えたことを表している。

3. 環境基準不適合とは、年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%未満である場合をいう。

4. 類型は平成4年度以降のものである。

資料3-5 大和川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/ℓ)

No	調査地点	河川・海域名	類型	S.62	63	H.1	2	3	4	5	6	7	8
37	浅香新取水口	大和川	C	20※	※8.0	※7.6	※6.5	※8.2	12※	13※	17※	10※	10※
38	遠里小野橋	△	D	15※	※8.5	※8.3	※6.6	6.9	※9.5	11※	20※	13※	10※

注1. 数字は年平均値である。

2. ※印は、環境基準を超えたことを表している。

3. 環境基準不適合とは、年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%未満である場合をいう。

資料3-6 大阪港湾水域におけるC O Dの経年変化

(単位: mg/ℓ)

No	調査地点	類型	S.62	63	H. 1	2	3	4	5	6	7	8
39	神崎川河口	C	5.1	4.9	4.9	5.1	4.9	4.7	4.8	5.3	5.2	5.1
40	中島川河口	C	5.3	5.3	4.9	5.0	5.1	5.0	5.4	6.4	5.1	6.0
41	淀川河口	C	5.1	4.8	4.1	4.8	4.1	4.0	4.1	4.9	5.2	4.7
42	正蓮寺川河口	C	5.2	5.3	4.5	4.8	5.2	4.7	4.7	6.1	5.0	6.9
43	木津川河口	C	4.7	4.5	5.1	4.8	4.7	4.8	5.2	4.8	5.0	4.8
44	No 5 ブイ跡	C	4.0	3.6	3.7	3.7	3.8	3.5	3.9	4.2	4.3	4.1
45	第一号岸壁	C	4.0	3.7	4.0	4.6	4.0	4.1	4.5	4.6	4.1	4.3
46	No 25 ドルフィン	C	4.2	4.4	4.0	5.0	4.1	4.1	4.5	5.6	4.2	5.0
47	北港沖 1,000m	C	3.0	3.8	3.0	3.7	3.9	3.3	3.4	3.6	3.7	3.6
48	関門外 1,200m	C	3.2	3.5	3.1	3.4	3.7	3.3	3.5	3.4	3.8	3.2
49	南港	C	3.6	3.6	3.5	4.0	3.8	3.6	3.6	3.9	4.5	3.6
50	大阪港 C - 3	C	3.9	3.7	3.3	4.3	3.3	3.3	2.9	3.9	3.0	3.4

(注) 数字は年平均値である。

資料3-7 大阪湾月別赤潮発生件数の推移

年	発 生 件 数												年計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
昭和62	—	1	2	3	5	2	4	6	3	1	—	—	27
63	1	—	1	5	5	2	8	3	4	2	—	—	31
平成元	1	1	2	2	4	8	5	5	2	3	2	—	35
2	—	1	1	2	6	3	3	8	4	2	—	—	30
3	1	1	1	2	4	3	2	4	2	1	2	—	23
4	1	1	1	4	2	5	2	3	2	1	—	—	22
5	1	1	1	5	3	3	4	5	3	1	—	—	27
6	1	—	1	1	5	4	5	4	3	4	—	1	29
7	—	1	1	1	2	3	5	4	2	1	1	—	21
8	—	1	2	2	4	5	5	4	3	1	—	—	27

(注) 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所調べ

資料3-8 大阪市内公共用水域における水質調査結果（平成8年度）

① 河川（38地点）

No	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)
1	小松橋	神崎川	E	7.2~7.7	8.9	1.9	5.2	9
2	吹田橋	〃	E	7.1~7.6	7.4	5.1	7.5	13
3	新三国橋	〃	E	6.9~7.7	6.5	3.4	7.0	9
4	神崎橋	〃	E	7.0~7.7	7.0	2.6	7.1	6
5	千船橋	〃	E	7.1~7.8	6.5	2.3	6.5	7
6	辰巳橋	〃(左門殿川)	E	7.0~7.8	6.3	2.2	6.6	7
7	新京阪橋	安威川	E	7.1~7.8	7.2	4.3	7.8	14
8	JR赤川鉄橋	淀川	B	7.2~7.8	9.2	1.9	4.1	8
9	伝法大橋	〃	D	7.5~8.7	9.8	2.8	5.4	7
10	今津橋	寝屋川	E	6.9~7.4	3.2	9.3	12	11
11	新喜多大橋	〃	E	7.1~7.3	3.2	11	14	13
12	京橋	寝屋川	E	6.8~8.0	4.1	5.3	8.6	9
13	徳栄橋	古川	E	6.9~7.5	3.1	9.3	12	11
14	阪東小橋	第2寝屋川	E	6.9~7.3	4.0	13	15	11
15	下城見橋	〃	E	7.0~7.2	3.2	14	15	12
16	中竹淵橋	平野川	E	7.0~7.5	3.0	28	30	26
17	安泰橋	〃	E	6.8~7.5	2.6	27	31	25
18	睦橋	〃	E	7.0~7.4	2.4	19	20	21
19	南弁天橋	〃	E	6.9~7.3	1.8	18	19	18

No	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)
20	城見橋	平野川	E	7.0~7.3	3.0	14	15	12
21	片一橋	平野川分水路	E	7.0~7.2	3.5	10	15	8
22	天王田大橋	〃	E	7.0~7.2	3.9	8.8	14	8
23	赤川橋	城北川	C	7.3~7.8	9.0	1.6	4.9	13
24	毛馬橋	大川	C	7.3~7.9	9.6	1.8	4.2	9
25	桜宮橋	〃	C	7.3~8.0	9.5	2.1	4.5	12
26	天神橋(右)	堂島川	C	7.2~7.5	8.2	3.6	6.5	14
27	天神橋(左)	土佐堀川	C	7.1~7.4	6.6	6.6	8.7	13
28	天保山渡	安治川	C	7.6~8.2	6.9	1.7	4.3	4
29	北港大橋下流700m	正蓮寺川	C	7.5~8.4	6.7	3.4	5.9	6
30	春日出橋	六軒家川	C	7.4~8.2	6.7	2.6	5.5	9
31	本町橋	東横堀川	—	7.0~7.3	5.4	4.4	7.6	15
32	大黒橋	道頓堀川	C	7.2~7.5	5.4	2.4	6.3	8
33	甚兵衛渡	尻無川	C	7.3~7.7	5.6	2.8	5.9	7
34	千本松渡	木津川	C	7.4~7.7	5.7	2.7	6.6	5
35	船町渡	木津川運河	C	7.6~8.1	6.1	2.3	3.9	4
36	住之江大橋	住吉川	C	7.1~7.6	4.4	6.9	11	6
37	浅香新取水口	大和川	C	7.3~7.7	7.7	10	12	18
38	遠野小野橋	〃	D	7.4~7.8	7.2	10	12	17

② 海 域 (12地点)

No	調査地点	類型	pH	DO (mg/l)	COD(mg/l)		BOD (mg/l)	全窒素 (mg/l)	全 磷 (mg/l)	油 分 (mg/l)
					酸性法	アルカリ法				
39	神崎川河口	C	7.5~8.2	7.0	5.1	—	3.5	4.0	0.27	ND
40	中島川河口	C	7.3~8.0	6.5	6.0	—	3.1	3.3	0.31	ND
41	淀川河口	C	7.5~8.8	8.3	4.7	—	3.9	2.2	0.21	ND
42	正蓮寺川河口	C	7.6~8.4	8.4	6.9	—	4.7	2.6	0.27	ND
43	木津川河口	C	7.6~8.7	6.2	4.8	—	2.4	3.8	0.26	ND
44	No5ブイ跡	C	7.8~8.5	7.5	4.1	—	2.2	2.0	0.14	ND
45	第一号岸壁	C	7.5~8.0	6.5	4.3	—	2.0	1.8	0.15	ND
46	No25ドロイン	C	7.7~8.5	8.4	5.0	—	3.0	1.4	0.13	ND
47	北港沖 1,000m	C	8.1~8.8	8.0	3.6	—	2.7	1.0	0.10	ND
48	関門外 1,200m	C	8.2~8.8	7.6	3.2	—	2.3	1.1	0.09	ND
49	南 港	C	7.9~8.5	6.9	3.6	—	2.3	1.6	0.13	ND
50	大阪湾 C-3	C	7.9~8.4	8.0	3.4	—	—	1.0	0.09	ND

注 1. 河口中央の調査地点は昭和55年度から海域として評価している。

2. 大阪湾C-3は、表層での調査結果である。

資料3-9 河川観測局における水質経年変化(年平均値)

(単位: COD、溶存酸素、濁度、塩素イオン、アンモニア: mg/l、

温度: °C、電気伝導度: μS/cm、酸化還元電位: mV

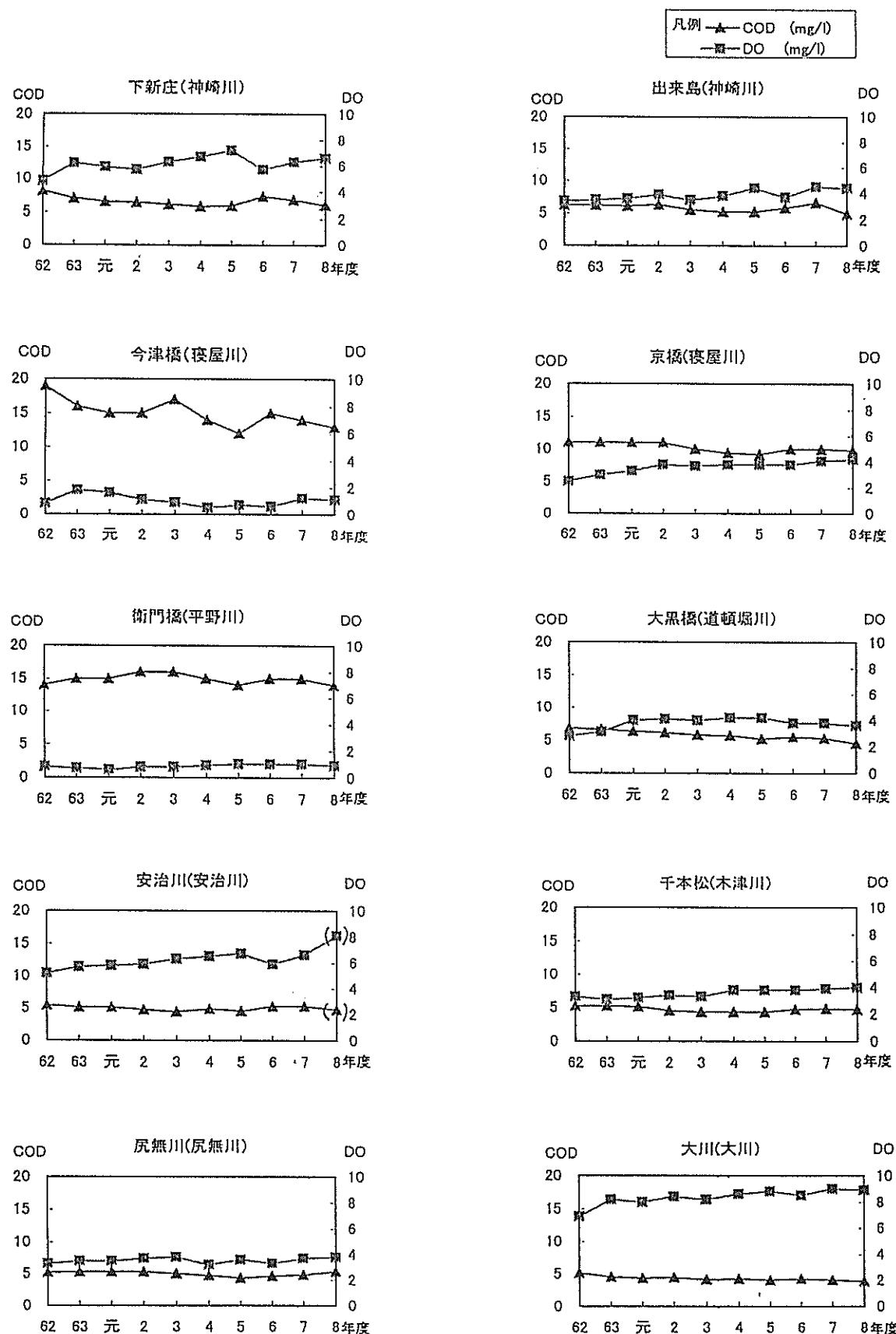
水 域	銀 測 局	年度 項目	昭和	63	平成 元	2	3	4	5	6	7	8
			62									
神 崎 川	下 新 庄 （ 神 崎 川 ）	C O D	8.1	7.0	6.5	6.4	6.1	5.8	5.9	7.3	6.8	6.0
		溶存酸素	4.8	6.2	5.9	5.7	6.3	6.7	7.2	5.7	6.3	6.6
		水温	17	17	17	19	18	18	17	19	18	18
		p H	7.1	7.1	7.1	7.1	7.2	7.2	7.2	7.3	7.2	7.2
		濁度	30	37	34	34	28	26	25	23	25	21
		電気伝導度	387	337	340	337	349	340	343	5.3	446	387
		酸化還元電位	+ 22	+ 27	-	-	-	-	-	-	-	-
		アンモニア	-	-	2.5	2.0	1.8	1.9	2.3	5.4	3.8	2.4
寝 屋 川	今 津 橋 （寝 屋 川 ）	C O D	6.2	6.2	6.1	6.3	5.5	5.2	5.2	5.8	6.6	4.9
		溶存酸素	3.4	3.5	3.6	3.9	3.5	3.8	4.4	3.7	4.5	4.4
		水温	19	18	19	19	19	19	18	20	18	18.4
		p H	7.4	7.4	7.4	7.3	7.4	7.4	7.3	7.5	7.6	7.5
		濁度	15	21	31	29	23	14	17	14	18	16
		アンモニア	-	-	-	-	-	-	-	(2.1)	2.6	2.7
		C O D	19	16	15	15	(17)	14	12	15	14	13
		溶存酸素	0.8	1.8	1.6	1.1	(0.9)	0.5	0.7	0.6	1.2	1.1
衛 門 橋 （平 野 川 ）	京 橋 （寝 屋 川 ）	水温	19	18	19	20	(12)	19	21	21	19	20
		p H	7.0	7.1	7.0	7.0	(7.1)	7.0	6.9	7.0	7.0	7.1
		濁度	35	42	38	35	(42)	35	30	25	26	29
		電気伝導度	597	475	419	486	(655)	519	446	618	529	528
		塩素イオン	85	86	64	86	(142)	99	68	138	102	106
		C O D	11	11	11	11	10	9.4	9.2	10	10	9.8
		溶存酸素	2.5	3.0	3.3	3.8	3.7	3.8	3.8	3.8	4.1	4.2
		水温	23	20	18	19	19	19	19	20	18	18
	衛 門 橋 （平 野 川 ）	p H	6.9	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.1	7.0
		濁度	33	36	32	30	29	27	28	30	32	30
		電気伝導度	439	432	410	417	421	426	412	561	494	425
		酸化還元電位	▲ 11	▲ 2	+ 4	+ 9	+ 21	+ 11	+ 9	+ 68	+ 77	+ 56
		アンモニア	-	-	-	-	-	-	-	5.5	6.4	5.4
		C O D	14	15	15	16	16	15	14	15	15	14
		溶存酸素	0.8	0.7	0.6	0.8	0.8	0.9	1.0	1.0	1.0	0.9
		水温	20	19	20	20	20	19	19	21	19	20

水 域	観 測 局	年度 項目	昭和	62	63	平成 元	2	3	4	5	6	7	8
大 阪 市 内 河 川	大 黒 橋 (道 頓 堀 川)	C O D	6.8	6.6	6.3	6.1	5.8	5.7	5.2	5.5	5.3	4.5	
		溶存酸素	2.8	3.1	4.0	4.1	4.0	4.2	4.2	3.8	3.8	3.6	
		水温	18	17	18	18	18	18	17	19	18	18	
		p H	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.1	7.0	7.1	
		濁度	20	24	19	20	15	14	17	13	12	12	
		電気伝導度	*3,644	*2,909	*3,223	*2,656	*3,121	*3,332	*3,250	*4,142	*3,510	*1,015	
		酸化還元電位	+ 1	+ 12	+ 10	+ 24	+ 18	+ 17	+ 19	+ 20	+ 51	-	
	安治川(安治川)	アンモニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.8	
		C O D	5.4	5.1	5.1	4.7	4.4	4.8	4.5	5.2	5.2	(4.7)	
		溶存酸素	5.2	5.7	5.8	5.9	6.3	6.5	6.7	5.9	6.6	(8.1)	
		水温	18	17	17	19	18	18	17	19	18	(10)	
		p H	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.3	7.2	(7.6)	
		濁度	15	29	28	31	18	18	20	14	18	(15)	
		アンモニア	-	-	-	-	1.9	1.8	1.9	2.6	2.7	(1.7)	
	千本松(木津川)	C O D	5.2	5.2	5.1	4.5	4.3	4.3	4.3	4.7	4.8	4.7	
		溶存酸素	3.3	3.1	3.2	3.4	3.3	3.8	3.8	3.8	3.9	4.0	
		水温	18	18	18	19	19	18	18	19	18	18	
		p H	7.2	7.2	7.3	7.3	7.3	7.4	7.3	7.5	7.4	7.4	
		濁度	14	18	14	14	12	11	10	8	9	9	
		アンモニア	-	-	-	-	-	2.3	2.7	2.6	2.9	2.9	
	尻無川(尻無川)	C O D	5.2	5.3	5.3	5.3	5.0	4.7	4.3	4.6	4.8	5.3	
		溶存酸素	3.3	3.5	3.5	3.7	3.8	3.2	3.6	3.3	3.7	3.8	
		水温	18	18	18	18	18	19	17	19	17	18	
		p H	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.1	7.3	7.4	7.4	7.3	
		濁度	19	21	22	20	17	15	16	14	17	18	
		アンモニア	-	-	-	-	-	(2.3)	2.4	2.1	2.0	2.2	
	大川(大川)	C O D	5.1	4.5	4.3	4.4	4.1	4.2	4.0	4.2	4.0	3.8	
		溶存酸素	6.9	8.2	8.0	8.4	8.2	8.6	8.8	8.5	9.0	8.9	
		水温	18	16	17	17	17	17	16	18	16	17	
		p H	7.1	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.3	7.3	7.4	7.3	
		濁度	32	35	33	31	27	23	26	16	19	18	
		電気伝導度	196	167	167	161	167	171	168	213	188	185	
		酸化還元電位	+ 95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		塩素イオン	-	19	17	18	20	23	20	26	21	21	

注 ①ーは非測定 ②()は有効測定日数(1日当たり12時間以上測定の日)が年間1/2未満

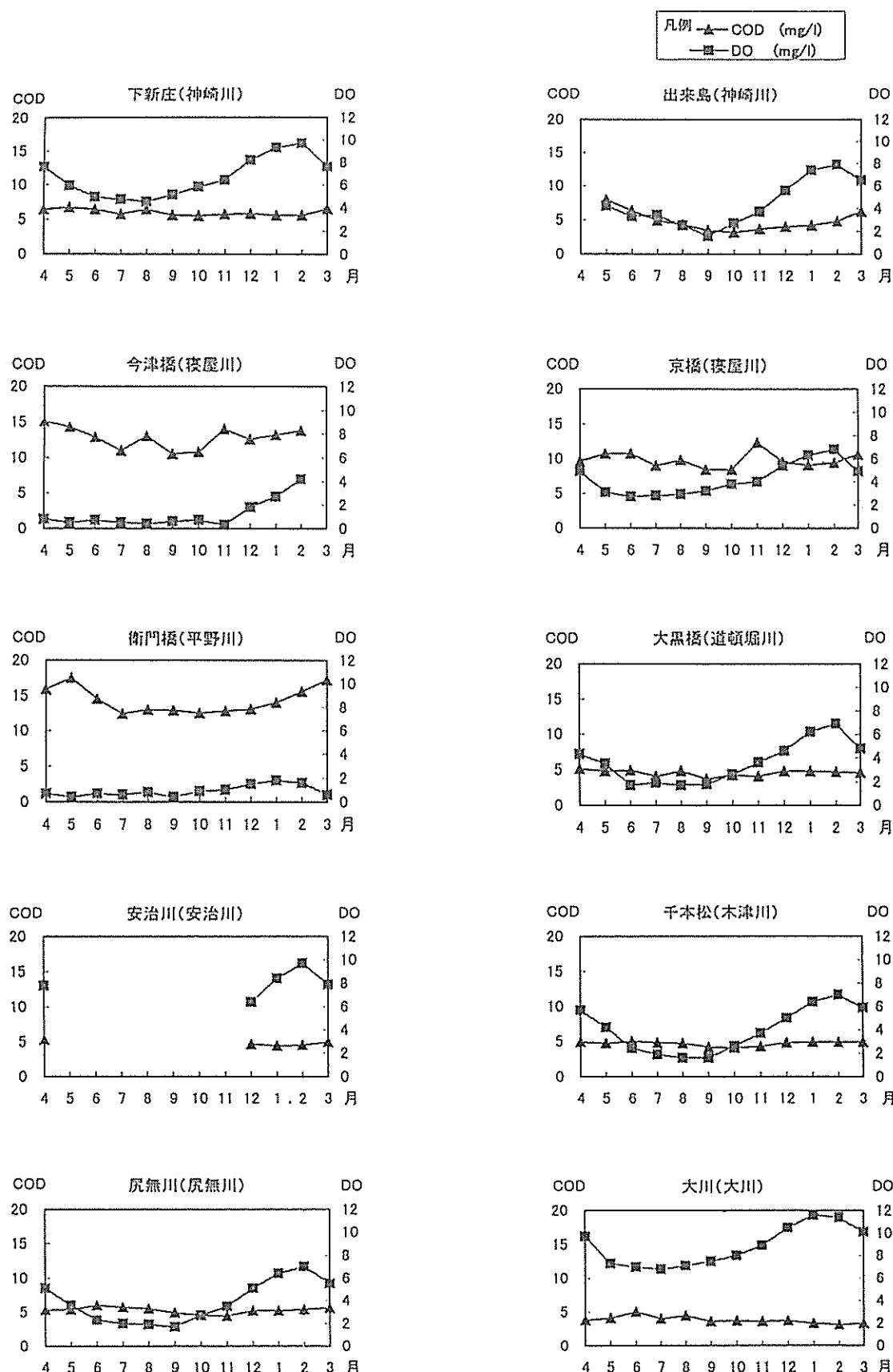
③*は海水混入により他の測定局との単純な比較が不適当 ④酸化還元電位の▲印はマイナス

資料3-10 河川観測局による測定結果の経年変化



(注) () は有効測定日数が1/2未満

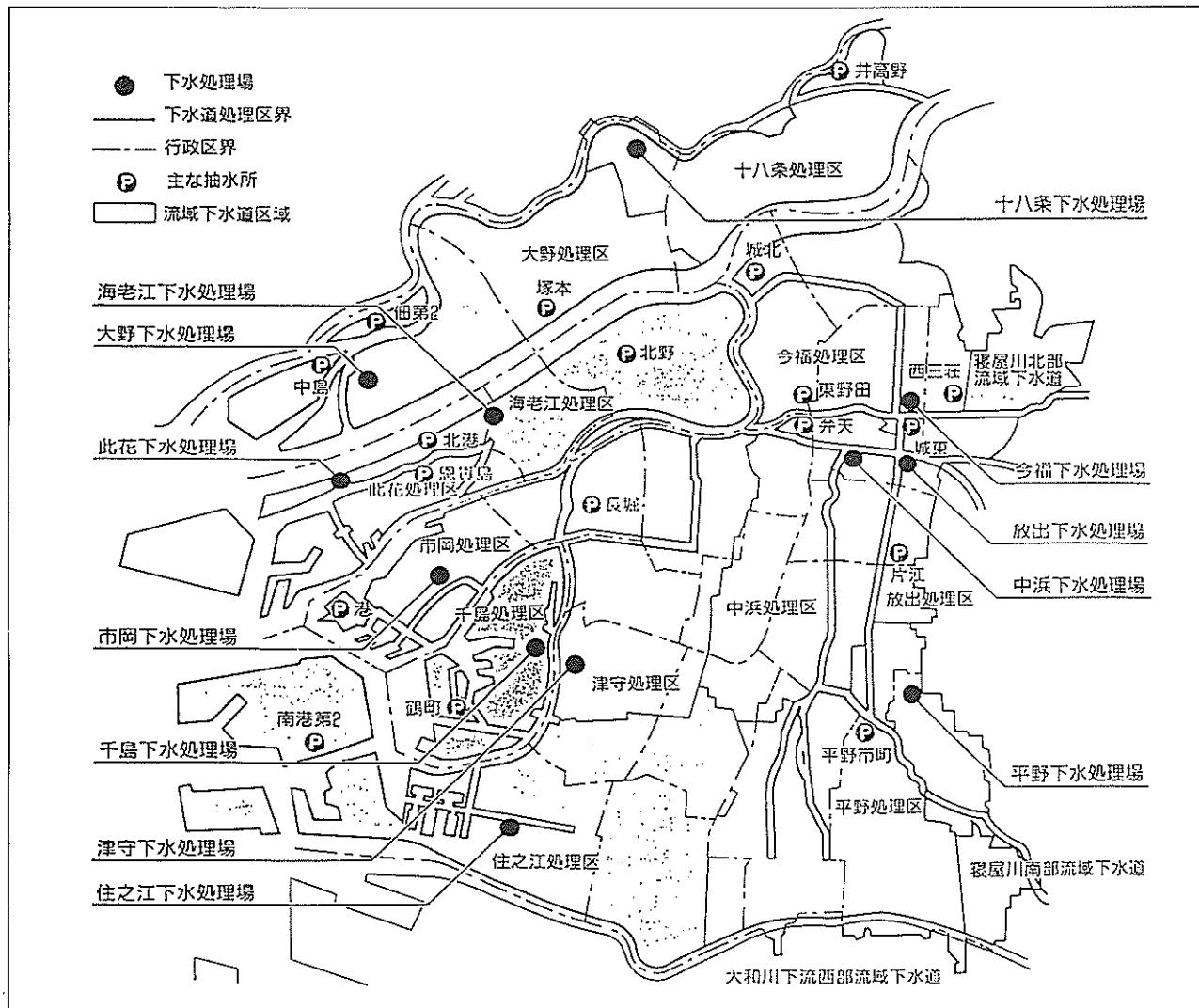
資料3-11 河川観測局による測定結果の月別変化（平成8年度）



(注) 出来島の4月、安治川の5月～11月は護岸工事のため欠測。
今津橋の3月は測定機更新のため欠測。

資料3-12 下水処理区と下水処理場

市内は、12の処理区と3つの流域下水道の区域に分けられています。



資料3-13 水域別・行政区別、法律・条例適用工場数及び排水量一覧

(平成9年3月末現在)

① 規制対象

排水量単位:m³/日

法律・条例		瀬戸内海環境保全特別措置法		水質汚濁防止法		大阪府生活環境の保全等に関する条例		合計	
水域	行政区	工場数	排水量	工場数	排水量	工場数	排水量	工場数	排水量
神崎川	西淀川	2	10,927	1	267,000			3	277,927
	淀川	1	1,000	1	181,000			2	182,000
大阪市内河川	福島			1	242,000			1	242,000
	此花	1	7,900	5	113,117	1	791,115	7	912,132
	港			1	117,000			1	117,000
	大正	5	519,211	3	104,027			8	623,238
	東淀川	1(1)	0					1(1)	0
	住之江	1	108,000	1	275,000	2	7,967,200	4	8,350,200
	西成	1(1)	0	1	350,000			2(1)	350,000
寝屋川	旭	1	2,000					1	2,000
	城東	2	28,962	3	583,000			5	611,962
	鶴見	1(1)	0					1(1)	0
	平野	1	34	1	260,000			2	260,034
大和川	平野			4	137			4	137
計		17(3)	678,034	22	2,492,281	3	8,758,315	42(3)	11,928,630

- (備考) 1. 瀬戸内海環境保全特別措置法対象工場とは、最大日排水量50m³以上 の特定事業場（水質汚濁防止法による特定施設を設置し、公共用水域へ排出する工場）。
2. 水質汚濁防止法による規制対象工場とは、日平均排水量30m³以上（指定地域特定施設を含む）又はカドミウム等の有害物質を排出する特定事業場で1以外のもの。
3. 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制対象工場とは、府条例による届出施設を有する事業場であって、日平均排水量30m³以上又はカドミウム等の有害物質を排出するもので1、2以外のもの。
4. () 内は内数で浄水場（通常排水量0m³/日、最大排水量50m³/日以上）を示す。
5. 水域区分は水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例に基づく。

(2) 届出対象

排水量単位:m³/日

法律・条例		水質汚濁防止法		大阪府生活環境の保全等に関する条例		合計	
水域	行政区	工場数	排水量	工場数	排水量	工場数	排水量
神崎川	西淀川	18	0			18	0
大阪市内河川	北	4	26			4	26
	此花	11	56			11	56
	西	1	0			1	0
	大正	5	0			5	0
	中央	1	0			1	0
	西成			1	0	1	0
寝屋川	平野	1	4			1	4
	城東	1	0			1	0
大和川	平野	4	48			4	48
計		46	134	1	0	47	134

- (備考) 1. 水質汚濁防止法による届出工場とは、日平均排水量が30m³未満で有害物質に無関係の特定事業場。
2. 大阪府生活環境の保全等に関する条例による届出工場とは、府条例による届出施設のみを有する事業場で、日平均排水量が30m³未満のもので有害物質に無関係のもの。
3. 水域区分は水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例に基づく。

資料4-1 特定(届出)工場・事業場数(騒音関係)

(平成9年3月末現在)

事項 区名	騒音規制法	大阪府生活環境の保全等に関する条例	事項 区名	騒音規制法	大阪府生活環境の保全等に関する条例
北	542	459	東淀川	155	190
都島	149	191	東成	273	293
福島	164	278	生野	305	289
此花	102	172	旭	76	306
中央	773	726	城東	314	251
西	333	338	鶴見	157	115
港	140	210	阿倍野	99	215
大正	66	220	住之江	104	282
天王寺	203	218	住吉	51	119
浪速	196	260	東住吉	117	111
西淀川	298	320	平野	346	228
淀川	370	372	西成	188	224

合計 特定工場・事業場数(法) : 5,521

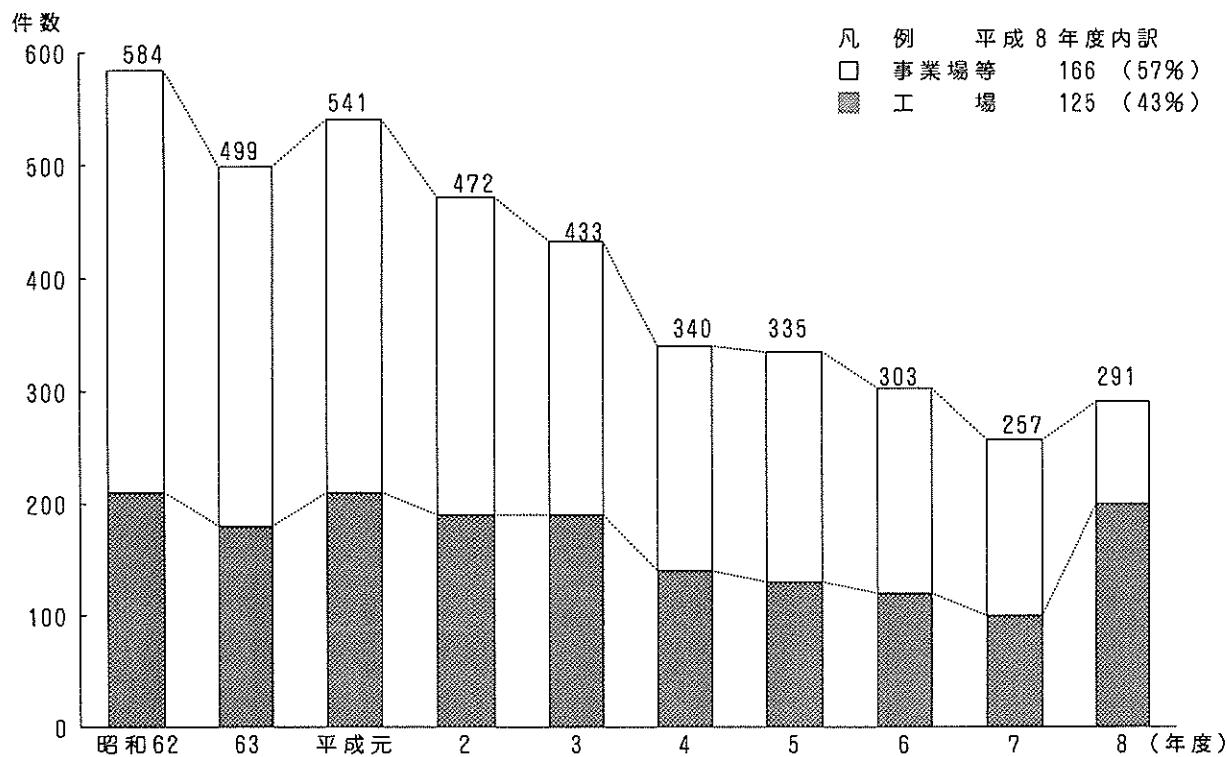
届出工場・事業場数(条例) : 6,387

資料4-2 騒音規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例(騒音)

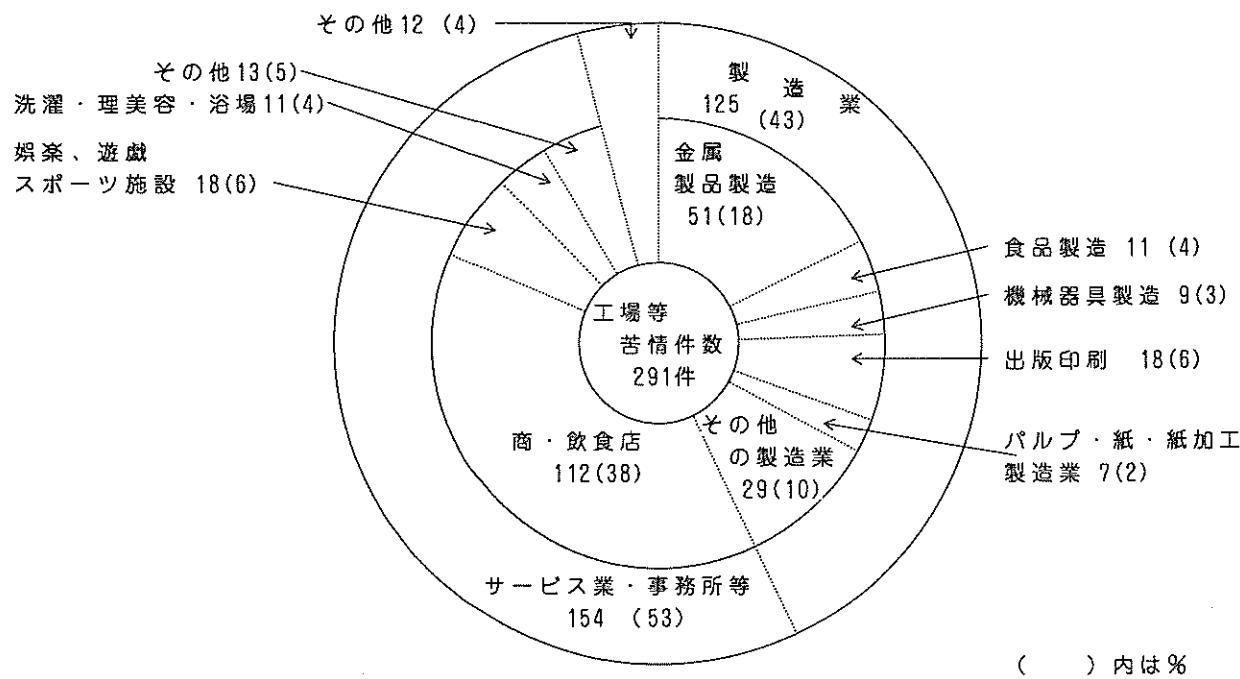
に基づく特定(届出)施設届出件数

種別	法令区分	年度		平成4		5		6		7		8	
		法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例
設置届		71	85	66	107	46	62	30	41	53	52		
使用届		2	2	0	0	3	4	1	4	0	0		
数の変更届		9	11	10	19	7	9	18	3	4	6		
騒音防止の方法変更届		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0		
氏名等変更届		88	84	371	260	307	230	135	36	398	76		
全廃届		17	11	21	30	18	19	7	4	18	16		
承継届		9	10	14	15	11	7	2	1	9	1		
計		196	203	482	431	392	331	194	89	482	151		

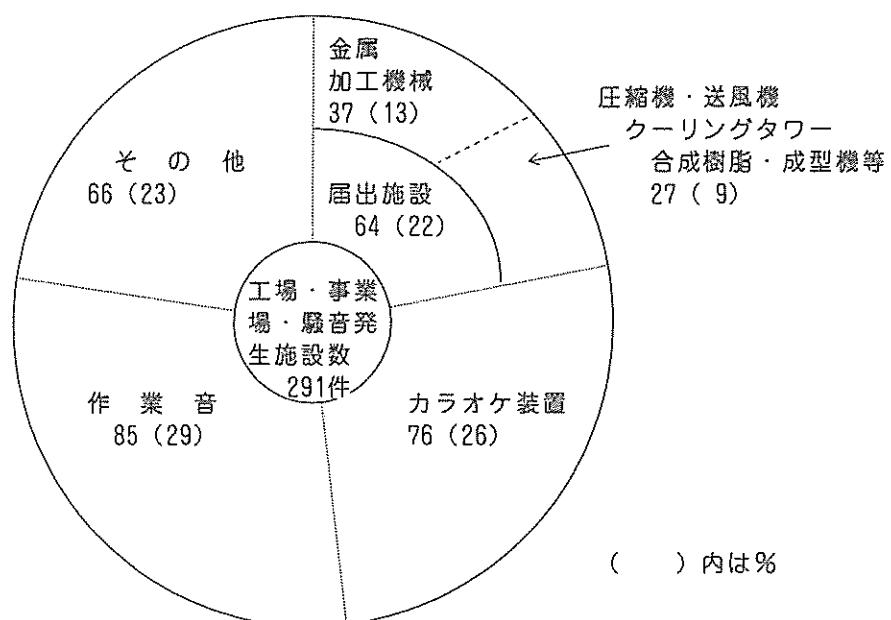
資料4-3 工場・事業場の騒音苦情件数の推移



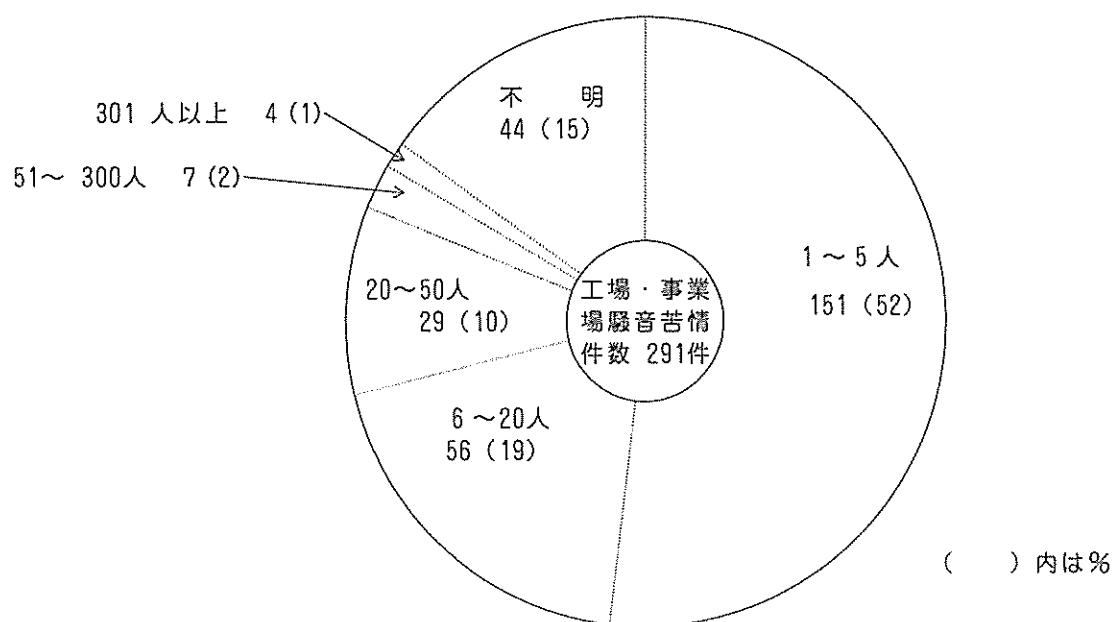
資料4-4 業種別騒音苦情件数（平成8年度）



資料4-5 発生施設別騒音苦情件数（平成8年度）



資料4-6 工場・事業場騒音苦情件数の従業員数別内訳（平成8年度）



資料4-7 特定建設作業届出件数（騒音）

特定建設作業の種類	年 度				
	平成4	5	6	7	8
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を除く)	125	135	168	165	138
2. びょう打機を使用する作業	3	0	1	2	3
3. さく岩機を使用する作業	1,877	1,424	1,927	1,744	1,887
4. 空気圧縮機を使用する作業	30	18	72	105	76
5. コンクリートプラント・アスファルトプラント を設けて行う作業	6	5	10	6	8
6. ブルドーザー又はショベル系掘 削機を使用する作業	2,695	2,818	3,088	2,858	3,131
7. コンクリートカッターを使用す る作業	182	212	244	226	225
8. 鋼球を使用する作業	0	0	0	0	1
計	4,918	4,612	5,510	5,106	5,469

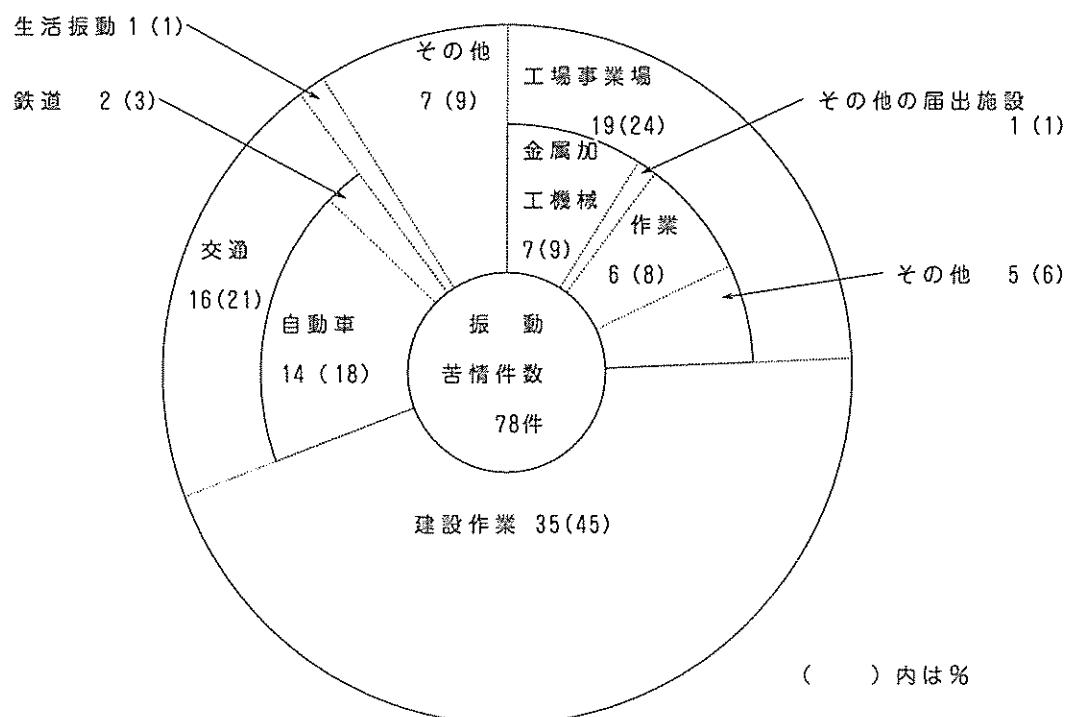
資料4-8 生活騒音苦情件数

項目 年度	電 気 機 器	樂 器 音 響 機 器	人 声・足 音 給 排 水 管	ペ ッ ト	アイドリング 空ふかし音	そ の 他	計
平 成 4	20	18	3	0	0	0	41
5	1	5	10	4	5	10	35
6	8	14	6	0	6	5	39
7	7	8	8	6	10	6	45
8	8	9	10	6	4	7	44

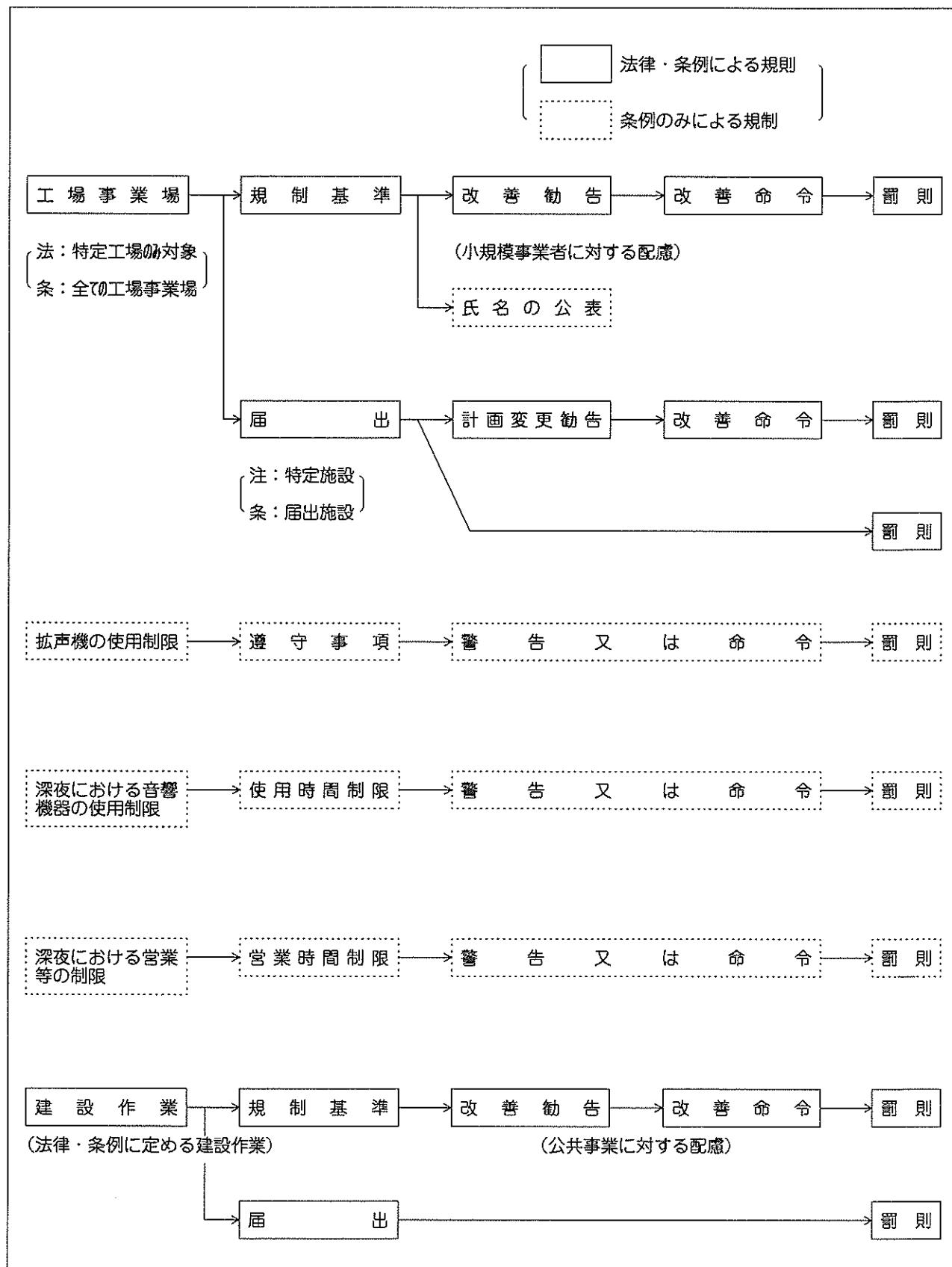
資料4-9 拡声機騒音苦情件数

項目 年度	商業宣伝目的			その他の目的	計
	航空機	自動車	商店等		
平成4	0	0	6	1	7
5	0	0	4	2	6
6	0	1	4	3	8
7	0	1	9	4	14
8	0	0	7	2	9

資料4-10 振動関係苦情件数の内訳（平成8年度）



資料4-11 騒音規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例による工場等の規制の仕組み



資料4-12 環境保全課における立入指導等の状況（騒音）

(平成8年度)

		工 場 ・ 事 業 場 等			建 設 作 業
		工 場 等	力 ラ オ ケ	計	
指 導 工 場 等 総 数		91	169	260	328
内 訳	立 入 指 導	81	169	250	109
	呼 出 指 導	10	0	10	219
測 定 件 数		55	0	55	0

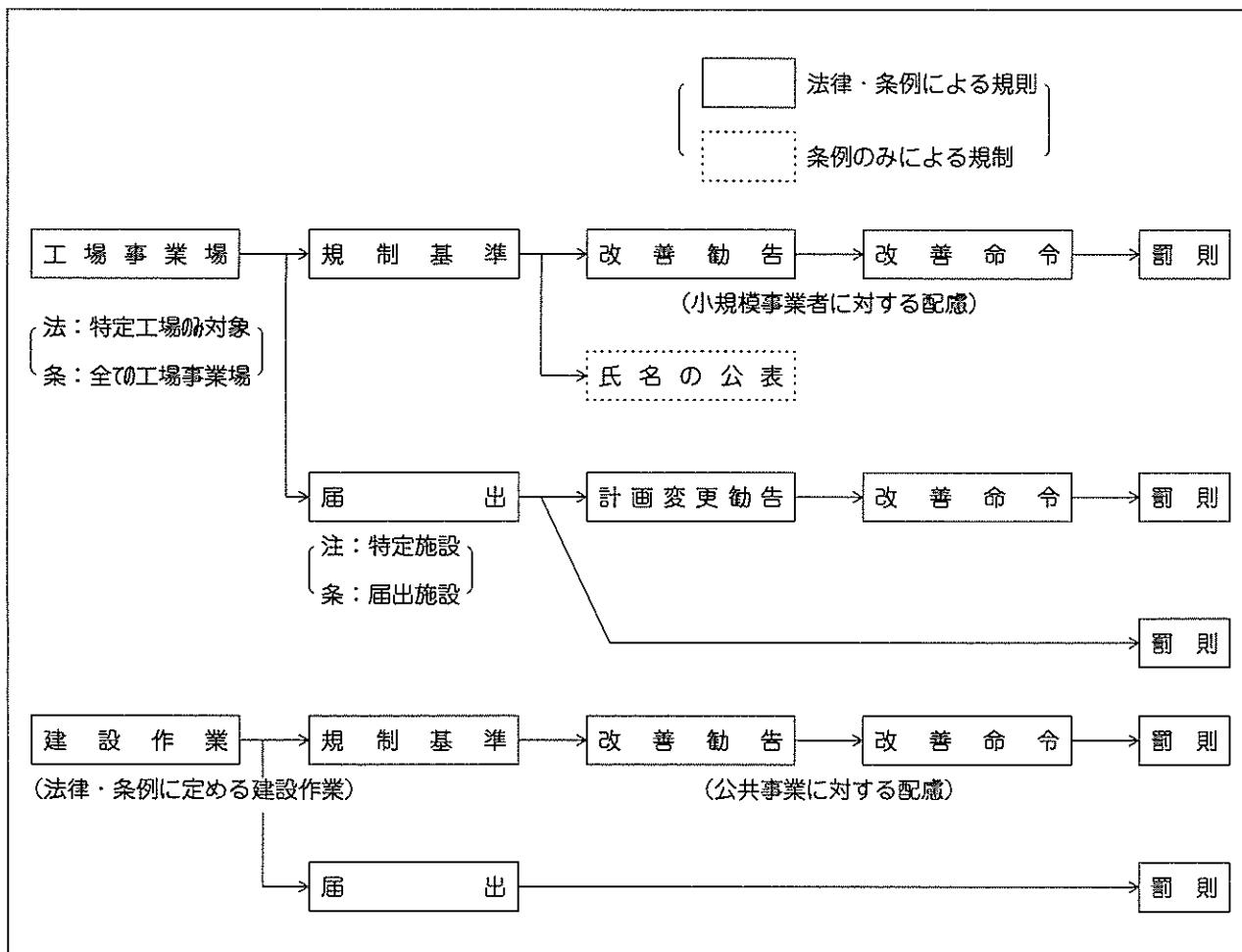
資料4-13 保健所における立入指導等の活動状況（騒音）

(平成8年度)

		立 入 指 導 件 数	測 定 件 数
法 律		1,411	720
条 例		3,059	1,444
そ の 他		324	153
計		4,794	2,317

(注：建設作業を含む)

資料4-14 振動規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例による工場等の規制の仕組み



資料4-15 環境保全課における立入指導等の状況（振動）

(平成8年度)

		立入指導件数	建設作業
指導工場等総数		37	228
内訳	立入指導	33	76
	呼出し指導	4	152
測定期件数		27	0

資料4-16 保健所における立入指導等の活動状況（振動）

(平成8年度)

		立入指導件数	測定期件数
法律		781	237
条例		590	202
その他		88	12
計		1,459	451

(注: 建設作業を含む)

資料4-17 特定(届出)工場・事業場数(振動関係)

(平成9年3月末現在)

事項 区名	騒音規制法	大阪府生活環境の保全等に関する条例	事項 区名	騒音規制法	大阪府生活環境の保全等に関する条例
北	293	45	東淀川	110	21
都島	111	32	東成	293	40
福島	141	28	生野	354	26
此花	94	39	旭	99	25
中央	215	23	城東	280	30
西	222	25	鶴見	136	28
港	133	82	阿倍野	75	52
大正	62	121	住之江	70	141
天王寺	134	24	住吉	31	8
浪速	126	35	東住吉	96	8
西淀川	274	83	平野	301	55
淀川	278	73	西成	175	44

合計 特定工場事業場数(法) : 4,103

届出工場事業場数(条例) : 1,088

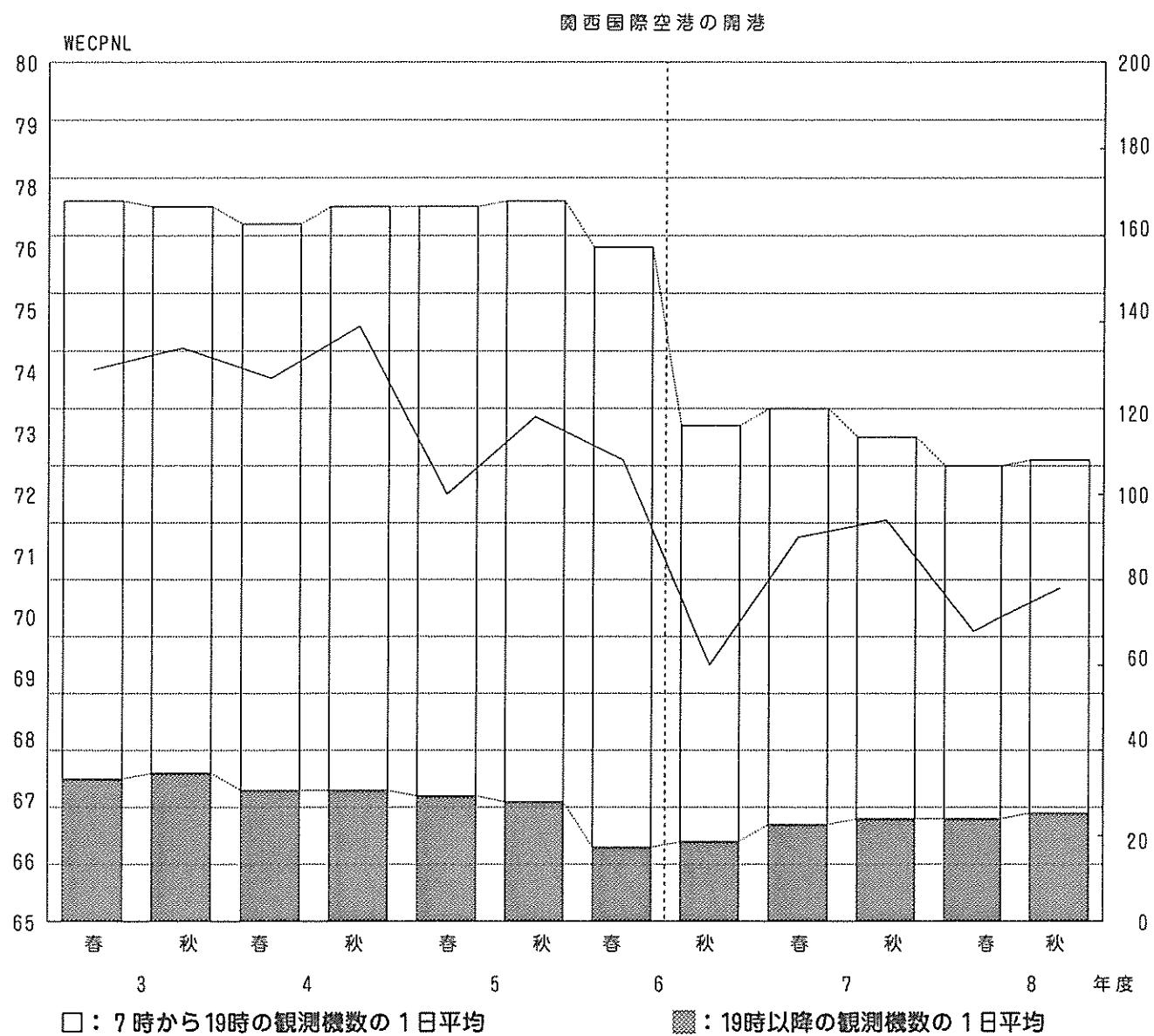
資料4-18 振動規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（振動）に基づく
特定（届出）施設届出件数

種別	法令区分	年度		平成4		5		6		7		8	
		法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例
設 置 届		28	67	42	62	31	23	10	0	14	3		
使 用 届		1	0	0	0	3	0	1	0	0	0		
数 の 変 更 届		8	4	8	11	8	3	15	1	2	0		
振 動 防 止 の 方 法 変 更 届		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
使 用 の 方 法 変 更 届		0	—	0	—	0	—	0	0	0	0		
氏 名 等 変 更 届		51	71	147	162	98	123	26	6	51	6		
全 廃 届		12	5	17	17	16	12	1	1	4	1		
承 繼 届		3	10	6	5	5	3	0	0	0	0		
計		103	157	220	257	161	164	53	8	71	10		

資料4-19 特定建設作業届出件数（振動）

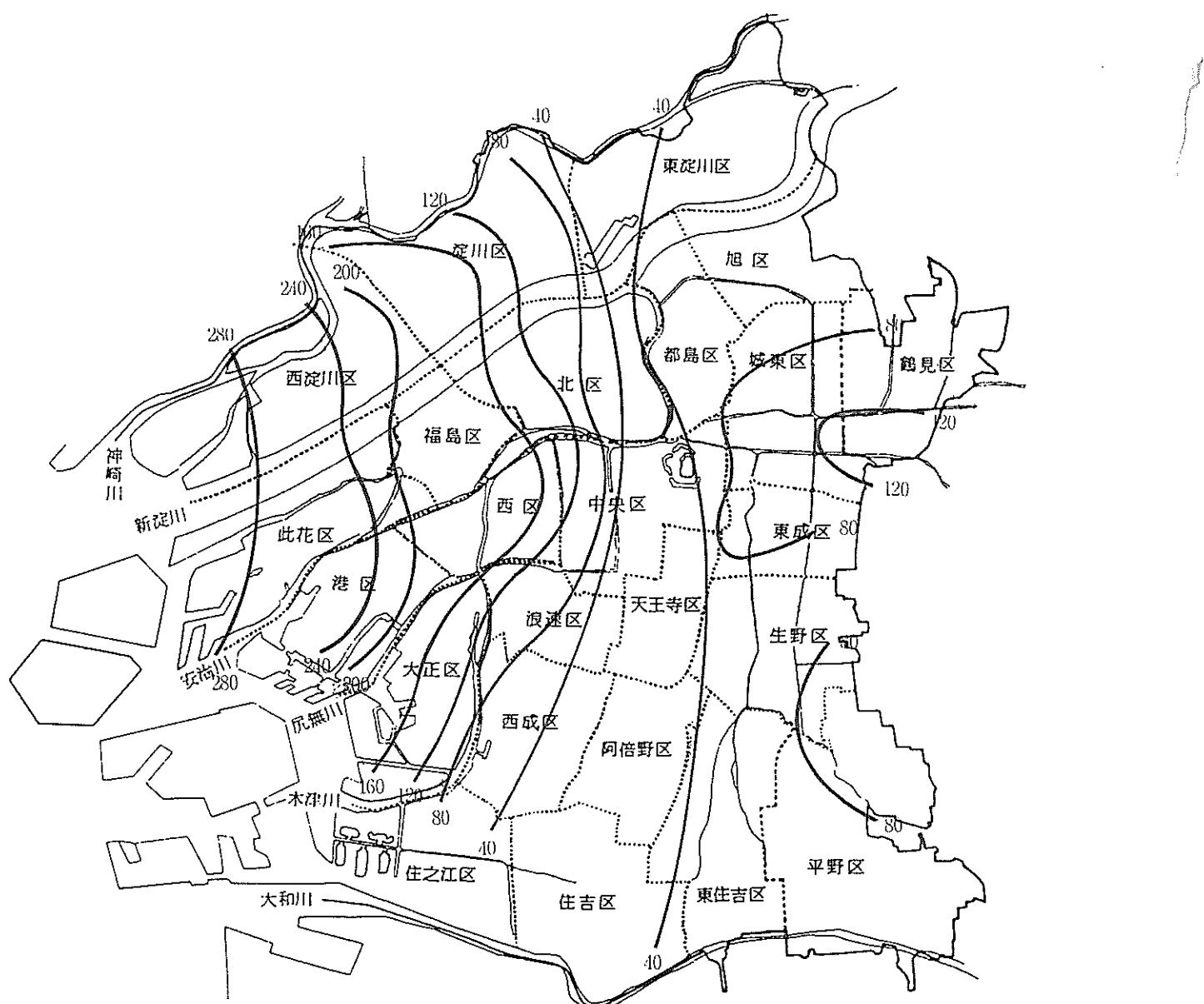
特定建設作業の種類	年 度		平成4		5		6		7		8	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を含む)	125		135		168		165		138			
2. 鋼球を使用する作業	0		0		0		0		0		0	
3. 舗装版破碎機を使用する作業	2		5		5		10		8			
4. ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業	494		499		665		652		511			
5. ブルドーザー又はショベル系掘削機を使用する作業	2,695		2,818		3,088		2,858		3,131			
計	3,316		3,457		3,926		3,685		3,788			

資料 4-20 毛馬出張所における航空機騒音及び観測機数の経年変化（春・秋）

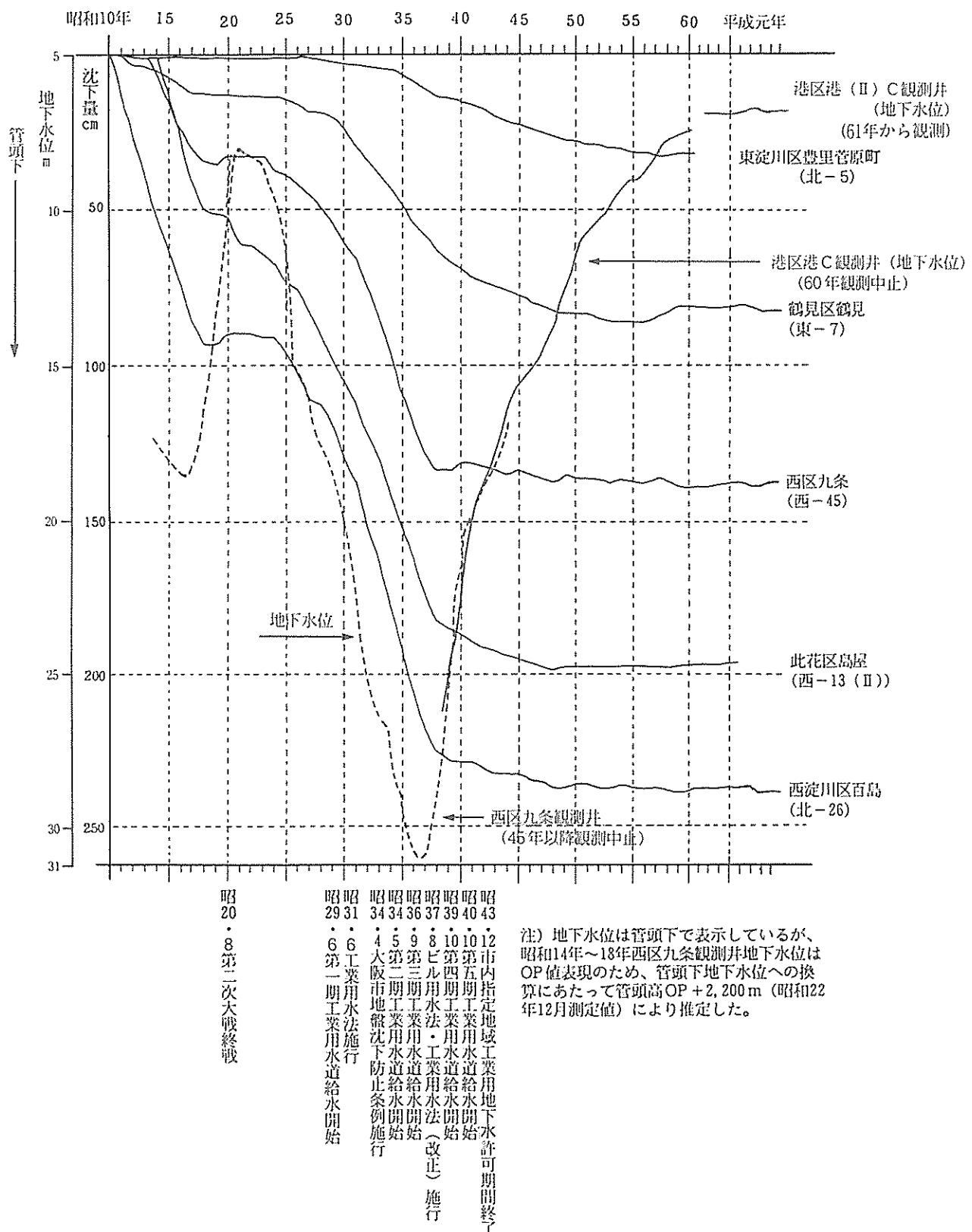


資料 5－1 大阪市内の累積沈下等量線推定図

(昭和10年～平成8年度累計、単位：cm)



資料 5-2 大阪市内における累積沈下量及び地下水位の経年変化図



資料5-3 大阪市各区の主要地点年間変動量（兵庫県南部地震による変動量を含む）

(単位: cm)

地域	区分	所在地(水準点番号)	年 間 変 動 量						変動量累計 昭和10年～ 平成8年
			36年	4年	5年	6年	7年	8年	
川北	淀川	西中島7-8 [北-13]	- 7.22	- 1.08	+ 0.29	- 0.67	- 0.13	+ 0.60	- 107.43
	東淀川	上新庄2-20 [北-3]	-	- 0.35	+ 0.38	- 0.04	- 0.57	- 0.02	- 53.57
	西淀川	百島1-3 [北-26]	-13.31	- 2.26	+ 0.51	- 0.93	- 2.81	+ 0.56	- 243.88
中	北	茶屋町1 [中-7]	-25.03	(-2.85)	-	(-0.26)	-	(+0.90)	- 163.55
	中央	大阪城3 [中-28]	- 0.15	- 0.21	- 0.11	- 0.70	+ 0.05	+ 0.40	- 15.69
	西	九条2-19 [西-45]	- 9.95	- 2.06	+ 0.39	- 0.55	- 1.67	+ 1.41	- 139.29
心	天王寺	南河堀町4 [中-43]	- 0.54	(-0.85)	-	(-0.32)	-	(+0.18)	- 13.55
	浪速	恵美須西1-2[国-235]	-	- 0.08	- 0.13	- 0.52	+ 0.03	+ 0.25	- 23.45
北	此花	酉島3-26 [西-10(Ⅱ)]	-11.91	-	+ 0.66	- 0.92	- 5.43	+ 0.27	- 253.92
西	福島	玉川4-1 [中-16]	- 9.48	(-2.61)	-	(-0.29)	-	(+0.92)	- 145.43
北	旭	大宮3-1 [東-2]	-	- 1.25	- 0.17	- 0.87	- 0.03	+ 0.18	- 29.41
	都島	東野田町4-15 [東-8]	- 4.24	- 0.84	+ 0.16	- 1.60	- 0.39	+ 0.75	- 59.95
	城東	関目4-5 [東-6]	-	- 0.71	+ 0.22	- 0.52	+ 0.32	+ 0.80	- 22.19
東	鶴見	鶴見3-11 [東-7]	-	- 1.12	+ 0.22	- 0.74	+ 0.20	+ 0.51	- 88.00
	東成	中道4-8 [東-13]	-	- 0.73	- 0.73	- 0.51	+ 0.47	+ 0.64	- 78.29
南東	生野	勝山北1-19 [東-17]	-	- 0.59	+ 0.13	- 0.40	+ 0.29	+ 0.41	- 11.65
	阿倍野	王子町4-1[南-18(Ⅱ)]	-	(-0.37)	-	(-0.41)	-	(+0.54)	- 17.17
	東住吉	湯里1-15 [南-15]	-	- 0.30	- 0.27	- 0.18	- 0.13	+ 0.51	- 25.20
南	港	海岸通4-2[西-19(Ⅱ)]	-13.49	- 1.83	- 0.50	- 1.08	- 3.14	- 0.41	- 79.94
	大正	泉尾1-39 [西-30]	-	(-1.17)	-	(-0.10)	-	(-0.61)	- 108.45
	西成	天下茶屋1 [国-243]	-	+ 0.17	+ 0.06	- 0.20	- 0.02	+ 0.37	- 13.33
西	住之江	住之江1-4 [国-245]	-	+ 0.20	- 0.10	+ 0.11	- 0.07	+ 0.06	- 12.87
	住吉	東粉浜2 [国-244]	- 1.30	+ 0.08	+ 0.20	- 0.18	- 0.01	+ 0.36	- 15.76

- (注) 1. 測量不動点は、昭和10～38年：毛馬原標、昭和39～51年：基21号、昭和52～57年：基21号、上町原標、国分原表、262号、昭和58年以降：262号に替え泉南原標。
2. 変動量累計値のうち、〔西-45〕は昭和13年から現在まで、〔西-19(Ⅱ)〕は昭和34年から現在まで、〔南-18(Ⅱ)〕は昭和38年から現在まで、〔国-10695〕は昭和62年から現在まで。
3. 主要地点は長期にわたって固定している水準点のうちから任意に選定した。
4. 表中(ー)は欠測。
5. ()内は、2年間の変動量である。

資料 5-4 地下水概況調査結果

測定地点	測定日	項目											
		カドミウム	金	錫	鉛	水銀	PCB	メタン	塩素	黒鉛	六価クロム	鉛	
1 中央区谷町	11.6 <0.001	<0.1	0.011	<0.04	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.004	<0.002	<0.004	<0.006	1,1,1-トリクロロエタン
2 中央区玉造	11.6 <0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.004	<0.002	<0.004	<0.006	1,1,2-トリクロロエタン
3 港区田中	11.7 <0.001	<0.1	0.046	<0.04	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.004	<0.002	<0.004	<0.006	1,1,1-トリクロロエタン
4 天王寺区 豊田院町	11.6 <0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.004	<0.005	<0.006	1,1,2-トリクロロエタン
5 平野区 加美北	11.5 <0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.004	<0.002	<0.004	<0.006	1,1,2-トリクロロエタン
6 西成区 南池守	11.7 <0.001	<0.1	0.008	<0.04	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.004	<0.002	<0.004	<0.006	1,1,2-トリクロロエタン
7 瑞住町区 金城	11.7 <0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.004	<0.002	<0.004	<0.006	1,1,2-トリクロロエタン
8 生野区巽南	11.5 <0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.004	<0.005	<0.006	1,1,2-トリクロロエタン
9 住吉区 更路浜	11.7 <0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.004	<0.005	<0.006	1,1,2-トリクロロエタン
10 平野区 喜連西	11.5 <0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.004	<0.005	<0.006	1,1,2-トリクロロエタン
11 平野区 長吉長原	11.5 <0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.004	<0.002	<0.004	<0.006	1,1,2-トリクロロエタン
12 生吉区 瀬戸丘	11.5 <0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.004	<0.002	<0.006	1,1,2-トリクロロエタン
13 平野区 坂南	11.5 <0.001	<0.1	<0.005	<0.04	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.004	<0.002	<0.004	<0.006	1,1,2-トリクロロエタン
基準値	0.01 mg/L	0.01 mg/L	0.05 mg/L	0.01 mg/L	0.0035 mg/L	0.01 mg/L	0.004 mg/L	0.02 mg/L	0.02 mg/L	0.01 mg/L	0.02 mg/L	0.03 mg/L	1,1,2-トリクロロエタン

単位: mg/L

資料5—5 汚染井戸周辺調査結果①

測定地点	測定期日	基 墓 墓 墓										項目						その他							
		カドミウム	全シリコン	鉛	六価クロム	鉛	水銀	PCB	メタン	四塩化炭素	1,1,1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	トリクロロエタン	テトラクロロエタン	シマジン	チオバントカルブ	ベンゼン	セレン	性質	亞硝酸性窒素	PH	色相	臭気	タン	
1 潟区生江	11.19	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.002	<0.005	<0.002	-	-	-	<0.001	-	0.11	7.3	無色	臭氣	0.04	
2 潟区新北野	11.20	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.002	<0.005	<0.002	-	-	-	<0.001	-	0.11	2.1	無色	硫化臭	0.04	
3 潟区十三坂	11.20	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.0002	<0.002	<0.004	<0.002	<0.005	<0.002	<0.005	<0.002	-	-	<0.001	-	1.6	6.7	無色	硫化臭	0.04
4 潟区新北野	11.20	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.0002	<0.002	<0.004	<0.002	<0.005	<0.002	<0.005	<0.002	-	-	<0.001	-	3.1	8.2	無色	臭氣	0.04
5 潟区新北野	11.20	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.0002	<0.002	<0.004	<0.002	<0.005	<0.002	<0.005	<0.002	-	-	<0.001	-	0.76	2.1	微黃	硫化臭	0.04
6 鶴見区横堀	11.19	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.002	<0.005	<0.002	<0.005	<0.002	-	-	<0.001	-	0.03	7.3	無色	硫化臭	0.04
7 鶴見区横堀	11.19	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.0002	<0.002	<0.004	<0.002	<0.005	<0.002	<0.005	<0.002	-	-	<0.001	-	0.03	7.4	無色	硫化臭	0.04
8 潟区新森	11.19	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.002	<0.005	<0.002	<0.005	<0.002	-	-	<0.001	-	0.11	6.8	微白	硫化臭	0.04
9 潟島区中野町	10.31	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.002	<0.005	<0.002	<0.005	<0.002	-	-	<0.001	-	0.47	6.9	無色	硫化臭	0.04
10 潟島区中野町	10.31	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.0002	<0.002	<0.004	<0.002	<0.005	<0.002	<0.005	<0.002	-	-	<0.001	-	0.15	7.0	褐色	硫化臭	0.04
11 潟島区中野町	10.31	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.0002	<0.002	<0.004	<0.002	<0.005	<0.002	<0.005	<0.002	-	-	<0.001	-	0.17	6.9	淡黃	硫化臭	0.04
基準値	0.01 mg/g 以下	0.01 され ないこと	0.05 mg/g 以下	0.01 mg/g 以下	0.0005 未出さないこ	0.02 mg/g 以下	0.004 mg/g 以下	0.02 mg/g 以下	1mg/g 以下	0.01 mg/g 以下	0.01 mg/g 以下	0.01 mg/g 以下	0.005 mg/g 以下	0.01 mg/g 以下	0.006 mg/g 以下	0.003 mg/g 以下	0.002 mg/g 以下	0.003 mg/g 以下	0.002 mg/g 以下	0.002 mg/g 以下	0.002 mg/g 以下	0.002 mg/g 以下	0.002 mg/g 以下	0.04 mg/g 以下	

単位: mg/g

資料 5—5 汚染井戸周辺調査結果②

測定地點	測定日	項目												一般項目		その他												
		カドミウム	金アン	鉛	六價クロム	銅	錫	錫水銀	P C B	メタニ	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエチレン	1,3-ジクロロブロベン	テトラウラム	シマント	トリベンカルブ	ベンゼン	セレン	硫酸	亜硝酸	硝酸	PH	色相	臭氣	トランジ-オロエチレン	
11.18	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	0.016	0.0006	<0.0006	0.12	0.04	<0.0002	---	---	-	6.8	6.9	無色	無臭	0.04		
12 天王寺区山	11.18	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.007	0.025	<0.0005	<0.0006	0.016	0.051	<0.0002	-	-	-	0.34	7.1	無色	無臭	0.04		
13 生野区中川	11.18	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.007	0.025	<0.0005	<0.0006	0.016	0.051	<0.0002	-	-	-	0.001	-	0.001	-	0.001		
14 生野区中川	11.18	--	--	--	--	--	--	--	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	0.10	<0.0005	<0.0006	<0.0002	<0.0005	<0.0002	---	---	---	0.001	-	0.21	7.0	白色	金云母化	0.04
15 生野区山北	11.18	--	--	--	--	--	--	--	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	0.04	<0.0005	<0.0006	<0.0002	<0.0005	<0.0002	---	---	---	<0.001	-	0.11	7.2	白色	硫酸化水雲母	0.04
16 萬代区津	11.13	--	--	--	--	--	--	--	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	0.032	<0.0005	<0.0006	<0.0002	<0.0005	<0.0002	---	---	---	<0.001	-	0.43	7.3	淡黃褐色	無臭	0.04
17 犀島区天王寺北	11.13	--	--	--	--	--	--	--	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	0.22	<0.0005	<0.0006	<0.0002	<0.0005	<0.0002	---	---	---	<0.001	-	0.07	6.6	褐色	硫酸化水雲母	0.04
18 生野区林寺	11.18	--	--	--	--	--	--	--	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	0.024	<0.0005	<0.0006	<0.0002	<0.0005	<0.0002	---	---	---	<0.001	-	0.85	7.5	淡白	無臭	0.04
0.01	検出されないこと以下	0.01	0.05	0.01	0.0005	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.004	0.004	0.002	0.002	0.006	0.005	0.002	0.006	0.003	0.002	0.001	0.01	10.4	—	—	—	0.04	

卷八

資料5—6 汚染井戸周辺調査・再調査結果

測定地点	测定日	環境基準項目										一般基準項目						その他											
		カドミウム	全シリコン	鉛	六価クロム	砒素	鉛水銀	P.C.B.	メタン	四塩化炭素	ジクロロエタン	1,1,2,2-トリクロロエタノール	1,1,2,2-トリクロロエタン	1,1,2,2-トリクロロエタノール	カルブン	シマジン	ナバイノン	ベンゼン	セレン	PH	色相	臭氣	溶解性物質	PH	色相	臭氣	溶解性物質		
1 鶴見区横堤	2.6	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.004	<0.002	0.012	<0.005	<0.002	<0.005	<0.002	<0.005	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	トラン		
2 相模原城	2.6	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.004	<0.002	0.10	<0.005	<0.006	<0.002	<0.005	<0.002	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	ス-1、 亞硝酸 2-ジクロエチレン		
3 鶴島区中野町	2.6	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.004	<0.002	0.015	<0.005	<0.006	<0.002	<0.005	<0.002	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	微溶化水素臭		
4 鶴島区中野町	2.6	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	0.012	<0.005	<0.006	<0.002	<0.005	<0.002	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	微溶化水素臭		
5 天王寺区山崎	2.3	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.004	<0.002	0.014	<0.005	<0.006	<0.002	<0.005	<0.002	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	微溶化水素臭		
6 生駒区中川	2.4	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.004	<0.002	0.010	0.033	<0.005	<0.006	<0.017	0.046	<0.002	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	微溶化水素臭		
7 生駒区中川	2.4	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.004	<0.002	0.12	<0.005	<0.006	<0.002	<0.005	<0.002	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	微溶化水素臭	
8 生駒区山北	2.4	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.004	<0.002	0.002	0.09	<0.007	<0.006	<0.002	<0.005	<0.002	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	微溶化水素臭	
9 葉住吉区津糸	2.4	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.004	<0.002	0.038	<0.005	<0.006	<0.004	<0.005	<0.002	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	微溶化水素臭	
10 阿倍野区天王寺北	2.4	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.004	<0.002	0.19	<0.005	<0.006	<0.002	<0.005	<0.002	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	微溶化水素臭	
11 生駒区林寺	2.4	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.004	<0.002	0.030	<0.005	<0.006	<0.002	<0.005	<0.002	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	微溶化水素臭	
基準値	以下	0.01	0.01	0.05	0.01	0.005	袋出されないこと	以下	0.002	0.004	0.002	0.02	0.04	1mg/kg	0.03	0.01	0.006	0.003	0.006	0.01	10kg	/2	/2	以下	以下	以下	以下	以下	0.04 kg/kg 以下

単位: mg/kg

資料5-7 定期モニタリング調査結果

測定地点	測定期日	測定項目										項目						項目											
		カドミウム	金アンジウム	鉛	六価クロム	砒素	緑水銀	P.C.B.	メタンガス	粗化ガス	1,2-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	1,3-ブロエチレン	テトラクロロエチレン	トリウム	セレン	ベンゼン	カーフル	シマジン	トリイダントラム	トリウム	セレン	臭気	鉛	ス-1,2-ジクロエチレン	その他	
1 北区同心	11.29	-	-	-	-	-	-	-	-0.002	<0.0002	0.002	0.029	0.005	<0.0036	0.003	<0.0031	<0.0002	-	-	-	-0.001	-	0.03	7.4	黒臭	0.04			
2 北区池田町	10.29	-	-	-	-	-	-	-	-0.002	<0.0002	0.004	0.004	0.009	<0.0036	0.002	0.013	<0.0032	-	-	-	-0.001	-	0.25	7.9	無色	芳香臭	0.04		
3 生野区林寺	10.29	-	-	-	-	-	-	-	-0.002	<0.0002	0.004	0.004	0.005	<0.0036	0.003	0.035	<0.0032	-	-	-	-0.001	-	4.5	6.6	黒臭	少臭	0.04		
4 生野区鷲崎	10.29	-	-	-	-	-	-	-	-0.002	<0.0002	0.004	0.009	0.23	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.0005	<0.0002	-	-	-	-0.001	-	0.31	6.7	黒臭	微弱化	0.04	
5 黄瀬区深江	10.29	-	-	-	-	-	-	-	-0.002	<0.0002	0.004	0.004	0.009	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-0.001	-	0.03	7.3	白色	油臭	0.04	
6 天王寺区御天王寺	10.30	-	-	-	-	-	-	-	-0.002	0.0005	<0.0004	<0.0002	0.004	<0.0005	<0.0006	0.003	<0.0076	<0.0002	-	-	-	-0.001	-	6.1	6.6	黒臭	臭	0.04	
7 玉造本町	11.19	-	-	-	-	-	-	-	-0.002	<0.0002	0.004	0.004	0.002	0.011	0.039	<0.0006	0.005	0.20	<0.0002	-	-	-	-0.001	-	7.0	6.4	無色	微臭	0.04
8 上天王寺区上汐	10.30	-	-	-	-	-	-	-	-0.002	<0.0002	0.004	0.002	0.004	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0021	<0.0021	<0.0002	-	-	-	-0.001	-	4.9	6.6	無色	微弱臭	0.04
9 天王寺区上汐	10.30	-	-	-	-	-	-	-	-0.002	<0.0002	0.004	0.002	0.004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.0017	<0.0017	<0.0002	-	-	-	-0.001	-	7.0	6.4	無色	微臭	0.04
10 天王寺区上本町	10.30	-	-	-	-	-	-	-	-0.002	<0.0002	0.004	0.002	0.004	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.0002	-	-	-	-0.001	-	4.9	6.6	無色	微弱臭	0.04	
11 大通	10.29	-	-	-	-	-	-	-	-0.002	0.0008	<0.0004	0.002	0.004	<0.0005	<0.0006	0.028	0.040	<0.0002	-	-	-	-0.001	-	5.3	6.6	無色	黑臭	0.04	
12 西心斎橋	11.13	-	-	-	-	-	-	-	-0.002	<0.0002	0.004	0.004	0.002	0.008	<0.0005	<0.0006	<0.0005	<0.0002	<0.0002	-	-	-	-0.001	-	4.1	6.4	無色	臭	0.04
13 中央区西心斎橋	11.13	-	-	-	-	-	-	-	-0.002	<0.0002	0.004	0.002	0.004	<0.0005	<0.0006	<0.0005	<0.0002	<0.0002	-	-	-	-0.001	-	2.7	7.1	無色	臭	0.04	
14 中央区道頓堀	11.13	-	-	-	-	-	-	-	-0.002	<0.0002	0.004	0.002	0.005	0.011	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	-	-	-	-0.001	-	0.14	7.5	無色	臭	0.04	
15 西区堂島	10.31	-	-	-	-	-	-	-	-0.002	<0.0002	0.004	0.002	0.004	<0.0005	<0.0006	0.002	<0.0027	<0.0027	<0.0002	-	-	-	-0.001	-	4.6	7.6	無色	黑臭	0.04
基準値	0.01 % / t 以下	0.01 % / t 以下	0.05 % / t 以下	0.01 % / t 以下	0.0305 % / t 以下	0.01 % / t 以下	0.02 % / t 以下	0.01 % / t 以下	0.02 % / t 以下	0.004 % / t 以下	0.02 % / t 以下	0.01 % / t 以下	0.005 % / t 以下	0.01 % / t 以下	0.006 % / t 以下	0.01 % / t 以下	0.005 % / t 以下	0.006 % / t 以下	0.01 % / t 以下	0.01 % / t 以下	0.01 % / t 以下	0.01 % / t 以下	0.04 % / t 以下	0.04 % / t 以下					

単位: % / t

資料5-8 定期モニタリング調査・再調査結果

測定地點 No	名 称 日	環境						基準						濃度						項目								
		カドミウム	金アン	鉛	六価クロム	鉛水銀	P C B	カツオ	四塩化メタン	1,1-ジクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	1,3-クロロブロベン	トリアクロロエチレン	シマシン	チバシ	カルブセン	ベンゼン	セレノ	臭気	PH	色相	臭味	その他				
1 北区同心	2.5	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.004	<0.030	<0.006	<0.006	<0.0029	<0.002	-	-	-	<0.001	-	6.8	無色	無臭	<0.04		
2 北区池田町	1.28	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.004	<0.002	<0.005	<0.005	<0.0053	<0.002	-	-	-	<0.001	-	2.2	7.6	色	臭	<0.04	
3 生駒区林寺	1.28	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.004	<0.002	<0.005	<0.005	<0.0049	<0.002	-	-	-	<0.001	-	6.6	無色	無臭	<0.04		
4 生駒区鶴鳩	1.28	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.004	<0.006	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.001	-	6.7	無色	硫化水素	<0.04		
5 荒成区	深江北	1.28	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.004	<0.002	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.001	-	7.3	無色	無臭	<0.04		
6 四天王寺	2.3	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.004	<0.002	<0.004	<0.004	<0.0043	<0.002	-	-	-	<0.001	-	6.1	6.6	無色	無臭	<0.04	
7 天王寺区	玉造本町	2.3	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.023	<0.023	<0.0058	<0.0058	<0.002	<0.002	-	-	<0.001	-	7.0	6.3	色	硫化水素	<0.04
8 天王寺区	上本町	2.3	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.004	<0.002	<0.004	<0.004	<0.0027	<0.002	-	-	-	<0.001	-	4.5	6.6	無色	硫化水素	<0.04	
9 天王寺区	上汐	2.3	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.004	<0.002	<0.004	<0.004	<0.0024	<0.002	-	-	-	<0.001	-	7.1	6.4	無色	無臭	<0.04	
10 天王寺区	上本町	2.3	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.011	<0.003	<0.027	<0.006	<0.002	<0.002	-	-	<0.001	-	4.7	6.4	無色	硫化水素	<0.04
11 天王寺区	大通	1.28	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.005	<0.004	<0.002	<0.004	<0.004	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	<0.001	-	5.3	6.7	無色	無臭	<0.04
12 中央区	西心斎橋	2.5	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.004	<0.002	<0.004	<0.004	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	-	-	<0.001	-	8.2	8.2	白色	硫化水素	<0.04
13 西心斎橋	西心斎橋	2.5	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.004	<0.002	<0.004	<0.004	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	<0.001	-	1.8	7.2	無色	無臭	<0.04
14 中央区	造詣堀	2.5	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.004	<0.002	<0.004	<0.004	<0.006	<0.006	<0.002	<0.002	-	-	<0.001	-	0.41	7.2	無色	無臭	<0.04
15 西成区	見附	2.5	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.004	<0.002	<0.004	<0.004	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	-	-	<0.001	-	3.9	7.7	無色	無臭	<0.04
基準 値		0.01	接出 溶 液 中 以下	0.05	0.01	0.0006	終出され ないこ と 以下	0.02	0.002	0.004	0.02	0.04	1mg/ ²	0.03	0.01	0.006	0.006	0.002	0.002	0.002	0.002	0.01	0.01	10mg/ ²	/2	-	-	0.04 mg/ ² 以下

単位: mg/²

資料9-1 行政区別認定数

(平成9年3月末現在)

事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数	事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数
		治ゆ等	死 亡	他都市 転 出				治ゆ等	死 亡	他都市 転 出	
北	567	222	133	14	198	東淀川	1,001	421	213	32	335
都 島	794	288	178	15	313	東 成	643	172	225	17	229
福 島	879	245	337	12	285	生 野	2,510	777	862	79	792
此 花	3,300	1,482	801	41	976	旭	931	330	250	31	320
中 央	422	126	121	5	170	城 東	3,312	1,185	774	70	1,283
西	751	386	139	8	218	鶴 見	1,198	415	206	27	550
港	1,833	758	489	21	565	阿倍野	618	163	185	18	252
大 正	2,202	928	476	41	757	住之江	1,561	576	397	35	553
天王寺	341	144	77	14	106	住 吉	1,169	421	310	29	409
浪 速	815	270	280	20	245	東住吉	1,232	427	369	25	411
西淀川	7,007	3,294	1,835	98	1,780	平 野	1,545	588	353	36	568
淀 川	1,799	731	431	40	597	西 成	2,915	700	1,108	52	1,055
						総 計	39,345	15,049	10,549	780	12,967

資料9-2 認定疾病別内訳

(平成9年3月末現在)

年齢 病名	慢 性 気 管 支 炎	気 管 支 炎 ぜ ん 息	ぜ ん 息 気 管 支 炎	肺 気 し ゅ	計
15歳以上	3,145	8,641	1	394	12,181
15歳未満	2	772	12	0	786
計	3,147	9,413	13	394	12,967

資料9－3 障害等級別内訳

(平成9年3月末現在)

等級 補償区分	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	そ の 他	計
15歳以上	0	24	1,323	7,432	3,241	161	12,181
15歳未満	0	0	7	473	295	11	786
計	0	24	1,330	7,905	3,536	172	12,967

(注)

- 特 級 労働不能、常時介護を要する状態
- 1 級 労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態
- 2 級 労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態
- 3 級 労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態
- 級 外 3級に該当しない状態
(15歳未満の児童については、労働能力は適用外)
- その他 等級未決定者

資料9－4 補償給付

種類	給付内容
療養の給付	被認定者が指定疾患について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療養手当	被認定者が指定疾病について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 22,900円（通院日数4日以上14日以内）～35,600円（入院日数15日以上）
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾患により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額 男 子 118,000円～368,600円 女 子 107,000円～195,000円 障害等級 特 級 基礎月額十介護加算（47,100円） 1 級 ◇ 2 級 ◇ の50% 3 級 ◇ の30%
児童補償手当	15歳に達しない児童が指定疾患により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて養育者に対して定期的に支給 障害等級 特 級 月額 114,100円（介護加算47,100円を含む） 1 級 ◇ 67,000円 2 級 ◇ 33,500円 3 級 ◇ 20,100円
遺族補償費	被認定者が指定疾患に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額（100%起因する場合） 男 子 78,100円～322,500円 女 子 78,100円～170,600円
遺族補償一時金	被認定者が指定疾患に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がいない場合等に一定範囲の遺族に一時金として支給 支給額（100%起因する場合） 基礎月額×36月
葬祭料	被認定者が指定疾患に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給 支給額 327,500円～655,000円

(注) 表中の支給金額は、平成9年4月1日現在

資料9－5 大阪市小児ぜん息等医療費助成制度

① 行政区別患者数

(平成9年3月末現在)

事項 区名	決定数	取 消 数			現 在 患者数	事項 区名	決定数	取 消 数			現 在 患者数
		治ゆ等	転 出	その他				治ゆ等	転 出	その他	
北	716	323	12	1	380	東淀川	2,639	1,543	110	3	983
都 島	1,223	692	12	2	517	東 成	1,987	944	66	3	974
福 島	650	310	13		327	生 野	2,632	1,355	48		1,227
此 花	1,645	764	44	5	832	旭	982	404	21		559
中 央	750	366	28	1	355	城 東	2,366	1,144	72	4	1,146
西	852	426	25	2	399	鶴 見	1,713	738	69	2	904
港	1,219	583	29	4	603	阿倍野	874	430	33		411
大 正	1,867	959	54	7	847	住之江	2,751	1,384	90	1	1,276
天王寺	654	275	23		356	住 吉	2,165	940	46	3	1,176
浪 速	538	311	16		211	東住吉	1,723	857	46	1	819
西淀川	1,711	798	65	2	846	平 野	2,643	1,065	60	8	1,510
淀 川	2,642	1,134	95	4	1,409	西 成	972	456	14		502
						総 計	37,914	18,201	1,091	53	18,569

② 疾病別内訳

項目	病名 ぜん息	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	慢 性 気管支炎	肺 気 し ゆ	計
患 者 数		11,896	6,669	4	0	18,569

*小児の気管支ぜん息等については、早期の適切な医療により、一層の疾病的治ゆ、軽快が期待されるので、当分の間、医療費の本人負担分を助成する制度を昭和63年4月1日から実施している。

資料 9—6 環境改善事業實施狀況

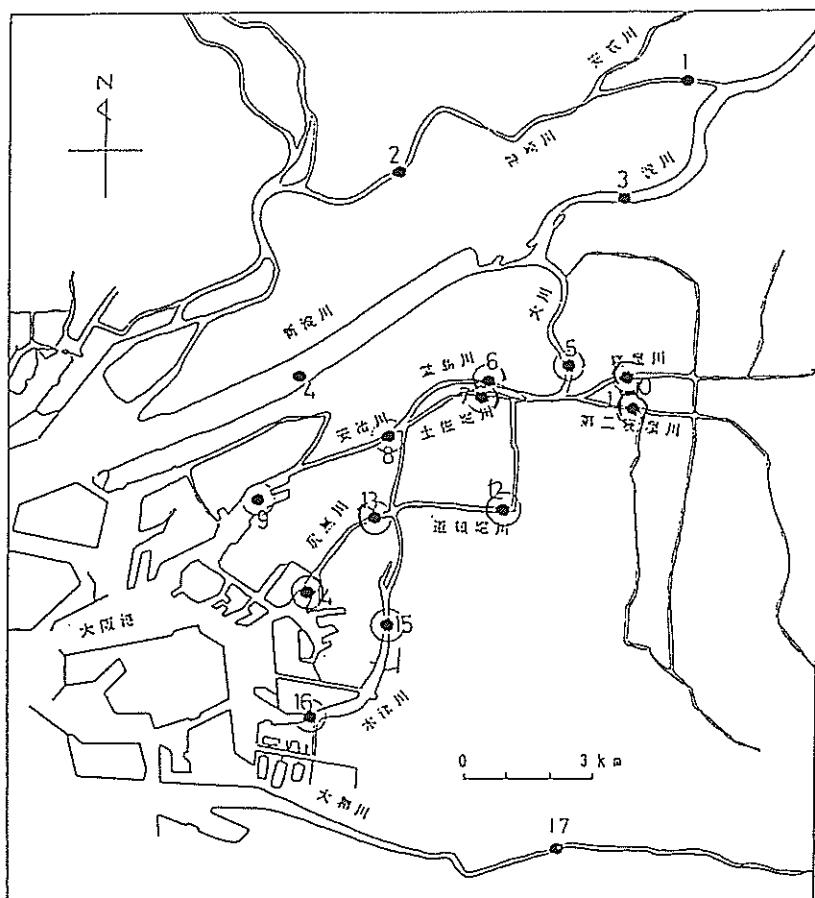
市級大

(单位: 田)

事 業 名	平 成 4 年 度			平 成 5 年 度			平 成 6 年 度			平 成 7 年 度		
計 画 作 成 事 業												
施 設 等 整 備 事 業	低 公 害 車 内 容	電 氣 自 動 車 8 台 火-制-2車 1台	電 気 自 動 車 8 台 火-制-2車 1台	電 气 自 動 車 8 台 火-制-2車 1台	電 气 自 動 車 9 台 火-制-2車 1台	電 气 自 動 車 10 台 火-制-2車 2台	電 气 自 動 車 10 台 火-制-2車 2台	電 气 自 動 車 10 台 火-制-2車 2台	電 气 自 動 車 10 台 火-制-2車 2台	電 气 自 動 車 10 台 火-制-2車 2台	電 气 自 動 車 7 台	2,574,000
普 及 事 業	助 成 額	12,046,000	9,888,000	14,729,000	14,729,000	19,570,000	19,570,000	8,652,000	8,652,000	8,652,000	8,652,000	
最 新 規 制 適 合 車	内 容	90 台	214 台	21 台	21 台	131 台	131 台	82 台	82 台	82 台	82 台	
代 替 促 進 事 業	助 成 額	12,109,000	17,344,000	1,134,000	1,134,000	21,006,000	21,006,000	10,101,000	10,101,000	10,101,000	10,101,000	
大 気 淨 化 植 樹	内 容	689 m ²	1,000 m ²	486.8 m ²	486.8 m ²	0 m ²	0 m ²	150 m ²	150 m ²	150 m ²	150 m ²	
事 業	助 成 額	3,582,000	5,200,000	2,531,000	2,531,000	0	0	780,000	780,000	780,000	780,000	
低 公 害 車 普 及	内 容	電 气 自 動 車 5 台	電 气 自 動 車 1 台	電 气 自 動 車 1 台	電 气 自 動 車 1 台	電 气 自 動 車 1 台	電 气 自 動 車 1 台	電 气 自 動 車 他	電 气 自 動 車 他	電 气 自 動 車 2 台	電 气 自 動 車 2 台	
助 成 事 業	助 成 額	3,090,000	618,000	618,000	618,000	2,290,000	2,290,000	4,471,000	4,471,000	4,471,000	4,471,000	
最 新 規 制 適 合 車	内 容	17 台	201 台	11 台	11 台	31 台	31 台	2 台	2 台	2 台	2 台	
代 替 促 進 事 業	助 成 額	927,000	15,826,000	641,000	641,000	2,202,000	2,202,000	293,000	293,000	293,000	293,000	
大 気 淨 化 植 樹	内 容	1,650 m ²	1,800 m ²	1,925 m ²	1,925 m ²	1,694 m ²	1,694 m ²	120,66 m ²	120,66 m ²	120,66 m ²	120,66 m ²	
助 成 事 業	助 成 額	4,290,000	4,680,000	5,005,000	5,005,000	4,404,000	4,404,000	313,000	313,000	313,000	313,000	

*電気自動車1台・天然ガス自動車(リース)7台・メタノール自動車(リース)2台

資料10-1 魚類調査地点図



魚類調査対象河川及び地点一覧

水系名	番号	河川名	調査地点名
淀川	1	神崎川	江口橋（神崎川上流部）
	2	神崎川	三国橋（神崎川下流部）
	3	淀川	城北公園北（大堰上流部）
	4	新淀川	伝法大橋（大堰下流部）
	⑤	大川	桜ノ宮橋
	⑥	堂島川	大江橋
	⑦	土佐堀川	淀屋橋
	⑧	安治川	船津橋
	⑨	安治川	安治川内港（安治川河口）
	⑩	寝屋川	朝日橋
	⑪	第2寝屋川	下城見橋
	⑫	道頓堀川	下大和橋
	⑬	尻無川	岩崎橋
	⑭	尻無川	尻無川河口
	⑮	木津川	水門下流部
	⑯	木津川	木津川河口
	17	大和川	高野大橋

*番号を○で囲んでいる地点は建設局河川課の船舶を使用し、船より魚類の採取を行う。

資料10-2 大阪市内河川における魚種と個体数(平成8年度四季分総計)

水域名		神崎川		淀川		寝屋川		大阪市内河川										大和川	総匹数	出現地点数
魚種	河川名	神崎 川上流	神崎 川下流	淀 川	新淀 川	寝 屋 川	第二 寝 屋 川	大 川	堂 島 川	土佐 堀 川	安 治 川	道頓 堀 川	尻 無 川	尻 無 川 河 口	木 津 川	木 津 川 河 口				
		地点No	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	
淡水魚	コイ科	コイ	2		1					1				2					11 17/5	
		カワウオ	1						6										75 82/3	
		ギンブナ	9	12	3				17	23	23			5	2				227 321/9	
		キンギョ						1		1									2/2	
		合ベラ			2														2/1	
		フナ属																	26/1	
		サビレタラ	1																1/1	
		ハス	2		11				5										18/3	
		オイカワ	82		11			17						1					188 299/5	
		モツコ	2											1					39 42/3	
		カリハギ	30		44				1										75/3	
		タモロコ			1														3 4/2	
		ゼゼラ			1														1/1	
		カマツカ	52		10														23 85/3	
		ニゴイ	24	1	20					1									46/4	
		コウイエコ	246		81				3										330/3	
	ギギ科	ギギ								1									1/1	
	カダヤシ科	カダヤシ						31											31/1	
	メダカ科	メダカ																	1 1/1	
汽水魚	ツリフィッシュ科	ブルーギル	5		3														4 12/3	
		ブラックバス	6		7														13/2	
	タイワンドウヨウ科	カムルチー																	1 1/1	
	アユ科	アユ	12			19			2			1		1					5 40/6	
	ハゼ科	トヨノリ	1		3														4/2	
		チチブ			2														2/1	
	ニシン科	サッパ			69										2	1	28	1	101/5	
		コノシロ										1	1						2/2	
	コチ科	マコチ			6														6/1	
	スズキ科	スズキ	3	22		1092			6		3	29			3	42	2	167	4 1373/11	
	シマリキ科	コトヒキ								1									1/1	
	ヒイラギ科	ヒイラギ				1				1									2/2	
	タイ科	クロダイ				2													2/1	
	ボラ科	ボラ	7	7		15				5		2		3	25		3	2	99 168/10	
		セスラ	13		8				2	1				3	1	3	1		32/8	
	ハゼ科	メナダ	6	13		1			1	9	9	20		4	27	2	1		4 97/12	
		鯛科稚魚				89				1	2	19	9	58			1		179/7	
	ウロハゼ				29														29/1	
	マハゼ	1	2		95				7						1		2		108/6	
	ヒメハゼ				4														4/1	
	スジハゼ				1														1/1	
カレイ科	イシガレイ					41													41/1	
	マコガレイ					2													2/1	
地点別個体数		492	70	198	1476	0	32	53	57	36	46	39	75	63	46	38	173	710	3604	
地点別魚種数		19	7	14	16	0	2	9	10	4	5	2	7	7	4	5	5	14	40	

注①：合ベラはゲンゴロウブナと他のフナ（ギンブナかオオギンブナ）との交雑種と考えられる。

注②：フナ属とボラ科稚魚は種数には含めなかった。

資料14-1 身近な行動の実践による二酸化炭素排出量抑制効果（市民生活の分野）

行 動 場 所	行 動 の 内 容	二酸化炭素排出抑制効果 (単位：炭素換算トン)
市 民 生 活 の 分 野	○1日につき1時間、照明の利用時間を減らす。	3,500
	○エアコンの設定温度を適正にする。 (冷房時28℃、暖房時20℃)	18,700
	○エアコンの運転時間を1日につき1時間減らす。 (冷房時・暖房時とも)	16,100
	○1日につき1時間、テレビの利用時間を減らす。	6,000
	○就寝時・外出時は、テレビの主電源を切る。	
台 所	○1日につき1時間、照明の利用時間を減らす。	2,700
	○冷蔵庫にものを詰める量を、容量の1/3程度に抑える。	600
	○ガスの消費を節約する。	11,400
廃 棄 物	○ごみとして出されている新聞紙の10%のリサイクルをめざす。	1,100
水 利 用	○ムダな水利用をなくし、合理的な水の利用に努める。	_____
自 動 車	○ガソリン（軽油）の消費を10%削減する。	17,600
合 計		77,700

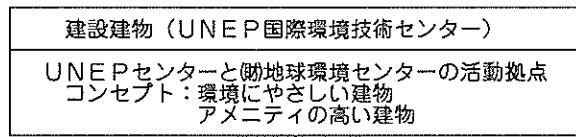
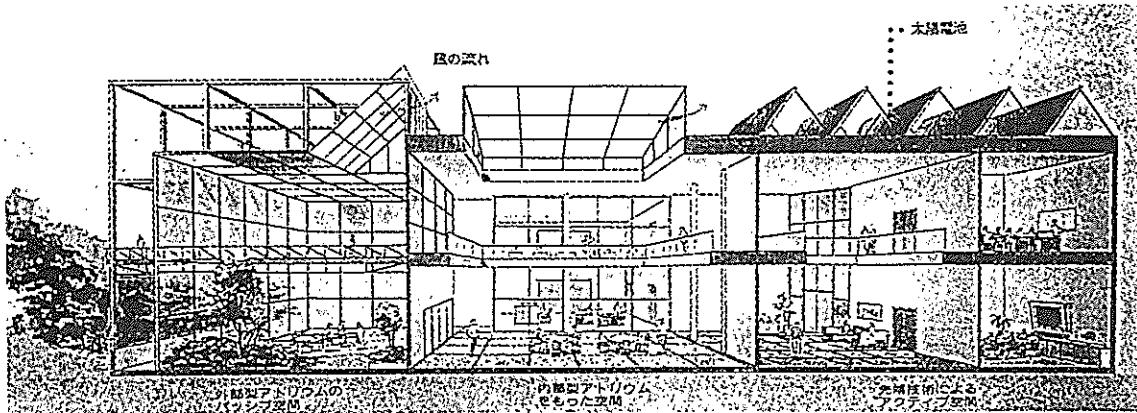
○これらの行動を実施することで、市民生活に起因する二酸化炭素排出量の、約7% (6.7%) に相当する量が抑制できるものと推定できます。

資料14-2 身近な行動の実践による二酸化炭素排出量抑制効果（企業活動の分野）

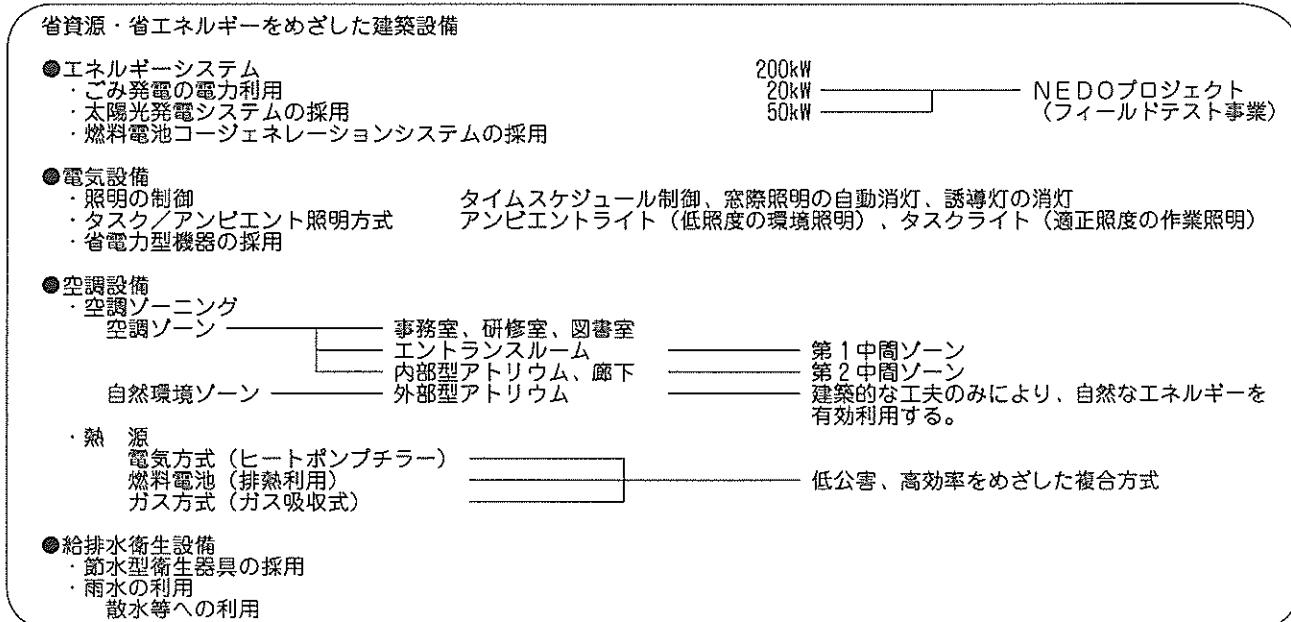
行 動 場 所	行 動 の 内 容	二酸化炭素排出抑制効果 (単位：炭素換算トン)
企 業 活 動 の 分 野	照 明 ○ 1日につき30分間、照明の利用時間を減らす。	56,000
	O A 機 器 ○ 1日につき30分間、OA機器の利用時間を減らす。	
	冷 暖 房 ○ 冷暖房の設定温度の適正化を図る。 ○ 冷暖房の運転時間を1日につき1時間減らす。 (冷房時・暖房時とも)	
	廢 紙 物 ○ 事業所からごみとして出されているコピー用紙・事務用紙等の紙ごみの15%のリサイクルをめざす。	
	自 動 車 ○ ガソリン（軽油）の消費を10%削減する。	
	水 利 用 ○ 工場等での水の回収・再利用等、効率的な水利用に努める。	
合 計		130,000

○これらの行動を実施することで、業務活動に起因する二酸化炭素排出量の、約7% (7.1%) に相当する量が抑制できるものと推定できます。

資料15-1 UNEP国際環境技術センター建物コンセプト



建設建物（UNEP国際環境技術センター）		
UNEPセンターと勘地球環境センターの活動拠点 コンセプト：環境にやさしい建物 アメニティの高い建物		
外部型アトリウムのパッシブ空間 みどり豊かな外部に開放し、パッシブな手法（自然、建築的仕掛け）により自然で快適な空間をつくる 外部型アトリウム (デザイン) ・開放的な感じ ・自然の材料を使用（木材・みどり、水）	内部型アトリウムを持った空間 内部型アトリウムを設け、オフィス空間のアメニティを高める。 UNEPセンター事務室 （勘地球環境センター事務室 図書室） (デザイン) ・半自然的な材料を使用（タイル） ・迎賓館との調和	先端技術によるアクティブ空間 建築外壁の断熱性能を高め、人工的な手法（建築設備）による室内環境空間をつくる。 特別会議室 研修室 (デザイン) ・ハイテクな感覚 ・人工的な材料を使用（アルミ）



資料15－2 JICA研修国別年度別受入実績

国別・年度別研修生受入れ実績															(大気汚染対策コース)					
	中 國	印 度ネ シア	マ レ シ ア	タ イ	フィ リ ピン	シン ガ ポ ール	エ ジ プ ト	トル コ	ブ ラ ジ ル	メ キ シ コ	コロ ン ビ ア	ク ウェ イ ト	チ リ	イ ラ ン	ペ ル	サ ウ ジ ア ラ ビ ア	アル ゼ ン チ ン	ジ ャ マ イ カ	計	
H元年		1	1	2	1	1	1		1	1	1									10
2年		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1									10
3年		1	1		1	1		1		1	1	1								8
4年		1	1	1	2				1		1	1	1							9
5年		1	1		1			1		1	1	1	1	1	1					10
6年			1	1	1	1		1		1	1				1	1	1			10
7年		1	1	1	1	1				1	1	1					1			9
8年			1		1	1		1		1	1				1			1	1	10
合 計		6	8	6	9	6	2	5	3	7	8	4	2	3	2	2	1	1	1	76
(環境管理セミナーコース)																				
	ア ゼ ル バ イ ジ ヤ ン	バ ン グ ラ デ シ ュ	中 國	印 度	印 度 ネ シ ア	印 度 ネ シ ア	印 度 ネ シ ア	印 度 ネ シ ア	印 度 ネ シ ア	印 度 ネ シ ア	印 度 ネ シ ア	印 度 ネ シ ア	印 度 ネ シ ア	印 度 ネ シ ア	印 度 ネ シ ア	印 度 ネ シ ア	印 度 ネ シ ア	印 度 ネ シ ア	印 度 ネ シ ア	計
H7年		1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1								12
	ブ ラ ジ ル	チ リ	コ ス タ リ カ	エ ク ア ド ル	エ ル サ ル ヴ ア ド ル	パ ナ マ	パ ナ マ	パ ラ グ ア イ	ス リ ナ ム	ウ ル グ ア イ	ヴ エ ネ ズ エ ラ									計
H8年		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1									10

資料16-1 廃棄物の種類と定義

種類	定義
廃棄物	ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の固形状又は液状の汚物又は不要物（放射性物質及びこれによって汚染されたものは除外）
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物
特別管理	一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの 1. P C B を使用する部品 2. ごみ処理施設（処理能力5t／日以上）から生じたばいじん 3. 感染性一般廃棄物
内訳	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち次のもの 1. 燃え殻 2. 汚泥 3. 廃油 4. 廃酸 5. 廃アルカリ 6. 廃プラスチック類 7. 紙くず（パルプ、紙、紙加工品製造業、新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業、印刷出版を行う出版業、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにP C B が塗布されたものに限る。） 8. 木くず（建設業（工作物の除去に伴って生じたものに限る）、木材木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業及び輸入木材卸売業に係るものに限る。） 9. 繊維くず（衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業に係るものに限る。） 10. 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物又は植物に係る固形状不要物—動植物性残渣 11. ゴムくず 12. 金属くず 13. ガラスくず及び陶磁器くず 14. 鉱さい 15. 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物—建設廃材 16. 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。） 17. 動物の死体（畜産農業に係るものに限る。） 18. 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、P C B が塗布された紙くず若しくはP C B が付着し又は封入された金属くずの焼却施設から発生し、集じん施設で集められたばいじん 19. 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類又は前各号に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの 20. 輸入廃棄物（1～19の廃棄物、航空廃棄物、携帯廃棄物を除く）
特別管理	産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの 1. 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類） 2. 廃酸（PH 2.0以下） 3. 廃アルカリ（PH 12.5以上） 4. 感染性産業廃棄物 5. 特定有害産業廃棄物
産業廃棄物	

資料16-2 産業廃棄物処理業許可状況

① 産業廃棄物処理業許可状況

(平成9年3月末現在)

種別	区分	許可件数		廃棄物の種類	許可件数
収集運搬	収集・運搬 (積替えを含まない)	2,773		1. 燃え殻	110
	収集・運搬 (積替えを含む)	41		2. 汚泥	707
	中間処理のみ	76		3. 廃油	445
				4. 廃酸	199
				5. 廃アルカリ	208
				6. 廃プラスチック類	2,219
				7. 紙くず	551
				8. 木くず	1,310
				9. 繊維くず	422
				10. 動植物性残渣	422
				11. コムくず	1,689
				12. 金属くず	1,983
				13. ガラスくず	1,965
				14. 鉱さい	120
				15. 建設廃材	2,154
				16. 動物のふん尿	1
				17. 動物の死体	1
				18. ばいじん	65
				19. 処分するために処理したもの	398
	合計	2,893		合計	14,969

② 特別管理産業廃棄物処理業許可状況

(平成9年3月末現在)

種別	区分	許可件数		廃棄物の種類	許可件数
収集運搬	収集・運搬 (積替えを含まない)	289		1. 廃油	175
	収集・運搬 (積替えを含む)	12		2. 廃酸	117
	中間処理のみ	21		3. 廃アルカリ	108
				4. 感染性産業廃棄物	65
				5. 廃PCB等	0
				6. PCB汚染物	0
				7. 指定下水道汚泥	0
				8. 鉱さい	7
				9. 廃石綿等	20
				10. ばいじん	23
				11. 燃え殻	10
				12. 汚泥	95
				13. 処分するために処理したもの	1
	合計	323		合計	620

資料19-1 大阪市府内環境保全行動計画（エコオフィス21）の概要

1. 計画の主旨

(1) 背景

- ・環境基本条例（平成7年3月制定）の基本理念
- ・環境基本計画（平成8年8月策定）の基本方針「協働」
- ・地球環境を守る身近な行動指針〔ローカルアションダ21おおさか〕（平成7年5月策定）
環境負荷の低減に向け、市民・企業・行政がそれぞれの役割と合意の下に、自主的・積極的に環境保全行動を展開していく。

(2) 目的

大阪市の行政事務事業を環境に配慮したものとし、“エコオフィス”の実現をめざす。

(3) 計画期間

平成9年度から平成12年度まで（必要に応じて、見直しを行う。）

2. 計画の内容

市民・企業に率先して府内における環境保全行動を推進（環境に配慮した行政の推進）させるための行動指針・行動目標を定めたもの（29項目の行動目標）

（主な行動指針と目標〔例〕）

●省エネルギー・省資源の推進

- ⇒⇒⇒照明用に使用する電気使用量を平成12年度において、未対策時に比べて10%以上の削減
- ⇒⇒⇒コピー用紙の使用量を平成12年度において、現状比で10%以上の削減

●再利用とリサイクルの促進

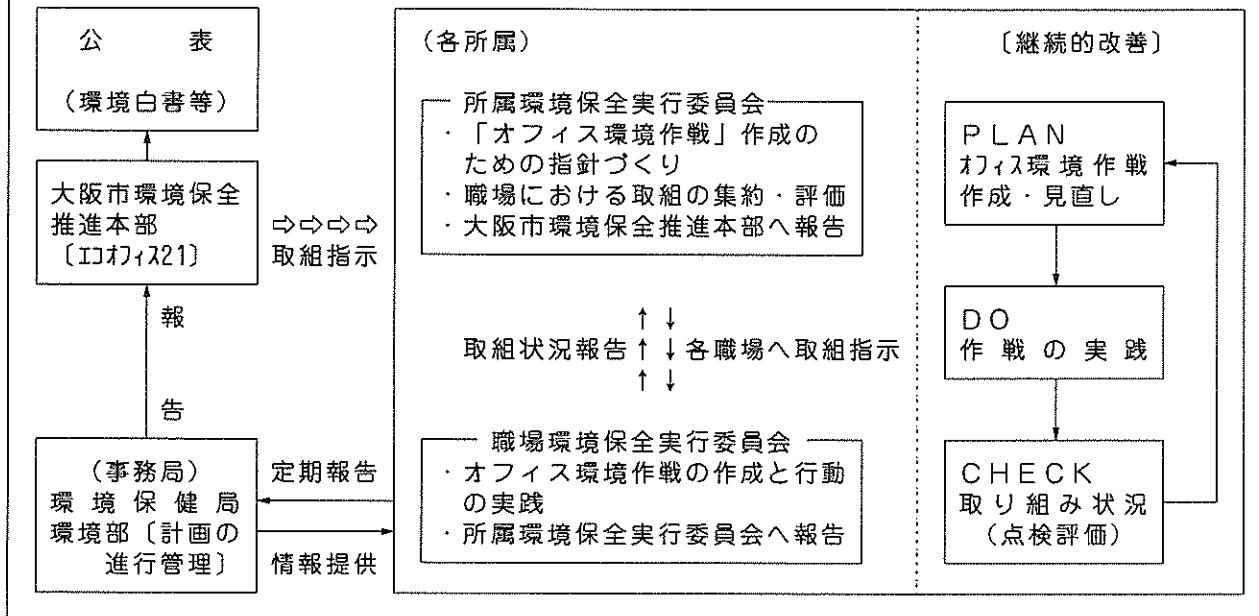
- ⇒⇒⇒事務所から発生する紙ごみのうち再利用が可能な紙ごみを平成12年度において50%以上を再利用する。

●環境配慮物品の使用促進

- ⇒⇒⇒平成12年度までに古紙配合率100%及び白色度70以下の再生紙を使用

3. 計画の推進

- ①各所属において所属環境保全実行委員会の設置（必要に応じ、職場単位の委員会を設置）
- ②各所属による環境に配慮した職場の取り組みをまとめた職場単位の実行のための計画（「オフィス環境作戦」）の作成及びその実践並びに点検・評価
- ③大阪市環境保全推進本部において、点検・評価・公表



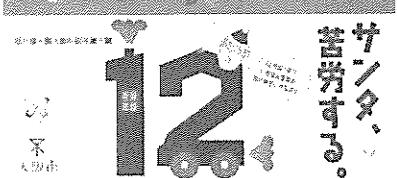
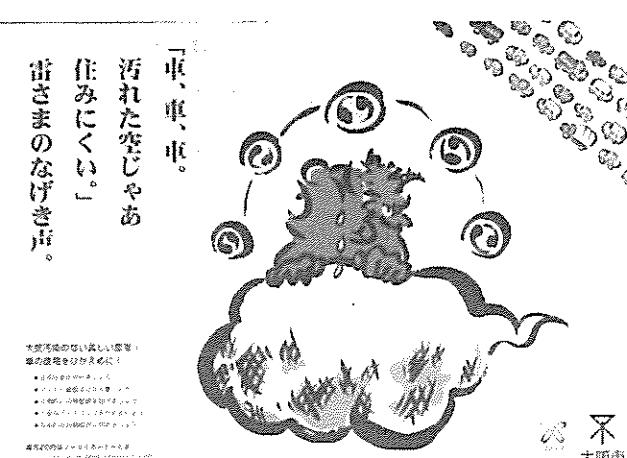
資料20－1 平成8年度環境月間行事実施内容

行 事 名	概 要	参 加 人 数	期 間
環 境 問 題 講 演 会	環境保全に関する意識の高揚に向けて市民を対象にした講演会を開催した。 ○テーマ：「地球とはもっとなかよくなれるはず」	940人	6／2
水 辺 の 教 室	大阪市立海老江西小学校4年生を対象に、市内水域で自然を残す淀川ワンドを中心に生息する水生生物や魚介類について観察を行い、自然を大切にする心を育んだ。	児童41人	6／12
建設業者に対する啓発活動の実施	建設作業に係る騒音・振動やアスベスト飛散防止についての意識の高揚を図るため、建設業団体に対して資料を配付した。	200社に配付	6／1 ～30
大阪自動車公害対策推進会議	官民一体となった自動車公害対策への積極的な取組を推進するための会議を開催した。	(構成員34人)	6／25
自動車公害対策に係る企業への協力要請	運送事業者を対象に、自動車公害対策の自主的実施について協力要請、意見交換を行った。	市内5社	6／12 6／13 6／26
環境保全優秀協力者表彰	環境保全で顕著な功績をあげた事業者・市民に対して表彰を行った。	34人	6／28
自動車排出ガス街頭検査	走行中の自動車を対象に排出ガス中のCO、HC、ディーゼル黒煙等の検査測定を行い、整備不良車には車両整備通告、告知等の処分を行い、排出ガス対策の啓発を行った。	延べ146台	6／3 6／11
公 害 総 点 檢 運 動	大気、騒音・振動、臭気、水質及び産業廃棄物について、工場・事業場等に対して立入調査を行うとともに、企業による自主点検運動を呼びかけた。	延べ1,650件	6／1 ～30
大規模発生源工場・事業場に対する研修会	市内の大気汚染とテレメーターシステムによる常時監視、自主管理についての研修会を開催した。	48人	6／27
環境情報センターの見学会並びに環境教室の開催	大阪市内の環境汚染状況について、常時監視システムを利用した環境教室を開催した。	延べ11人	6／18 6／25
ポスター作成及び掲出	市営地下鉄、市関係庁舎に周知用のポスターを掲出した。	—	6／1 ～30
立 看 板 の 設 置	周知用の立看板を作成し、保健所等に設置した。	—	6/1~30

資料20-2 ポスター等による啓発内容

啓発媒体	内 容	掲 出 場 所 等
ポスター	こんなとき、アイドリングはやめましょう (大阪市制作)	地下鉄車内、市関係庁舎、工場・事業場
	「車・車・車。汚れた空じゃあ住みにくい。」 雷さまのなげき声。 (府と共同)	地下鉄車内、駅構内、市関係庁舎・市広報板
	サンタ、苦労する。 (大阪市制作)	地下鉄車内、市関係庁舎、工場・事業場
	“暖房の効きすぎにご用心！暖房温度はひかえめに” (大阪市制作)	駅構内、市関係庁舎
リーフレット	こんなとき、アイドリングはやめましょう (大阪市制作)	市関係窓口等で市民に配布
	サンタ、苦労する。 (大阪市制作)	市関係窓口等で市民に配布
	「車・車・車。汚れた空じゃあ住みにくい。」 雷さまのなげき声。 (府と共同)	市関係窓口等で市民に配布

〈各種啓発ポスター等〉



資料21-1 大阪市環境影響評価専門委員会に諮問した開発事業等一覧表

年度	事業名	規模等	諮 周	報 告	備 考
昭59	南港発電所建設事業	出 力 180万kW	59. 4. 18	59. 9. 7	府要綱 (市長意見 59.10.6)
	住之江ごみ焼却場建設事業	処理能力 600トン/日	59. 9. 7	60. 1.23	都市計画 (市決定)
60	大阪湾圏域広域処理場整備事業 (大阪基地)	泉大津沖埋立面積 203ha 大阪基地取扱可能廃棄物 量 12,000トン/日	60. 5.29	60. 9.20	府要綱 (市長意見 60.9.30)
	淀川左岸線建設事業(Ⅰ期)	区間の長さ 5.7km	60.12.27	61. 5.13	都市計画 (知事決定)
61	大阪市高速電気軌道第7号線 京橋～鶴見緑地間建設事業	区間の長さ 5.6km	61. 2.24	61. 5.13	都市計画 (知事決定)
	大阪港南港(北地区)埋立事業	埋立面積 67.1 ha	62. 2.23	62. 6.23	府・国要綱(運・建) (市長意見 62.6.30)
63	南港・港区連絡線建設事業	区間の長さ 3.6km	63. 8.17	63.11. 1	都市計画 (知事決定)
	都市高速鉄道片福連絡線建設事業	区間の長さ 11.1km	63. 8.17	63.11. 1	都市計画 (知事決定)
平2	大阪市環境事業局 西淀工場建替事業	処理能力 600トン/日	2. 4.23	2.11. 6	府要綱 (市長意見 2.11.6)
	大阪都市計画都市高速鉄道 第7号線心斎橋～京橋間建設事業	区間の長さ 5.6km	2.11. 6	3. 3. 7	都市計画 (知事決定)
4	舞洲スポーツアイランド 計画事業	施工区域の面積 130 ha	4. 6.11	4.11.27	府要綱 (市長意見 4.12.15)
	淀川左岸線建設事業(Ⅱ期)	区間の長さ 4.3km	4.10.26	6. 7.21	都市計画 (知事決定)
6	此花西部臨海地区 土地区画整理事業	面 積 156 ha	6. 6.13	6.10. 4	都市計画 (知事決定)

資料21-2 大阪市環境影響評価専門委員会に諮問した開発事業等一覧表
 (大阪市環境影響評価要綱制定後)

年度	事業名	規模等	諮問	報告	備考
平7	大阪都市計画ごみ焼却場 舞洲工場建設計画	処理能力 1,200トン/日	8.3.27	8.8.6	都市計画 (市決定)
	大阪都市計画下水道 舞洲スラッジセンター建設計画	最大排出ガス量 55,000Nm ³ /時	8.3.27	8.8.6	都市計画 (市決定)
8	舞洲ヘリポート(仮称) 建設事業	陸上ヘリポート	8.4.24	8.8.6	市要綱
9	中山共同発電株式会社 発電施設設計計画(仮称)	最大排出ガス量 260,000Nm ³ /時	9.4.23	9.7.15	市要綱

資料21-3 大規模建築物等事前協議件数

	平成4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
大規模建築物事前協議関係	100	110	115	125	122
建築審査会関係	59	63	47	44	65
建築基準法第48条許可関係	22	16	5	6	8
地区計画等認定連絡協議会関係	3	2	1	1	2
合計	184	191	168	176	197

付 錄

1. 大阪市環境基本条例

平成7年3月16日
大阪市条例第24号

目 次

前 文

第1章 総 則 (第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等 (第7条—第9条)

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等 (第10条—第24条)

第4章 地球環境保全の推進のための施策 (第25条—第26条)

附 則

大阪市は、豊かな自然の恵みをうけ、また、この地で生活し、活動する人々の努力により、発展を続けてきた。

しかし、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みが、資源やエネルギーを大量に消費し、この都市の環境に多大の影響を与え、さらに私たちの生活そのものを脅かす要因を生み出している。

今日の環境問題が、地域の環境にとどまらず、地球規模の広がりをみせ、ますます複雑、多様化する中で、これまで以上に環境への十分な配慮を基本とした都市づくりを、総合的に推進していくことが、私たちに強く求められている。

すべての市民は、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市の環境を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない都市の環境を未来の市民に引き継いでいくために行動する責務を有している。

大阪市は、この都市に集う人々の協働により、良好な都市の環境をまもり、つくりだし、地球環境の保全に貢献していくために、市民の総意として、ここに、この条例を制定するものである。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物

の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2. 環境の保全及び創造は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な行動の下、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。

3. 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の促進により、持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として行われなければならない。

4. 地球環境保全は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(本市の責務)

第4条 本市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるととも、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に資するよう自ら活動するとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 公害の防止
- (2) 電波、光等による環境の保全上の支障の防止
- (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保

- (4) 本市の区域の自然的・社会的条件に応じた緑地、水辺地等における多様な自然環境の体系的保全
- (5) 地域の特性を生かした良好な景観の形成並びに歴史的・文化的遺産の保存及び活用による快適な都市空間の創造
- (6) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用が徹底される都市の構築をめざした情報の収集及び提供、技術の蓄積及び活用
- (7) 地球環境保全に資する施策の推進

2. 本市は、環境の保全及び創造に関する施策について、総合的な調整を行い、これを推進するための必要な措置を講ずるものとする。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2. 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向、配慮の指針その他の重要事項について定めるものとする。

3. 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4. 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ大阪市環境審議会の意見を聴くものとする。

5. 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6. 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況を明らかにした年次報告を作成し、これを市会に提出するとともに、市民に公表するものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定に当たっての措置)

第10条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、実施するに当たっては、環境への負荷の積極的な低減を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(自主環境管理)

第11条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、環境の保全及び創造に資するよう自ら環境への負荷の低減の目標を定め、その目標の達成状況を検証し、その目標を見直すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第12条 本市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、事業に係る環境の保全及び創造について適正な配慮をすることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2. 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導

又は助言を行うものとする。

(規制の措置)

第13条 本市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第14条 本市は、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動を誘導するため必要があると認めるときは、経済的な助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の適正管理及び循環的利用)

第15条 本市は、事業者及び市民による資源の適正な管理及び循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第16条 本市は、環境の保全及び創造に資する施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(監視、測定及び検査の実施等)

第17条 本市は、環境の状況を把握するため必要な監視、測定及び検査を実施するものとする。

2. 本市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定、実施に必要な調査研究を行うとともに、環境の保全及び創造に資するため、研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育、学習の振興等)

第18条 本市は、市民等が自ら環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるよう、施設の整備及び充実を図るとともに、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自主的な活動を促進するための措置)

第19条 本市は、市民等の環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映)

第20条 本市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第21条 本市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(公害等に係る苦情の処理)

第22条 本市は、公害その他環境の保全上の支障を及ぼす行為に係る苦情について、他の行政機関と協力して、迅速かつ適正な処理を図るよう努めるものとする。

(公害健康被害の救済)

第23条 本市は、公害に係る健康被害の救済を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第24条 本市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 地球環境保全の推進のための施策

(地球環境保全に資する施策の推進)

第25条 本市は、地球環境保全に関する調査研究、環境の状況の監視、観測及び測定を行い、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第26条 本市は、国際機関、国及び他の地方公共団体等と協力し、環境の保全に関する情報の収集及び提供並びに技術の蓄積及び活用により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

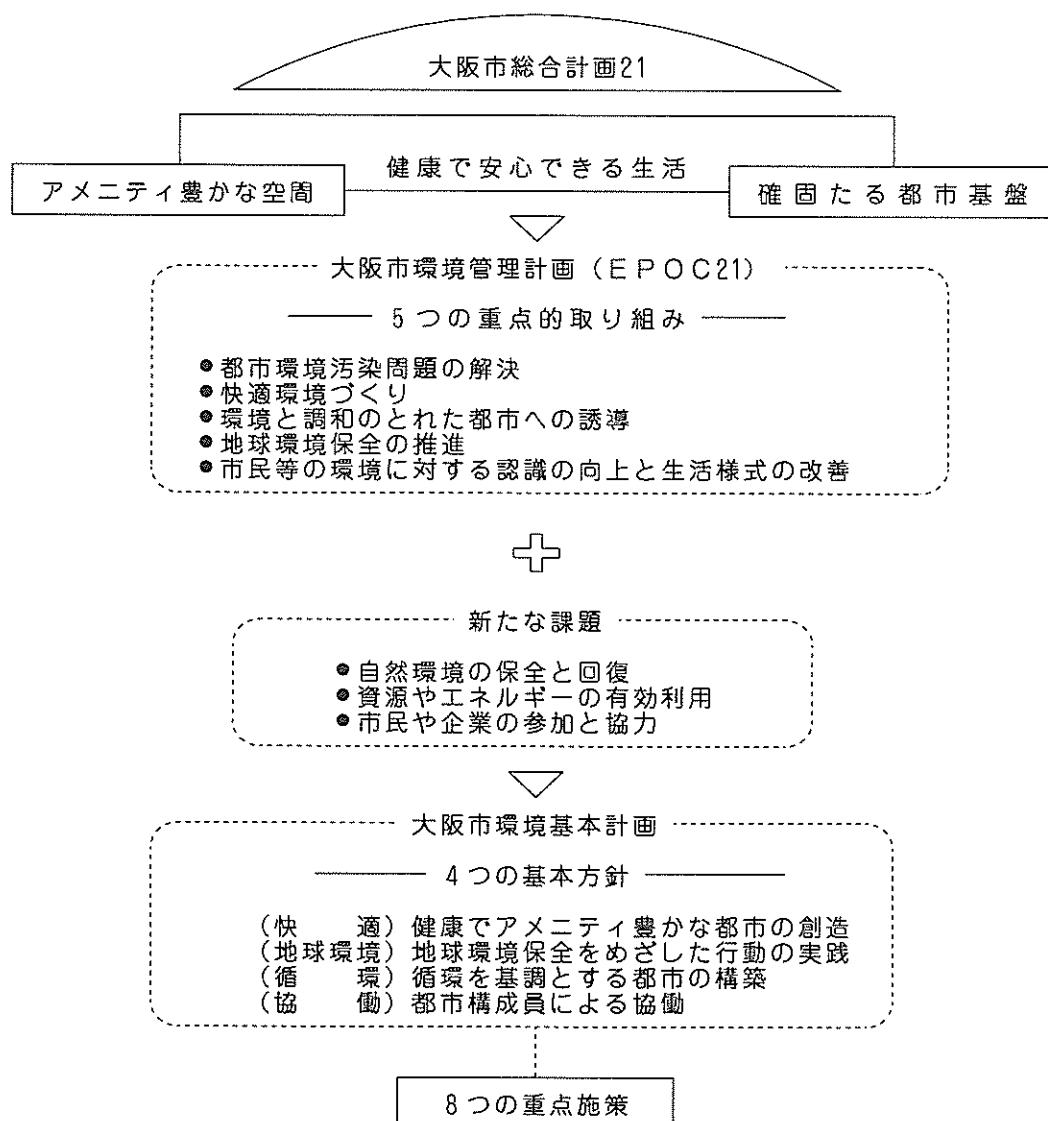
2. 大阪市環境基本計画（概要）

1. 計画策定の目的、位置づけ等

本市では、平成7年3月に制定した環境基本条例の「すべての市民は、良好な都市の環境を享受する権利とこれを未来の市民に引き継いでいくために行動する責務を有している。」という考え方を踏まえ、同条例第8条に基づき、平成8年8月に環境基本計画を策定した。

本計画は、『大阪市総合計画21（平成2年10月）』の環境分野の総合計画である『大阪市環境管理計画（EPOC21）』に掲げた「人と環境にやさしいまちづくり」の理念を継承しつつ、都市における自然環境の保全や回復、資源・エネルギーの有効利用、市民・企業の環境保全の取り組みへの参加促進などの新たな課題に対応できるよう、その内容を改定し、発展させたものである。

図1-1 環境管理計画から環境基本計画へ



2. 環境政策の展開

[1] 快適

(1) 都市環境の保全

① 大気環境の保全

環境保全目標を次のように定め、施策を推進する。

表1-1 大気質に係る環境保全目標

区分	内容
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値0.06ppmを達成し、さらに0.04ppmへ向けて努力することとする。ただし、健康影響に関する研究の進展に対応し、大阪市環境審議会に諮るものとする。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント(O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内またはそれ以下であること。
悪臭	大多数の住民が日常生活において感知しない程度であること。

注) 対象地域は、市域のうち車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所を除く。

「大阪市環境管理計画〔EPOC21〕」では、平成12年度(2000年)における二酸化窒素、平成17年度(2005年)における浮遊粒子状物質の環境保全目標の達成に向けて、工場・事業場や自動車からの排出目標量として、窒素酸化物は、11,900トン/年(内訳:工場・事業場6,190トン/年、自動車5,000トン/年)、浮遊粒子状物質は2,120トン/年(内訳:工場・事業場1,470トン/年、自動車650トン/年)を設定している。

環境基本計画においては、これら窒素酸化物や浮遊粒子状物質の排出目標量を、目標年次までに達成するとともに、これ以降も各種施策を強力に推進し、排出実績がすでに目標量を達成している工場・事業場については、さらなる削減に努めるなど、大気環境の一層の改善をめざしていく。さらに、二酸化硫黄、一酸化炭素についても、引き続き環境保全目標を達成維持していく。

a. 固定発生源対策

- ア. 大気汚染防止法等に基づく規制・指導の推進
- イ. 窒素酸化物対策指導要領に基づく対策の推進
- ウ. 浮遊粒子状物質対策の推進
- エ. 炭化水素対策の推進
- オ. 有害物質対策の推進
- カ. 省エネルギー対策の推進

- キ. 地域冷暖房の適正な導入
- ク. 低公害燃焼機器の普及促進
- ケ. 環境監視、発生源監視の強化
- コ. 惡臭対策の推進

b. 自動車対策

- ア. 自動車排出ガス規制の強化
- イ. 車種規制の徹底
- ウ. 低公害車等の普及促進
- エ. 交通量対策の推進
- オ. 交通流対策の推進
- カ. 局地汚染の解消
- キ. 啓発活動の実施

② 水質環境の保全

大阪湾の保全を視野に入れ、河川・海域での水質の環境保全目標の達成に向け、次の施策を進める。

表 1-2 水質に係る環境保全目標

区分	内容
河 川	<ul style="list-style-type: none"> ・全河川における「水質汚濁に係る環境基準」の早期達成 ・BODの環境保全目標について、市内河川と神崎川は年平均値 5 mg/l、寝屋川水系は年平均値 8 mg/l の早期達成
海 域	<ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁に係る環境基準」の達成維持 ・化学的酸素要求量(COD)の目標値(4 mg/l : 年平均値)の達成 ・全窒素、全リンに係る環境基準の達成

a. 市域で実施する施策

- ア. 下水道の処理効率の向上
- イ. 富栄養化対策としての下水道高度処理の導入
- ウ. 工場排水の監視指導
- エ. 底質対策、水面清掃等の推進
- オ. 環境、発生源監視の強化

b. 広域的に実施する施策

- ア. 大阪湾の水質保全
- イ. 大和川水系等の水質保全
- ウ. 水源水質の保全

③ 騒音・振動

環境保全目標の達成に向け、次の施策を進める。

表1-3 騒音・振動に係る環境保全目標

一 般 騒 音	地域の類型	時　間　の　区　分			航空機騒音	地域の類型	基　準　値		
		昼　間	朝　夕	夜　間					
A	50デシベル(A)以下	45デシベル(A)以下	40デシベル(A)以下		新幹線鉄道騒音	A	70WECPNL以下		
	B	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下		B	75WECPNL以下		
ただし、道路に面する地域の環境保全目標は次のとおり。									
地域の区分	時　間　の　区　分			建設作業騒音	地域の類型	基　準　値			
	昼　間	朝　夕	夜　間						
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下	45デシベル(A)以下	鉄軌道騒音 (新幹線を除く)	A	70デシベル以下	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度であること。		
A地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下		B	75デシベル以下			
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65デシベル(A)以下	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下	振　　動					
B地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	65デシベル(A)以下	65デシベル(A)以下	60デシベル(A)以下						
時間の区分	朝：午前6時から午前8時まで　昼間：午前8時から午後6時まで 夕：午後6時から午後9時まで　夜間：午後9時から翌日の午前6時まで								
地域の区分	A地域：第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域・準住居地域 B地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域								

a. 工場・事業場、建設作業騒音、振動対策

ア. 工場・事業場対策

イ. 土地利用の適正化

ウ. 建設作業騒音、カラオケ騒音対策

b. 自動車騒音・振動対策

ア. 自動車騒音の規制

イ. 道路構造の改善

ウ. 沿道対策

c. 鉄軌道騒音・振動対策、航空機騒音対策

d. 生活騒音対策

e. 低周波空気振動対策

④ 地盤環境の保全

地盤環境に係る環境保全目標を次のように定め、施策を推進する。

表1-4 地盤環境に係る環境保全目標

区分	内容
地盤沈下	地盤沈下を進行させないこと、地盤沈下を生じない地下水位を確保すること。
土壤汚染	土壤汚染に係る環境基準を達成維持すること。
地下水汚染	地下水の評価基準（水質汚濁に係る環境基準）を達成維持すること。

a. 地盤沈下

- ア. 地下水採取規制指導
 - イ. 地盤沈下、地下水位の監視の充実
 - ウ. 調査・研究の推進

b. 土壤汚染

- ア. 工場・事業場対策
 - イ. 監視の充実
 - ウ. 土壤汚染の防止

c. 地下水汚染

- ア. 工場・事業場対策
 - イ. 地下水の監視
 - ウ. 地下水質の回復

⑤ 有害物質に関する調査研究

- a. 有害物質等に関する情報の収集
- b. 調査研究の充実
- c. 災害時における対応

⑥ 都市気象の保全

- a. 省エネルギー対策・エネルギーの有効利用の推進
- b. 都市における排熱利用、新エネルギー等の活用
- c. 水や緑の機能の活用

⑦ 電波障害、日照阻害等の未然防止

⑧ 公害苦情の処理

⑨ 公害健康被害の救済と健康被害予防事業の推進

- a. 公害健康被害補償制度の円滑な運用
- b. 健康被害予防事業等の推進
- c. 健康影響調査の推進

(2) 快適環境の保全と創造

① 花と緑あふれるまちづくり

花と緑あふれるまちづくりについての目標を次のように定め、施策を実施する。

表1-5 花と緑あふれるまちづくりについての目標

区分	内容
2005年度における目標	市民一人あたりの公園・緑地面積4.5m ² をめざし、整備を進める。
長期目標	市民一人あたりの公園・緑地面積7m ² をめざし、整備を進める。

- a. 公園・緑地の体系的整備
- b. 緑化の推進
- c. 市民に身近な森づくり、農地の保全や市民農園の整備

② 水辺整備の推進

- a. 市民が親しめる魅力ある水辺整備
- b. 水辺と一体となったまちづくり
- c. 海とふれあえる魅力ある臨海部の整備

③ 魅力ある景観の創出

- a. 水・花・緑を活かした「うるおい」のある景観づくり
- b. 文化と歴史の豊かな「奥深さ」を感じさせる景観づくり
- c. 魅力的・個性的で「センス」あふれる景観づくり

④ 自然環境の保全と創造

- a. 貴重な動植物の保全
- b. ピオトープ手法導入の検討
- c. 人工海浜・人工磯の整備

[2] 地球環境

(1) 地球環境に配慮した行動の推進

地球環境保全のための目標を次のとおり定め、環境に配慮した行動の推進に向けた施策を進める。

表1-6 地球環境保全のための目標

区分	内容
地球温暖化の防止	国が「地球温暖化防止行動計画」に定める目標（わが国の二酸化炭素排出総量を2000年以降、概ね1990年レベルで安定化する。）をめざし、大阪市としても積極的に対策を推進する。
オゾン層の保護	冷蔵庫等に冷媒として利用されている、オゾン層破壊物質である特定フロンの回収を推進する。
熱帯林の保護	平成10年までに、公共施設の建設時に型枠として利用する熱帯木材の割合を30%にまで減らすとともに（削減率70%）、民間の工事に対しても、熱帯木材の使用量の削減を指導する。

- ①「地球環境を守る身近な行動指針（ローカルアジェンダ21おおさか）」の推進
- ② 二酸化炭素の排出抑制に配慮した都市基盤の整備
- ③ 特定フロン等の回収・処理
- ④ 热帯木材の使用抑制

(2) 環境分野の国際協力・交流

- ① UNEP国際環境技術センターの支援、(財)地球環境センターとの連携
- ② 研修事業の実施、専門家の派遣
- ③ 姉妹・友好都市間での環境保全技術協力・交流
- ④ 環境技術情報の発信
- ⑤ 国際会議の開催、参加

(3) 地球環境保全のための調査・研究

- ① 環境モニタリングの充実
- ② 地球環境への負荷の把握

[3] 循 環

(1) 省資源・省エネルギー型都市づくり

- ① 省エネルギー型都市づくり

省エネルギー型都市づくりの目標を、次のとおり定め施策を進める。

表1-7 省エネルギー型都市づくりの目標

区分	内容
省エネルギー型都市	エネルギー消費の伸びを抑制し、環境への負荷を軽減する。 新設の公共施設においては、21世紀初頭までに、未対策時に比べて20%以上の省エネルギー化をめざす。 太陽光、海水・河川水等の新エネルギー等の活用を推進する。

- a. エネルギー消費の抑制
- b. 下水処理場、ごみ焼却工場におけるエネルギーの有効利用
- c. 新エネルギー等の活用
- d. 環境に配慮した地域冷暖房システムの導入促進や新技術の活用
- e. エネルギー利用の検討

- ② 資源循環型都市づくり

資源循環型都市づくりの目標を、次のとおり定め施策を進める。

表1-8 資源循環型都市づくりの目標

区分	内容
物の生産等	物の生産・流通・消費・廃棄の各段階において、資源の循環利用に配慮し、資源消費の伸びを抑制する。
施設建設時	リサイクル原材料をできる限り利用する。 施設建設に際しては、廃棄物の分別収集等に配慮する。

- a. 再生資源・リサイクル製品の利用促進
- b. 製品製造にあたっての環境配慮

- c. リサイクル原材料の利用
- d. 分別収集に配慮した保管施設の設置

(2) 水循環の創造

- ① 水を活かしたまちづくり
- ② 下水処理の高度化
- ③ 水資源の有効利用
 - a. 下水道の高度処理水の有効利用
 - b. 雨水の地下浸透の促進
 - c. 水の循環利用等の推進

(3) 廃棄物対策の推進

廃棄物の減量目標を、次のとおり定め施策を進める。

表1-9 一般廃棄物の減量目標

	予測排出量	減量目標量	減量後の量
平成17年度における減量目標	272万トン	48万トン (予測排出量の18%)	224万トン

- ① 一般廃棄物対策の推進
 - a. 廃棄物の減量・リサイクルの推進
 - b. 廃棄物の適正な処理・最終処分場の確保
- ② 産業廃棄物対策の推進
- ③ 上下水道汚泥の有効利用

[4] 協 動

- (1) 環境への配慮の充実
 - ① 環境影響評価制度の適切な運用
 - ② 事業計画段階での環境への配慮
 - ③ 環境影響評価制度の活用による環境創造の推進
 - ④ 環境創造に資する施策の評価と反映
 - ⑤ 環境影響評価に係る調査研究
 - ⑥ 環境配慮指針に基づく啓発指導
- (2) 自主環境管理の推進
 - ① 行政における環境保全行動の推進
 - ② 企業の自主環境管理の推進
- (3) 市民・企業との連携
 - ① 身近な環境保全行動の推進
 - ② 環境への負荷の少ない消費生活の推進

- ③ 環境教育・学習の推進、環境情報の提供
 - a. 環境教育・学習機会の拡充及び市民の環境保全行動への支援
 - b. 市民・企業へ適切な環境情報を提供するシステム整備の推進

3. 計画の推進

環境基本条例の基本理念を実現するには、環境の保全と創造のための施策の方針等に基づき、関連施策を強力に推進することが重要である。そのため本市では、防災対策、高齢者対策等の環境施策以外のまちづくりに係る施策との連携・整合を図りつつ、総合的な観点から本計画の実効ある推進を図る。

(1) 計画の推進と評価

- ① 計画推進体制の充実
- ② 関係機関等との連携
- ③ 施策の進捗状況の評価と報告
- ④ 環境の保全と創造に関する調査研究の充実
- ⑤ 環境情報の提供と市民意見の反映
- ⑥ 財源の確保

(2) 重点施策の推進

「快適」「地球環境」「循環」「協働」に係る基本方針の実現及び目標の達成に向け、本市が21世紀までの5年間に積極的に取り組む施策を8つの重点施策としてとりまとめ、その推進を図る。

これらの重点施策については、環境保全推進本部等において、その進捗状況の評価等を進め、本計画の進行管理を実施していくこととする。

〔環境基本計画推進のための8つの重点施策〕

- ① 花と緑にあふれる美しいまちづくり
- ② 新しい水の都の創造
- ③ 都市環境汚染対策の推進
- ④ 地球環境保全の取り組み
- ⑤ 廃棄物対策の推進
- ⑥ 環境への負荷の少ないエネルギー利用の推進
- ⑦ 環境への配慮の充実
- ⑧ 市民・企業・行政による環境保全行動の推進

3. 環境基準及び規制基準等

1. 大気汚染に係る環境基準

昭和48年5月8日	環境庁告示第25号
昭和48年5月16日	環境庁告示第35号
昭和53年7月11日	環境庁告示第38号
昭和56年6月17日	環境庁告示第47号
平成9年2月4日	環境庁告示第4号

環境基本法第16条第1項による大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することがのぞましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。なお、平成9年2月に定められたベンゼン等3物質の環境規準は別紙のとおりである。

(1) 環境基準

- ア. 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。
- イ. アの環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- ウ. アの環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 達成期間

- ア. 一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）
- イ. 二酸化硫黄に係る環境基準は、維持され又は原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）
- ウ. 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。
また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては原則としてこのゾーンにおいて、現状程度の水準を維持し、又これを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）

(3) 評価について

ア. 昭和48年6月12日付環大企第143号通達の要約

環境基準に照らして二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素による大気汚染の状態を評価する方法としては、短期的評価及び長期的評価が示されている。

短期的評価とは、測定を行った時間又は日についての測定結果を環境基準として定められた1時間値又は1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。

長期的評価とは、年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、年間にわたる

1日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した1日平均値を環境基準の1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いは行わずに評価することとされている。

イ. 昭和53年7月17日付環大企第262号の通達の要約

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。

別 表

物 質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光 化 学 オキシダント
環境上の 条 件	1時間値の1日 平均値が0.04 ppm以下であり、 かつ、1時間値 が0.1ppm以下で あること。	1時間値の1日 平均値が10ppm 以下であり、か つ、1時間値の 8時間平均値が 20ppm以下で あること。	1時間値の1日平 均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ 1時間値が0.20mg /m ³ 以下であるこ と。	1時間値の1日 平均値が 0.04ppmから 0.06ppmまで のゾーン内又 はそれ以下で あること。	1時間値が0.06ppm 以下であること。
測定方法	溶液導電率法 紫外線蛍光法	非分散型赤外分 析計を用いる方 法	濾過補集による重 量濃度測定方法ま たはこの方法によ って測定された重 量濃度と直線的な 関係を有する量が 得られる光散乱法、 圧電天びん法若し くはペータ線吸収 法	ザルツマン試 薬を用いる吸 光度法 化学発光法	中性ヨウ化カリウ ム溶液を用いる吸 光度法または電 量法 紫外線吸収法 化学発光法

（備考）1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子径が10ミクロン以下のものをいう。

2. 光化学オキシダントとは、オゾン、バーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

（注）昭和53年7月改定までの二酸化窒素に係る環境基準は「1時間値の1日平均が0.02ppm以下であること」となっている。

ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準について

環境基本法第16条第1項の規定によるベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1. ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
2. 1の環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
3. 1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

第2 達成期間

ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

別 表

物 質	環境上の条件	測 定 方 法
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003mg／m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg／m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg／m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法

2. 氮素酸化物総量規制基準・硫黄酸化物総量規制基準

(1) 氮素酸化物

特定工場等：窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料・燃料の量を重油に換算したものの合計が1時間当たり2.0kl以上ある工場・事業場

① 総量規制基準

$$Q = 0.6 \{ \sum (C \cdot V) \}^{0.95}$$

Q：排出が許容される窒素酸化物の量 (Nm³/h)

C：窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V：特定工場等に設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量

(10⁴ Nm³/h、乾き、O₂：0%換算値)

② 特別の総量規制基準

$$Q = 0.6 \{ \sum (C \cdot V) + \sum (C_i \cdot V_i) \}^{0.95}$$

C_i：特定工場等に昭和57年11月1日以降に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V_i：特定工場等に昭和57年11月1日以降に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量 (10⁴ / Nm³ h、乾き、O₂：0%換算値)

(2) 硫黄酸化物

特定工場等：硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料・燃料の量を重油に換算したものの合計が1時間当たり0.8kl以上の工場・事業場

総量規制基準

$$Q = 2.0 \times W^{0.85} \quad \text{ただし、昭和52年10月1日以降に新增設がある場合は、}$$

$$Q = 2.0 \times W^{0.85} + 0.3 \times 2.0 \times \{ (W + W_i)^{0.85} - W^{0.85} \}$$

Q：排出が許容される硫黄酸化物の量 (Nm³/h)

W：原料及び燃料使用量 (kl/h)

W_i：新增設されたばい煙発生施設に使用される原料及び燃料使用量 (kl/h)

3. 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

昭和46年12月28日 環告第59号
 改正 昭和49年 環告第63号
 同 昭和50年 環告第3号
 同 昭和57年 環告第46号
 同 平成5年 環告第16号
 同 平成5年 環告第65号
 同 平成7年 環告第5号

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（23項目）

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg / ℓ 以下
金シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg / ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg / ℓ 以下
砒素	0.01 mg / ℓ 以下
総水銀	0.0005mg / ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg / ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg / ℓ 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg / ℓ 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg / ℓ 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg / ℓ 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg / ℓ 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg / ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg / ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg / ℓ 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg / ℓ 以下
チウラム	0.006 mg / ℓ 以下
シマジン	0.003 mg / ℓ 以下
チオペンカルブ	0.02 mg / ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg / ℓ 以下
セレン	0.01 mg / ℓ 以下

- (注) 1. 水質汚濁に係る環境基準は昭和45年4月21日に閣議決定されて以来、数回の改正を経て、平成5年3月8日付環告第16号をもって、健康項目は、従来の9項目から23項目となった。
2. 対象水域は全公共用水域、達成期間については、「直ちに達成し、維持するよう努める」ものとする。
3. 基準値は年間平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については最高値とする。
4. 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。以下、生活環境の保全に関する環境基準の項目において同じ。
5. 総水銀における評価としては、同一測定点における年間の総検体の測定値の中にND（定量限界未満）が含まれていない場合には、測定値が0.0005mg / ℓ を超える検体数が総検体数の37%未満であるとき、環境基準適合とする。（平成5年3月8日、環水管第21号 環境庁水質根全局長通達）

4. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年3月13日環告第10号

人の健康の保護に関する環境基準（23項目）

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg / ℥ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg / ℥ 以下
六価クロム	0.05 mg / ℥ 以下
砒素	0.01 mg / ℥ 以下
総水銀	0.0005mg / ℥ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg / ℥ 以下
四塩化炭素	0.002 mg / ℥ 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg / ℥ 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg / ℥ 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg / ℥ 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	1 mg / ℥ 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg / ℥ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg / ℥ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg / ℥ 以下
1, 3-ジクロロプロパン	0.002 mg / ℥ 以下
チウラム	0.006 mg / ℥ 以下
シマジン	0.003 mg / ℥ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg / ℥ 以下
ベンゼン	0.01 mg / ℥ 以下
セレン	0.01 mg / ℥ 以下

- (注) 1. すべての地下水に適用する。達成期間については、「直ちに達成し、維持するよう努める」ものとする。
2. 基準値は年間平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については最高値とする。
3. 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいい、全シアンは0.1mg / ℥ 未満、アルキル水銀は0.0005mg / ℥ 未満、PCBは0.0005mg / ℓ 未満である。
4. 総水銀における評価としては、同一測定点における年間の総検体の測定値の中にND（定量限界値未満）が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg / ℥ である時、またNDが含まれている場合には測定値が0.0005mg / ℥ を超える検体数が総検体数の37%未満である時、環境基準適合とする。（平成5年3月8日、環水管第21号 環境庁水質保全局長通達）

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア. 河 川

項目	類型 利用目的 の適応性	AA 水道 1 級 自然環境保 全及び A 以 下の欄に掲 げるもの	A 水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲 げるもの	B 水道 3 級 水産 2 級 及び C 以 下の欄に掲 げるもの	C 水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以 下の欄に掲 げるもの	D 工業用水 2 級・農業用 水及び E の 欄に掲げる もの	E 工業用水 3 級 環境保全
水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
生物学的酸素要求量 (BOD)	1 mg/l 以下	2 mg/l 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以下	8 mg/l 以下	10 mg/l 以下	10 mg/l 以下
浮遊物質量 (SS)	25 mg/l 以下	25 mg/l 以下	25 mg/l 以下	50 mg/l 以下	100 mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れること	ごみ等の浮 遊が認めら れること
溶存酸素量 (DO)	7.5 mg/l 以上	7.5 mg/l 以上	5 mg/l 以上	5 mg/l 以上	2 mg/l 以上	2 mg/l 以上	2 mg/l 以上
大腸菌群数	50 MPN /100 ml 以下	1,000 MPN /100 ml 以下	5,000 MPN /100 ml 以下	—	—	—	—
対象水域等	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図-1のとおりとする。						

- (注) 1. 基準値は、日間平均値とする。(海域もこれに準ずる)
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/l以上とする。
3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
4. 水道1級：濾過等による簡易な浄水操作を行うもの。
- 水道2級：沈殿濾過等による通常の浄水操作を行うもの。
- 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。
5. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用。
- 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。
- 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用。
6. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。
- 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
- 工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの。
7. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度。

イ. 海 域

① pH、COD、DO、大腸菌、油分

項目 利用目的 の適応性 類型	A 水産1級 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	B 水産2級 工場用 及びCの欄に掲げるもの	C 環境保全	対象水域等
水素イオン濃度 (pH)	7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図一 2のとおりとする。
化学的酸素要求量 (COD)	2 mg/l 以下	3 mg/l 以下	8 mg/l 以下	
溶存酸素量 (DO)	7.5 mg/l 以上	5 mg/l 以上	2 mg/l 以上	
大腸菌群数	1,000MPN/100ml 以下	—	—	
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	検出されないこと		

- (注) 1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。
2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
3. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用。
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用。
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度。

② 全窒素、全燐

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	環 境 基 準 値		対象水域等 図-3のとおり
		全 窒 素	全 燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/l 以下	0.02mg/l 以下	
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/l 以下	0.03mg/l 以下	
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下	
Ⅳ	水産3種、工業用水及び生物生息環境保全	1.0mg/l 以下	0.09mg/l 以下	

(備考) 1. 基準値は年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。

2. 水産1種：底生魚貝類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。

水産2種：一部の底生魚貝類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度。

(水域類型指定及び暫定目標の設定)

東京湾及び大阪湾の各水域毎の類型の当てはめについて、関係自治体との協議が重ねられた結果、平成7年2月28日付環境庁告示第5号により、全窒素、全燐の水質環境基準に係る類型指定がなされた。

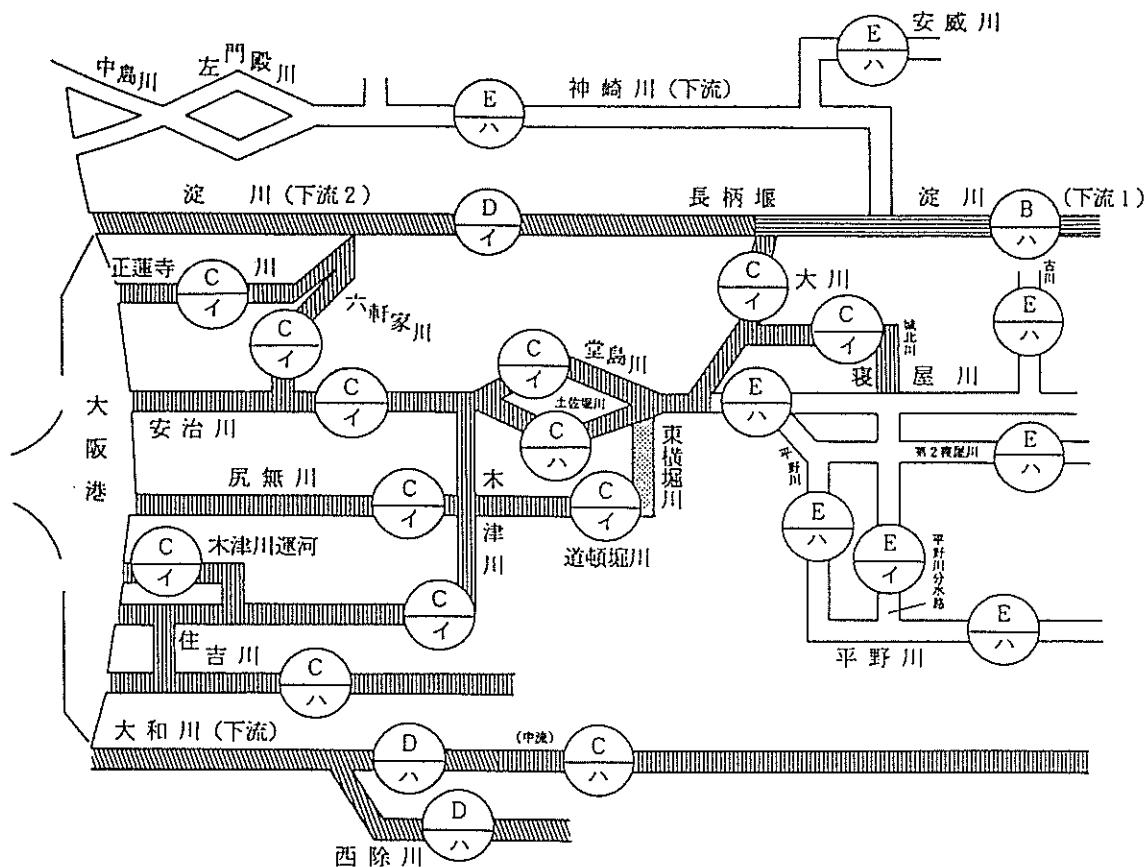
なお、将来の水質予測による、現在見込み得る対策を行ったとしても、これらの水域において、5年後ただちに全窒素、全燐に係る環境基準値を達成することが困難であると考えられることから、達成期間を「段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める。」とし、平成11年度における暫定目標が設定された。

大阪湾の全窒素、全燐に係る類型指定及び暫定目標

水 域	該 当 類 型	暫 定 目 標 (平成11年度)	
大阪湾(イ)	IV	全窒素	1.2mg/l
大阪湾(ロ)	III	全窒素	0.68mg/l
大阪湾(ハ)	II	全窒素	0.42mg/l、全燐 0.034mg/l

(注) 大阪湾(イ)の全燐及び大阪湾(ロ)の全燐については、引き続きそれぞれ類型IV及びIIIの基準値が維持されるよう努めるものとする。

図-1 大阪市河川水質環境基準類型図



(凡 例)	
類 型	
	B C D E 未指定
達成期間	

(注) 神崎川、淀川、大和川、寝屋川は昭和45年9月に、大阪湾は昭和46年12月に、平野川、第2寝屋川は昭和50年10月に、その他は平成4年2月にそれぞれ類型指定または見直しが行われている。

環境基準の類型指定の見直しについて（平成4年2月26日）

（経緯）

近年、河川敷等を利用し、遊歩道や広場など親水性や景観に配慮した河川空間の整備がまちづくりとあわせて進められるなど、河川が都市生活の中で魅力的な水とのふれあい空間として貴重なものになってきている。一方で、開発が山間部に及ぶなど都市化が進展し、河川をとりまく環境が大きく変化してきている。

このため、大阪府では、平成4年2月26日付け大阪府告示第209号により「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」を行い、新たに9河川を類型指定とともに、現在類型指定している52河川のうち12河川について魚が生息するのに良好な水質（C類型以上）をめざし、類型のランクをアップすることにした。

（基本的な考え方）

- ① 新たに類型指定する河川については、一定規模以上の主要な河川を類型指定することを原則としつつ、利水状況を勘案して、規模の小さな河川についても類型指定を行う。また、潤いとふれあいのある水辺環境を創造するため、府民が日常生活に接する機会が多い河川についても、積極的に類型指定を行う。
具体的な類型のあてはめについては、現在良好な水質の河川はこれを保全し、汚濁の進んでいる河川は、可能な限り魚の生息に良好な水質の類型を目指す。
- ② 類型指定の見直しについては、当初の目標である環境基準を十分達成している河川について、さらに魅力ある河川とするため、よりよい水質をめざして魚の生息に良好な水質の類型に見直しを行う。

（類型指定の内容）…………大阪市域分のみ掲載

・新たな類型指定河川…………2河川水域

水 域	河 川	旧 類 型 指 定		→	新 類 型 指 定	
		該当類型	達成期間		該当類型	達成期間
寝屋川	平野川分水路（全域）	—	—	→	E	I
	古川（全域）	—	—		E	H

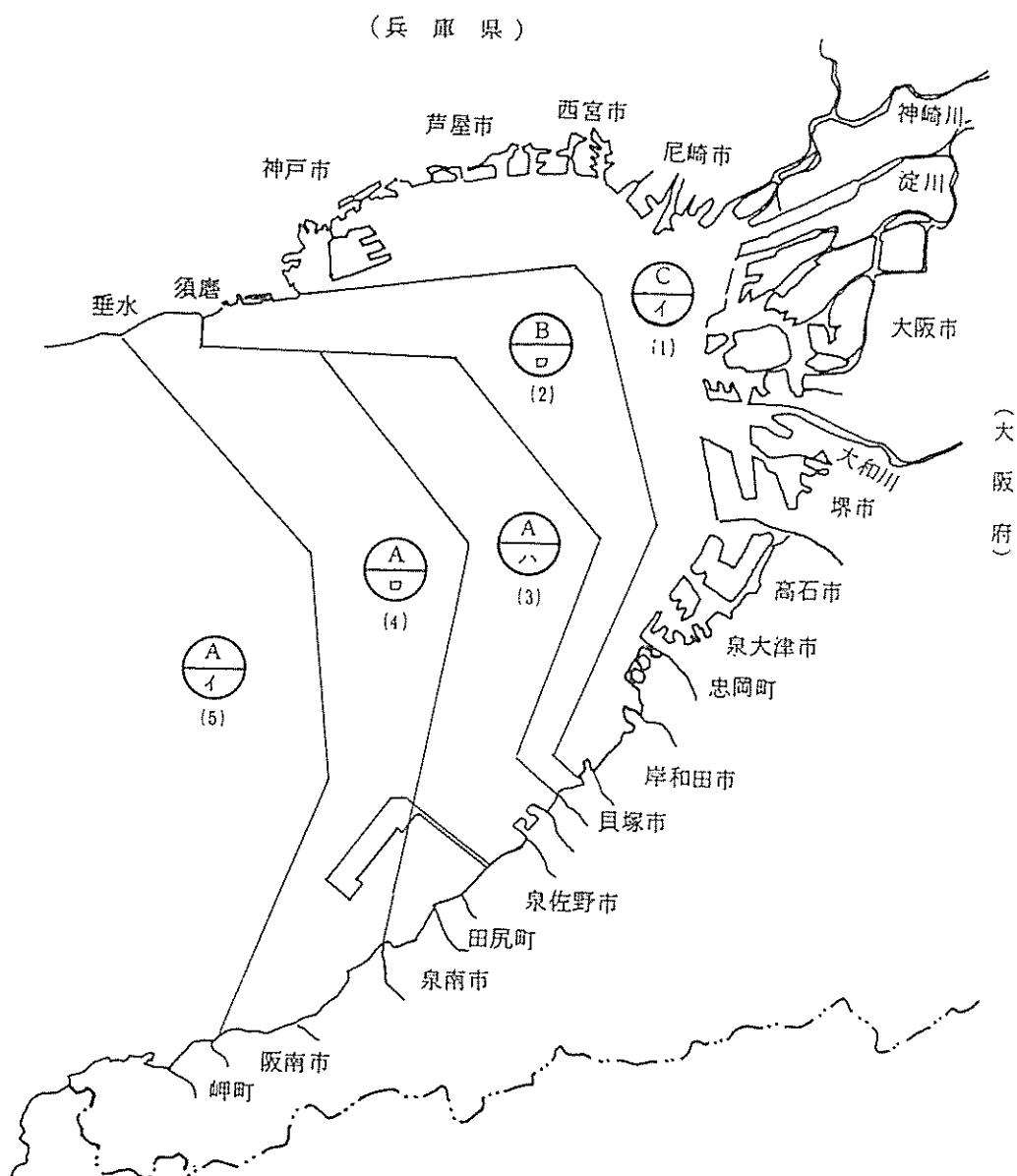
・類型指定見直し河川…………11河川水域

水 域	河 川	旧類型指定		→	新類型指定	
		該当類型	達成期間		該当類型	達成期間
大 阪 市 内 河 川	大川及び城北川 *	C	イ	→	C	イ
	堂島川(全域)	D	イ		C	イ
	土佐堀川(全域)	E	ハ		C	ハ
	安治川(全域)	E	イ		C	イ
	道頓堀川(全域)	E	ハ		C	イ
	尻無川(全域)	E	口		C	イ
	木津川(全域)	E	ハ		C	イ
	住吉川(全域)	E	ハ		C	ハ
	六軒家川(全域)	E	ハ		C	イ
	正蓮寺川(全域)	E	口		C	イ
	木津川運河(全域)	E	ハ		C	イ

(注) *印については、区域についての見直しである。

(平成4年2月26日付 大阪府告示第209号)

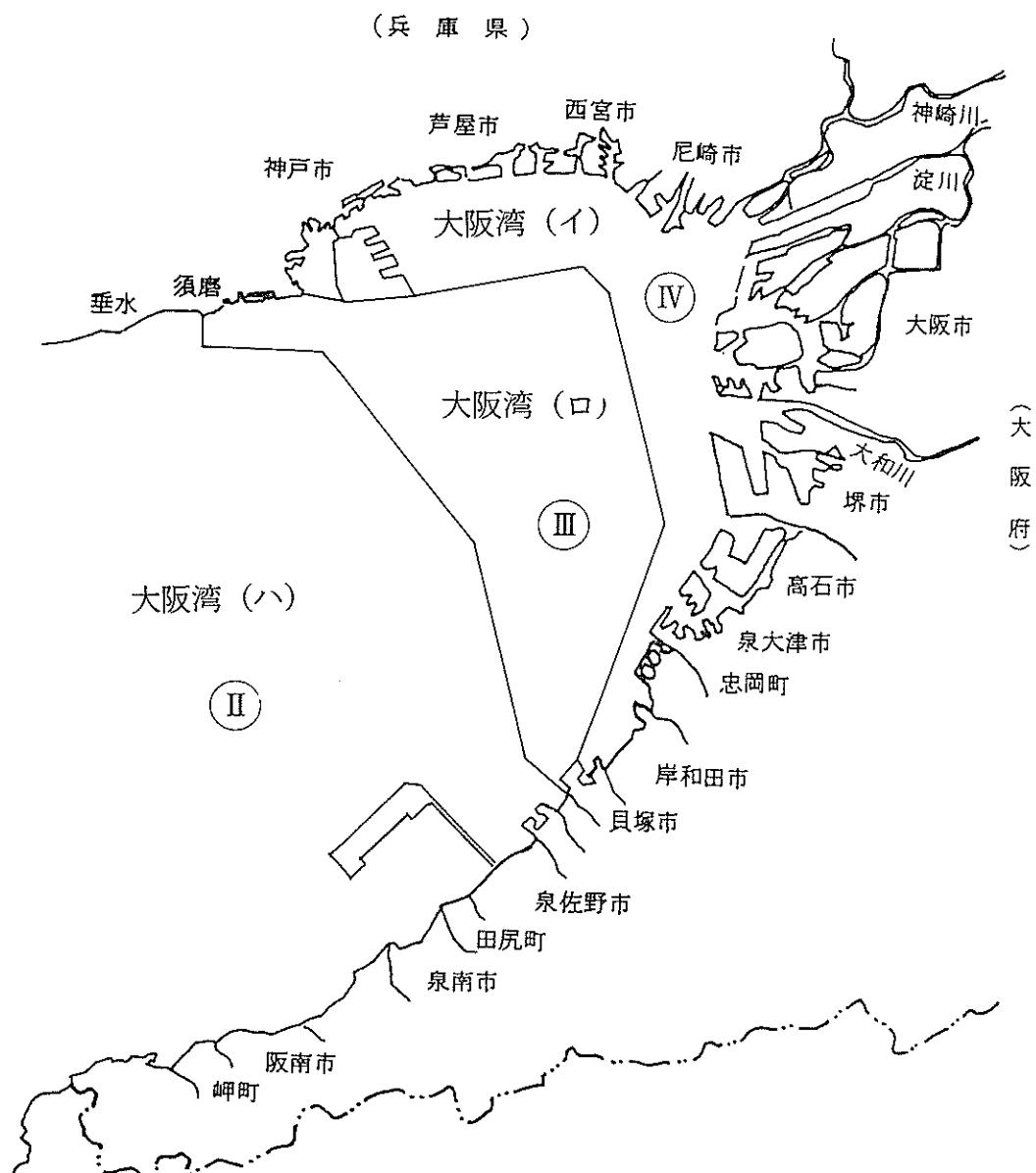
図-2 大阪湾環境基準類型図 (C O D等)



（凡 例）	
類 型	達成期間
達成期間	イ 直ちに達成
□	□ 5年以内で可及的速やかに達成
ハ	ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成

(注) 昭和46年12月指定

図-3 大阪湾環境基準類型図（全窒素、全燐）



○内は該当類型

(達成期間)

段階的に暫定目標を達成しつつ、環境
基準の可及的速やかな達成に努める。

(注) 平成7年2月指定

(3) 底質の暫定除去基準

(昭和50年10月28日付 環水管第119号)

1) 底質の暫定除去基準値

底質の暫定除去基準値は、別紙1及び2において定める物質ごとの基準値とする。

2) 底質の分析方法等

底質の暫定除去基準に該当するか否かの判定は、「底質調査方法」(昭和50年10月28日付け環水管第120号。以下「底質調査方法」という。)の精密調査の結果に基づき、メッシュを設定している場合にあってはそれぞれのメッシュの通常4つの交点の測定値の平均値をもって当該メッシュ内の平均濃度とし、その他の場合にあっては隣り合う2点の測定値の平均値をもって当該区間の平均濃度として、それぞれの平均濃度において判定する。

なお、この測定値は、「底質調査方法」により定める採泥及び分析方法により測定した値をいう。

別紙1

水銀を含む底質の暫定除去基準

水銀を含む底質の暫定除去基準（底質の乾燥重量当たり）は、海域においては次式により算出した値（C）以上とし、河川及び湖沼においては25ppm以上とする。

ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S} \quad (\text{ppm})$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \Delta H = \text{平均潮差 (m)} \\ J = \text{溶出率} \\ S = \text{安全率} \end{array} \right.$$

(1) 平均潮差 (m) は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出したと値する。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振巾 (m)} \times \frac{12 \times 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期 (分)}}$$

- (2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。
- (3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。
- 1) 漁業が行われていない水域においては、10とする。
 - 2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類（エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等）の漁獲量の総漁獲量に対する割合が概ね1/2以下である水域においては、50とする。
 - 3) 2) の割合が概ね1/2を超える水域においては、100とする。

別紙2

PCBを含む底質の暫定除去基準

PCBを含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量当たり）は、10ppm以上とする。

なお、魚介類のPCB汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

(4) 法令による排水規制基準（大阪市の地域に関係あるものの抜粋）

根拠法令 項目	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例及び生活環境保全条例		※3 下水道法	※4 大阪市下水道条例
		その他の地域	上水道地域		
有害物質へ健康項目	カドミウム	0.1	0.01	0.1	0.1
	シアソン	1	検出されないこと	1	1
	有機リシン	1	検出されないこと	1	1
	鉛	0.1	0.05	0.1	0.1
	クロム(6価)	0.5	0.05	0.5	0.5
	砒素	0.1	0.01	0.1	0.1
	総水銀	0.005	0.0005	0.005	0.005
	有機水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	PCB	0.003	検出されないこと	0.003	0.003
	トリクロロエチレン	0.3	0.03	0.3	0.3
	テトラクロロエチレン	0.1	0.01	0.1	0.1
	ジクロロメタン	0.2	0.02	0.2	0.2
	四塩化炭素	0.02	0.002	0.02	0.02
	1,2-ジクロロエタン	0.04	0.004	0.04	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	0.2	0.02	0.2	0.2
	シス-1,2-二クロロエチレン	0.4	0.04	0.4	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	3	1	3	3
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.006	0.06	0.06
	1,3-ジクロロプロパン	0.02	0.002	0.02	0.02
その他項目	チウラム	0.06	0.006	0.06	0.06
	シマジン	0.03	0.003	0.03	0.03
	チオベンカルブ	0.2	0.02	0.2	0.2
	ペンゼン	0.1	0.01	0.1	0.1
	セレン	0.1	0.01	0.1	0.1
	pH	5.8~8.6 ※1	5.8~8.6	5~9	5~9
	BOD	160	業種別、水量毎に定められている	600	600
	(日間平均値)	120		(2,600) ※6	
	COD	160		—	—
	(日間平均値)	120		—	—
	SS	200		600	600
	(日間平均値)	150		(2,600)	
活性環境項目	油(鉱物油)	5	既設5 新設1	5	水量区分毎に異なる
	(動植物油)	30		30	
	フェノール類	5		5	
	銅	3		3	
	亜鉛	5		5	
	鉄(溶解性)	10		10	10
	マンガン(溶解性)	10		10	10
	クロム	2		2	2
	ふつ素	15		15	15
	窒素	120		—	—
目	(日間平均値)	60		—	—
	りん	16	16	—	—
	(日間平均値)	8		—	—
	ほうう素	—	2	—	2
	大腸菌群数※2(日間平均値)	3,000	3,000	—	—
ヨウ素消費量	温度	—	—	—	45℃
	ヨウ素消費量	—	—	—	220
	色又は臭気	—	※5	—	※5

単位 (mg/l)

(注) ※1 海域に排出する場合はpH 5.0~9.0
 ※2 大腸菌群数は、1L中の個数で示す。
 ※3 特定事業場から下水の排水が禁止される水質
 ※4 除害施設の設置を必要とする基準を示す。
 ※5 放流先での支障をきたさないよう色又は臭気を帯びていないこと。
 ※6 BOD, SSについては大阪市下水道条例の規定に基づく。汚水排除の承認を受けたものに限り、2,600mg/lを限度として基準を適用する。

5. 騒音に係る環境基準

(昭和46年5月25日閣議決定)

本市の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 夕	夜 間
AA	45デシベル(A)以下	40デシベル(A)以下	35デシベル(A)以下
A	50デシベル(A)以下	45デシベル(A)以下	40デシベル(A)以下
B	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域「以下「道路に面する地域」という。）については、環境基準は上表によらず次表の基準値に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 夕	夜 間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下	45デシベル(A)以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65デシベル(A)以下	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65デシベル(A)以下	65デシベル(A)以下	60デシベル(A)以下

(注) 本目標は航空機騒音、鉄道騒音及び建設騒音には適用しないものとする。

地域の類型	当 該 地 域
AA	大阪市内該当なし
A	第1種低層住居専用地域（大阪市内該当なし）、第2種低層住居専用地域（大阪市内該当なし）、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
B	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(昭和47年大阪府公告第307号
昭和49年大阪府公告第135号
平成6年大阪府公告第165号)

6. 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月27日 環境庁告示第154号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基 準 値 (単位 W E C P N L)
I	70 以 下
II	75 以 下

地域の類型Ⅰ、Ⅱについては次のとおりである。

地域の類型	当該地域
I	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
Ⅱ	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(昭和51年大阪府公告第90号)
(平成6年大阪府公告第166号)

環境基準は、公用飛行場の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分	達成期間	改善目標
新設飛行場 第3種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	
第2種空港 (福岡空港を除く)	5年以内	
A		
B	10年以内	5年以内に、WECPNL未満とすること 又は、85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。
新東京国際空港		
第1種空港 (新東京国際空港を除く) 及び福岡空港	10年間をこえる 期間内に可及的 速やかに	1. 5年以内に、85WECPNL未満とすること 又は、85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2. 10年以内に、75WECPNL未満とすること 又は、75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。

WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level) 荷重等価平均感覚騒音レベル

1日2~3回だったら、かなり騒音レベルの高いものであっても、少しあがまんできるとしても、これが数百回ともなれば、騒音レベルが低くてもうるさくてかなわないということになる。また、同じ大きさの騒音でも昼としづかな夜では、夜の方がより「うるさい」と感じる。

このように騒音の繰り返し効果も考え、さらに、同じ大きさの騒音でも夜の方に重みをかけて [Weighted] 作られた単位がWECPNLである。

$$WECPNL = dB(A) + 10 \log_{10} N - 27$$

$$\text{ただし, } N = N_2 + 3N_3 + 10(N_4 + N_1)$$

$$N_2 = \text{昼 (AM7~PM7) の機数} \quad N_3 = \text{夕 (PM7~PM10) の機数}$$

$$N_4 = \text{深夜 (PM10~PM12) の機数} \quad N_1 = \text{深夜 (AM0~AM7) の機数}$$

7. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年7月20日 環境庁告示第46号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基 準 値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

地域の類型I、IIについては次のとおりである。

地域の類型	当 該 地 域
I	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(備考) 地域類型をあてはめるのは、新幹線鉄道の軌道中心線より両側300m以内の地域

(昭和51年大阪府公告第147号)
(平成6年大阪府公告第167号)

環境基準は、関係行政期間及び地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間の目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間		
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間
a	80デシベル以上の区域	3年以内	開業時直ちに	
b	75デシベルを超える区域	イ 7年以内	開業時から3年以内	開業時直ちに
	80デシベル未満の区域	ロ 10年以内		
c	70デシベルを超える 75デシベル以下の区域	10年以内	開業時から5年以内	

(備考) bの区域中イとは、地域類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。

8. 騒音・振動に係る規制基準等

(1) 工場・事業場に係る規制基準

[騒音]

(単位: デシベル)

区域の区分	用 途 地 域	朝 (午前 6 時～ 午前 8 時)	昼 間 (午前 8 時～ 午後 6 時)	夕 (午後 6 時～ 午後 9 時)	夜 間 (午後 9 時～ 翌日午前 6 時)
第 2 種区域	第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域 準住居地域	50	55	50	45
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60	65	60	55
第 4 種区域	工業地域 工業専用地域の一部（知事が告示した地域）	65	70	65	60

- (備考) 1. 第 4 種区域のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲 50m の区域及び第 2 種区域の境界線から 15m 以内の区域は 5 デシベル減じた値とする。
 2. 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号の規定に基づき府知事が告示した地域。
 3. 用途地域の指定のない地域は第 2 種区域。

[振動]

(単位: デシベル)

区域の区分	用 途 地 域	昼 間 (午前 6 時～ 午後 9 時)	夜 間 (午後 9 時～ 翌日午前 6 時)
第 1 種区域	第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域 準住居地域	60	55
第 2 種区域 (I)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
第 2 種区域 (II)	工業地域 工業専用地域の一部（知事が告示した地域）	70	65

- (備考) 1. 第 2 種区域 (II) のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲 50m の区域及び第 1 種区域の境界線から 15m 以内の区域は 5 デシベル減じた値とする。
 2. 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号の規定に基づき府知事が告示した地域。
 3. 用途地域の指定のない地域は第 1 種区域。

(2) 特定建設作業に係る規制基準

[騒音]

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を除く)	85デシベルを超えるものでないこと	19~7時の時間 内でないこと	22~6時の時間 内でないこと	10時間 を超えないと	14時間 を超えないと	連続6日を超えないこと	日曜日その他 の休日ではな いこと
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業							
4. 空気圧縮機を使用する作業							
5. コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業							
6. ブルドーザー又はショベル系掘削機械を使用する作業							
7. コンクリートカッターを使用する作業							
8. 鋼球を使用する破壊作業							

[振動]

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を含む)	75デシベルを超えるものでないこと	19~7時の時間 内でないこと	22~6時の時間 内でないこと	10時間 を超えないと	14時間 を超えないと	連続6日を超えないこと	日曜日その他 の休日ではな いこと
2. 鋼球を使用する破壊作業							
3. 鋪装版破碎機を使用する作業							
4. ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業							
5. ブルドーザー又はショベル系掘削機械を使用する作業							

(備考) 1号区域：第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域並びに工業地域及び工業専用地域の一部のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。

2号区域：工業地域及び工業専用地域の一部のうち、1号区域に該当する地域以外の地域。

(工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2の規定に基づき府知事が告示した地域。)

(3) 深夜における音響機器の使用時間制限

地 域	市内全域（工業専用地域の一部を除く）
業 種	カラオケ装置等の音響機器を設置して営む営業
音 韶 機 器	① カラオケ装置 ② 音響再生装置 ③ 楽器・拡声装置
使用禁止時間	午後11時から翌日の午前6時まで

（備考）ただし、次の場合は、規制の適用は受けない。

- (1) 飲食店等の営業場所が、消防法第8条の第2第1項に規定する地下街に立地している場合。
- (2) 飲食店等の営業場所の周囲50m以内の区域に人の居住の用に供されている建物及び病院、診療所等特に静穏を必要とする施設が存在しない場合。
- (3) 飲食店等の営業所の建物の構造、周辺の土地利用の状況から判断して、周辺の生活環境が損なわれないと認められる場合。

(4) 深夜における営業等の制限

営業禁止時間	午後11時から翌日の午前6時 (ただし、①の飲食店営業等と⑦のカラオケ営業は午前0時から禁止)
規制対象	① 飲食店営業（露店等において営む飲食店営業は除く）（＊） ② カラオケボックス等で専らカラオケ装置を使用させる営業（カラオケ営業） ③ 遊泳場営業（屋内型は除く） ④ テニス場営業（屋内型は除く） ⑤ バッティング練習場営業 ⑥ ゴルフ練習場営業 ⑦ ガソリンスタンド又は有料洗車場において、車両洗浄装置を使用又は使用させる営業（＊） ⑧ 屋外の材料置場等での搬入搬出作業（＊）
規制地域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域

（備考）（＊）第1・2種中高層住居専用地域及び第1・2種住居地域において営む営業又は作業で、その場所の主たる出入口が、国道又は主要地方道などで知事が告示で指定する道路（指定道路）に面する場合は除く。

(5) 商業宣伝を目的とする拡声器の使用に係る規制基準

① 10m離れた場所における音量基準

地 域 区 分	単位（デシベル）
第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域	60
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	70
工業地域、工業専用地域の一部（知事が告示した地域）	75

（備考）工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。

② 使用禁止時間

午後8時から翌日の午前9時（日曜日その他の休日には、午前10時）までの間は拡声器を使用しないこと。

③ 使用禁止場所

- ・病院、収容施設を有する診療所、学校、図書館、保育所及び特別養護老人ホームの敷地の周囲30mの区域において拡声器を使用しないこと。
- ・幅員4m未満の道路において拡声器を使用しないこと。
- ・地上10m以上の箇所において拡声器を使用しないこと。

④ 使用方法

同一場所において拡声器を使用する場合にあっては、拡声器の1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上休止すること。

9. 悪臭に係る規制基準

(1) 悪臭防止法に係る規制基準

- ① 規制地域（大阪市の区域）
- ② 敷地境界線基準

特定悪臭物質名	規制基準(ppm)	特定悪臭物質名	規制基準(ppm)
アンモニア	1以下	イソバレルアルデヒド	0.003以下
メチルメルカプタン	0.002以下	イソブタノール	0.9以下
硫化水素	0.02以下	酢酸エチル	3以下
硫化メチル	0.01以下	メチルイソブチルケトン	1以下
二硫化メチル	0.009以下	トルエン	10以下
トリメチルアミン	0.005以下	スチレン	0.4以下
アセトアルデヒド	0.05以下	キシレン	1以下
プロピオンアルデヒド	0.05以下	プロピオン酸	0.03以下
ノルマルプチルアルデヒド	0.009以下	ノルマル酪酸	0.001以下
イソブチルアルデヒド	0.02以下	ノルマル吉草酸	0.0009以下
ノルマルパレルアルデヒド	0.009以下	イソ吉草酸	0.001以下

③ 排出口基準

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により、算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times H e^2 \times C m \quad (H e \text{が } 5 \text{m未満となる場合はこの式は適用しない。})$$

$$\left. \begin{array}{l} q : \text{流量} \quad (\text{Nm}^3/\text{時}) \\ H e : \text{補正された排出口の高さ} \quad (\text{m}) \\ C m : \text{敷地境界線基準で定められた値} \quad (\text{ppm}) \end{array} \right\}$$

(2) 大阪市悪臭防止指導要綱による指導基準

敷地境界線基準		臭気濃度10				
排出口基準	臭気濃度表					
	H (m)		H < 8	8 ≤ H < 15	15 ≤ H < 25	25 ≤ H
	Q (m³/分)					
	Q < 30	400	600	800	1,000	
	30 ≤ Q < 100	300	400	600	800	
	100 ≤ Q < 300	200	300	400	600	
	300 ≤ Q	150	200	300	400	

(注) H…排出口の実高さ、Q…排出ガス量

(備考) 悪臭濃度とは、臭気のある空気を無臭の空気で臭気が感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。

④ 排出水中基準

特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルプチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオノ酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により、算出した濃度とする。

$$C_{Lm} = K \times C_m$$

この式において、 C_{Lm} 、 K 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_{Lm} 排出水中の濃度（単位 1リットルにつきミリグラム）

K 次の表の第 2 欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第 3 欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の第 4 欄に掲げる値（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_m 敷地境界線基準値

1	メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	16
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	3.4
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.71
2	硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	5.6
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.2
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.26
3	硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	32
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	6.9
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	1.4
4	二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	63
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	14
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	2.9

ただし、メチルメルカプタンについては、第 2 項第 3 号で算出した排出水中の濃度の地が 1リットルにつき 0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき 0.002ミリグラムとする。

10. 土壤の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

(改正平成6年2月21日環境庁告示第25号)

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgについて1mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法、農用地に係るものにあっては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機りん	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、規格61に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法、農用地に係るものにあっては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表4に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
1,1-ジクロロエレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法

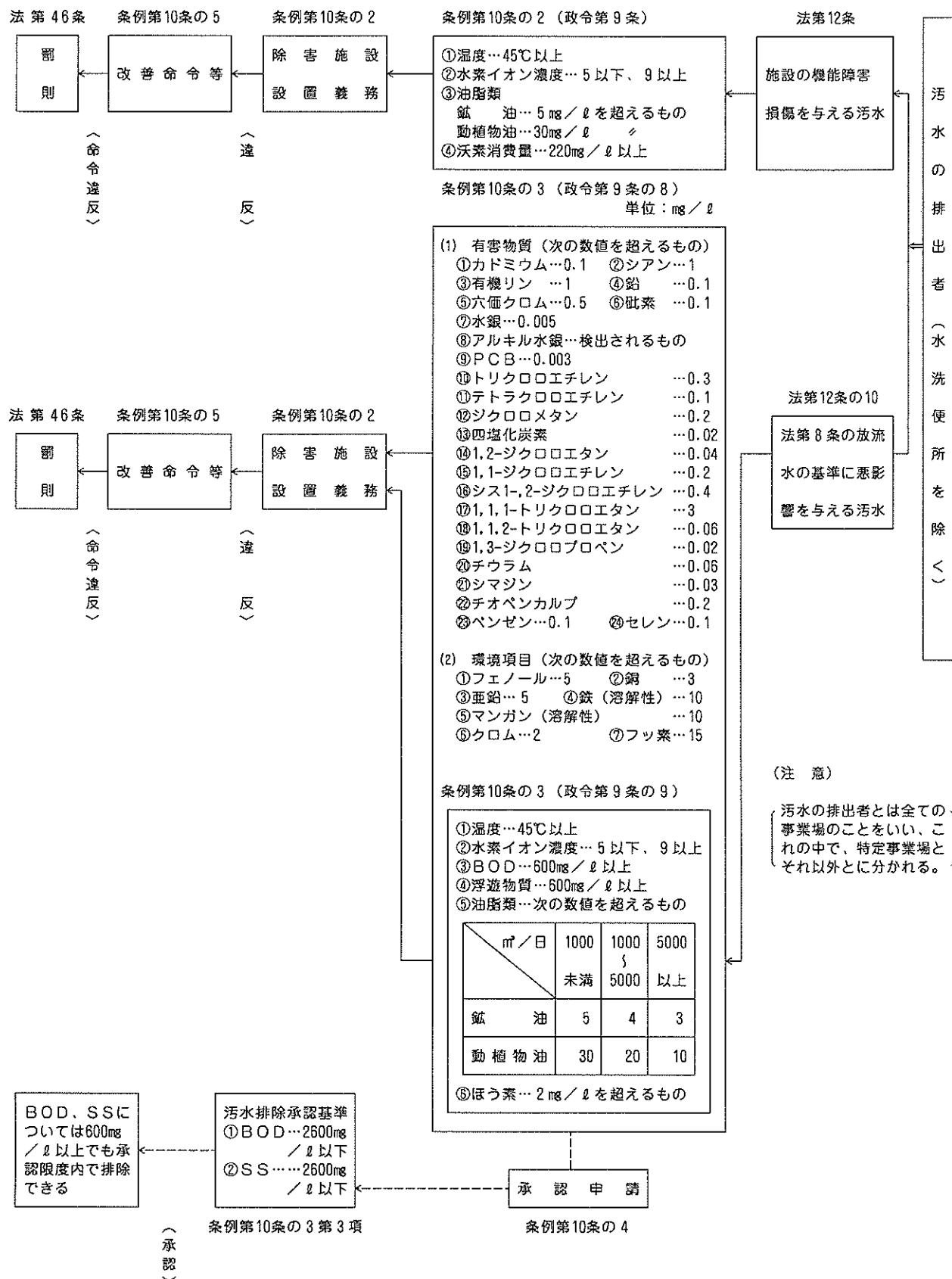
項目	環境上の条件	測定方法
ジ-1,2-ジクロロエレン	検液 1 ℥ につき 0.04mg 以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 ℥ につき 1mg 以下であること。	日本工業規格K0125の5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 ℥ につき 0.006mg 以下であること。	日本工業規格K0125の5に準ずる方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
トリクロロエチレン	検液 1 ℥ につき 0.03mg 以下であること。	日本工業規格K0125の5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
テトラクロロエチレン	検液 1 ℥ につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格K0125の5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
1,3-ジクロロプロパン	検液 1 ℥ につき 0.002mg 以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
チウラム	検液 1 ℥ につき 0.006mg 以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
シマジン	検液 1 ℥ につき 0.003mg 以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8の第1又は第2に掲げる方法
チオペンカルブ	検液 1 ℥ につき 0.02mg 以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 ℥ につき 0.01mg 以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、又は第3に掲げる方法
セレン	検液 1 ℥ につき 0.01mg 以下であること。	規格67.2に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表第2に掲げる方法

備考

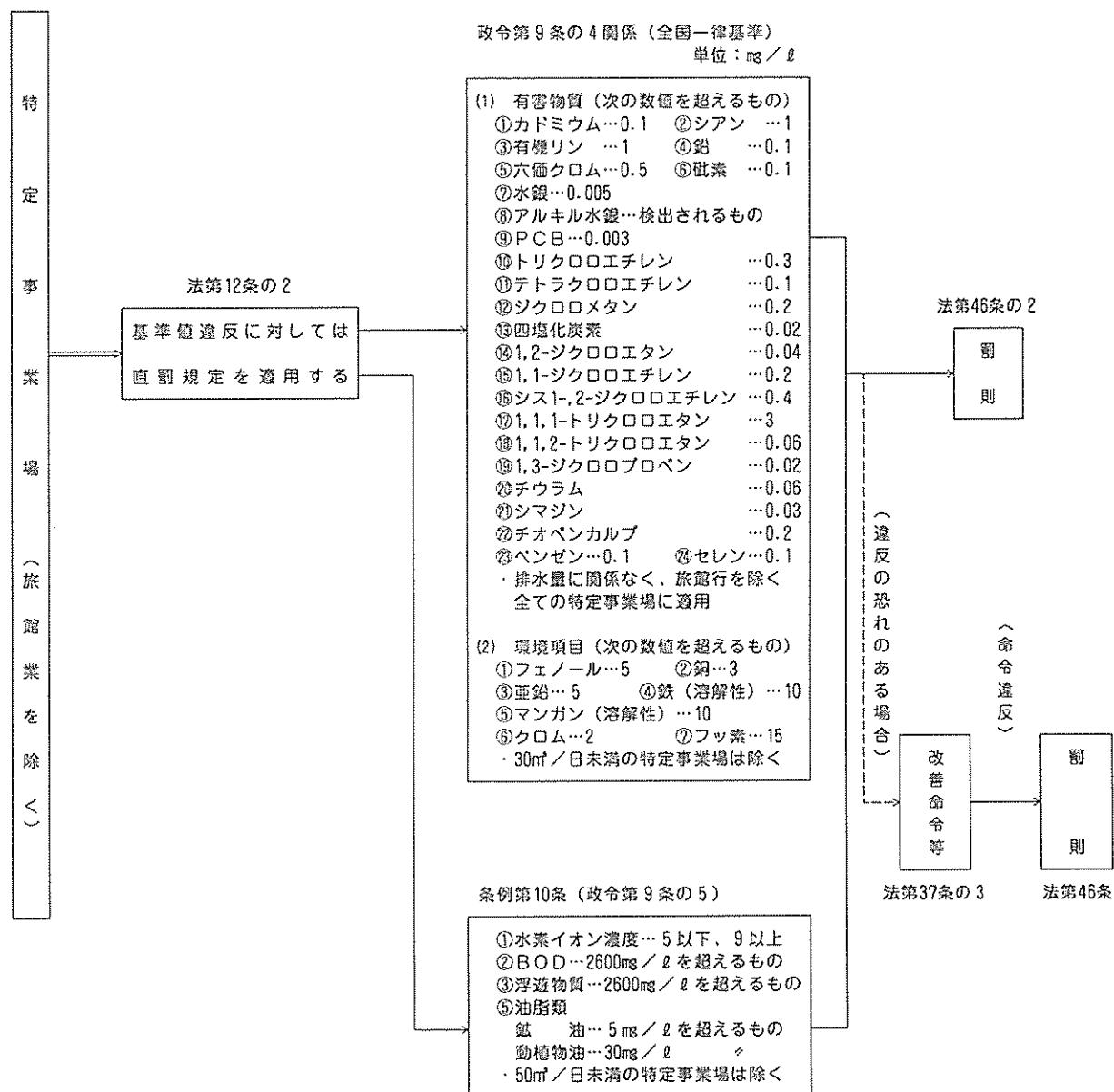
- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 ℥ につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg 及び 0.01mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 ℥ につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg 及び 0.03mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 1,1,2-トリクロロエタンの測定方法で日本工業規格K0125の5に準ずる方法を用いる場合は、1,1,1-トリクロロエタンの測定方法のうち日本工業規格K0125の5に定める方法を準用することとする。この場合「塩素化炭化水素類混合標準液」の1,1,2-トリクロロエタンの濃度は、溶媒抽出・ガスクロマトグラフ法にあっては $2 \mu g / ml$ 、ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ法にあっては $2 mg / ml$ とする。

4. 下水道法等の排水規制

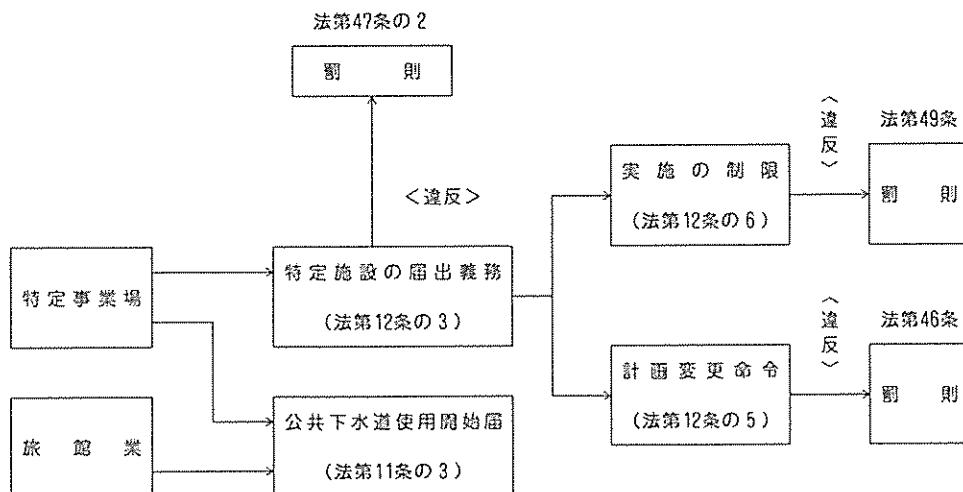
[除害施設の設置義務規定に係るもの]



(特定事業場に対する直罰規定に係るもの)



【特定施設を設置する場合の届出】



5. 大阪市環境審議会

本市では、市長の諮問機関として昭和37年4月から公害対策審議会を設置し、公害関係の重要な事項の調査及び対策について審議してきたが、平成5年11月に環境基本法が施行されたことにより、平成6年8月1日に大阪市環境審議会を設置した。

審議会は、市民、学識経験者など様々な分野からなる委員で構成されており、これまで公害対策審議会が担当した公害関係諸問題に関する事務を継承し、さらに、都市・生活型公害への対応や地球環境問題などについて審議を行ない、本市環境行政にとって重要な役割を担っていくものである。

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制定昭28. 4. 1条例35

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附 属 機 関	担 任 事 務
市 長	大阪市環境審議会	環境の保全についての重要事項の調査審議に関する事務。

（委任）

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附 則（平6. 3. 1条例1）

この条例は、平成6年8月1日から施行する。

大阪市環境審議会規則

制定平6.8.1

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年 大阪市条例第35号）第2条の規定に基づき、大阪市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について規定することを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員30名以内で組織する。

2. 委員は学識経験者その他市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2. 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3. 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門委員を置く。

2. 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。

3. 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、退任する。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置く。

2. 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3. 部会に部会長を置き、部会に属する委員の中から会長が指名する。

(会議の招集)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2. 審議会は、委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3. 審議会の議事は、出席した委員の半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第8条 審議会に幹事を置き、本市職員の中から市長が命ずる。

2. 幹事は審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境保健局において処理する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

審議会答申（意見）の概要

年月日	事項	答申（意見）の概要
昭40. 12. 8	大気汚染の環境基準について （答申）	<p>（大気汚染に係る大阪市の環境管理基準を提案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 亜硫酸ガス：日平均値0.1ppm ◦ 浮遊ばいじん：日平均値0.5mg／m³ ◦ 降下ばいじん：月平均値10t／km²
44. 10. 24	ビル暖房規制について（答申）	<p>（都心部における汚染濃度低減のため、ビル暖房に対する指導方針を答申）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 使用燃料の硫黄分：1.0%以下 ◦ 新設の施設：電気・ガスの使用
44. 12. 18	健康被害の救済について （答申）	<p>（「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による）</p> <p>（救済対象地域について答申）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 法による救済対象地域：西淀川区全域
46. 12. 17	クリーンエアープランの実施について （答申）	<p>（46年8月策定の本市クリーンエアープランの実施に関する）</p> <p>（意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 低硫黄燃料の確保 ◦ 自動車排出ガス対策の推進 ◦ 被害者対策の充実 ◦ 調査、研究の充実 ◦ 融資、助成の拡充 ◦ 予算、要員の確保
48. 7. 23	悪臭物質に係る規制地域及び規制基準について （答申）	<p>（悪臭防止法の施行（47.5.31）に伴う規制措置について答申）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 規制地域：市全域 ◦ 規制基準：アンモニア等5物質について設定
48. 7. 23	窒素酸化物対策の方向づけについて （答申）	<p>（窒素酸化物の環境濃度、防止技術等の現状からみて推進すべき事項に関する）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 人の健康に影響を与えない濃度条件の設定 ◦ 発生源の新・増設の制限 ◦ 排出基準の早期設定 ◦ 技術開発の推進 ◦ 自動車排出ガス対策の促進 ◦ 道路計画の再検討 ◦ 測定網の整備・汚染実態の把握 ◦ 調査・研究の充実
48. 7. 23	クリーンウォータープランの実施について （意見）	<p>（48年3月策定の本市クリーンウォータープランの実施に関する）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 上流域における対策の強化 ◦ 維持用水の確保 ◦ 工場排水の監視、指導強化 ◦ 下水道整備及び下水の高次処理 ◦ 浮遊じん芥対策の強化 ◦ 財政措置の強化
49. 11. 20	公害健康被害補償法にもとづく 地域指定について （意見）	<p>（法の施行（49.9.1施行）に伴う地域指定に関する意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 指定地域：基礎調査地域の全域

年 月 日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
50. 2. 21	クリーンエアープラン'73にもとづく主要発生源遮減計画について(意見)	(48年11月策定の本市クリーンエアープラン'73の実施に関する意見) <ul style="list-style-type: none"> ◦クリーンエネルギーの安定供給体制の確立 ◦自動車排出ガス規制の促進と交通総量抑制策の確立 ◦中小発生源対策の強化 ◦粒子状物質対策の強化 ◦隣接都市との連携強化
50. 4. 21	北港処分地における廃棄物の埋立処分に係る環境汚染防止対策について(意見)	(廃棄物受入れにあたっての前処理基準及び二次汚染防止対策等に関する意見) <ul style="list-style-type: none"> ◦廃棄物受入れの基本姿勢 ◦受入れ基準 ◦環境汚染監視体制 ◦調査・観測データの蓄積
51. 3. 6	大阪市廃棄物処理計画について(答申)	(廃棄物処理に関する本市の総合計画(案)に対する意見) <ul style="list-style-type: none"> ◦廃棄物処理の基本的考え方 ◦現状把握と将来推計 ◦処理対策の問題点 ◦計画目標・実施計画について ◦総合処理システム構想について
52. 4. 19	硫黄酸化物対策について(答申)	(硫黄酸化物総量規制の実効を確保するために必要な事項に関する答申) <ul style="list-style-type: none"> ◦許容排出総量 ◦リザーブ排出量 ◦総量規制基準 ◦燃料使用基準 ◦局地汚染対策等特別対策 ◦監視・指導体制の整備
53. 1. 23	同 上 (意見)	(大阪市硫黄酸化物対策指導要領の策定にあたっての指針の提示) <ul style="list-style-type: none"> ◦燃料中の硫黄含有率 ◦新・増設施設に対する措置 ◦対策済工場の措置 ◦局地汚染の解消 ◦排煙脱硫装置の維持管理
53. 1. 23	悪臭物質に係る規制地域及び規制基準について(答申)	(追加3物質の規制措置について答申) <ul style="list-style-type: none"> ◦規制地域：市全域 ◦規制基準：二硫化メチル等3物質について設定
54. 1. 29	窒素酸化物対策について(報告)	(窒素酸化物総量規制のための技術的基礎について報告) <p>対象地域における汚染濃度とその原因となる各発生源からの排出量の寄与の関係を科学的に明らかにするため、大気拡散モデルならびに大阪市域でそれを適用する場合の諸条件について検討</p>
58. 6. 14	窒素酸化物対策のすすめ方(答申)	(窒素酸化物対策の基本的考え方と今後の対策のすすめ方にについて答申) <p>二酸化窒素に係る環境目標値を設定することは、現時点で困難であるものの、当面の施策の方向を確立するものとして、窒素酸化物対策についての基本的な考え方と今後の対策のすすめ方について提言</p>

年 月 日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
平成 7. 31	浮遊粒子状物質対策のあり方について (答申)	(浮遊粒子状物質濃度の予測手法とその対策についての基本的考え方及び今後の対策のあり方について答申) 環境保全目標を達成するため、対策の目標としての浮遊粒子状物質排出量を定め、更に局地対策の上乗せにより全域での達成を図るよう提言 (附帯意見) 計画策定にあたっては技術的可能性に留意し目標年次についても計画に反映されるべきである。
3. 2. 8	追加悪臭4物質に係る規制地域および規制基準について (答申)	(追加4物質の規制措置について答申) ○規制地域：市全域 ○規制基準：プロピオン酸等4物質について設定
5. 8. 3	環境影響評価制度のあり方について (答申)	[大阪市環境管理計画（EPOC21）に基づき、大阪市における環境影響評価制度の充実を図るため、そのあり方について答申] ○環境アセスメント制度の基本的な考え方について ・制度確立の必要性 ・制度の形式 ・対象事業等 ・住民参加 ○手続き等について ・手続きのしくみ ・手続きの保証 ○今後への課題 ・計画アセスメント ・総合アセスメント ・情報の収集と提供
7. 1. 27	環境基本条例のあり方について (答申) 追加悪臭10物質に係る規制地域及び規制基準について (答申)	[環境行政の推進にあたり、総合的体系的な枠組みとなる環境基本条例の制定にかかる基本方針について答申] ○大阪市をとりまく環境の現況 ○環境政策の課題 ○環境政策の基本理念 ○環境施策の基本方針 (追加物質10物質の規制措置について答申) 規制地域：市全域 規制基準：プロピオナルデヒド等物質について設定
8. 7. 30	大阪市環境基本計画に対する意見について (意見)	[大阪市環境基本条例に基づき策定する大阪市環境基本計画についての意見] ○市民の権利と義務の明記 ○計画期間の明記と内容の見直し ○計画内容の精査 ○事業計画等の積極的推進

6. 大阪市環境保全推進本部

大阪市環境保全推進本部設置規程

制定平5. 4. 1達2

改正平9. 5. 23達12

大阪市環境保全推進本部設置規程を次のように制定する。

(設 置)

第1条 環境保全に係る施策を総合的かつ強力に推進するため、大阪市環境保全推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(組 織)

第2条 本部は、本部長、本部長代行、副本部長及び本部員で組織する。

2. 本部長は、市長をもって充てる。
3. 本部長代行は、市長が指名する助役をもって充てる。
4. 副本部長は、本部長代行である助役以外の助役をもって充てる。
5. 本部員は、大阪市事務分掌条例（以下「条例」という。）第1条に掲げる局及び室の長、消防局長、交通局長、水道局長、市立大学事務局長、教育長、建設局花と緑の推進本部長並びに本部長の指名する区長の職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第3条 本部長は、本部の事務を総理する。

2. 本部長代行は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
3. 副本部長は、本部長を補佐する。

(会 議)

第4条 本部の会議は、本部長が隨時関係本部員を招集して行う。

2. 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に会議に出席を求めることができる。

(幹 事)

第5条 本部に幹事を置く。

2. 幹事は、本市職員のうちから市長が命ずる。
3. 幹事は、本部の所掌事務について本部員を補佐する。
4. 本部の会議の準備その他必要があるときは、関係幹事をもって幹事会議を行う。

(部会の設置)

第6条 本部長は、本部の事務を分掌させるため必要と認めるときは、本部に部会を置くことができる。

2. 部会に属すべき本部員及び幹事は、本部長が指名する。
3. 部会に部会長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。
4. 部会長は、部会の事務を掌理する。

(環境保全実行委員会の設置)

第7条 本部と連携し、庁内環境保全行動計画を円滑かつ効果的に推進するため、条例第1条に掲げる局及び室、収入役室、消防局、交通局、水道局、市立大学事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、市会事務局並びに区役所に環境保全実行委員会を置く。

2. 環境保全実行委員会の組織、運営その他必要な事項については、本部長が定める。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、環境保健局において処理する。

(施行の細目)

第9条 この規程の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1. この規程は、令達の日から施行する。
2. 大阪市河川浄化対策本部設置規程（昭和49年達第12号）は、廃止する。

7. 大阪市環境関係課・所

(平成9年6月1日現在)

局 課 所 名	環 境 に 関 す る 事 務
市 民 局	
消費生活課 消費者センター	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者啓発事業（生活情報誌の発行等） ●消費者教育事業（講座による教育・啓発） ●消費者情報提供事業（テレビ・ラジオ番組の放送、消費生活展の開催、常設展示場による啓発等）
経 済 局	
都市農政センター 商 工 課	<ul style="list-style-type: none"> ●市民農園づくり ●環境マネジメントセミナー
計 画 調 整 局	
交通空港政策課 景観計画課 指 導 課	<ul style="list-style-type: none"> ●駐車対策、ノーマイカーデーの推進等 ●都市景観に関すること ●都市環境向上に資する新都市システムの検討に関すること ●都市計画に係る環境アセスメントの手続き及び関連する情報の収集・整理等に関すること ●大阪都市景観建築賞に関すること ●建築物に付属する緑化施設表彰に関すること ●建築美観誘導制度に関すること
環 境 保 健 局	
環境管理課	<ul style="list-style-type: none"> ●環境保全業務に係る進行管理及び連絡調整に関すること ●環境保全業務に係る調査及び資料の収集整備に関すること ●環境の保全に係る融資助成に関すること ●公害発生源工場の集團化に係る連絡調整及び跡地の買収に関すること ●公害に係る苦情、陳情及び紛争の処理に関すること ●公害健康被害の補償等に関する法律等に基づく審査、認定及び医療費等の支給に関すること ●公害に係る健康被害に関すること ●環境審議会及び環境保全推進本部に関すること ●他の課の主管に属しないこと
環境計画課	<ul style="list-style-type: none"> ●環境に係る基本対策の立案及び進行管理に関すること ●環境学習に係る企画及び連絡調整に関すること ●地球環境保全に係る企画及び連絡調整に関すること

局 課 所 名	環 境 に 関 す る 事 務
環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境の保全に係る啓発及び市民等の活動の促進に関すること ● 環境保全関係団体の育成に関すること ● 環境影響評価に関すること ● 工場及び事業場に係る環境保全対策の企画及び調査研究に関すること ● 大気汚染、騒音・振動、及び悪臭の発生源等の規制指導に関すること ● 大気汚染、騒音・振動及び悪臭防止関係法令に基づく届出の受理、審査に関すること ● 大気汚染、騒音・振動及び悪臭防止関係法令に基づく行政処分及び告発に関すること ● 大気汚染防止関係法令に基づく緊急時の措置に関すること ● 他の所管に属さない公害の規制に関すること
自動車公害対策課	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通公害対策の立案及び進行管理に関すること ● 自動車排ガスによる公害の防止に関すること ● 交通に係る騒音、振動の防止に関すること
環境情報センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境汚染の監視及び測定に関すること ● 大気汚染、騒音・振動、水質汚濁及び土壤に係る調査に関すること ● 大気汚染、騒音及び水質汚濁に係る資料の解析に関すること ● 環境汚染監視システム及び環境データ処理システムの管理に関すること ● 公害に係る検体の検査及び分析に関すること ● 環境情報の収集整備及び提供に関すること ● 地盤沈下の防止に関すること ● 大気汚染防止関係法令に基づく緊急時の措置に関すること
環境事業局	
減量美化推進課	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物等の減量及び再生利用並びに環境美化の推進に係る調査、企画及び連絡調整に関すること ● 一般廃棄物等の減量化及び再生利用並びに環境美化に係る啓発及び市民活動の促進に関すること ● 一般廃棄物処理計画に関すること ● 廃棄物減量等推進審議会に関すること
業務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物等の収集及び運搬作業に係る計画及び指導監督に関すること ● 適正処理困難物に関すること ● 一般廃棄物等の処理施設への搬入計画に関すること ● 特定の河川の清掃計画及び作業の指導監督 ● 粗大ごみの収集及び運搬作業に係る計画及び指導監督に関すること ● し尿の収集及び運搬作業に係る計画 ● し尿流注場等に関すること
指導課	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物処理業の許可及び一般廃棄物処理業者の指導監督 ● 一般廃棄物再生利用業の指定及び一般廃棄物再生利用業の指導監督 ● 特命による一般廃棄物の排出の指導

局課所名	環境に関する事務
産業廃棄物指導課	<ul style="list-style-type: none"> • 産業廃棄物処理の基本計画、調査研究及び関係団体との連絡 • 産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること • 産業廃棄物再生利用業の指定及び産業廃棄物再生利用業者の指導監督に関すること • 産業廃棄物処理の規制に関すること • 産業廃棄物の中間処理及び最終処理に関すること • 産業廃棄物処理施設に関すること
管理課	<ul style="list-style-type: none"> • 一般廃棄物等の埋立処分の計画に関すること • 埋立処分の造成及び管理運営に関すること • 一般廃棄物等の埋立処分手数料に関すること • 一般廃棄物等の焼却及び破碎処理の計画に関すること • 工場及び管路輸送施設の管理、維持修繕及び改善整備に関すること • 焚却残さいの処分の実施計画に関すること
建設課	<ul style="list-style-type: none"> • 工場の建設計画に関すること • 工場の建設に係る環境調査に関すること • 工場の設計及び工場の施行に関すること • 廃棄物処理に係る技術の研究及び開発に関すること
環境事業センター	<ul style="list-style-type: none"> • 一般廃棄物等の処理手数料の徴収に関すること • 一般廃棄物処理業の許可申請書の受理に関すること • 工場及び埋立処分地搬入許可証の交付に関すること • 一般廃棄物等の収集及び運搬の作業に関すること • 特定の道路及び橋梁の清掃作業に関すること • 公衆用ごみ容器の維持管理に関すること • 一般廃棄物処理業者の作業監督に関すること • 一般廃棄物等の処理の啓蒙指導並びに不法投棄の監視及び処理に関するこ
河川事務所	<ul style="list-style-type: none"> • 河川の水面清掃に関するこ
工 場	<ul style="list-style-type: none"> • 一般廃棄物等の焼却及び破碎処理並びにその手数料の徴収に関するこ • 焚却残さいに関するこ • 発電設備及び蒸気設備の管理に関するこ
北港事務所	<ul style="list-style-type: none"> • 北港処分地及び中継地の管理運営に関するこ • 北港処分地への一般廃棄物等の受け入れ及び埋立処分手数料の徴収に関するこ
建設局	
工務課	<ul style="list-style-type: none"> • 道路工事とこれに関連する他の工事との連絡調整、道路掘削工事の指導及び連絡調整
道路建設課	<ul style="list-style-type: none"> • 道路の新設・改良、道路の緑化、道路景観、電線類の地中化

局課所名	環境に関する事務
道路補修課 交通安全施設課 橋梁課 河川課	<ul style="list-style-type: none"> • 道路及び付属施設の維持補修 • 交通安全施設の企画・設計、自転車道・自転車駐車場の企画・設計 • 橋梁の設計・維持管理 • 河川の改修、水質浄化、環境整備
花と緑の推進本部	
企画課 緑化課 公園建設課	<ul style="list-style-type: none"> • 公園緑地の建設に係る調査及び企画に関すること • 緑化事業の調査及び企画に関すること • 花と緑のまちづくりの推進に関すること • 樹木及び花弁の植栽計画及び維持管理に関すること • 都市緑化の技術的指導及び緑化相談に関すること • 公園、緑地の建設工事の設計及び施行に関すること
下水道局	
水質管理課 管理事務所（東部・西部・南部・北部）設備課	<ul style="list-style-type: none"> • 下水の水質の総括に関すること • 特命による工場排水の規制に関すること • 排出汚水の水質の調査及び認定に関すること • 工場排水の規制及び除害施設の設置指導に関すること
水道局	
計画課 計画課・施設課 施設課 浄水場（柴島・庭窪・豊野）	<ul style="list-style-type: none"> • 工業用水道事業の計画施行 • ニューアース〔地球環境技術展〕への出展 • 水質保全に関すること • 上水道汚泥の有効利用に関する調査研究 • 太陽光発電設備の導入に関する調査研究及び設計 • 浄水場の沈殿汚泥の処理・処分
教育委員会事務局	
整備課 社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> • 学校の緑化 • 生涯学習の基盤整備 • 成人教育 • 女性・青少年教育

局 課 所 名	環 境 に 関 す る 事 務
文化財保護課	・文化財の保護に関すること
博物館	・歴史文化遺産の保存と活用
自然史博物館	・地域における環境教育・啓発
中央青年センター・阿倍野青年センター	・環境保全、自然保護、公害問題等に関する学習会の開催

8. 環境関係協議会等一覧表

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
1	大阪市環境審議会 (平6.8.1)	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部環境管理課 (会長) 大阪市立大学学長 山本研二郎	委員30名	環境の保全についての重要事項の調査審議に関する事務（企画調整部会、審議会を公開とするか非公開とするかを検討する部会、環境影響評価制度検討部会を設置）
2	大都市環境保全主管局長会議 (昭44.11.14)	加盟都市持回り	札幌市 東京都市 横浜市 川崎市 名古屋市 京都都市 大阪市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市 仙台市 千葉市	環境行政の諸問題について意見の交換と相互の連絡を行い、環境行政の効果的な推進に資することを目的とする。 (大気・水質・騒音振動・環境管理計画・環境影響評価の5担当者会議を設置)
3	大阪府市環境行政連絡協議会 (昭42.1.10)	府、市交互に担当	大阪府 大阪市	府、市相互の緊密な連絡協議を図り、統一的効果的な環境行政の推進を期する。
4	大阪府市長会環境保全部会公害対策主担当者会議 (昭45.4.1)	大阪府市長会	府下33市	大阪府下各市の環境行政に関する連絡を密にし、その円滑な運営を図り、環境行政全般の改選推進に資することを目的とする。
5	大阪市都市環境協議会連合会 (昭35.11.16) (大阪市煤煙防止会連合会として)	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部環境計画課 (会長) 城東区都市環境協議会 会長 行田 一典	北区都市環境研究会ほか 23団体	各区の事業者による自主的組織として環境保全関係諸調査研究、啓発等の自主実践活動を行うほか、自治体の環境行政に協力し、対策の実を挙げる。
6	全国大気汚染防止連絡協議会 (昭38.10.1)	(常任幹事) 東京都及び大阪府	大気汚染関係府県市及び国の関係省庁	大気汚染防止法に基づく諸対策に関する各自治体の情報交換及び技術上の問題の検討、国への要望

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
7	近畿大気汚染常時監視連絡会 (昭50. 9. 9)	加盟府県市持回り	大阪府 京都府 兵庫県 和歌山县 奈良県 滋賀県 大阪市 京都市 神戸市 堺市 尼崎市 姫路市 西宮市 和歌山市 大津市 高石市 明石市 奈良市	(目的) 大気に係る汚染の広域性に鑑み、近畿関係府県、市域における効果的かつ精度の高い常時監視を行うため、環境測定に必要な基礎データの交換、情報の通報、監視技術及び知識の向上に資するための調査研究を行う。
8	大阪自動車公害対策推進会議 (昭43. 5. 27)	(事務局) 大阪府環境保健部 環境局交通公害課 大阪市環境保健局 環境部自動車公害対策課 (議長) 大阪府知事 山田 勇 大阪市長 磯村 隆文	大阪府 大阪市 近畿運輸局 大阪府警察本部 大阪府陸運事務所 近畿地方建設局 大阪商工会議所 大阪青年会議所 大阪府市長会 大阪府町村長会 大阪府自家用自動車連合協会 など27団体	自動車公害防止に関する対策を積極的に推進するため、次のことを行う。 (1) 推進すべき自動車公害対策とその推進方法 (2) 自動車公害防止に関する情報の交換 (3) その他自動車公害防止対策について特に必要と認める事項
9	七大都市自動車技術評価委員会 (昭50. 2. 1)	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部自動車公害対策課 加盟府県市持回り	東京都市 横浜都市 名古屋都市 京都都市 大阪都市 神戸都市 川崎市	自動車公害に係る対策事業並びに自動車公害低減技術、低公害自動車の開発等に係る調査研究及び情報の交換を行う。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
10	瀬戸内海環境保全 知事・市長会議 (昭46. 7. 14)	(事務局) 兵庫県保健環境部 (議長) 兵庫県知事 貝原 俊民	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山县 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 大分県 京都市、大阪市、 神戸市、広島市、 北九州市、堺市、 姫路市、和歌山市、 岡山市、大分市	(目的) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨に則り、広域的な相 互協力によって、瀬戸内海の環境の保全を図り、 もって人間性豊かな生活ゾーンを実現すること。 (事業) (1) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨の徹底 (2) 瀬戸内海の環境保全のための基本施策の推進 (3) 国に対する建議及び要望 (4) その他必要な事項
11	瀬戸内海環境保全 協会 (昭51. 12. 22)	(会長) 兵庫県知事 貝原 俊民	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山县 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 大分県 京都市、大阪市、 神戸市、広島市、 北九州市、堺市、 姫路市、和歌山市、 岡山市、大分市 など45団体	(目的) 瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識 の高揚並びに調査研究、その他の行事を行うこと により、比類のない景勝地であり、漁業資源の宝 庫でもある国民共通の財産たる瀬戸内海の環境保 全に資すること。 (事業) (1) 瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び 意識の高揚 (2) 瀬戸内海の環境保全に関する調査研究 (3) 瀬戸内海の環境保全活動に関する指導助成 (4) 瀬戸内海の環境保全に関する情報の収集及び 提供 (5) 閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動
	国際エメックスセ ンター (平6. 11. 30)	(会長) 中央環境審議会 会長 近藤 次郎 (理事長) 兵庫県知事 貝原 俊民	兵庫県 大阪府 兵庫市 大阪市 其他	(目的) 世界の閉鎖性海域の環境保全及び適正な利用のあり方について国際的な知識の交流を図ることによ り、閉鎖性海域の環境の保全及び国際協力の推進 に資すること。 (事業) ○ 閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
12	大阪湾海水汚濁対策協議会 (昭47. 11. 21)	(事務局) 大阪市環境情報センター (代表理事) 大阪市長 磯村 隆文 注) 事務局及び代表理事は、兵庫県、大阪府、大阪市、神戸市、和歌山県、堺市、和歌山市が2年毎に持回り	大阪府 兵庫県 和歌山県 大阪市 堺市 岸和田市 大津市 泉州市 貝塚市 高野市 高石市 泉南市 阪南市 忠岡市 岬町 神戸市 尼崎市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 津名市 淡路市 東浦町 和歌山市	(目的) 広域的視野にたち、相互協力を密にし、大阪湾海水汚濁対策の推進を図り、もって大阪湾の浄化を実現すること。 (1) 大阪湾海水汚濁対策の推進 (2) 大阪湾の水質監視及び水質測定の相互協力と情報交換 (3) その他必要事項
13	淀川水質汚濁防止連絡協議会 (昭33. 7. 14)	(事務局) 近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 竹村公太郎	近畿地方建設局 近畿通商産業局 国土庁大都市圏整備局 大阪府 京都府 滋賀県 三重県 奈良県 兵庫県 大阪市 高槻市 枚方市 守口市 寝屋川市 吹田市 京都市 神戸市 尼崎市 伊丹市 西宮市 奈良市 大津市 阪神水道企業団 水質源開発公社 河川情報センター	淀川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握するとともに、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚濁防止対策について検討し、淀川水質改善の実効をあげるため、次の事業を行う。 (1) 淀川の水質保全に関して必要な広報、その他の運動 (2) 寝屋川浄化対策事業に対する協力 (3) 各河川における水質改善のための調査 (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
14	大和川水質汚濁防止連絡協議会 (昭42. 5. 12)	(事務局) 近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 竹村公太郎	近畿地方建設局 近畿通商産業局 国土庁大都市圈整備局 大阪府 大坂市 堺市 富田林市 河内長野市 松原市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭山市 河南町 太子町 美原町 千早赤阪村 奈良県 奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 櫻井市 桜井市 御所市 生駒市 香芝市 他奈良県下15町村	<p>大和川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握するとともに、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法、並びに汚濁防止対策について検討し、大和川水質改善の実効をあげることを目的とし、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大和川の水質保全に関する広報その他の運動 (2) 大和川水域の水質調査に対する協力 (3) 大和川水域における水質調査の調整 (4) 大和川水域における下水道整備計画の促進
	大和川清流ルネッサンス21協議会 (平5. 11. 29)			<p>大和川水系の水質汚濁の著しい河川等において、市町村や地域住民・河川管理者・下水道管理者及び関係機関が一体となって水質改善を図るために計画を策定し、水質改善対策を促進することを目的とし、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大和川水域の水質改善事業の促進 (2) 親しみやすい川づくり、地域や文化に根ざした活動 他 <p>(注) 左の市町村に八尾市も加入</p>
15	神崎川水質汚濁対策連絡協議会 (昭44. 4. 18)	(事務局) 近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 竹村公太郎	近畿地方建設局 近畿通商産業局 国土庁大都市圏整備局 大阪府 大兵庫県 大坂市 豊中市 吹田市 摄津市 茨木市 高槻市 池田市 箕面市 能勢市 豐能市 尼崎市 伊丹市 川西市 宝塚市 猪名川町 神安土地改良区 水質源開発公団 (独)河川情報センター	<p>(目的) 神崎川の事態の把握、水質管理を流域関係市町村並びに関係機関が一体となって施策を実施してその実効をあげる。</p> <p>(事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水質保全に関する広報及びその他の運動 (2) 水質改善のための調査 (3) 下水道整備事業に対する協力 (4) 不法投棄の取締り、工場の立入検査 (5) その他必要な事項

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
16	大阪地盤沈下総合対策協議会 (昭36. 11. 27)	(事務局) 大阪市環境情報センター (会長) 大阪市長 磯村 隆文	大阪府 大阪市 大阪商工会議所	大阪における高潮防禦及び地盤沈下防止に関する総合対策の樹立並びにその実施の促進に必要な事業を行う。
17	近畿府県主要都市騒音振動連絡会 (昭48. 10. 31)	加盟府県市持回り	大阪府 兵庫県 京都府 滋賀県 奈良県 和歌山県 大阪市 神戸市 京都市	(目的) 騒音振動公害に関する意見交換、情報・資料交換等を通じて、都市における騒音振動防止対策の効果的な推進を図る。
18	四市悪臭公害連絡会 (昭56. 5. 29)	加盟都市持回り	大阪市 京都府 名古屋市 神戸市	(目的) 悪臭公害に関する意見交換、情報・資料交換等を通じて、都市における悪臭対策の効果的な推進を図る。
19	道路交通公害対策連絡会 (昭60. 11. 6) (昭63. 12. 2改称)	(庶務) 大阪市環境保健局 環境部自動車公害対策課 (会長) 大阪市環境保健局 環境部長	建設省近畿地方建設局 大阪府警察本部 大阪市 阪神高速道路公団	(目的) 大阪市域内における道路交通公害問題の防止に関して、有効適切な対策の検討並びに調査研究及び問題発生に対する円滑な処理を図るために、情報及び意見の交換を行う。
20	大阪国際空港騒音対策協議会 (昭39. 10. 16)	(事務局) 伊丹市 (会長) 伊丹市長	豊中市 伊丹市 川西市 池田市 宝塚市 尼崎市 西宮市 箕面市 大阪市 吹田市 芦屋市	(目的) 大阪国際空港における航空機騒音防止対策、環境整備の促進等を図ること。 (事業) (1) 騒音の調査及び資料の収集 (2) 騒音防止対策の立案及びその対策に関する法制化の促進 (3) 空港と地域が共存する環境整備の促進 (4) その他必要な事項
21	全国民間空港関係市町村協議会 (昭42. 2. 23)	(事務局) 伊丹市 (会長) 伊丹市長	全国の民間空港に 関係する94市町村 が加盟	加盟市町村が有する民間空港関連の各種の問題を総合的に調査研究し、これを解決するための方策を推進する。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
22	大阪国際空港騒音 対策協議会 (昭40. 11. 26)	(事務局) 大阪空港事務所 (座長) 大阪国際空港長	大阪府 大阪市 豊中市 池田市 箕面市 吹田市 兵庫県 伊丹市 川西市 尼崎市 西宮市 宝塚市 芦屋市 大阪航空局 大阪空港事務所 空港環境整備協会 民間航空会社	大阪国際空港周辺における航空機による騒音被害に 関し、その実態を調査し、資料収集を行い、こ れに基づく騒音防止に必要な措置について協議す る。
23	大阪国際空港調停 事項促進協議会 (昭50. 11. 12)	(事務局) 大阪航空局 周辺環境センター (座長) 大阪航空局次長	調停団 運輸省航空局 大阪航空局 大阪空港事務所 空港周辺整備機構 空港環境整備協会 大阪市 伊丹市	大阪国際空港に関する公害等調整委員会より提示 された調停条項及び個別事項の具体化を促進する。
24	公害補償地域(大 気系)連絡協議会 (昭47. 5. 31)	大阪市環境保健局 環境部環境管理課	千葉市 東京都(千代田区 ほか19区) 横浜市 川崎市 富士市 名古屋市 東海市 四日市市 日南町(三重県) 大淀町 吹田市 豊中市 堺市 神戸市 東守口市 八尾市 尼崎市 倉敷市 玉野市 備前市 北九州市 大牟田市	(事業) (1) 国に対する要望事項の検討と調整 (2) 国家予算獲得に対する運動 (3) 各都市との情報交換 (4) その他

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
25	近畿環境担当部局 長会議 (昭61. 8. 22)	(事務局) 大阪府環境保健部 環境局環境政策課	大阪府 兵庫県 京都府 和歌山县 奈良市 大阪市 滋賀県 京都市 神戸市	環境問題に関する意見交換、情報交換を行い、近畿地域の各府県及び政令指定都市における環境行政の効果的な推進に資することを目的とする。
26	近畿ブロック産業 廃棄物処理対策推 進協議会 (昭59. 11. 9)	加盟府県持回り	滋賀県 京都府 大阪府 大坂府 堺市 東大阪市 大正区 兵庫県 神戸市 尼崎市 姫路市 奈良市 和歌山县 和歌山市	広域的視野にたった相互協力を密にし、近畿圏における産業廃棄物行政の実務の円滑な遂行に努め、もって産業廃棄物対策の推進を図ることを目的とする。
27	全国アメニティ推 進協議会 (昭63. 6. 30)	越谷市	109市町村が加盟 賛助会員として、 41都道府県が加盟	市町村(特別区含む)が快適環境づくり(うるおいとやすらぎに満ちたアメニティタウンづくり)に取り組むとともに、相互に連携を深め、英知と創意を結集することにより、地域の特性を生かした個性豊かな快適環境づくりの全国的推進とアメニティ意識の高揚を図ることを目的とする。
28	公害防止計画推進 市区町村協議会 (平2. 6. 1)	大阪市	公害防止計画策定 437市区町村が加 盟	全国の公害防止計画策定地域の市区町村が緊密な連携を図り、公害防止に関する協力体制を確立して公害防止事業を推進することにより地域の環境改善に資することを目的とする。
29	大阪低公害車コミ ュニティーシステム 事業推進協議会 (平3. 8. 8) (平6. 6. 14改 組) (平9. 7. 29改 組)	(事務局) 跡都市交通問題調 査会 (会長) 大阪府副知事 松廣屋慎二 大阪市助役 關淳一	大阪市 大阪府 関西電力(株) ダイハツ工業(株) 日本電池(株) 大阪ガス(株) 出光興産(株) 日産ディーゼル(株) 跡都市交通問題調 査会 他	自動車公害問題の解決を図るため、電気自動車・天然ガス自動車など低公害車の導入やインフラ整備の推進などを目的とした事業を行う。
30	大阪市底質対策技 術検討会 (平元. 2. 8)	(事務局) 大阪市環境情報セ ンター (委員長) 大阪市立大学名誉 教授 三瀬貞	委員5名	市域内の河川等の公共用水域における有害な底質を有効適切に除去、処理・処分し、河川等の良好な環境を保全することを目的とする。 底質対策事業計画及び実施にあたって調査検討を進める。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
31	大阪市環境影響評価専門委員会 (昭59. 3. 9)	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部環境計画課 (会長) 大阪大学名誉教授 松島 謙吉	学識経験者 17名	大規模な開発事業の実施に際して、環境保全上の見地から、市域内に係る環境への影響について審議するために必要な事項を定め、もって市域の良好な環境の確保に資することを目的とする。
32	近畿地域環境影響評価協議会 (昭59. 11. 21)	加盟府県市持回り	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 京都府 大阪府 大神市	大規模開発事業に係る環境影響評価の審査に際して構成員相互の協力関係を増進するとともに、適切かつ円滑な環境影響評価の推進と充実に資することを目的とする。
33	地域冷暖房行政連絡会 (平3. 9. 12)	(会長) 東京都	(幹事) 千葉県 大阪府 大兵庫県 福岡県 札幌市 横浜市 大阪市 他42道府県市	(目的) 地域冷暖房に関する諸問題について、情報交換と相互の連絡を行い、地域冷暖房の向上発展に資する。 (事業) (1) 地域冷暖房に関する事例研究 (2) ノウハウ情報交換 (3) その他目的達成のための必要な事業
34	大阪府道路環境対策連絡会議 (平8. 4. 10)	(事務局) 大阪国道工事事務所工務課 大阪府土木部道路課 大阪市環境保健局 環境部自動車公害対策課 (会長) 大阪国道工事事務所長	近畿通商産業局 近畿運輸局 近畿地方建設局 大阪府警察本部 大阪府 大阪市 日本道路公団 阪神高速道路公団	大阪府内の良好な沿道環境を形成するための総合的な環境対策を立案・推進する。 (1) 道路環境に関する情報収集、分析 (2) 対策の立案及び推進に係る事項等の協議調整
35	APEC環境技術交流促進事業運営協議会 (平8. 5. 8)	(会長) 大阪ガス株式会社 代表取締役会長 大西 正文	大阪市 大阪府 神戸市 兵庫県 京都市 京都府等関西自治体及び関連企業	APEC地域内の国、地方自治体、企業、環境関係機関等において蓄積されている環境技術情報を提供し、環境技術交流を促進することにより、地域内の環境技術の向上と環境保全に資することを目的とする。

9. 年 表

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
明治 10年			5月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府製造所(鉄工所、かじや、風呂屋)取締規則制定
11年				<ul style="list-style-type: none"> ・渡良瀬川(栃木県)で足尾銅山鉱毒が著しくなる
17年				<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府ばい煙取締令(島之内、船場において鍛冶、銅吹工場の建設を禁止)制定
18年				<ul style="list-style-type: none"> ・別子銅山(愛媛県)の亜硫酸ガス被害が広がる
21年				<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府ばい煙発生工場の建設禁止令(旧大阪市内に煙突を建てる工場建設を禁止し、既設工場は、東成郡、西成郡に強制移転)制定
22年	4月	○大阪市制施行(東・西・南・北の4区)	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱業条例公布(明25. 6. 1施行)
23年				<ul style="list-style-type: none"> ・国会で初めて公害問題の質疑が行われる
24年				
27年	3月	○初めて下水道改良事業に着手	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府製造場取締規則(製造場に対し、公害に係る許可制をとりいれ、我が国で最初に「公害」という用語が使用された)制定
	10月	○市営桜宮浄水場完成(水道事業開始)	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法制定
29年				
31年	9月	○大阪市制特例廃止 ○市役所分課規定制定(庶務、労務、衛生、土木、会計の5部制)	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県高砂市の製紙会社の工場排水をめぐり、沿岸農漁民と紛争
34年			11月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪アルカリ会社硫酸ガス事件発生(社会問題化)
39年	8月	○市立衛生試験所創設	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・工場法制定
44年				
大正 3年	3月	○木津川焼却場開設	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府工場取締規則(ばい煙、粉じん、廃液等を排出し、人の健康を害する恐れのあるときは設備の変更及び禁止を命令)制定
9年				
10年 (1921)	5月	○市庁舎、現在地に落成		
11年	9月	○第1期都市計画下水道事業認可される ○衛生試験所ではいじん量の測定開始		<ul style="list-style-type: none"> ・神通川(富山県)流域に奇病発生
13年		○衛生部衛生課を保健部と改称		
14年	4月	○市域大拡張(44力町を編入)		
昭和 2年 (1927)		○市長を中心とした「大阪ばい煙防止調査委員会」設置		
3年		○水準測量の改測により西大阪の地盤変動判明		

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他の動向
昭和 5年		○自動車排出ガス（一酸化炭素）の測定開始		
6年	10月	○「大阪ばい煙防止調査委員会」からばい煙防止規則制定法に関し、内務大臣、大阪府知事等に建議書を提出	6月	・大阪府ばい煙防止規則（都市計画区域内において、一定濃度以上のばい煙の発散を禁止）制定
7年				
9年		○地盤沈下、地下水位観測所を設置し、常時測定を開始	9月	・保健所法公布
12年		○保健部保健係にばい煙担当職員を置き、燃焼の指導にあたる		
13年	2月	○保健所を創設（阿倍野）		
15年	4月	○下水処理場を創設		
17年	4月	○保健部を保健局と改称		
22年	4月	○衛生試験所を生活科学研究所と改称		
24年	7月	○大阪港湾技術調査会より「大阪の地盤沈下に関する研究」が発表され、地盤沈下の原因を明らかにした		
25年 (1950)	4月	○生活科学研究所を衛生研究所と改称	8月	・大阪府事業場公害防止条例制定
		○保健所に環境衛生監視員設置		・横浜ゼンソク多発
26年	3月	○工業用水道創設事業に着手	12月	・水俣病患者発生
28年	10月	○街頭騒音の定点測定を開始	4月	・大阪府事業場公害防止条例制定（全面改正）
29年	4月	○工業用水道条例制定		・清掃法改定
30年	4月	○工業用水道の完工式挙行		
31年	6月	○ばい煙に関する世論調査を実施	6月	・工業用水法制定
33年	3月	○「町を静かに」の運動始まる	7月	・近畿地方大気汚染連絡協議会設立
	7月	○淀川水質汚濁防止連絡協議会設立		
34年	11月	○ばい煙防止月間始まる		
	4月	○地盤沈下防止条例公布	3月	・下水道法制定
35年 (1960)	11月	○大阪市ばい煙防止会連合会 (現大阪市都市環境協議会連合会) 設立	12月	・工場排水規制法制定
			7月	・工場立地法制定
36年	4月	○地下水くみ上げ施設（クーリングタワー）転換融資と助成措置の実施	12月	・(旧)大気汚染研究全国協議会設立
	11月	○大阪地盤沈下総合対策協議会設立		・地盤沈下対策都市協議会設立
37年	2月	○計画局に地盤沈下防止部、水道局に工業用水道部を新設	5月	・四日市ゼンソク多発
	4月	○大阪市公害対策審議会設置	6月	・大阪府において、大気汚染濃度測定開始（二酸化鉛法による硫黄酸化物）
			8月	
				・建築物用地下水の採取の規制に関する法律制定
				・ばい煙規制法制定
				・東京にスモッグが続き問題化
				・工業用水法改正 (地盤沈下対策の強化を図る)

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 38年	1月	○市内18ヶ所でスモッグの規程観測実施	7月	・ばい煙規制法に基づく地域指定（大阪市及びその周辺地域）並びに排出基準設定
	6月	○計画局を総合計画局と総称し、地盤沈下防止部を公害対策部に改称	10月	・全国大気汚染防止連絡協議会設立
39年	4月	○緑化百年運動スタート	6月	・厚生省に公害課設置
			7月	・新潟県阿賀野川水銀中毒患者多発
			10月	・近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律制定
40年 (1965)	4月	○大気汚染常時監視機構の整備に着手	5月	・大阪国際空港騒音対策協議会設立
	12月	○「大気汚染環境管理基準について」大阪市公害対策審議会から答申	6月	・四日市市に市が公害病患者に治療費を負担する制度の発足
41年	4月	○西部臨海地帯における大気汚染対策を実施	11月	・公害防止事業団法制定
			12月	・公害審議会令公布
				・阪神広域スモッグ対策連絡協議会設立
				・ばい煙、粉じんに係る規制基準制定（大阪府条例）
42年	1月	○大阪府から立入権限をはじめ12項目の権限を委任される	9月	・新車の排出ガス規制実施（CO濃度3%）
		○大阪府市公害行政連絡協議会設立	10月	・厚生省公害審議会「公害に関する基本的施策について」答申
	2月	○大阪市総合計画基本構想（マスタープラン）発表	6月	・下水道整備緊急措置法制定
	4月	○大阪港海水汚濁防止対策協議会設立	8月	・阿賀野川有機水銀中毒事件訴訟提起
	5月	○大阪市公害防止設備資金融資制度設定		・厚生省に公害部設置
		○大和川水質汚濁防止連絡協議会設立		・公害対策基本法制定
43年	4月	○大気汚染管理センター設置	9月	・船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律制定
		○大阪自動車排出ガス対策推進会議設立		・公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律制定
	7月	○大気汚染管理センター完成により、大気汚染モニタリングステーション11ヶ所をテレメーター化		・四日市せんそく事件訴訟提起
	8月	○大阪市・尼崎市公害行政連絡協議会設立	3月	・イタイイタイ病患者訴訟提起
	11月	○市独自によるスモッグ情報の発令開始	6月	・大気汚染防止法制定
44年	4月	○神崎川水質汚濁対策連絡協議会設立	8月	・騒音規制法制定
	8月	○衛生局環境衛生課から公害指導課が独立		・都市計画法制定
		○此花区内主要6社から公害防止計画書を提出		・水銀による環境汚染防止暫定対策要領の通達（厚生省）
	10月	○「ビル暖房の規制について」大阪市公害対策審議会から答申	12月	・カネミライスオイル中毒患者多発
	12月	○大気汚染による疾病多発地区として、西淀川区が地域指定される	2月	・自動車排出ガス規制の開始（ガソリン車のCO規制）
			5月	・二酸化硫黄の環境基準閣議決定
			6月	・初の公害白書を国会に報告
			10月	・新車の排出ガス規制強化（CO濃度2.5%）
			11月	・大阪府公害防止条例制定
			12月	・10大都市公害主管局長会設立
				・公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 44年		○「公害に係る健康被害の救済に関する大阪市の方向づけについて」大阪市公害対策審議会から答申		
45年 (1970)	1月	○大阪市公害被害者認定審査会条例制定	2月	・一酸化炭素に係る環境基準閣議決定
		○公害被害認定審査会設置	4月	・公害被害者救済制度スタート
	2月	○公害被害者に対する医療費、医療手当の支給開始	6月	・水質汚濁に係る環境基準閣議決定
	4月	○衛生局公害指導課が公害指導課と公害規制課になる。		・公害紛争処理法制定
	6月	○西淀川区大気汚染防止緊急対策推進会議設立		・ハイオクタンガソリンを規制し、自動車排出ガス中に含まれる鉛半減対策を発表(通産省)
	7月	○西淀川区大気汚染緊急対策に着手	7月	・東京都に光化学スモッグ発生
		○大阪府市産業廃棄物処理対策協議会設立		・米の中のカドミウム濃度の安全基準を決定(厚生省)
				・大阪府光化学スモッグ暫定対策実施要綱制定
				・田子の浦ヘドロ問題化
	8月	○大阪市公害対策本部設置	8月	・中央公害対策本部設置を閣議決定
	12月	○東住吉区加美、生野区巽両地区においてカドミウム汚染問題発生	12月	・使用中の自動車のCO規制スタート
				・カドミウム環境汚染問題発生(八尾地区等)
				・水質汚濁防止法、農用地の土壤汚染の防止等に関する法律、海洋汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律等の公害関係14法制定、改正
46年	1月	○国道43号線沿道(大正、港)の交通公害防止に関し大阪府公安委員会に要望書を提出	3月	・大阪府公害防止条例制定(全面改正)
	2月	○助大阪産業廃棄物処理公社設立	5月	・騒音に係る環境基準閣議決定
	4月	○バス専用、優先レーン対策の実施		・公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律制定
	6月	○総合計画局公害対策部と衛生局を合併して環境保健局を新設(管理部、保健部、環境部の3部制)	6月	・悪臭防止法制定
		○大阪市、東大阪市、八尾市公害行政連絡会設立		・特定工事における公害防止組織の整備に関する法律制定
		○公害規制の権限が全面的に市へ委譲される		・イタイイタイ病第1次訴訟判決(富山地裁)
		○大気汚染管理センターを環境汚染監視センターと改称し、検査部門を併設	7月	・瀬戸内海環境保全知事市長会議設立
	8月	○大気汚染防止計画基本構想 (クリーンエアプラン'71)策定	8月	・環境庁発足
	10月	○大阪市・堺市公害行政連絡協議会設立	9月	・光化学スモッグが大阪府下に初めて発生
	11月	○木津川周辺特別対策機動班設置	11月	・中央公害対策審議会発足
				・新潟水俣病事件新潟地裁判決
	12月	○「クリーンエアプランの実施について」大阪市公害対策審議会から意見	12月	・大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱制定
				・阪神広域大気汚染緊急時対策実施要綱制定
				・硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素に係る緊急時対策実施要綱制定(大阪府)
				・BHC全面使用禁止 (農薬取締法の一部改正による)
				・水質汚濁に係る環境基準の告示

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 47年	1月	○P C Bに係るアンケート等の調査実施	1月	・浮遊粒子状物質の環境基準告示
	4月	○国道43号線沿道（大正、港）の交通公害防止に関し大阪府公安委員会に対し、再度要望	5月	・悪臭防止法に基づき悪臭5物質を指定
	6月	○大阪湾に廃船、廃油処理施設建設	6月	・国連人間環境会議開催「人間環境宣言」を採択
	7月	○国道43号線沿道（大正、港）の交通公害防止に関し、騒音規制法に基づき、近畿地方建設局、阪神高速道路公団に意見具申	7月	・光化学スモッグ緊急時対策実施要綱制定
	8月	○此花区特別対策に着手	8月	・自然環境保全法制定
	9月	○市公用車に排出ガス防止装置取付け	10月	・大気汚染防止法、水質汚濁防止法改正（無過失責任規定）
	12月	○此花区公害特別機動隊設置	11月	・四日市ぜんそく事件津地裁判決
			12月	・イタライタイ病控訴審判決（名古屋高裁）
				・自動車排出ガスの量の許容限度の設定方針（日本版マスキー法）告示
				・大阪湾海水汚濁対策協議会設立
				・大阪地域公害防止計画策定
				・自動車排出ガス量の許容限度設定（48年度規制）
48年	1月	○大気汚染発生源工場にテレメーター装置を設置し、発生源の常時監視を開始	1月	・自動車排出ガス減少装置の取付義務化告示（道路運送車両法改正）
	3月	○水質汚濁防止対策（クリーンウォーター プラン）策定	3月	・大阪府自然環境保全条例制定
	4月	○地区別機動隊を廃止し、環境部に公害規制隊を設置、規制部門の一元化を図る	4月	・熊本水俣病事件熊本地裁判決
	6月	○大阪市公害被害者の救済に関する規則の設定（西淀川区におけるつなぎ救済措置の実施）		・悪臭防止法に基づき指定地域、規制基準設定
	7月	○「窒素酸化物汚染に関する大阪市の防止対策の方向づけについて」大阪市公害対策審議会から答申		・「公害に係る健康被害損害賠償制度について」中央公害対策審議会から答申
		○「悪臭防止法の施行に伴う規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会から答申		・大気汚染に係る環境基準告示
		○「クリーンウォータープランの実施について」大阪市公害対策審議会から意見		・第1回環境週間の実施
		○悪臭に係る規制地域及び規制基準を公示		・第1回瀬戸内海環境保全月間実施
		○北港処分地一部使用開始		・窒素酸化物排出基準設定
		○クリーンエアプラン'73（大気汚染防止基本計画）策定		・大阪府環境管理計画策定
				・都市緑化保全法制定
				・瀬戸内海環境保全臨海措置法制定
49年				・公害健康被害補償法制定
				・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定
				・航空機騒音に係る環境基準告示
			1月	・自動車排出ガスの量の許容限度設定（50年度規制）
			2月	・大阪国際空港公害訴訟判決（大阪地裁）
			3月	・大気汚染防止法の規定による排出基準及び水質汚濁防止法の規定による排水基準を定める条例（上乗せ条例）制定

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 49年	6月	○大阪市河川浄化対策本部設置	6月	・国土利用計画法制定 ・大気汚染防止法の一部改正 (硫黄酸化物の総量規制導入)
	7月	○分区が実施され、26区となる。		
	8月	○河川浄化の一環として水門操作実験開始 ○大阪市公害被害者の救済に関する規制の廃止		
	9月	○共同利用施設完成（北中島、三国、東三国、西三国） ○クリーンエアプラン'73に基づく主要発生源遮減計画を策定	9月	・公害健康被害補償法施行 ・公害健康被害補償法に伴う「地域指定要件等について」中央公害対策審議会から答申
	11月	○「公害健康被害補償法に基づく地域指定について」大阪市公害対策審議会から意見 ○公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大（12区）	11月	・硫黄酸化物に係る総量規制地域指定 (大阪市・堺市ほか)
	12月	○環境科学研究所（衛生研究所を改称）環境汚染監視センターが新庁舎へ移転、業務開始		
	50年 (1975)	○騒音規制法に基づき、府公安委員会に対し交通規制を要請 (国道43号線西淀川区出来島)	2月	・P C B を水質環境基準、排水基準に追加 ・自動車排出ガス量の許容限度設定 (51年度規制)
	2月	○「クリーンエアプラン'73に基づく主要発生源遮減計画について」大阪市公害対策審議会から意見	5月	・千葉川鉄公害訴訟提起
	3月	○公害健康被害補償法に基づく公害病認定患者の転地療養実施	7月	・7大都市首長懇談会において、自動車排出ガス対策の推進に関する声明の発表 ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準告示
	4月	○「北港処分地における廃棄物の埋立処分に係る環境汚染防止対策について」大阪市公害対策審議会から意見	8月	・六価クロム禍問題全国的に広がる ・7大都市自動車排出ガス規制問題調査団設置
51年	6月	○排水規制権限が下水道局に移管	9月	・自動車騒音の大きさの許容限度（許容限度を1～3ポン引下げる）の告示
	8月	○六価クロム化合物含有鉛さい実態調査実施	10月	・水質環境基準の類型指定追加（第2寝屋川、平野川） ・大阪空港騒音調停成立
	12月	○公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大（大阪市全域）	11月	・大阪国際空港公害訴訟控訴審判決 (大阪高裁) ・「環境影響評価制度のあり方について」中央公害対策審議会防止計画部環境評価制度専門委員会の検討結果発表
	3月	○「大阪市廃棄物処理計画について」大阪市公害対策審議会から答申 ○大阪市廃棄物リサイクルシステム開発委員会設置 ○大阪市総合交通対策本部設置	5月	・瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部改正 (有効期限2年延長)
			6月	・振動規制法公布
			8月	・国道43号線公害訴訟提起
			9月	・悪臭防止法の一部改正 (悪臭物質に3物質追加)
			11月	・六価クロム化合物含有鉛さい環境汚染調査結果発表 ・環境庁、振動公害に初の規制基準を決定
	12月	○転地療養施設を西奈良病院に開設	12月	・53年度自動車排出ガス規制の実施等を内容とする自動車排出ガス量の許容限度を改正する告示

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 51年			12月	<ul style="list-style-type: none"> ・新幹線鉄道騒音に係る地域指定告示（大阪府）
52年	3月	○「大気環境基準達成手法ならびに環境管理のあり方について（硫黄酸化物・窒素酸化物及び粒子状物質対策）」大阪市公害対策審議会に諮問	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・(社)瀬戸内海環境保全協会設立 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正及び関係政省令等の施行（事業者処理責任・処理基準の強化、委託基準の設置、罰則の強化等）
	4月	○「大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物総量規制の導入について」大阪市公害対策審議会から答申	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪国際空港にエアバス就航
	5月	○クリーン大阪センター完成（有害産業廃棄物コンクリート固化施設）	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全長期計画策定（環境庁）
	6月	○大阪廃棄物対策協議会設立 ○大阪府の硫黄酸化物総量削減計画を定めるに当たっての本市の意見について、大阪府知事あて具申	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪地域公害防止計画の見直しについて閣議決定 ・重量ガソリン車、ディーゼル車に係る52年度規制実施
	10月	○転地療養施設を長尾病院に変更	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・硫黄酸化物総量削減計画並びに硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準についての告示（大阪府）
53年	1月	○「環境基準達成のための実施方策について」（硫黄酸化物総量規制実施に係る意見）及び「追加悪臭3物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会から答申	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・振動規制法に基づく地域指定及び規制基準の告示（大阪府）
	3月	○大阪市硫黄酸化物対策指導要領策定 ○悪臭防止法に基づく追加3物質に係る規制地域及び規制基準の告示	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「水質の総量規制制度のあり方について」中央公害対策審議会から答申 ・自動車排出ガス許容限度長期設定方策について」中央公害対策審議会から答申
			1月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出ガス54年規制及び自動車騒音54年度規制告示
			3月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪地域公害防止計画再策定
			4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」中央公害対策審議会から答申 ・「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」公布 ・西淀川公害訴訟提起
			6月	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海環境保全基本計画閣議決定 ・自動車排出ガス昭和53年度規制実施 ・大阪国際空港に国際線エアバス就航 ・「窒素酸化物対策の費用効果について」環境庁発表
			7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」制定（水質総量規制制度の導入）
			10月	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素に係る環境基準の改定告示 ・環境庁大気保全局に交通公害対策室設置
			11月	<ul style="list-style-type: none"> ・国立水俣病研究センター設置 ・大阪府二酸化窒素専門家会議設置
54年	1月	○「総量規制のための技術的基礎について」大阪市公害対策審議会から窒素酸化物対策中間報告	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物及び加速走行騒音に係るガソリン、LPG車の54年規制の実施

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 54年	2月	○大阪湾岸線ならびに関連道路に係る環境予測の実施	2月	・「環境影響評価に係る技術的事項について（案）」環境庁とりまとめ
	4月	○水質常時監視システム稼働開始	3月	・「水質の総量規制に係る総量規制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法等を定めるにあたっての基本的な考え方について」中央公害対策審議会答申
	7月	○OECDのセミナー（都市交通と環境）に市長出席	4月	・「環境影響評価制度のあり方について」中央公害対策審議会答申
	3月	○公害に係る市政モニター調査結果発表 ○公害パトロール車に電気自動車2台を導入	5月	・ディーゼル車のNO _x 排出規制（54年規制）実施
	4月	○環境保健局に悪臭規制係を新設	6月	・「自動車公害防止技術に関する第1次報告」環境庁公表
	7月	○瀬戸内海環境保全知事・市長会議（大阪市において開催）	8月	・東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の化学的酸素要求量（COD）に係る総量削減基本方針を策定
	10月	○大阪市合成洗剤対策実施要綱制定	10月	・軽量、中量ガソリン車に対する自動車排出ガス56年規制を告示
				・NO _x 固定発生源第4次規制実施
				・「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」公布（滋賀県）
				・大阪府合成洗剤対策推進要綱制定
55年	3月	○公害に係る市政モニター調査結果発表 ○公害パトロール車に電気自動車2台を導入	1月	・大阪府等20都道府県の化学的酸素要求量（COD）に係る総量削減計画を承認（内閣総理大臣）
	4月	○環境保健局に悪臭規制係を新設	3月	・「環境影響評価案要綱」を関係閣僚会議了解
	7月	○瀬戸内海環境保全知事・市長会議（大阪市において開催）	4月	・「二酸化窒素に係る環境基準の科学的根拠について」大阪府二酸化窒素に係る専門家会議報告
	10月	○大阪市合成洗剤対策実施要綱制定	5月	・化学的酸素要求量（COD）に係る総量削減計画を告示（大阪府）
				・燃及びその化合物に係る削減指導方針を告示（大阪府）
				・「幹線道路の沿道の整備に関する法律」制定
				・大阪府、化学的酸素要求量に係る総量規制基準告示
				・既設施設についての窒素酸化物の第3次排出基準適用
				・熊本水俣病第3次訴訟提起
				・中央公害対策審議会・交通公害部会を設置

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他の動向
昭和 55年			11月	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公害対策審議会「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長について」を意見具申 ・生活環境審議会「大都市圏域における廃棄物の広域的処理に関する基本の方策について」答申 ・「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ダンピング条約）」発効
	12月	○沿道環境調査検討会設置	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公害対策審議会企画部会「1980年代の環境政策を展開するための検討課題について」報告
	56年		1月	<ul style="list-style-type: none"> ・新型の軽量ガソリン車に対する自動車排出ガス56年規制実施 ・中央公害対策審議会「湖沼環境保全のための制度のあり方について」答申 ・「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（いわゆる財特法）」の適用期限10年延長
		○大阪市公害対策審議会総合調査部会を設置	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府環境管理計画策定プロジェクトチーム設置 ・運輸省関西新空港計画3点セット要約提示
			4月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府関西新空港地域整備構想まとまる ・窒素酸化物総量規制実施のため、大気汚染防止法施行令の一部改正 ・広域臨海環境整備センター法公布
		○環境庁設置10周年記念講演会	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・直接噴射式ディーゼル車に対する排ガス並びに中型車に対する騒音の58年規制を告示
			8月	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物に係る総量規制基準等について定める大気汚染防止法施行規則の一部を改正する總理府令等公布
	57年		9月	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市「京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例」公布 ・水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令
		○せん息児を対象とした健康回復宿を実施	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪空港公害訴訟最高裁判所判決言渡し
			11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境庁十年史」発行
			12月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府環境総合計画概案発表 ・初の悪臭公害集団訴訟で最高裁判決 ・大阪湾広域臨海環境整備センター設立 ・川崎公害訴訟提起
		○大阪自動車排出ガス対策推進会議を大阪自動車公害対策推進会議に改称	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府産業廃棄物処理計画策定（昭和57～65年度）
		○産業廃棄物実態調査	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づく窒素酸化物総量削減計画の告示（大阪府）
		○全下水処理場の高級処理化達成	6月	

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 57年			11月	・中央公害対策審議会「湖沼の窒素及び燐に係る環境基準及びその測定について」答申
58年	5月	○クリーンウォータープラン'83 (大阪市水域環境保全基本計画) 策定	12月	・大阪府環境総合計画策定
	6月	○第1回環境月間(1~30日) ○大阪市公害対策審議会「窒素酸化物対策の進め方について」答申 ○産業廃棄物行政に関する事務を環境事業局に移管	3月	・内閣総理大臣、第2次及び第3次地域の公害防止計画を承認
			4月	・大阪府公害防止条例の改正による「深夜における音響機器の使用時間制限」の施行
			7月	・廃棄物処理法施行令の一部改正(「建設木くず」の産業廃棄物指定)公布
			8月	・中央公害対策審議会、「今後の交通公害対策のあり方について」答申
			9月	・環境美化行動の日設定
			11月	・中央公害対策審議会企画部会「環境保全長期計画フォローアップ作業報告」
				・ディーゼル車(直噴式)のNOx'88年規制実施
				・川崎公害第2次訴訟提起
				・「環境影響評価法案」衆議院解散に伴い審議未了につき廃案
				・環境庁、中公審に対し公害健康被害補償制度の指定地域について見直しを諮詢
59年	1月	○ニュークリーンエアプラン(大阪市大気環境保全基本計画)策定	2月	・「大阪府環境影響評価要綱」制定
	3月	○「大阪市環境影響評価連絡会等設置要綱」制定	7月	・「湖沼水質保全特別措置法」制定・公布(60年3月施行)
			8月	・「環境影響評価の実施について」閣議決定
			9月	・環境庁「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」設定
			12月	・中央公害対策審議会「窒素及び燐に係る排水基準の設定について」答申 ・「湖沼水質保全基本方針」公表
60年 (1985)	1月	○「悪臭規制評価技術検討会」を設置し、官能試験法の導入についての検討を始める	3月	・環境庁「名水百選」発表
	4月	○ニュークリーンエアプランに基づく「大阪市窒素酸化物対策指導要領」策定	4月	・環境庁「窒素酸化物対策検討会」設置 ・濃尾平野、筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱の策定
			6月	・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布(小型ボイラーを規制対象に追加)
			8月	・熊本水俣病第2次訴訟控訴審判決(福岡高裁)
			9月	・環境庁、排ガスと騒音の規制強化告示
			10月	・瀬戸内海環境保全審議会「瀬戸内海の富栄養化防止に関する基本的な考え方について」答申
	11月	○大阪市公害対策審議会大気部会に「粒子状物質小委員会」を設置 ○「道路交通騒音振動対策連絡会」設置	12月	・環境庁「大都市地域における窒素酸化物対策の中期展望」公表

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 61年	2月	○沿道環境調査検討会が報告書をとりまとめる	4月	・大阪府「燃及びその化合物に係る削減指導方針」策定
	4月	○「大阪市悪臭防止指導要綱」制定・施行 ○騒音規制法及び振動規制法施行令等の改正に基づく規制地域の指定等の告示	7月	・瀬戸内海関係13府県知事「燃及びその化合物に係る削減指導方針」策定
			10月	・厚木基地公害訴訟控訴審判決（東京高裁）
			12月	・名古屋新幹線公害訴訟和解成立
			1月	・国道43号線訴訟第1審判決
			3月	・中央公害対策審議会「公害健康被害補償法第1種地域のあり方について」答申
			5月	・環境庁「環境保全長期構想」公表
			9月	・中央公害対策審議会「社会経済条件及び公害の態様の変化に対応した公害防止計画のあり方について」意見具申
	62年 3月	○「環境データ処理システム」導入	10月	・水俣病第3次訴訟判決（熊本地裁）
	8月	○産業廃棄物実態調査の実施	12月	・大阪府「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」策定
63年 4月			1月	・「公害健康被害補償法の一部を改正する政令」公布（63年3月1日施行）
			3月	・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（ガスタービン、ディーゼル機関を大気汚染防止法の規制対象施設に追加）
			5月	・ディーゼル乗用車のNOx62年規制実施
			6月	・大阪府「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」策定
			8月	・内閣総理大臣、第2次、第3次地域公害防止計画を承認
			10月	・環境庁環境教育懇談会報告を公表
			11月	・公健法第1種指定地域の指定解除
				・環境庁「窒素酸化物低減のための大都市自動車交通対策計画」発表
				・「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」公布（63年5月20日施行）
	11月	○環境部機構改革により課係の統合、移管、名称変更ならびに新設を行う (環境管理課・計画調整課・環境保全課・自動車公害対策課・環境汚染監視センター) ○「建設作業に係る指導方針」実施 ○「大阪市小児せん息等医療費助成制度」発足 ○窒素酸化物緊急対策を実施 (11月～1月)		・地球規模の環境問題に関する懇談会報告公表

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 63年	12月	○「大気汚染防止推進月間」としてNO _x に関するキャンペーンを展開	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉川鉄公害訴訟一审判決 ・環境庁、テレビ、ラジオを通じ、「二酸化窒素予報事業」を実施 ・環境庁「窒素酸化物対策の新たな中期展望」公表 ・福岡空港航空機騒音公害訴訟第一審判決 ・環境庁「自動車排出ガスの量に関する許容限度改正」の告示 ・「オゾン層保護のためのウィーン条約」日本国について発効
64年			1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」日本国について発効
平成 元年	1月	○「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物削減指導要領」を策定（2月1日施行）	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し、「石綿製品等製造工場から発生する石綿による大気汚染の防止のための制度の基本的なあり方について」諮問（3月13日答申）
	2月	○「大阪市自動車公害防止計画」を策定 ○公害パトロール車に電気自動車10台を導入		<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し、「水質汚濁に関する環境基準等の項目追加等について」諮問（3月18日答申）
	4月	○大阪市低公害車普及融資制度発足	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布（有害物質としてトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを追加：10月1日施行） ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布（第2種特定化学物質としてトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を指定：4月1日施行）
	6月		6月	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質を含む水の地下水への浸透禁止、事故時の措置（水濁法一部改正）
	7月	○大阪市低公害車普及促進検討会を設置 ○大阪市低公害車普及助成制度発足 ○大阪市公害対策審議会「浮遊粒子状物質対策のあり方について」答申		<ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布（石綿等特定粉じんの規制に係る規定の整備：平成元年12月27日施行）
	8月	○大阪市大気浄化植樹助成制度発足	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「悪臭防止等施行令の一部を改正する政令」公布（悪臭物質に新たに4物質を追加：平成2年4月1日施行） ・「地球環境保全に関する東京国際会議」開催される
	11月	○季節大気汚染防止対策実施 (11月～1月)		
	12月	○国際協力事業団（JICA）の要請のもと、アジア、中南米から研修生を受入れ、大気汚染対策に関する専門研修実施 ○環境問題をテーマにした創作童話を広く全国から募集	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（特定粉じんとして石綿を指定する等、法律改正に伴う改正：平成元年12月27日施行）

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 元年				<ul style="list-style-type: none"> ・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」中央公害対策審議会答申 ・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し「生活雑排水に係る制度のあり方について」諮問（平成2年3月16日答申）
2年	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪市環境保全基金」を設置する ○市内男女4000人を対象にした、「快適環境づくり」についてのアンケート結果発表 ○水質常時監視システムを更新 ○「人間と自然の共生をテーマ」にした国際花と緑の博覧会開催される ○メタノールごみ収集車1台のテスト導入 ○「ノーマイカーデー」実施 ○「追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会へ諮問 	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府、「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」策定
	4月		5月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」策定
	6月		6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布（生活雑排水対策の推進を追加）平成2年9月22日施行 ・大阪府「大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱」策定 ・公害防止計画推進市区町村協議会の設立 ・環境庁「地球環境部」を新たに設置 ・国立公害研究所を国立環境研究所へ改組 ・環境庁「地方公共団体による地球環境問題への取組に関する検討会報告書」公表 ・地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球温暖化防止行動計画」を決定 ・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（ばい煙発生施設へのガスマシン及びガソリン機関の追加）平成3年2月1日施行 ・東京都「自動車交通量対策（中間報告）」を発表 ・「今後の廃棄物対策のあり方について」生活環境審議会答申
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ○暮らしと環境フェアを3日間にわたって開催（低公害車フェア同時開催） ○環境問題をテーマにした創作童話絵本発刊 	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回世界気候会議（閣僚宣言採択）
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ○季節大気汚染防止対策実施（11月～1月） 	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「環境保全のための循環型社会システム検討会報告書」公表
			10月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「窒素酸化物自動車排出総量抑制方策のあり方について（中間とりまとめ）」を発表 ・第1回ごみ減量化促進対策全国大会（和歌山） ・大阪国際空港の存続決定 ・中公審「有害廃棄物の越境移動対策のあり方について」答申
3年 (1991)	2月	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪市地域環境管理計画検討委員会報告書」公表 ○大阪市公害対策審議会「追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準について」答申 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府低NO_x機器普及促進方針制定
			12月	
			2月	

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 3年	3月	○上海市騒音対策技術交流調査団来阪し、本市と技術交流について協議	3月	<ul style="list-style-type: none"> 「特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律の一部を改正する法律」公布（一部平成3年3月20日付は平成4年1月1日から施行） 「公害の防止に関する國の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」公布（法律の有効期限10年延長） 環境庁「自動車排出ガス量の許容限度の改正」 西淀川大気汚染公害第1次訴訟第一審判決（大阪地裁）
	4月	<ul style="list-style-type: none"> ○追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準告示 ○「大阪市空気調和機器機能回復工事補助金交付要綱」制定 	4月	<ul style="list-style-type: none"> 水俣病認定遅延損害賠償請求訴訟最高裁判決 「再生資源の利用の促進に関する法律」公布
	6月	○大阪市低公害自動車普及促進検討会から低公害な都市型自動車の提案や低公害自動車の普及拡大などについて提言が示される		
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪市環境管理計画（EPOC21）」策定 ○「大阪市環境教育基本方針」策定 ○「UNEP国際環境技術センター大阪設立準備室」設置 	7月	<ul style="list-style-type: none"> 公益信託地球環境日本基金設定 「土壤の汚染に係る環境基準の設定について」中央公害対策審議会答申 水質汚濁防止法一部改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる洗浄施設等を特定施設として追加）
	8月	<ul style="list-style-type: none"> ○カナダのトロント市で開催の「世界都市と環境会議」へ本市職員を派遣 ○「大阪電気自動車コミュニティシステム事業推進協議会」設立 	8月	環境庁「土壤の汚染に係る環境基準について」告示
	9月		9月	「再生資源の利用の促進に関する法律施行令」公布、「同基本方針」公表
	11月	○上海市へ本市職員を派遣し、上海市の騒音現況調査並びに騒音測定・防止技術研修を実施	10月	<ul style="list-style-type: none"> 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急対策措置の一部を改正する法律」公布 環境庁「窒素酸化物自動車排出総量抑制方策のあり方について」発表
	1月	○財団法人「地球環境センター」を設立 ○フェニックス事業開始 泉大津処分場－大阪基地の開業	11月	<ul style="list-style-type: none"> 「今後の水俣病対策のあり方について」中央公害対策審議会答申 厚生省「第7次廃棄物処理施設整備計画」公表
			12月	<ul style="list-style-type: none"> 環境庁「水質汚濁に係る環境基準についての一部改正」（水質自動監視測定装置による測定方法の追加）
			1月	<ul style="list-style-type: none"> 「絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規則等に関する法律施行令」一部改正
			2月	<ul style="list-style-type: none"> 水俣病東京訴訟判決（東京地裁） 「自動車から排出される窒素酸化物の排出総量の抑制のための制度の基本的なあり方について」中央公害対策審議会に対し諮問及び答申

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 4年	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○「地球温暖化対策検討会」を設置 ○上海市から騒音防止担当職員を受入れ、研修を実施 ○「産業廃棄物管理指導計画」を策定 ○電気自動車コミュニティーシステム事業稼働始める ○「大阪市低NO_x機器普及促進方針」を策定 ○「環境影響評価制度のあり方について」大阪市公害対策審議会へ諮問 ○「固定発生源に係る窒素酸化物対策のあり方」策定 ○一般廃棄物処理手数料、産業廃棄物処分費用の改定 ○「国連環境開発会議」公式関連行事 「アンセッド世界都市フォーラム」ならびに「エコブラジル'92」（国際環境技術博覧会）へ大阪市も参加 ○大阪のごみを減らす懇話会提言 「包装廃棄物の減量化に向けて」 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・国道43号線公害訴訟二審判決（大阪高裁） ・大阪府「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」告示 ・新潟水俣病第2次訴訟判決（新潟地裁） ・大阪府「産業廃棄物管理計画」を策定
5年	8月	<ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物実態調査の実施 ○市民環境学習ルーム開設 ○「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」の改定 ○北区、都島区、旭区で空き缶・空き瓶の分別収集テスト実施開始 ○「地球環境センターの特定公益推進法人化認可」 ○UNEP国際環境技術センター開設記念シンポジウムを開催 	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止事業団法の一部を改正する法律公布（名称を環境事業団へ変更） ・大阪府「ごみ減量化のためのアクションプログラム」を公表 ・「ごみの減量化・再生利用対策の推進について」生活環境審議会廃棄物減量化再生利用専門委員会が公表 ・産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する法律公布
10月	10月	<ul style="list-style-type: none"> ○UNEPと外務省の間でUNEP国際環境技術センターの設立に関する行政協定を締結 ・「環境基本法制のあり方について」中央公害対策審議会及び自然環境保全審議会答申 	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NO_x法）公布 ・「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」がブラジルで開催 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行
11月	11月	<ul style="list-style-type: none"> ○UNEP国際環境技術センター建物の着工 ○「クルマと環境を考えるつどい」開催 	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車NO_x法に係る特定地域の指定
12月	12月	<ul style="list-style-type: none"> ○「クルマと環境を考えるつどい」開催 	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車NO_x法施行
5年	1月	<ul style="list-style-type: none"> ○「クルマと環境を考えるつどい」開催 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車NO_x法に係る総量削減基本方針告示
5年	2月	<ul style="list-style-type: none"> ○「クルマと環境を考えるつどい」開催 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車NO_x法に係る排出抑制指針告示

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 5年	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○大気汚染常時監視システムを更新 ○大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の制定 ○「大阪地盤沈下総合対策協議会」設立30周年記念誌発刊 ○地球温暖化対策地域総合推進モデル事業調査（エコトピア2000）完了 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正（水質環境基準健康項目追加及び基準値の見直し）
	4月	<ul style="list-style-type: none"> ○環境部機構改革により課係の統合、移管、名称、変更並びに新設を行う。 ○大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例及び同規則の施行 ○大阪市環境保全推進本部の設置 	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについての大気環境指針」を設定、「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大気中への排出に係る暫定対策ガイドライン」とりまとめ
	8月	<ul style="list-style-type: none"> ○「環境影響評価制度のあり方について」大阪市公害対策審議会から答申 	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「海域の窒素及び燐に係る環境基準等の設定について」中央公害対策審議会答申
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ○UNEP国際環境技術センター竣工 	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「悪臭防止法」の一部改正（悪臭物質として10物質追加：平成6年4月1日施行）
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ○大和川清流ルネッサンス21設立 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本法」制定、公布
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ニューアース'93（地球環境技術展）に大阪市参加 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「排水基準」の一部改正（ジクロロメタン等13物質について基準設定：平成6年2月1日施行） ・「自動車NO_x法」に基づく車種規制開始
	6年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ○クリチバ市（ブラジル）との環境保全交流に関する協定書に調印 	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「土壤の汚染に係る環境基準」の一部改正（項目追加）
	1月	<ul style="list-style-type: none"> ○本市職員をクリチバ市へ派遣 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府環境基本条例」制定（同4月施行）
	2月			<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府公害防止条例を見直し、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」制定
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪市地球環境保全行動計画」の基本方針策定 ○大気発生源常時監視システムを更新 	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「環境の日」
6年 6月		<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪電気自動車コミュニティーシステム事業推進協議会」（E VOC）を「大阪低公害車コミュニティーシステム事業推進協議会」（LEVOC）に改組・拡充 		
	8月	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪市環境審議会の設置 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・国際エマックスセンター設立
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪市環境基本条例」制定 平成7年4月1日施行 ○追加悪臭10物質に係る規制地域及び規制基準告示 	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の指定
7年 3月			4月	<ul style="list-style-type: none"> ・通産省「電気事業法」の一部改正（卸発電事業の一部自由化：平成7年12月1日施行）

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他の
平成 7年	5月	○「地球環境を守る身近な行動指針（ローカルアジェンダ21おおさか）」策定	5月	・「大阪府化学物質適正管理指針」 平成7年5月1日施行
	7月	○「大阪市環境影響評価要綱」制定 ○「大阪市自動車公害防止計画」改定	7月	・西淀川大気汚染公害第2次～4次訴訟第一審判決（大阪地裁） ・国道43号線公害訴訟最高裁判決 ・環境庁「悪臭防止法」の一部改正 (排出水中に含まれる特定悪臭物質に係る規制基準設定：平成8年4月1日施行)
	10月	○「大阪市環境影響評価要綱」施行 ○廃冷蔵庫（粗大ごみ）からのフロン回収モデル事業を2区において実施	10月	・自動車燃料に関する許容限度設定
	11月	○排出中に含まれる特定悪臭物質に係る規制地域及び規制基準告示		
	12月	○廃冷蔵庫（電気店）からのフロン回収パイロット事業を2地域において実施	12月	・「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」により、先進国における特定フロン等は1996年末に生産禁止 HFC（代替フロン）は2020年に全廃となる ・「大阪府炭化水素類排出抑制対策推進要綱」 平成8年1月4日施行
	8年		1月	・自動車排出ガス量の許容限度設定（9年度・10年度規制） ・第4次水質総量規制（COD）の削減基本方針を関係都道府県に通知
	5月	○「大阪市くん蒸施設管理指針」策定 平成8年5月1日施行 ○「APEC環境技術交流促進事業運営協議会」に大阪市参画	5月	・環境庁「大気汚染防止法」の一部改正 (有害大気汚染物質対策の推進に関する規定の整備、自動車排出ガス規制の対象の拡大〔125cc以下の原動機付自転車追加〕、建築物解体等の作業に伴うアスベストの飛散防止に係る規定の整備他) ・大阪府「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」策定 ・環境庁「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」（地下水の水質浄化に係る措置命令等）を公布 (平成9年4月1日施行)
	8月	○「大阪市環境基本計画」策定	6月	
	11月	○「ニューアース'96（地球環境技術展）」に大阪市参加	2月	・環境庁「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準設定」 ・環境庁「地下水の水質汚濁に係る環境基準設定」
	3月	○クリチバ市（ブラジル）の環境保全技術交流に関する協定書に調印〔第2次〕	3月	・自動車排出ガス量の許容限度及び自動車燃料品質に関する許容限度の一部改正
	4月	○「大阪市公害防止設備資金融資」の条例改正「大阪市環境保全設備資金融資」として融資対象を拡充 ○大阪市立環境学習センター（愛称：生き生き地球館）開館 ○「大阪市府内環境保全行動計画（エコオフィス21）」策定		
	5月		6月	・「環境影響評価法」制定・公布